

平成22年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成22年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成22年3月5日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 平成22年度町政施政方針説明
日程第 5 報告第1号から議案第56号まで一括上程
(提案理由の説明)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22名)

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
3番	高野 精一	議員	4番	馬場 信作	議員
5番	山内 政	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	大宅 宗吉	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
13番	星 和男	議員	14番	平野 昌盛	議員
15番	阿久津 梅夫	議員	16番	渡部 東	議員
17番	芳賀沼 順一	議員	18番	菅家 幸弘	議員
19番	大竹 幸一	議員	20番	児山 寿明	議員
21番	五十嵐 司	議員	22番	渡部 康吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長補佐
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

ただいまから平成22年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎表彰状の伝達

○渡部康吉議長 開議に先立ちまして表彰の披露を行います。

去る2月9日開催の全国町村議会議長会の定例総会において、本町議会が議会活性化などの功績が認められ、全国議長会から表彰を受け、2月22日の県議長会総会の席上において表彰の伝達がありましたので、これより表彰の披露を行います。

局長から表彰状の披露をいたさせます。

局長。

○渡部俊夫事務局長 それでは、表彰の披露をさせていただきます。

表彰状、福島県南会津町議会殿。

貴議会は地域の振興発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努められました。

その功績は顕著であり、他の範とするにふさわしいものであります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成22年2月9日。

全国町村議会議長会会長、野村弘。

以上であります。

なお、功績の披露につきましては、皆さんのお手元にご配付のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。（拍手）

○渡部康吉議長 ありがとうございました。

以上で表彰状の披露を終わります。



◎開議の宣告

○渡部康吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、渡部優君、14番、平野昌盛君を指名いたします。



◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より3月16日までの12日間とし、明6日から9日及び12日から14日を休会とし、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月16日までの12日間とし、明6日から9日及び12日から14日を休会とすることに決しました。



◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成21年第4回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る2月19日に開催されました平成22年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会及び2月25日に開催された平成22年第1回田島下郷町衛生組合議会定例会並びに2月26日に開催された平成22年第1回西部環境衛生組合議会定例会に関係議員が出席して審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認可決されました。その概要はお手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付の文書によってご了承願います。

次に、平成22年2月までの月例出納検査の結果について、監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

町長から発言したい旨の申し入れがあります。

町長。

○湯田芳博町長 2月24日に開催されました議会議員懇談会でご説明を申し上げました、平成10年度からの公営住宅の家賃算定誤りにつきまして、その後の経過等についてご報告をさせていただきますと思います。

まず、算定誤りの金額ではありますが、議員懇談会後再度最終の精査を行った結果、過納誤り分が232世帯、総額で5,216万9,530円、過少誤り分が216世帯、1,775万9,595円となり、2月26日本庁舎内で副町長を中心としてマスコミに対する記者会見を開き、今回の一連の不祥事を公表し、陳謝したところであります。

その後、同日夕方から終末土曜日、日曜日にかけて幹部職員を中心として班編成を組み、町営住宅入居者の全戸を訪問し、説明の上、陳謝してきたところであります。

また、平成10年度以降の公営住宅の家賃算定事務を担当していた職員並びに管理監督すべき立場にあった職員20名について、事情を聴取した上で、3月3日、懲戒審査委員会を開催いたしました。この審査結果を受けまして、住民の行政に対する信頼感を著しく失墜させた責任は重いものがある、このように判断をいたし、地方公務員法に基づく戒告処分が4名、文書訓告12名、口頭訓告4名の合わせて20名の職員を本日懲戒処分したところであります。

また、みずからの処分につきましては、副町長を含めて追加議案の提出を予定しているところでありまして、謹んで深くおわび申し上げます。

今回の公営住宅の家賃算定誤りについての詳細な内容は、今定例会開会中の各常任委員会で担当課より再度説明させることとしておりますが、再発防止の対策について今月中に策定することを指示したところであります。

以上、公営住宅の家賃算定誤りにつきまして、おわびと報告とさせていただきます。

○渡部康吉議長　なお、平成21年第4回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎平成22年度町政施政方針説明

○渡部康吉議長　次に、日程第4、平成22年度町政施政方針説明に入ります。町長の登壇を許します。

町長。

○湯田芳博町長　平成22年度町政施政方針の説明に先立ちまして、南米チリで2月27日に発生いたしましたマグニチュード8.8の巨大地震で被災された現地の方々と、津波の影響で国内において被害を受けられた漁業関係者を始めとした多くの方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いその復興を願っております。

それでは、町政施政方針の説明を申し上げたいと存じます。

まず、本日ここに、平成22年第1回南会津町議会定例会が開会され、平成22年度一般会計予算を始めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信を申し述べさせていただきます。どうぞ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げたいと存じます。

南会津町が誕生して、はや4年が経過しようとしておりますが、私が南会津町の誕生とともに進めてまいりました「人と資源の統合」による提案型の町政は、集落や団体の力ときずなを発揚し、世代の違いを「頼れる力」、「希望の光」へと変化をさせ、手ごたえのある成功体験を築くことができました。また、徐々にではありますが、職員の意識改革も進み、相手を思いやる気持ち、自分を変えようとする努力、感謝の気持ちを持って仕事に取り組む職員がふえて

きております。

これまで町政の各般にわたり、多大なるご協力とご支援をいただきました議員各位並びに町民の皆様に、改めて感謝を申し上げます。

さて、我が国は、昨年秋の世界的株価の下落や継続する円高傾向に加え、政府によるデフレ宣言がされるなど、物価下落傾向の長期化が懸念されております。経済成長では多少の明るい兆しがかいま見えるものの、景気の回復までにはまだ時間がかかると予想されており、その影響は県内の新規高卒者の就職内定率が過去最低の水準になるなど、特に雇用環境に大きな影を落としております。

本町におきましても、昨年の田島精密工業田島工場の閉鎖に引き続き、この3月末には徳力精工田島工場が閉鎖され、40名を超える方々の職が失われようとしております。経済のグローバル化が進み、目に見えない経済原理が瞬時に本町のような中山間地域をも不況の渦に巻き込んでしまうことは、大変残念なことであり、今なお求職活動を続けておられる方々や家族の皆様のご心労を察するとき、胸が痛くなる思いでございます。

私は、今こそ経世済民の原点に立ち返り、雇用環境の改善を始めとする地域経済の再生に取り組まなければならないと考え、新たな産業興しの環境を整え、持続可能な起業支援に向けた施策の構築を進めていく覚悟であります。安さ競争が生み出す負のスパイラルに巻き込まれない循環型の仕事づくりを進め、町民の安定雇用と生活向上を図ってまいりたいと考えております。

先行きの不透明な時代が続きますが、将来を見据えた町の基盤づくりを行いながら、町民の皆様への生活安定に向け、たくましく行動をもって最善を尽くしてまいりたい決意でございますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

私は、これまでの4年間、「統合」、「存在感」、「響き合い」、「見きわめる」をその年ごとのまちづくりのテーマとして掲げ、町民の皆様との意識の共有を大切にしながら、新生南会津町のかじ取りを担ってまいりました。

南会津町が誕生し、分散するすべての英知と努力を結びつけるための「統合」を掲げ、そして町民一人一人がそれぞれの「存在感」を体感できる独自性の高い住民自治へとつなぎ、さらにはこれら存在感の高まりが共鳴し合い、さらに多くの可能性を生み出す「響き合い」の年となるよう発展させてまいりました。そして昨年は、混沌とする社会情勢の中であって、常に本質を見極め、たくましい南会津町の根幹を築くために「見きわめる」をテーマとして町政運営に当たってまいりました。

町村合併から4年という歳月を経て芽生えた南会津町のきずなと力をしっかりと検証し、夢と希望の持てるまちづくりが確実なものとなるよう、本年は「志と行動」をまちづくりのテーマといたします。

やまなみ泊覧会を通して、「古き教えを伝え」、「今に責任を果たし」、「未来に夢ひらく」、この3つの力が備わった南会津町は、町民の本気さと自信が連結されました。思考するだけでは地域は変わることはありません。思考したことに対し、志を持って行動することが確かな人間を形づくるものと思っております。

私の次なる取り組みは、町民の皆様の「本気さと自信」を確かな歩みとして連結し、本格的な「雇用の安定」、「安心介護」、「夢の広がる教育」など、地域主権の中でたくましい行動を展開し、南会津町の強固な基盤づくりを目指していくことを基本に町政の執行に当たってまいります。

続きまして、平成22年度予算編成について申し述べます。

政府は、平成22年度予算の編成に当たり、「国民生活が第一」、「コンクリートから人へ」の理念のもと、国民生活に安心と活力をもたらす施策を充実させた「いのちを守るための予算」として、子ども手当、農業の戸別所得補償、高校の実質無償化等の施策を実施することとしております。また、現下の厳しい経済情勢への対策として、平成21年度2次補正予算と平成22年度予算を一体として、雇用対策を始め、税制改正、金融対策等のデフレ克服のための施策を講じ、実施されようとしております。

地方財政対策におきましても、地方交付税で新たに「地域活性化・雇用等臨時特例費」が措置されるなど、一般財源総額で昨年度を0.6%上回る59兆4,000億円が確保されており、地方財源の充実が図られたところであります。

このため、本町の平成22年度予算編成に当たりましては、平成21年度の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を始めとする繰越事業との切れ目のない予算編成に努め、産業間の連携強化による南会津経済の元気回復と雇用創出に取り組みながら、将来に夢ひらく安心の助け合いを基本に、「今を的確に支え、未来に備える政策実行」を政策目標として、5つの重点施策を柱としたところでございます。

その結果、一般会計では、町税や地方譲与税が減少する厳しい財政状況の中で、事業の重点選別に努めながら経常経費の徹底した削減を行うとともに、町債の借入れを一定額に抑えるなどの予算規模の圧縮を図り、前年度当初予算に対し3.6%の減少となる114億6,000万円を計上いたしました。

また、特別会計は7会計で52億10万円、公営企業会計は1会計で2億1,996万円、全会計では168億8,006万円の予算規模といたしたところであります。

それでは、重点施策項目に沿って順次、重点事業の内容をご説明申し上げます。

まず、地域の特性を生かしたまちづくりのために、産業振興と地域間交流の推進について申し述べます。

第1には、深刻化を増す雇用対策には、緊急雇用創出関連事業として総額1億9,400万円の重点的な予算配分を行い、97名に1名を追加され98名の新たな雇用を創出してまいります。また、安定的な雇用の場を確保するための施策として、木工等の地場産業を支援し新たな産品開発を促進させるほか、研究機関の誘致等などにも民間企業との提携を考えており、これらを進めてまいりたいと、このように考えております。

農商工連携による6次産業の構築に向けた新たな事業展開に関しましては、南会津町商工会と車の両輪となるようなきずなづくりを進め、生産者、加工事業者、流通・販売事業者等の関係団体との連携強化に努めてまいります。

特に、農林産物の商品開発、販路拡大に関しましては、新たな「みなみやま観光株式会社」を始めとする第三セクターの経営体力を強化させ、農林業のビジネス化へ向けた研究、提案を行ってまいります。

また、本年2月にスタートしました新物流システムにつきましては、取扱店の拡大とともに宅配業者との連携強化を図りながら事業の拡張に努め、農林産物、特産品等の販路拡大と流通促進を図り、地域経済の活性化へ結びつけてまいります。

さらに、田島中心市街地の明るさを取り戻すため、空き店舗の活用に支援するほか、シャッターで閉ざされた空き店舗前を地場の枝ものや花々で大胆な装飾を施し、にぎやかさを演出してまいります。

観光分野では、やまなみ泊覧会によって芽生えてきました地域の本気さと自信を持続するため、各種支援事業を継続しながら生活型観光の推進と集落の活性化を図ってまいります。さらに、教育旅行では、誘致件数が大幅に増加していることから、受け入れ農家の確保と体験メニューの充実を図り、南会津町を訪れた多くの子供たちの心に深く刻まれるふるさととなるよう都市農村交流事業の活性化に努めてまいります。

また、昨年ご縁をいただきました韓国との交流事業につきましても、青少年の相互交流事業を始め、トレッキングやスキーツアーなどのインバウンド事業を一層推進させ、友好都市の締結も視野に入れた国際交流の活性化と福島空港の利用促進に努めてまいります。

一方、本町の観光産業の中心的存在となる第三セクターの経営に関しましては、昨年引き続き、第三セクター経営評価委員会のご支援をいただきながら、改善策の検討、提案を行ってまいります。特に、この4月に誕生いたしますみなみやま観光株式会社につきましては、人材育成と農業分野の強化に重点を置く経営体制に変換させ、農産物の商品化を始め、本町が有する農業資源を観光事業で最大限活用できるよう、地域を巻き込んだ経営戦略を展開してまいります。

次に、農業の分野では、まず農地生産力強化総合支援事業、規模拡大支援事業による産地化支援を始め、集落営農支援、新規就農支援等を通じた生産者への支援を充実させ、農家所得の向上と農商工連携へ向けた基盤づくりを行ってまいります。

また、おとなの学校・農学部のカリキュラムを充実させ、土づくりからの農業者を育成するほか、有機農業に積極的に取り組む方々を全面的に支援し、農業の新たな可能性を切り開いてまいります。さらに、新たに地域産業の6次化へ向けた実験事業として、ミニトマト、食用ホオズキを使用した商品開発に取り組み、高齢者の生きがいづくりと耕作放棄地の解消を図ってまいります。

林業の分野では、森林整備事業や森林整備加速化・林業再生基金事業を推進し、森林組合などの一定の雇用枠を確保するとともに、適切な森林管理に努めてまいります。また、里山再生による町民の森づくりや沿線型森林環境整備による道路沿線森林の良好な景観形成を図り、森林の持つ多面的機能を高めてまいります。

さらには、路網整備事業、木材流通システムによる間伐材の搬出促進、ストックヤードを利用したチップ材の生産などの産業活動につなげ、これら「雇用創出」、「環境保全」、「産業振興」の3つの森林機能を本町林業政策の一つのサイクルモデルとして構築し、連携させることにより、南会津初の森林ビジネスをつくり上げてまいりたい、このように考えております。

次に、安全で快適な暮らしのための生活基盤と生活環境の充実について申し述べます。

まず、住民の生命と財産を守る自治消防の充実面では、毎年、団員数が減少傾向にある消防団の多種多様な活動を補完するため、消防団OBを対象に機能別消防団員制度を採用し、「消防先遣隊」として主に昼間の火災における初期消火活動にご活躍をいただくこととしております。

さらに、予測困難な大規模災害時における被害の軽減を図るため、地区ごとの自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、モデル地区を選定し、災害が発生した際の対処方法を疑似体験する災害図上訓練を実施するなど、地域防災力の強化を目指してまいります。

道路網整備の分野では、地域活力基盤創造交付金事業の活用によりまして、引き続き、永田中荒井線を始めとする町内の基幹道路と生活道路の計画的整備を進め、冬期間の除雪体制の強化とともに住民生活の安全確保を図ってまいります。

また、会津田島駅周辺市街地のにぎわいを形成するため、会津田島駅を南北に結ぶ跨線橋の設計に着手するほか、道路築造、宅地造成等の土地区画整理事業の推進を図ってまいります。さらに、国道289号田島バイパス沿線に地場産品展示販売施設の整備を進め、通過観光客の取り込みや周辺市街地への人の還流を図ってまいります。

高度情報化社会への対応では、地上デジタル放送への完全移行まで残り1年と4カ月になってまいりましたが、テレビの難視聴が予想される地域への中継塔の建設支援を始め、共聴施設組合への工事費用の支援を進めるなど、年度内にすべての準備が整うよう作業の進捗を図ってまいります。

公共交通の分野では、会津鬼怒川線の一部にトンネルの地盤沈下が生じ、早急な対策が必要なことから、栃木、福島両県及び沿線自治体が負担金を拠出し、平成22年度から3カ年をかけて修繕工事を実施してまいります。また、会津・野岩両鉄道会社に対する経営支援につきましても、直接的な資金援助もさることながら、やまなみ泊覧会、日光・会津観光軸によるツアー商品を提案し、観光客の鉄道利用促進を図ってまいります。

また、これまで、やまなみ泊覧会を通し、南会津町地域公共交通総合連携計画に基づく生活バス、タクシー等の公共交通体系の実証実験を実施してまいりましたが、新年度におきましては、実証運行から得られたデータと評価を踏まえまして、周遊バスや田島市街地巡回バスの継続運行に加え、新たな夜間の乗り合いタクシーの実証運行を開始してまいりたい、このように考えております。

次に、環境衛生の分野では、「環境基本計画」に基づく各種の環境指標の達成に向けた全庁的な施策を展開してまいりましたが、新年度では尾瀬国立公園の活用策の一環として、田代山自然保護のための巡視活動や登山道整備に努めてまいります。また、おとなの学校を活用した山岳ガイドの養成につきましても検討を進め、新たな雇用の場の確保を図ってまいります。

一方、南会津町地方広域市町村圏組合において検討を重ねてまいりましたが、南会津郡内のごみ・し尿の収集、処理業務及び火葬業務の広域化を図るための「南会津地方環境衛生推進計画」につきましても、関係する一部事務組合の議決が得られたことから、新年度では西部環境衛生組合と田島下郷町衛生組合の組織統合へ向けた作業が本格化してまいります。本町といたしましても、より効率的かつ広域的な体制が確立されるよう、同推進計画に積極的に参画する

とともに、一方では、埋め立て終了した最終処分場の廃止のための手続を進めるなど、環境面の改善に努めてまいります。

上水道の整備では、栗生沢簡易水道事業が平成21年度をもって完了することから、南郷地区簡易水道整備事業に本格着手し、水源工事、送配水管布設工事を実施し、安全な水道水の供給に向けて努めてまいります。また、田島上水道事業につきましても、土地区画整理事業や県道整備に関連し、配水管等の布設工事を実施してまいります。

3点目は、町民の笑顔あふれる生活のために、保健・医療・福祉の充実について申し述べます。

まず、健康づくりの分野では、去年は新型インフルエンザが世界を凌駕し、改めて予防医療と住民の健康管理意識の重要性を認識いたしました。引き続き町民の主体的な健康づくりと突発的な流行性感染症に対応できる体制の強化を図ってまいります。

医療の分野では、医師不足が県全体の大きな課題となっておりますが、現在、福島県地域医療再生計画におきまして、会津総合病院を核とした会津地域の全体計画の中で、県立南会津病院の医師確保の必要性が明確に位置づけられております。町といたしましても、これまで病院に対し地域が協力できるものを提示しながら、継続的な支援と関係機関に対する要望活動を行ってまいりました。

この3月より、月に1回から2回程度ではありますが、神経精神科外来が開設されますことは、こうした活動の成果ととらえ、今後も県立南会津病院の支援を継続し、強固な協力体制を築き上げてまいりたい、このように考えております。

高齢者の支援では、これまでの施設介護と在宅介護の間に地域力を取り込む「安心の助け合い事業」として、地区集会所に新たな役割を持たせ、介護に従事される方々の負担軽減を図り、あわせて老人や子供たちの居場所づくりを実施いたします。

平成22年度は、モデル事業として各地域2カ所程度で実証実験を行います。高齢者同士のふれあいや、そして時には子供たちとの交流を通じて日常の楽しみや生きがいを感じていただきたいと考えております。

地区集会所では、保健師による高齢者の健康管理としてNTT東日本の全面的なご支援をいただきながら、テレビ電話等を活用した血圧や脈拍数などのバイタルチェックを行うとともに、将来的には南会津病院との連携により医療分野での活用も視野に入れてまいりたいと考えております。

高齢者の見守りについては、現在まで、地域たすけあいモデル事業の中で、高齢者の安否確

認や緊急警報装置などにより実施しておりますが、今回のモデル事業において実証実験を行い、人と人が支え合う高齢者見守りに向けた全体的な見直しを検討してまいります。

障害者支援では、昨年より障害者木工品加工生産事業を活用した加工施設の建設を進めてまいりましたが、この4月から中荒井地区において割りばし加工生産事業を開始する運びとなりました。これにより、障害者の方が地域の中で一般就労に近い形で働き、地域経済活動に参加する喜びを感じていただけるものと思います。

子育ての分野においては、田島地域統合保育所の本年12月の完成へ向けた工事の着実な進行管理に努めるほか、南郷地域の山口保育所と富田保育所の統合につきましては、現在の南郷保健福祉センターを改修し、新たな統合保育所とすることといたしました。平成22年度は、次年度の本体工事着工へ向けて実施設計を進めてまいります。

また、子ども手当の給付に関しましては、地方の負担を伴うこれまでの児童手当を暫定的に併存させる不満の残るスタートとなりましたが、給付を受ける町民の利益を第一に考え、迅速かつ適正な給付事務に徹してまいりたいと考えております。

4点目は、明るく元気な南会津っ子のための教育・文化の振興策に取り組んでまいります。

まず、子供たちの洞察力や表現力を向上させるため、小中学校の図書室の環境整備を進め、子供たちが安全に、そして楽しく学校生活を送れる学びの環境スペースを整えてまいります。また、健やかな青少年を育成するため、国際交流事業やダイナミック南会津の公演活動への支援、さらには学習サポート事業の継続を通し、子供たちの心の教育と学力向上を支援してまいります。

小中学校の施設面では、平成21年度予算の繰越事業を中心に校舎、体育館等の耐震化対策と施設改修を計画的に進めてまいります。

一方、小学校の再編につきましては、関係地域協議会や議会の皆様からのご意見をいただきながら、これまでの検討経過を踏まえ、地域の皆様との合意形成が図られるよう慎重かつ丁寧な対応に努めてまいります。

針生小学校と檜沢小学校の統合及び南郷第一小学校と南郷第二小学校の統合に関しましては、これまで関係する団体や住民の方々との話し合いを重ねてまいりましたが、統合へ向けた地域内の方向性が確認されましたので、今後は検討委員会を立ち上げ、関係する皆様とご相談をさせていただきながら、統合時期や施設改修、跡地利用等の具体的検討を進めてまいります。

芸術文化の振興策では、新たに文化振興基金を創設し、南会津町文化ホールを核とした一層の芸術文化の振興に努めてまいります。さらには、奥会津博物館を活用した農山村の生活習慣

や自然に触れる体験メニューを提供し、南会津ならではの文化財の保存と活用を進めてまいります。

また、高等学校教育の支援につきましては、南会津高等学校の通学、部活動への支援を継続するほか、昨年、田島高等学校を支援する後援会が設立されたことから、同後援会に対しても部活動を始め進路対策や地域との交流事業を支援し、同校が目指す「地域に開かれた学校づくり」へと協力してまいりたいと思います。

一方、ポストやまなみ泊覧会として計画しております「おとなの学校」につきましては、昨年「林業技術員養成講座」、「おとなの学校農学部」など、主に農林業への就業支援を実験的に実施してまいりました。新年度におきましては、農林業分野の講座内容の充実を図るほか、新たなカリキュラムとして「言葉の力学習塾」を加え、言葉の力が持つ可能性を学び、大人と子供の豊かな人間関係づくりに努めてまいります。

また、おとなの学校の総合的な運営計画につきましては、こうした個別的な講座の開催を経ながら、組織面、運営面の検討を重ね、全体像の構築を進めてまいりたいと考えております。

5点目は、信頼されるあしたのために、行政と住民との協働、効率的行財政運営に努めてまいります。

本年4月には、総合支援センター館岩が一般財団法人南会津町総合支援センターとして生まれ変わります。新たな体制のもとに、町の協働運営者として地域性を考慮した新たな住民サービスの提供や質の高い住民サービス等の充実が図られ、住民満足度の向上や雇用創出につながることに大きな期待を寄せております。

総合支援センター構想は、町村合併による行財政の効率化とともに、縮小が予想される職員数や行政サービスの低下へ対応するため、最重要政策課題の一つとして取り組んでまいりましたが、今後の総合支援センターの充実が、住民生活の安心と行財政の効率化に大きな役割を果たしてくれるものと確信をいたしております。

また、平成22年度は、第一次総合振興計画の最終年度となり、新たな計画策定へ向けての改訂時期ともなりますが、南会津町が歩んできた4年間の軌跡をしっかりと検証し、住民の皆様とともに、南会津町の将来へ向けた確固たる礎となるような計画づくりをしてまいりたいと考えております。

財政面では、将来へ不安を残さない安定的な財政運営を行うため、事務事業の見直しや外部委託を進め経費節減を図るとともに、中期財政健全化計画や公債費負担適正化計画に基づき、起債発行額の抑制と基金造成に努めてまいります。

現在の厳しい経済情勢下において、6年後に迫りました普通交付税の合併算定替特例措置の期限に向けて、町民の方々に信頼される行財政の基盤をつくり上げてまいります。

以上、平成22年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し上げます。

南会津町の第二ステージへ向けて、世代や領域の垣根を越えた人と人との融合によるまちづくりを実践し、町民の皆様が「この町に住んでよかった」と感じてもらえるよう、全職員と力を合わせて町政の執行に取り組んでまいります。

結びに、議員各位を始め、住民の皆様のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。

○渡部康吉議長 暫時休憩いたします。5分ほど休憩したいと思います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第1号から議案第56号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長 次に、日程第5、報告第1号から議案第56号までを一括上程いたしますが、提出議案中に出席議員本人に直接利害関係のある案件がありますので、提出者の町長より提案理由の説明を分割して説明をいただきます。

まず初めに、報告第1号から議案第28号までの説明をお願いします。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、平成22年第1回南会津町議会定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本件は、郡山地方広域市町村圏組合が平成22年3月31日をもって解散し、福島県市町村総合事務組合から脱退する旨の届出がされるとともに、平成22年4月1日から公立小野町地方総合病院組合の名称を公立小野町地方総合病院企業団と変更させる旨の届出がなされたため、福島県市町村総合事務組合の団体数の減少及び当該組合規約の変更について異議がない旨、専決処分するものであります。

次に、議案第6号 南会津町文化振興基金条例についてご説明申し上げます。

本案は、文化ホールの計画的かつ効果的な事業運営と本町の文化の振興を図るため、新たに南会津町文化振興基金を設置するものであります。

次に、議案第7号 南会津町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、受益と負担の観点から、町税等の納付の公平性と信頼性を確保するため、町税等を滞納し、納付について不誠実な者に対して行政サービスを制限し、町税等の納付意識の高揚を図ることを目的とするものでありまして、住民の方への周知期間を確保して、平成23年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第8号 南会津町木材加工保管施設条例についてであります。本案は、森林資源の利活用を図るため、例えば番屋地内に建設しました木材加工保管施設でありまして、指定管理施設として設置条例を定めるものであります。

次に、議案第9号 南会津町館岩地域生活交通バス運行条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、館岩地域生活交通バスが昨年7月より貸し切り方式から乗り合いタクシーに変更されたことから、貸し切り運行を前提としていた本条例を廃止し、運行経費から運賃を差し引く委託料方式に取り扱いを統一するものであります。

次に、議案第10号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、職員の勤務時間について福島県人事委員会勧告に基づき、本年4月1日より、1日の勤務時間数を8時間から7時間45分に変更するものであります。

これにより、関連する南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、南会津町職員の育児休業等に関する条例及び南会津町職員の給与に関する条例の3条例について、一部を改正するものであります。

また、労働基準法の改正に伴い、平日の月60時間を超える超過勤務に対する割増率が引き上げられるとともに、引き上げられた割増率分を休暇に振りかえられる制度が本年4月1日より施行されるため、あわせて所要の改正を図るものであります。

次に、議案第11号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の専門性と業務内容の拡大により、いきいき健康農業推進員については、経験と専門性にに基づき、名称と月額報酬を3区分に改正するほか、文化財等活用調査員及び町史編さん調査研究員については、その名称と月額報酬を改正するものであります。

次に、議案第12号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度の導入に伴い、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった方に対する保険料について、資格取得から2年間軽減措置がございましたが、当分の間、この軽減措置が継続されることとなったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、施設内にありましたコンベンションホールが改修に伴い廃止となったことから、関係条文の整理をするため所要の改正を図るものであります。

次に、議案第14号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、きらら289（ニーパークュー）敷地内に公衆トイレを新たに設置しましたので、当施設の構成について所要の改正を図るものであります。

次に、議案第15号 南会津町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、滝原簡易水道の給水区域を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 南会津町総合支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、本年2月10日に主たる事務所を館岩会館内とする一般財団法人南会津町総合支援センターが設立されたことから、町が設置した南会津町総合支援センター館岩を、本年3月31日をもって廃止するものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、伊南地域の人権擁護委員佐藤万里子氏が、平成22年6月30日をもって任期満了と

なるため、その後任として芳賀隆雄氏を推薦するものであります。芳賀氏は青少年の健全育成を始め防犯活動を通じ広く社会に貢献され、人物、識見等にすぐれており、適任と考えますので、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものです。

なお、任期は平成22年7月1日から3年間になる予定です。

次に、議案第17号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、町道唐沢線の道路改良に伴い、新たに新道と旧道の2路線を認定するため、これまで認定されていた旧路線を一たん廃止するものであります。

次に、議案第18号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、前議案で説明申し上げました町道の道路改良に伴い、新たに唐沢線、唐沢2号線として2路線を認定するほか、国道400号線の改修工事完了に伴い、町に移管されました旧国道敷きについて、町道舟鼻線として認定するものであります。

次に、議案第19号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成17年度から進めてまいりました県営経営体育成基盤整備事業木伏地区の土地改良事業が、平成22年度に完了することから、字区域を変更するものであります。

次に、議案第20号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、国土調査事業により、平成19年度に現地調査しました針生第3地区について、その一部の字区域を変更するものであります。

次に、議案第21号からの公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第21号は、第三セクター4社の統合に伴い、清算される株式会社南会津観光公社、株式会社INA及び株式会社さゆりの里が、指定管理者になっている公の施設について、新会社の母体となる会津高原夢開発を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日より3年間とするものであります。

また、議案第22号以降は、すべて田島地域以外の施設でありまして、議案第24号で南会津町ふるさと中小屋ビューポイントを木伏地区営農改善組合に、議案第26号で南会津町ものづくり伝承館について「創年のたまり場」木地の里クラブを指定管理者として新たに指定するほかは、議案第22号から議案第28号まではたていわ農業公社の解散等による指定管理者の変更であります。

以上、報告第1号から議案第28号までの提案理由を説明させていただきました。

○渡部康吉議長 ここで、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定については、議員本人に係る案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、4番、馬場信作君の退場を求めます。

〔4番、馬場信作議員 退場〕

○渡部康吉議長 引き続き、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定についての説明をお願いします。

町長。

○湯田芳博町長 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

本件は、南会津町久川ふれあい広場について、南会津町青柳区を指定管理者として指定するものであります。

○渡部康吉議長 ここで、議案第29号の説明は終わりました。

4番、馬場信作君の入場を許します。

〔4番、馬場信作議員 入場〕

○渡部康吉議長 引き続き、議案第30号から議案第37号までの提案理由の説明をお願いします。

町長。

○湯田芳博町長 続きまして、議案第30号から議案第37号までの提案理由を説明いたします。

議案第36号で、南会津町館岩会館を一般財団法人南会津町総合支援センターに、議案第37号で南会津町自然環境学習施設について、南会津町川衣区を指定管理者として新たに指定するほかは、期間満了等に伴い、指定管理者の指定を行うものであります。

以上、議案第30号から議案第37号までの提案理由とさせていただきます。

○渡部康吉議長 ここで、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定については、議員本人に係る案件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、4番、馬場信作君並びに18番、菅家幸弘君の退場を求めます。

〔4番、馬場信作君、18番、菅家幸弘君 退場〕

○渡部康吉議長 引き続き、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定についての説明をお願いします。

町長。

○湯田芳博町長 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます

ます。

本件は、各地区の26の集会施設につきまして、指定管理者として各行政区を指定するもの
あります。

○渡部康吉議長　ここで、議案第38号の説明は終わりました。

4番、馬場信作君、18番、菅家幸弘君の入場を許します。

〔4番、馬場信作議員、18番、菅家幸弘議員　入場〕

○渡部康吉議長　引き続き、議案第39号から議案第56号までの提案理由の説明をお願いしま
す。

町長。

○湯田芳博町長　それでは、議案第39号以降の各議案について、提案理由を説明いたします。

議案第39号　公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、本案は、各地区にある
10の農村公園につきまして、指定管理者として各行政区を指定するものであります。

なお、ここまで説明してまいりました公の施設の指定管理者の指定に当たっては、地域に密
着した各地区の集会施設や福祉関係施設等を除き、5つの公の施設の指定管理者を公募し、こ
れまでの検証と申請内容を十分精査しながら、適任と認められる団体を指定管理者候補者とし
て決定をいたしました。

また、議案第21号で、会津高原夢開発株式会社を指定管理者として指定する施設を除き、施
設の管理形態及び今後の運営等を考慮し、指定管理の期間を本年4月1日から5年間といたし
ました。

各施設の指定管理者の状況につきましては、件数が多いため、事前配付しました附属資料に
まとめさせていただきましたので、個別の説明を省略し提案とさせていただきますので、ご了
承をお願いいたします。

以上、条例関係議案の説明を終わります。

次に、平成21年度補正予算について申し上げます。

まず、議案第40号　平成21年度南会津町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し
上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,853万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞ
れ138億543万4,000円とするものであります。

その要因は、国・県補助金の決定や各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理が主なもの
であります。

それでは、歳入から各款別にご説明いたします。

第1款町税は、今後の収納見込みから、固定資産税1,300万円の減額補正であります。

第2款地方譲与税は、実績見込みにより、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税は減額、地方道路譲与税は追加で、差引2,000万円の減額補正であります。

第6款地方消費税交付金は、交付実績見込みにより650万円の追加補正であります。

第8款自動車取得税交付金は、交付実績見込みにより450万円の減額補正であります。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金等の農業費分担金及び私立保育所の広域入所保育料の367万9,000円の追加補正であります。

第13款使用料及び手数料は、各種使用料の実績見込みと公営住宅使用料の修正等により、143万5,000円の減額補正であります。

第14款国庫支出金は、主なものとして市町村合併推進体制整備費補助金等の総務管理費、国庫補助金、学校耐震化に伴う小学校費、国庫負担金補助金、子ども手当準備事業費補助金の追加計上のほか、事業の確定見込みによる補正でありまして、4,128万4,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、農林水産施設災害復旧費補助金の追加のほか、福祉関係を始め農業費等各補助事業費の確定見込みによる補正と、電源立地地域対策交付金の減額等で、合わせて1,335万3,000円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、送電線下の地役権設定に伴う町有地貸付料の追加、土地区画整理事業保留地売払収入の減等でありまして、672万1,000円の追加補正であります。

第17款寄付金は、一般寄付金、社会福祉費寄付金で72万9,000円を追加補正するものであります。

第18款繰入金は、基金繰入金6,215万8,000円の減額補正でありまして、事業費の確定見込みと今年度の財源見通しによるものであります。

第20款諸収入は、土地改良区貸付金償還金、緑資源幹線林道用地取得補償金の追加計上、太陽光パネル導入促進事業助成金の減額等が主な内容でありまして、1,229万1,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、事業費の確定見込み等により2,200万円を減額するものであります。

次に、歳出の概要を款別に申し上げます。

第2款総務費は、3,656万6,000円の減額で、主な内容は支所費に計上されていた経済危機対策臨時交付金事業等の事業費確定見込みによる減額、交通対策費に計上されている生活交通

路線運行委託料の減額、選挙費の減額等既決予算の整理のほか、地上デジタル放送対策費の計上等であります。

第3款民生費は、障害者福祉費の扶助費の追加や、子ども手当支給に伴うシステム改修費を新規計上する一方、田島地域統合保育所建設事業費を減額するほか、既存事業費の整理でありまして、1,832万円を減額補正するものであります。

第4款衛生費は、事務事業の確定見込みによる減額補正と経済危機対策臨時交付金による簡易水道事業特別会計繰出金の減額で、1,314万9,000円の減額補正となりました。

第6款農林水産業費は、1,400万2,000円の減額でありまして、主な内容を説明いたしますと、農地費におきましては国の補正予算に対応した長野地区の県営中山間地域総合農地防災事業負担金の追加補正、林業総務費では幹線林道の用地取得費等のほかは、事業費の確定見込みによる既決事業予算の補正であります。

第7款商工費は、株式会社南会津観光公社に派遣する職員数の減に伴う運営費補助金の減額、観光施設等管理費及びやまなみ泊覧会開催費の減額等により、1,722万8,000円の減額補正であります。

第8款土木費については、本年度事業の確定見込みにより補正するほか、先日開催した議員懇談会でご説明いたしました公営住宅使用料返還金を計上するものでありまして、4,292万円を追加するものであります。

第9款消防費は、全国瞬時警報システム更新工事費を追加するほか、事務事業の補正でありまして、30万6,000円を追加補正いたしました。

第10款教育費は、荒海小学校体育館改修工事費を追加するほか、各種事務事業の確定見込みによる減額等で、合わせて1,483万9,000円を追加補正するものであります。

第11款災害復旧費は、南郷地域の林業用施設災害復旧事業費の補正でありまして、343万9,000円を減額補正するものであります。

第14款予備費は、610万3,000円の追加補正であります。

なお、継続費を設定しています田島地域統合保育所建設事業は、事業費の一部変更により第2表継続費補正のとおり変更するとともに、第3表繰越明許費できめ細かな臨時交付金事業を中心として類似の事業を統合の上、46件、金額にして12億4,983万2,000円を、次年度に繰り越しするものであります。

また、事業費の変更等により、第4表地方債補正のとおり、起債の限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第41号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,943万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,468万1,000円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税を始め国・県支出金、共同事業交付金の確定見込みにより補正するほか、一般会計繰入金及び国保基金繰入金については減額補正するものであります。

歳出では、総務費及び共同事業拠出金について、決算見込みにより減額する一方、予備費については追加補正するものであります。

次に、議案第42号 平成21年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ264万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ159万1,000円とするものであります。

補正の内容は、過年度老人医療費の本年度の確定見込みにより、歳出予算と負担ルールに基づく歳入予算を減額補正するものであります。

次に、議案第43号 平成21年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,384万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,791万5,000円とするものであります。

歳入では、歳出における保険給付費に対する今年度の収入確定見込額を補正するほか、保険料及び介護給付費、準備基金繰入金については、減額補正するものであります。

一方、歳出では、総務費を減額するほか、保険給付費については本年度の給付見込みにより、増額補正するものであります。

次に、議案第44号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ358万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,832万5,000円とするものであります。

補正の内容は、施設の管理費の確定見込みによる補正でありまして、きめ細かな臨時交付金事業の除雪対応型マンホール改良等事業につきましても、第2表繰越明許費のとおり、平成22年度に繰り越しするものであります。

次に、議案第45号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につ

いてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ218万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,965万6,000円とするものでありまして、施設の維持管理費と田島地域公共下水道の新設改良費について、確定見込みにより補正するものであります。

なお、きめ細かな臨時交付金事業の除雪対応型マンホール改良等事業につきましては、第2表繰越明許費のとおり、平成22年度に繰り越しするものであります。

次に、議案第46号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,345万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,709万9,000円とするものであります。

歳入では、水道使用料の減額見込みによる補正と、栗生沢簡易水道施設整備事業及び経済危機対策臨時交付金事業による静川簡易水道給配水管布設事業について、事業費が確定見込みとなったことなどから、関連する財源を減額補正するものであります。

歳出は、歳入でご説明した事業費と維持管理費等の経常経費について減額するものであります。

なお、次年度に繰り越しする事業及び町債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第47号 平成21年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

収益的収入の補正は、水道使用料456万円の減額で、収益的支出では、固定資産除去費等の補正でありまして、261万6,000円を追加補正するものであります。

続いて、平成22年度当初予算関係についてご説明申し上げます。

まず、議案第48号 平成22年度南会津町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度の予算編成につきましては、政権交代による国の予算編成の動向を見きわめながら、国の地方財政計画及び県の予算編成指針に留意しつつ、施政方針の中でも申し上げましたが、5点の重点施策を柱とした町の予算編成方針に基づき、編成に当たったところであります。

また、国の平成21年度第2次補正予算による地域活性化きめ細かな臨時交付金事業及び緊急雇用対策事業との連動を図りながら、地域経済に配慮した切れ目のない予算編成に努めたところであります。

なお、町の主要な事務事業については、平成22年度町政施政方針及び当初予算概要で説明さ

せていただきましたので、省略をさせていただきます。

それでは、歳入より、各款ごとに説明申し上げます。

第1款町税は、14億5,698万2,000円の計上でありまして、基幹税目である町民税及び固定資産税が近年の経済状況等を反映して、両税合わせて対前年度比1億1,160万7,000円の大幅な減額が見込まれることから、町税全体で対前年度比7.1%の減となりました。

第2款地方譲与税は、税制改正に伴い、従来の地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に名称が変更となりましたが、自動車重量譲与税の減収見込みにより、対前年度比10.3%減の1億9,820万円の計上となりました。

第3款利子割交付金、第4款配当割交付金は、それぞれ前年度同額の510万円、120万円の当初予算計上となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、18.8%減の130万円の計上となりました。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込額に基づき、0.3%減の1億7,440万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度同額を見込み320万円を計上いたしました。

第8款自動車取得税交付金につきましては、引き続き自動車取得税の減税に伴い、5.7%減の4,130万円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金は、自動車取得税等の税制改正に伴う減収補てん分、さらには児童手当等平成22年度に創設される子ども手当に伴う負担増に対して、財源措置として交付されるものでありますが、これらの要因により64.2%増の4,624万3,000円の計上であります。

第10款地方交付税は、平成22年度地方財政計画の中で、地域活性化雇用等臨時特例費として別枠で9,850億円が創設されるなど、一般財源所要額が確保されたところであります。こうした地方財政計画の内容を十分見きわめながらも、単位費用等不確定な要素もあることから、対前年度比6.2%減の61億2,300万円の計上となりました。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から12.0%増の280万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金、私立保育料、地方交付税清掃費再配分金等で17.3%減の4,525万5,000円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料等のほか、諸証明手数料等で1.9%減の1億4,562万2,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は、子ども手当の創設による国庫負担金の増などにより30.4%の増とな

り、5億8,675万3,000円の計上であります。

第15款県支出金は、都市計画費の県負担金、電源立地地域対策交付金等の減がありますが、合併町村支援交付金や選挙費県委託金等の増などにより、全体としましては3.5%増の6億8,435万3,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、町有土地建物等の貸付収入基金利子収入等で2,891万2,000円の計上であります。

第17款寄付金は、たていわ農業公社の解散に伴う出損金の寄付金5,300万円の計上であります。

第18款繰入金は、特定目的基金からの繰り入れ等でありまして、地域雇用創出推進基金繰入金の増により72.6%増となり、9,553万1,000円の計上であります。

第19款繰越金は、3,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、預託金、貸付金の償還金、森林農地整備センター分収造林受託事業収入、健康診査受診者負担金、スキー場施設起債償還負担金等で、ほぼ前年度と同額の1億6,564万9,000円を計上するものであります。

第21款町債は、財政健全化計画に基づき極力抑制を図ったところでありまして、対前年度比8.5%減の15億7,120万円の計上となりました。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、対前年度比1.3%減の1億2,156万7,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動費の計上であります。

第2款総務費は、地域づくり振興基金、公共施設等整備基金への積立金、一般財団法人南会津町総合支援センター補助金、地上デジタル放送対策経費、生活交通対策費、各種選挙執行経費、国勢調査費などで1.8%減の19億6,942万6,000円の計上であります。

第3款民生費は、6.8%増の24億1,865万5,000円の計上で、社会福祉費では社会福祉関係補助金を始め各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金でありまして、児童福祉費では、創設されます子ども手当、子育て支援事業費のほか、田島地域の統合保育所建設費等が主なものであります。

第4款衛生費は、田島下郷町及び西部環境の衛生組合の負担金が約1億4,000万円ほど減額となったことなどから、16.2%の減で8億9,809万5,000円の計上であります。

保健衛生費は、健診、予防接種事業費を始め、老人保健事業費、環境衛生業務費、簡易水道事業及び水道事業会計繰出金が主なものであります。

清掃費は、廃棄物処理対策費、生活排水対策費、各衛生組合負担金等を計上いたしました。

第5款労働費は、現下の厳しい雇用情勢に対応するため、緊急雇用対策費1億9,414万2,000円を計上し、総額ではほぼ倍増の1億9,455万3,000円となりました。

第6款農林水産業費は54%の減、7億3,438万1,000円の計上であります。

農業費は、オーガニック農業推進事業費、中山間地域等直接払事業費のほか、産地生産力強化総合支援事業を始めとした各種農業振興事業関係費、基盤整備促進事業費、農免農道整備事業等の県営事業負担金及び農林業集落排水事業特別会計繰出金等であります。

林業費は、里山再生事業費、木材流通システム構築事業費、各種造林事業費等林業振興関連事業費を計上いたしました。

水産業費は、漁業組合補助金であります。

第7款商工費は、第三セクター支援事業、商工会及び観光協会運営費補助、観光振興関係補助金、スキー場及び観光施設関係改修整備費、観光関連施設管理運営費の計上等であります。やまなみ泊覧会開催費の縮減等により4億9,924万9,000円、対前年度比14.0%減となりました。

第8款土木費は、2.7%の減、11億1,293万円の計上となりました。

道路橋梁費は、除雪機械購入費、除雪ネットワーク事業費などの除雪経費、さらには地域活力基盤創造交付金事業による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、まちづくり交付金事業による地場産品展示販売施設整備事業のほか、公共下水道事業特別会計繰出金、土地区画整理事業による道路築造工事や物件移転補償などの事業費であります。

住宅費は、町営住宅維持管理費、生活体験施設整備事業補助金等の計上であります。

第9款消防費は、常備消防事業広域圏組合負担金の見直し等もあり3.5%減、5億2,769万6,000円の計上で、消防防災経費の計上であります。

第10款教育費は、2.0%の減で9億9,081万8,000円の計上であります。

教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、外国青年招致事業負担金、南会津高等学校高校生の確保支援事業費、田島高等学校人材育成事業補助金、スクールバス運行経費等であります。

小学校費及び中学校費は、引き続き計画に基づく学校耐震化事業に取り組むほか、学校施設設備・教材の整備費等でありまして、県の補助を受けて中学校の学習サポート事業にも継続して取り組んでまいります。

社会教育費は、旧南会津郡役所改修事業のほか、生涯学習推進事業費、御蔵入交流館管理運営費や博物館等の施設の管理運営経費等、文化財保護費が主な内容であります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関係費のほか、びわのかげ運動公園の管理費及び学校給食の運営経費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、災害復旧事業に備えた調査測量設計委託料の計上でありまして、163万2,000円であります。

第12款公債費は、起債の償還金及び一時借入金利子の計上でありまして13.0%減、19億2,772万5,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は、6,327万2,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は、以上のとおりであります。

なお、田島地域統合保育所建設事業に係る継続費は、第2表継続費、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては第3表地方債のとおりであります。

以上、一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第49号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算につきましては、これまでの医療費実績に加え被保険者数の推移、後期高齢者医療制度の状況等を加味した結果、予算規模は対前年度比2.7%増の23億1,100万円となりました。

それでは、歳入から各款別にご説明申し上げます。

第1款国民健康保険税は、医療費支払い実績や平成22年度における医療費の見込みから、対前年度比0.7%減の6億738万5,000円の概算計上となりました。

なお、平成22年度の税率につきましては、被保険者数、所得及び固定資産税の確定により6月に本算定をすることになります。

第2款国庫支出金は5億6,230万6,000円の計上で、療養給付費、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金等に対する国の負担金並びに財政調整交付金等であります。

第3款前期高齢者交付金は、前年度の実績を踏まえて4億2,877万円の計上であります。

第4款県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び医療給付費等に係る財政調整交付金で1億688万8,000円であります。

第5款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で8,942万7,000円を計上いたしました。

第6款共同事業交付金は3億1,337万9,000円の計上で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

第7款財産収入は、国保基金の利子収入として16万8,000円を計上いたしました。

第8款繰入金は、国保基盤安定化、人件費、事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業、乳幼児医療費給付事業に対する一般会計からの繰入金で、対前年度比7.2%減の1億6,986万8,000円の計上となりました。

第9款繰越金は、前年度同額の3,000万円を見込みました。

第10款諸収入は、保険税延滞金、特定健康診査事業受診者負担金等で280万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は5,768万2,000円でありまして、人件費、国保税、賦課徴収費のほか、診療報酬明細書の点検事務等の経常経費の計上であります。

第2款保険給付費は、一般・退職被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比3.2%増の15億2,965万2,000円を計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等は、支援金及び事務費拠出金として、対前年度比6.7%増の2億5,129万4,000円の計上であります。

第4款前期高齢者納付金等は、納付金及び事務費拠出金として71万5,000円の計上です。

第5款老人保健拠出金は、制度改正前の老人保健費に係る過年度拠出金の精算金等でありまして、1万6,000円の計上となりました。

第6款介護納付金は、介護保険事業納付金として1億1,432万9,000円の計上となりました。

第7款共同事業拠出金は、高額療養費及び保険財政共同安定化事業の拠出金でありまして、3億174万3,000円の計上であります。

第8款保健事業費は、特定健康診査等事業、保健事業の計上でありまして、2,526万8,000円となりました。

第9款基金積立金は16万8,000円の計上で、利子収入を基金に積み立てるものであります。

第10款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で123万5,000円を計上いたしました。

第11款予備費は、2,889万8,000円の計上となりました。

次に、議案第50号 平成22年度南会津町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、老人医療費の後期高齢者医療制度への移行に伴い、平成22年度が最後の予算となり、歳入歳出予算は対前年度比96.3%減の10万5,000円となりました。歳入歳出ともに、過年度の老人医療給付費等の精算に伴うものでありますので、款別の説明については省略をさせていただきます。ご了承願います。

次に、議案第51号 平成22年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、創設後3年目を迎え、前年度の実績等を見ながら対前年度比4.9%減の2億1,200万円の予算規模となりました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比4.1%減の1億2,182万7,000円の計上で、被保険者からの保険料であります。

第2款繰入金は、一般会計から人件費及び事務費を繰り入れするほか、保険基盤安定のために繰り入れするものでありまして、8,369万2,000円の計上であります。

第3款繰越金は存目1,000円の計上でありまして、第4款諸収入は、特定健康診査事業受託収入等648万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は1,203万6,000円の計上で、人件費及び事務費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料負担金で1億8,962万9,000円の計上であります。

第3款保険事業費は、保険者としての特定健康診査事業経費で916万2,000円の計上で、第4款諸支出金は保険料還付等存目3,000円、第5款予備費は117万円を計上いたしました。

次に、議案第52号 平成22年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、年間の保険給付費の見込みにより、対前年度比2.3%増の15億8,100万円といたしました。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第1款保険料は、平成21年度当初予算額とほぼ同額の2億1,907万9,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は3億8,936万1,000円の計上で、介護給付費に対する負担割合に基づく介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は4億4,019万1,000円の計上で、第5款県支出金は2億2,896万7,000円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として6万1,000円を計上し、第7款繰入金は2億7,582万1,000円の計上で、介護給付費に対する町負担金、地域支援事業費及び人件費、事務費分を一般会計から繰り入れするほか、各基金より介護給付費に充当するため繰り入れするものであります。

第8款繰越金は20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金及び各種事業参加者負担金等で2,731万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で8,233万2,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比4.3%増の14億6,127万5,000円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防等の事業費で3,600万8,000円の計上であります。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金への利子収入積み立て6万1,000円を計上いたしました。

第5款諸支出金は、還付金等として11万2,000円の計上であります。

第6款予備費は、121万2,000円の計上となりました。

次に、議案第53号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、施設の維持管理費及び起債償還金等で、対前年度比21.9%減の1億6,400万円であります。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、下水道使用料等で4,866万8,000円を計上いたしました。

第2款繰入金は、起債償還金等の一般会計繰入金で1億1,532万1,000円を計上しました。

第3款繰越金は1万円を計上しまして、第4款諸収入は存目1,000円の計上であります。

次に、歳出であります。第1款集落排水事業費は、処理場維持管理経費等で4,716万7,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債の償還金で1億1,567万8,000円を計上し、第3款予備費は115万5,000円の計上です。

次に、議案第54号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、公債費の減少等により、対前年度比7.3%減の3億7,900万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で354万3,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料等で7,850万円の計上であります。

第3款国庫支出金は、公共下水道整備事業及び特定環境保全下水道事業に対する補助金として8,000万円の計上でありまして、同じく第4款県支出金に400万円を計上いたしました。

第5款繰入金は、起債償還金等の一般会計繰入金で、1億4,129万7,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は1万円を計上し、第7款諸収入は県からの工事補償金15万円を計上いたしました。

第8款町債は、公共下水道等整備事業に対する起債7,150万円であります。

次に、歳出であります。第1款土木費は施設設備維持管理経費管渠布設工事に係る事業費で、2億1,518万3,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金として1億6,247万7,000円であります。

第3款予備費は、134万円の計上となりました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第55号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、簡易水道事業の維持管理費、上郷地区及び南郷地域の簡易水道新設改良工事に係る工事費等で、対前年度比13.9%減の5億5,300万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、平成21年度の実績見込み数値から対前年度比1.5%減の2億4,743万4,000円の計上で、水道使用料のほか、各種手数料であります。

第2款国庫支出金は5,322万円の計上で、上郷地区及び南郷地域の簡易水道施設整備事業に係る国庫補助金であります。

第3款財産収入は1万9,000円で、基金利子収入を計上いたしました。

第4款繰入金は1億4,532万円の計上で、起債償還金、高料金対策の繰り出し基準に基づく繰り入れのほか、補償工事費について他の会計より繰り入れするものであります。

第5款繰越金を100万円計上いたしまして、第6款諸収入は、雇用保険料個人納付金の7,000円を計上いたしました。

第7款町債は、上郷地区及び南郷地域の簡易水道施設整備事業に係る町債、1億600万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款簡易水道事業費は2億7,436万5,000円の計上で、人件費等事務事業経常経費のほか、施設の維持管理経費、上郷地区及び南郷地域の簡易水道施設整備事業費などが主なものであります。

第2款公債費は、2億7,406万8,000円の計上で、起債の償還金及び繰上償還金であります。

第3款予備費は、456万7,000円の計上となりました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第56号 平成22年度南会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道使用料、消火栓設置費繰入金等の営業収益と町公共工事関連繰入金、企業債償還金の利子繰入金等の営業外収益でありまして、1億5,417万4,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は1億4,002万2,000円の計上となりまして、人件費、事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、町公共事業関連工事費等を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は1,620万円の計上で、第三次拡張事業のための企業債であります。

支出の第1款資本的支出は、第三次拡張事業費のほか、公共事業関連配水管布設工事費等の建設改良費及び企業債償還元金で、7,993万5,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,373万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び過年度分消費税資本的収支調整額で補てんすることとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件につきましては、第6条のとおりであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案等54件につきましてご説明を申し上げますので、

ご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長 以上で提案理由の説明は終わりました。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から発言したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○湯田芳博町長 本日、議会開会前でありましたが、9時35分ごろ、福島県総務部事務担当次長から連絡がございまして、本町の副町長渡辺仁氏については、本年4月1日をもって県に復帰をさせたい、こういうご連絡がございました。ご承諾をいたしましたので、議会の皆様方にご報告を申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○渡部康吉議長 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月10日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時06分

平成22年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成22年3月10日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 5番 山内 政 議員
- 19番 大竹 幸一 議員
- 9番 大宅 宗吉 議員
- 8番 楠 正次 議員
- 6番 渡部 優 議員
- 17番 芳賀沼 順一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 湯田 哲 | 議員 | 2番 | 渡部 俊夫 | 議員 |
| 3番 | 高野 精一 | 議員 | 4番 | 馬場 信作 | 議員 |
| 5番 | 山内 政 | 議員 | 6番 | 渡部 優 | 議員 |
| 7番 | 星 光久 | 議員 | 8番 | 楠 正次 | 議員 |
| 9番 | 大宅 宗吉 | 議員 | 10番 | 渡部 忠雄 | 議員 |
| 11番 | 湯田 秀春 | 議員 | 12番 | 星 登志一 | 議員 |
| 13番 | 星 和男 | 議員 | 14番 | 平野 昌盛 | 議員 |
| 15番 | 阿久津 梅夫 | 議員 | 16番 | 渡部 東 | 議員 |
| 17番 | 芳賀沼 順一 | 議員 | 18番 | 菅家 幸弘 | 議員 |
| 19番 | 大竹 幸一 | 議員 | 21番 | 五十嵐 司 | 議員 |
| 22番 | 渡部 康吉 | 議員 | | | |

欠席議員 (1名)

20番 児山寿明 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長補佐
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。都合により欠席届のあった議員は、20番、児山寿明君であります。遅刻する旨届け出のあった議員は、3番、高野精一君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 山内 政 議員

○渡部康吉議長 それでは、5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 おはようございます。議席番号5番、山内政です。

通告により、ただいまから一般質問を行います。

質問は、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの充実についてであります。

本町には、田島地域、南郷地域、伊南地域にそれぞれ1施設、合計3施設があります。館岩地域には特別養護老人ホームではありませんが、老人保健施設があります。それぞれ介護のとりでとして多くの雇用を確保しながら、地域の介護をしっかりと支えています。

介護を取り巻く環境は、高齢者のふたり暮らしに見られるように、支える側の高齢化により大変苦勞をされている現実があります。いわゆる老老介護です。一方核家族化により、在宅介護はより厳しさを増すばかりであります。そこで、文教厚生委員会等で介護施設をふやせないのかと話をしてまいりましたが、福島県の計画でふやすことができない、本町は4地域にそれぞれ施設があり、むしろ恵まれているほうであるというようなニュアンスで、いつも入り口で議論が終わってしまう、そういう経験をしてきました。

本町の4期の高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画の21年度から23年度の介護保険施設の整備計画を見てみますと、いわゆる特別養護老人ホームの定員数は250人で増床の計画はありません。言いかえれば、各地域で建設された当時のままの定員で、定員増などとは議論の余地がなく、取りつく島もないというのが現実であります。ただ、館岩地域の老人保健施設が120人から23年度に130人と、10床増床の計画のようであります。

本町を取り巻く介護を考えたとき、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの充実が極めて重要かつ緊急の課題であります。そこで、次のことについて伺います。

南会津町介護保険事業計画を見直しをして、介護保険施設の定員数の増員、いわゆる増床を図ることを検討できないか。

次に、平成20年第4回定例議会において文教厚生委員会が提出をした、介護労働者の待遇改善の完全実施を求める意見書については、議員各位の賛成により採択をいただきました。その後政府は、介護報酬3%引き上げを決定されました。これに伴い、昨年4月より本町にある介護施設の職員に対しても、引き上げが実施されたと思われま。

そこで、介護報酬の改定により介護職員の賃金はどのように改善されたのが、その実態について伺います。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

始めに、特別養護老人ホームの充実に関する1点目ではありますが、介護保険施設の定員数の増員を図る、このことについて検討できないかとおたがございました。

南会津町介護保険事業計画につきましては、福島県介護保険事業計画との整合性を図りなが

ら、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間としております。県の施設整備計画は、各保健福祉圏域内における施設の整備状況、今後のサービスの見込み量、さらには地域間のバランス等を考慮し、緊急性の高い地域から整備を推進することになっております。

特別養護老人ホームの場合、南会津保健福祉圏域については、入所定員の充足率が他の圏域より高いことから、新たな増床については現在県の計画には盛り込まれておりませんので、平成23年度までについては増床することはございません。しかしながら、高齢化率の高い地域の特殊性にかんがみ、施設整備のあり方については今後も継続して検討してまいります。

ただ、当面は市町村長が許可できるデイサービスを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスを受けることのできる地域密着型サービスを導入する方向で検討してまいりたいと考えておりますので、当面施設における増員は考えておりません。しかし、今後施設介護と在宅介護の中間における介護システムを構築していく中で、現在の介護施設における新たな役割について検討していくこととなります。そのときには社会福祉法人南会津会の理事会等へ提案を申し上げ、体制の充実を図ることもあり得るものと思われまます。

次に、2点目、介護報酬改定により、介護職員の賃金はどのように改善されたか、このようなおただしがございました。国においては経済危機対策により、介護職員の処遇改善及び人材確保を図るため、昨年6月、介護職員処遇改善交付金が創設されました。交付金は、介護サービスごとに区分されている介護報酬総額に交付率を乗じた金額が交付され、事業所は交付金額を上回る賃金改善を実施し、介護職員がそれぞれ受給するという方式で、平成24年5月まで交付をされます。

このことを受けまして、南会津会では平成21年10月に交付申請を行い、12月より正規職員1カ月当たり1万500円、臨時職員にあつては1日当たり500円、パート職員は1時間当たり62円の給与賃金改善手当として支給をしているところであります。JA会津みなみにつきましては、交付金をホームヘルパーの出勤時間に応じて手当として支給し、グループホーム花・南会津や湯花里苑を運営されております仁嘉会においては、交付金を3月末に一時金として平均4万円支給予定になっているとのことでございます。多くの事業所において、それぞれが賃金改善が図られていることを確認しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ここで確認をさせていただきます。南会津町高齢者保健福祉計画のよりどころであります老人福祉法は、その計画を市町村介護保険の事業計画と一体のものとして作成されなければならないとうたっております。南会津町介護保険事業計画のよりどころであります介護保険法は、市町村介護保険事業計画は、国の基本指針に則して3年ごとに1期として、介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとしています。

先ほど町長の答弁であります。本町の計画は、先ほどお話がありましたように、21年度から23年度の3年計画でありますので、従来であれば計画したばかりで何を言っているんだと言われても、本来仕方がないことではありますけれども、この計画を立案したときと現在とでは、国の方向性が違って来たと言いますか、政権交代により政治状況が一変したわけでありまして。命を大切にす政権が誕生したわけでもありますし、追い風と言いますか、野党の方も介護施設への入所待機者解消に向けて政策を提言されておられます。

その後、総理大臣は厚生労働大臣に政策への反映を指示というふうには報道されております。このことは、介護保険法で言う基本指針の変更につながる可能性が想定されるわけでありまして。また、今年度で第1次南会津町総合振興計画も終わり、新たな計画策定に取り組むわけでありまして、ぜひここは地方から声を上げていただきたいと思うわけでありまして。

町長の考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、議員おただしのように立案した時点と現況の違いというおただしがございましたが、これは施設を増床あるいは新規に建設するという場合は、少なくとも20年、30年後の経営の健全化という部分から判断をしなければならないものがあります。

そこで、県の計画についてはこれまでも現状からただしてきたその答えとしては、いわゆる高齢者が漸減をしていく、漸時減っていくんだと、ピークが過ぎて、そうした場合に15年後、20年後、その施設をどう運営経営するかということが非常に問題となる、こういうことがございました。

それで、新政権がいわゆるコンクリートから人へというふうな表現をしておりますが、私は別な言い方をすれば、新政権は生産者への政策から消費者、いわゆる生活者への政策に転換しようとしてきているのではないかなというふうに思っています。それはそれで大変大事なことではあります。それでは国の経済は、国の国力はどこで私たちに担保してくれるのかということになりますと、これは私は施設介護も大変重要な課題であります。できれば集落を中心

とした在宅介護と施設介護の中間に新たなシステムを構築しながら、町として独自の政策を国に訴えていく、こういう方向づけが大事だろうというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ここで、昨年当委員会で特別養護老人ホームを視察したとき、現場の声としてショートステイの重要性について話を伺いました。現在、伊南ホーム4床、南郷ホーム10床、田島ホーム20床があるわけでありまして。田島ホームを例に挙げますと、現在までと言いますか、延べ人数で790人、延べ日数で6,037人、1日平均で18.1という方がショートステイを利用されていると、つまり満床の状態でありまして。多くの方が定期的に利用されているわけでありまして。

これは自宅で介護されておられる家族の方に、定期的に介護から解放される時間をつくることであり、介護疲れから共倒れを防ぐためにも大変重要な施設であり、自宅介護者家族の救いのベッドとなっておるようでありまして。自宅介護者家族の一部負担軽減を図るためにも、ぜひベッド数をふやしていただきたいと思うわけでありましてが、介護保険事業計画にある施設整備定員数に拘束されず、いわゆるショートステイについては増床は可能と考えていいのか、つまり、今のところ250というのは5ホームで50ということで250でありますけれども、実際は延べで34床もあるわけですね。

もしも可能であれば、事業計画の定員数の枠外でも整備できるということであれば、増床できるのではないかとこのように思うわけですね。その辺のところ、事務方でありまして担当課長に伺いたいと思っております。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの短期ショートステイのベッド数の増床についてのおただしでございますけれども、介護老人保険福祉施設のショートステイのベッド数の増床につきましては、老人福祉法による基準と介護保険法による届け出と、それぞれ規定がされてございます。

老人福祉法では、特別養護老人ホームの最低基準により1人当たりの床面積が規定をされておりますことから、ショートステイのベッド数をふやすことにより増改築を行う場合、国及び県への許認可行為が必要であるとのことでございます。一方、介護保険の規定によりますと、介護老人福祉施設に空き部屋等があつて、もう最低基準の床面積等の基準が満たされておれば、

ベッド数の増床は届け出だけで可能であるとのことでございます。

以上です。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 各施設の面積を確認をしたわけではありませんので、すぐにショートステイの増床が可能かどうかについては何とも申し上げられませんが、ぜひ検討できるものについてはご検討いただきたいと思います。1床ショートステイがふえることによって、その先にあるのは1人ではありません。1家族あるいは2家族、3家族というふうに、それによって一時的ではありますが、在宅で介護されている家族が救われると言いますか、次の介護に再度向かわれる力が出ると言いますか、そういう意味でもぜひご検討いただきたいと思ます。そのことについて再度お伺いをします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、これまで答弁をしまいたけりましたけれども、国の一律の基準によってその制約を受ける、これは地方自治の観点からすればあつてはならないことだと私は思っています。しかし法律がある以上、制度がある以上、それを逸脱するというのもなかなかできません。そこで、先ほど申し上げたように、町独自の取り組みをどう形成していくかということが、私に与えられた課題になるわけですね。

議員がおただしのように、社会福祉法人南会津会としての施設運営の中では、それぞれ各町村がかかわりを持っていきますので、一町村の思惑だけでは決定できないと、あるいは方向づけができないということでございますので、今現実にショートステイ等で家族の方々がお困りだということについてそつぽを向くわけにはいきませんので、先ほど申し上げたように南会津町としては新たな地域の支援として、当面9カ所でその集落のセンター等を利用しながら、そういうショートステイに類似した介護といひますか、見守り、助け合いをしていこうと。

その場合に、当然条件がございますから、介護保険の給付は受けないと、当面受けないで対応していこう、それが国に新たな仕組みとして提案をすることになるだろう、こういう実施方法を考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 今、町長が、当然私だけではできないという、本当にそうだと思ひます、南会津郡内でやっておりますので、現在松枝岐村を除く3つの町にあります。町長は南会津郡の町村会長の要職でありますので、ぜひリーダーシップを発揮いただきまして、各町村の

介護保険事業計画の次の5期の整備計画のときに、何とか定員の増員に向け進展が図れるように期待をしたいというふうに思います。

昨年の南会津郡の議員大会におきましては、当南会津議会の提出議案として、特別養護老人ホームの増設、増床について高野議員から提案を申し上げまして、満場一致で採決をいただいております。これは南会津郡内の議会もしっかりと後押しをする体制が整ったというふうに私は理解しております。そこで、南会津郡、いわゆる南会津会も含めたそういう意味で町長の決意を伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員の目指す方向で決意をしたいという気持ちはないわけではないんですが、私がちょっとさかのぼってお話をさせていただきますと、旧田島の町長に就任をして南会津会に初めて参画した折に、そのときに社会福祉法人南会津会では何が議論されていたかと言いますと、働く職員の給与を凍結をする、さらには賞与を削減するという、そういう議論をしておりました。それは何に基づくのかということでしたら、10年後の南会津会の経営が資金ショートするんだと、こういう調査結果が出ているから、そういうことをせざるを得ないんだと、こういう話がありました。

そこで、今後南会津会のほうで仮にリーダーシップを発揮するということになれば、私としては確かに入所者に対するサービス、あるいは思いやり等についての十分な充足度を高めていかなければなりません、あわせてそこで働く職員が本末転倒の議論で環境が悪化をする、給与が減っていく、賞与も減らされる、こういう流れではいかんともしがたい、これは避けなければならない、そういう意味で私が理事長になってから復活をさせていただきました。しかし、今のところ経営が破綻するような兆しは見られません。

ですから、そういう環境をどう整えていくかということがこれからの私たち首長の大きな使命、役割になってくるんだろうと思います。そういう中でそれぞれ合意が得られれば、ただいま議員大会で決議された案件でもありますので、これは真摯に取り組みを進めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、介護報酬の改定について再質問をいたします。

先ほど町長より答弁をいただきましたが、今回の介護報酬の改定について、社会福祉協議会の介護に携わる職員及び訪問介護の現場を一生懸命支えておられるホームヘルパーさんや、そ

ういった方の賃金にも影響を及ぼしているのかなというふうに思っております。つまり改善をされたのかなど。それについて伺います。

それから、さらに町内の一部、先ほどお話をいただきましたけれども、いわゆるデイサービス事業を展開されておられる事業所等でも、介護に従事しておられる方が大勢いらっしゃいますので、そういう方にも改善がなされたかについて担当課長より伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

先ほど町長の答弁では、給与の処遇改善につきましては南会津会、それからJA会津みなみと湯花里苑というようなことで改善をされているというような答弁をいたしましたけれども、社会福祉協議会では実は実施をしておりません。これにつきましては、私どもほうで改善をぜひお願いをしたいというようなことで提案をしたんですけれども、社会福祉協議会の介護職員は町に準じた給与を受けているので、改善の必要がないというようなことでございました。

ただ、現場で実際に活動しているホームヘルパーの部分についてだけできないのかというようなことで、春先に私どもほうからお願いをしたんですけれども、それについては検討するというので、結果的には実施をしなかったということでございます。このことについて私も非常に憤りを感じておりまして、3月の理事会がございまして、その中で追及してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど町長のほうからあった伊南のところでございますけれども、伊南の民間のデイサービスセンター・メープルフェローでは、11名の方がいらっしゃいます。職員が全部で11名の方がいらっしゃるんですけれども、今回の交付金対象外の職員も含めて全職員に処遇改善手当を創設して、常勤換算で月7,000円の手当を交付しているというようなことでございます。

それから、南会津町以外の南会津が契約しているグループホームが下郷町と只見町にそれぞれございますけれども、下郷町の郷の家では、交付金を手当として12月より支給をしていると。対象者が14名ということで、それぞれ1万2,000円から1万3,000円を支給しているということです。あと、只見のなごみの里では、これもグループホームなんですけれども、交付金を手当として12月から支給しておりまして、対象者は7名で月8,285円を支給しているということでございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 いわゆる老人ホーム、南会津会の以外の方も恩恵を受けているという、

当初国が想定したよりは少ないんですけども、恩恵を受けて改善をされているということを伺って、ちょっとほっとしておりますが、あくまでも24年度の時限というようなことでありますので、今後契約されている他町村も含めまして、ぜひ継続されるような指導をしていただきたいというふうに思います。その辺について1点。

渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この介護施設等の現場で働く職員の方々、民間もあるいは公立の施設においても、それぞれ現場の職員の人たちから聞き取りをしますと、賃金も給与の部分もさることながら、体制がまだまだ不十分なんです。いわゆる交代要員、みとり看護になっているにもかかわらず、看護師が夜勤として詰めていない。そのために介護職員がみとり看護までしなければならないという実態もあるわけです。

こういうことを踏まえて、私が南会津町長になってすぐに、県のほうに環境改善について申し入れをしました。しかし、国が決めているからということで一向に前に進みませんでしたので、このことについても、それでは県を飛び越して国には私やるつもりはないので、お認めいただけませんか。私が国に直接働きかけてもいいですかということでご理解をいただいて、総理官邸を通して厚生労働省のほうに働きかけをさせていただきました。

そのときに給与の問題も、あるいは今申し上げました夜勤の体制の問題も、あるいはまた手当も限りなく廃止になっておりましたので、これらについて担当官僚と話をしてまいりました。そのときに出了た言葉が、いわゆる当面はという言葉でした。しかし、彼らが私たちに会って言える限界のぎりぎりはそこではないかなというふうには思っておりましたので、当面で結構ですということで、何とかご検討いただきたいと戻ったわけですが、これが実施を少なくともされた。まだまだ十分ではありません。しかし、今後もあわせて当然この件については、会津全体の要望としてこれからも強く関係町村長と一体となって進めていくと、これが私の現在の心意気でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 今、南会津会のことで答弁いただいたと思うんですけども、それにつきまして最後に質問させていただきます。

先ほど、課長より社会福祉協議会の職員の改善について話をいただきましたが、いわゆる社会福祉協議会には今年度も約6,000万円近い、5,991万円の補助金が交付されて運営されているわけですが、職員の待遇等についてはなかなか私たち議会等でも中身を確認す

ることはできませんで、聞くところによると協議会、先ほど課長から話がありましたように、町職員と基本的には同じ待遇であると伺いましたので、先ほど決意を伺いましたが、同じ町民で介護の現場を担っている職員でありながら、介護老人福祉施設、いわゆる特老の職員と待遇面において多少の差があるように伺っております。先ほど町長からも答弁いただいていますけれども、最後に、町村会の運営に関与されるということでもありますので、少しでも改善の道筋をつけていただきたいということで、再度町長の考えを伺いたしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

恐らく議員も耳にしているとは思いますが、社会福祉法人南会津会に籍を置く職員の方々から、社会福祉協議会の職員の給与との差がひどいという話は、私のところにも届いています。社会福祉協議会の会長を呼んで聞いてみましたら、やはり町職員と同じような給与待遇が本当にいいのかどうなのか、その仕事の内容を精査しながら今後改善を図っていきたいと、こういう話をしておりました。つまり、今いただいている社会福祉協議会の給与を減額する方向で考えていると、こういうお話でした。

そういう中で、私は以前議会でも申し上げましたが、労働対価としての評価ですから、これは施設が大変経営が厳しいとかそういうことがあっても、設置者は町であったり村であったりしたわけですね。なのに、そこで働いている方々が大きな怠慢もせずに仕事をしている場合についてのいわゆる欠損金が生じるというのは、彼ら、彼女たちだけに求めるものではないだろうと。しかし、現実問題として財政運営の中で厳しさを問われている町村長さんとしては、どうしても我慢をしてくれという、恐らく方向になるんだろうと思います。

そういうさまざまな出現する課題をきちっと整理をしながら、今後は私はやはり最終的にここで働いてある一定の給与をいただいて、それで生活の見通しがついて、できれば子育てができて親をも介護できる、こういう経済の実態をつくり出さなければならない、こう思っておりますので、私の力の及ぶ限りで今後しっかりと待遇改善に向かって頑張りたいと思います。

しかし、いかんせん広域消防の問題でも、負担金を出す出さないで、非常にこれがなかなか合意が形成されないというのが実態としてありますので、ここは慎重にしながらも、やはり根本は何かということをしつかりと訴えながら進めてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 今回は介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの充実という

観点だけで質問をいたしました。仮に要求どおり充実がなされたとしても、高齢者の介護の問題が解決するわけではありません。新年度予算の中にも地域で支え合う事業が提案されております。ハード事業の施設整備の充実とともに、介護を支える地域力が醸成されなければならないというふうに思います。今後とも地域の一員として地域力の向上に携わっていきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 通告によりまして、一般質問を行います。

まず最初の質問は、返還金に利子が必要というタイトルで、町営住宅の家賃の算定ミス問題について質問いたします。

この問題につきましては、多くの町民から事務怠慢ではないかという声が上がっております。さらに、2月24日に行われました議員への説明、それから26日に配付されました議案書、さらに26日に記者会見が行われまして、その内容が報道された27日の新聞などを見ても、世帯数や金額が違いまして、私はどれが本当かなというふうに思っていたわけでありまして。

その後数字の説明がありましたけれども、通告の内容で質問いたしますと、議員への説明につきましては、過納が234件で5,298万4,330円という説明がありました。一方、議案書では一般会計の補正予算で5,257万円だと、こういうふう書いてあって、これも違うと。それから、新聞報道を見ても216件で5,216万9,530円という報道と、これは民友新聞と民報新聞ですが、あと5,200万円と、こういうふうになっておりました。それから、過少につきましても221件で1,903万1,695円、それから新聞報道では180件の1,775万9,595円、それから1,770万円と、こういうような違いがありましたので、どういうふうな状況で間違ったのかなということを質問いたします。

2つ目は、過納の最高では190万円くらいだという説明がありましたが、新聞報道では214万円と、こうなっておりますので、どちらが本当か伺いたいと思います。

さらに3点目は、過納分の返還金には利息相当分は入っているかどうかを伺います。地方税法の17条の4項によれば、年7.3%の還付加算金を加算しなければならないと定められておりまして、長崎県の佐世保市などでは加算金を払っているという状況でありますので、本町でも払うべきではないか伺うものであります。

さらに4点目は、過少分につきましては町の損害となりますけれども、この責任のとり方はどうするのか伺います。

さらに5点目では、次元はやや違いますが、職員が退職後に不正が発覚したような場合は、国では退職金の返還が必要になったと聞きますけれども、地方でも同様の措置をとる時期に来ていると思うが、どう考えるか伺うものであります。

次は、瑕疵ある条例の取り下げをとということで、本議会に町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例というものが提案されましたが、この条例案につきましては憲法30条や地方自治法10条2項の納税の義務、これを論拠にしております。しかし、同時に憲法では14条で法のもとの平等がうたわれまして、国民は政治的、経済的、社会的関係において差別されないと定められておりますけれども、滞納による行政サービスの制限は差別そのものであって、憲法の精神に反する重大な瑕疵、欠陥があると思うが、どうとらえているか伺います。

2つ目は、この条例の目的に、町税等の滞納者を放置しておくという現状認識がありますけれども、実際の現場では法に基づく督促などを行っているはずでありまして、放置しておくというのは町の事務怠慢を露呈することになってしまっていて、これは「長期的な滞納者が存在する」などに変更する必要があるのではないのでしょうか。こういう点でも文言上の瑕疵がある条例ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

さらに3つ目は、2月24日の説明では、納付相談などに応じない悪質な滞納者を不誠実な者という説明がありましたけれども、条例では前年度分を滞納している者を不誠実な者と規定しており、条例と説明内容に差があり過ぎます。そこで、条例の解釈と適用に誤りがないように、不誠実な者とはこういう者だという定義が必要ではないかと、こう思いますがいかがでしょうか。

現状のままでは、例えば職場の都合、仕事の都合で収入が減って、例えば住宅ローンの返済がやっとならぬというような場合、こういう方を私も知っておりますけれども、納付誓約書を書いてみても、職場の都合が長期に長引けばなかなか払えない、納付誓約書を実行できないと、こういう場合もあるわけでありまして、町民の苦しみに追い打ちをかけることが想定されまして、こういう点でも瑕疵がある条例ではないかと、こう思いますがいかがでしょうか。

4点目は、納付相談に応じない不誠実者と言われる人は、20年度の滞納が正確には3億4,500万円ほどあったわけでありますが、この中で金額、人数、割合、これは町内・町外別にどうなっているか伺います。そして、町外者にはこのサービスの制限が適用になっても、事実上痛くもかゆくもないわけでありますので、今度はこの制限の不公平が発生するという矛盾があらわれるわけでありまして、この点でも瑕疵がある条例ではないかと、こう思いますがいかがでしょうか。

5点目は、行政サービスの制限の項目の中に、放課後児童クラブや奨学金の貸し付けなど、親の滞納が子に及ぶという項目がありますが、これは制限どころかみせしめ、嫌がらせ、差別に当たり、絶対にやってはならないことで、この点でも瑕疵があるのではないかと、こう思いますがいかがでしょうか。

こうした瑕疵ある条例案が、県内で葛尾村に次いで2番目に提案される。町では一番目に提案されるということについて、私は大変残念に思っております。ぜひ審議に入る前に議案を取り下げてもらおうように求めるものでありますが、いかがでしょうか。

次は、健康増進で国保税の引き下げをとという質問であります。

まず1つ目は、町は平成20年に医療費の1億円削減という方針を出しました。そこで私は、医療費ばかりでなく、国保税も1世帯1万円引き下げるように求めたわけでありますが、昨年は税の改定がなかったために、内容がよくわかりませんでした。そこで、本年6月の本算定に向けまして、基金を下げてでも1世帯1万円当たりの国保税の引き下げを求めますが、いかがでしょうか。

2つ目は、町民は現在生活習慣病の指導を受けたり、あるいは福祉ネットでの健康体操、あるいはジェネリック医薬品を活用しておりますけれども、それらが個人の健康、それから個人の努力の範疇で終わっておりまして、税の引き下げと結びつけるような政策あるいは説明、指導がないように思いますので、それらの関連が必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

3点目は、私も昨年の健診におきまして生活習慣病の指導を受けるように言われまして、半年間受けてまいりました。また、同僚議員の中でも受けた方もおりますが、そこで体重も5キロほど減りまして、効果があったわけでありますがけれども、しかし、今後これを維持することがなかなか容易でないと。多くの人も、今回のウエストすっきり教室というんですが、そこでやっても、今後維持が大変だと、個人でやるのはなかなか大変だと、こう言っておりますので、体重や腹囲、あるいは歩数などを記入できる表をつくり、町民に安く販売するか、または配布してはどうかということをご提案するものでありますが、いかがでしょうか。

さらに、この冬に振興公社で健康体操というものを行ったようでありますが、そうしたものと連携して、1年中行うような仕組みをつくってはどうかと提案するものでありますが、いかがでしょうか。

さらに4点目で、国保会計に占める国庫支出金、これはかつては、正確には49.8%というふうに言われておりますが約50%もあったわけでありましたが、これが昭和59年から減らされておりますが、現在はどのような状況か。そして増加要望はしているのか伺うものであります。

5点目は、子供の医療費無料化につきましては、毎年年齢の引き下げを求めています。就学前のみの無料化は、会津では会津若松市と南会津というふうに書いてありますが、これは磐梯町も現在はそうですが、しかし磐梯町は4月から小学校6年まで引き上げるという状況でありますので、4月以降は若松と南会津町だけになってしまうようであります。この政策は1円も無駄がなく、健康な子供をつくり、不況下での家庭支援に最適であると思っておりますので、中学3年までの医療費無料化を行ってはどうかということを提案しますが、いかがでしょうか。

最後に4点目でありましたが、市場原理任せの農業政策が続いてきたために、後継者不足に加えまして、小規模農家は農機具の更新費用もない。そして大型農家に依存せざるを得ないと、こういう状況になっております。そしてまた、集落ごとの農事組合もやめようと、こういう動きもありますので、町内での農事組合数あるいはやめた農事組合数、さらには集落営農というものもどこに幾つあるか伺いたいと思っております。

2つ目は、今度の新しい農政で、国の農林関係予算は全体では1,088億円、約4%ほどが減らされまして、大きい項目では土地改良予算が6割削られ、そのかわりに戸別所得補償方式あるいは水田利活用事業ができたわけでありましたが、土地改良予算の削減に伴いまして、影響を受けた事業や減額される予算の状況はどうなっているか伺います。

3つ目は、米の戸別所得補償モデル事業によりまして、10アール当たり1万5,000円の定額分が町内ではどういうふうに見込まれているか伺うものであります。合計金額や農家数、平均金額なども伺いたいと思っております。

4つ目は、水田利活用自給率向上事業では、麦、大豆などは助成金がふえて3万5,000円となる反面、販売を今度は義務づけられるが、販売先や価格補償はどうなるのか伺います。

最後に、トマト、アスパラガス、リンドウ、カスミソウ、カラーなどのこの南会津の特産品につきましては、助成金が今までの半額の1万円になりますが、激変緩和策はどうなっているのかということを伺いまして、私の一般質問といたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町営住宅の返還金に関する1点目、議員への説明、議案書、新聞報道など、世帯数、金額が違うが、どれが本当かとおたがございました。

2月24日の議員懇談会において、過納、過少の世帯数総額について報告させていただき、その後補正予算額を確定いたしました。再度最終の精査を行った結果、過納誤り世帯が232世帯、総額が5,216万9,530円、過少誤り世帯が216世帯、総額が1,775万9,595円となり、2月26日の記者会見において発表させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目、過納の最高は議員懇談会の説明と新聞報道とどちらが本当か、このようなおたがございました。2月24日の議員懇談会において、過納誤り世帯の最高金額は198万1,200円と報告させていただきましたが、その後再度最終の精査を行った結果214万700円となり、2月26日の記者会見において発表させていただいております。ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、3点目、過納分の返還金には利息相当分が入っているかとおたがございました。公営住宅における家賃の過納に対する還付加算金については、公営住宅法に特別の定めがなく、今回の家賃算定誤りが町の悪意によるものではない、このような判断から、民法第703条及び第704条の規定を適用し、家賃の過納分についてのみの返還とさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、4点目、過少分については町の損害となるが、責任のとり方はどうするかとおたがございました。3月5日の定例議会初日におきまして、担当職員の処分とみずからの処分の基本的な考え方を報告させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、5点目、職員の退職後に不正が発覚した場合、退職手当の返還が必要ではないかとおたがございますが、国では昨年4月から在職期間中に懲戒免職等の処分を受けるべき行為があったと認められる場合に、退職した職員に対し、退職手当の返納を命ずることができるよう制度が改正されました。

本町職員の退職手当の支給につきましては、県内の4市46町村と一部事務組合が構成団体となっている福島県市町村総合事務組合において、共同事務処理を実施しているところであります。福島県市町村総合事務組合においても国に準ずる改正を検討中ではありますが、共同事務処理をしている関係から、懲戒免職等の処分権者となる市町村長と退職手当の支給制限を行う福島県市町村総合事務組合の管理者が別々であり、処分権限の定め方など法的な面で独自に整理する必要があることから、平成22年度にかけて改正内容について精査している段階となっております。

りますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、瑕疵ある条例の取り下げに関する1点目、滞納による行政サービスの制限は差別そのものであり、憲法の精神に反する重大な瑕疵があると思うがどうか、このようなおただしがございました。

提案してあります本条例制定の目的は、憲法第30条に規定する国民の納税義務と地方自治法第10条第2項に規定する基本的権利と負担の分任義務に基づき、町民が行政サービスを等しく受ける権利を保障するとともにその経費を負担しなければならないとする、権利と義務の関係を明らかにした上で、町民の町税等の納付義務に対する公平感と納付意欲の高揚、さらには徴収に対する町民の信頼確保を目的としてあります。こうしたことから、法のもとの平等と権利と義務に基づくものであって、憲法の精神に反するものではない、このように考えてあります。

次に、2点目、町税等の滞納者を放置しておくとの表現を、長期的な滞納者が存在するなどの表現に変更すべきとおただしがございました。町税等の納付におくれが生ずれば、法に基づき督促や催告などを行い、納付を促す努力をしております。しかしながら、文書は届いているものの、電話連絡がとれない、約束もできない、約束をしても守れないなどといった現状の中で、こうした納付に誠意のない方々をそのままにしておくことについて表現したものでありまして、納付義務と公平性、信頼確保を目的とした表現として受けとめさせていただきますよう、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、3点目、条例の解釈と適用に誤りがないよう、不誠実な者の定義が必要ではないかとおただしであります。不誠実な者とは、滞納者の中で納付誓約書を提出しない者及び納付誓約書の期限まで納付しない者と考えており、これらの方について行政サービスの制限を行うこととなります。厳しい経済状況の中で納期限に間に合わない場合でも、分納などにより年度末までの納付が完了すれば、滞納者となりません。また、どうしても年度内納付が間に合わなかった場合でも、納付誓約書を提出していただき納付に向き合っただけであれば、行政サービスを受けることができます。

さらに第10条では、納付誓約書の期限に間に合わない場合でも、ただし書きで、納付できない正当な理由の申し出が承認された場合はこの限りでないとしています。したがって、督促や催告に対して何の連絡もない、納付相談に応じない、納付誓約書を提出しない、納付誓約書の期限を守らない、こうした方が行政サービスの制限を受けることとなりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、4点目、納付相談に応じない不誠実者の金額、人数、割合は町内・町外別にどうなっ

ているか、このようなおたがございました。平成21年7月末時点における町税等の収納状況について取りまとめたところ、税、使用料等を含めた全体の滞納者合計が840名であります。このうち町内の方が約65%の540名であり、町外の方が約35%で300名となっております。この中で、ほぼ1年間にわたり納付に向き合っていただけない方が町内で約80名、町外で約220名となっており、金額にいたしますと約1億3,000万円であります。

また、町外者にはサービスの制限の適用はなく、矛盾があらわれるとのおたがでございますが、制限される行政サービスの中で町有財産の貸し付け、売買以外は町の単独事業であることから、町民の方が対象となり、町外者は対象となりません。これらの事業については、最初から町外者は行政サービスの対象となっていないのでおたがのようなことないと、このように考えております。

次に、5点目、放課後児童クラブや奨学金の貸し付けなど、親の滞納が子に及ぶ制限で瑕疵がある、議案を取り下げるよう求めるとのおたがございました。本条例は、これまでのご質問でお答えをいたしましたように、権利と義務の関係から、町税等の納付義務に対する公平感と納付意欲の高揚、徴収に対する信頼確保によって、納税に向き合っていただくことも条例の目的としております。

こうしたことから、行政サービスを受けたり貸し付けを受けるためには、町民としてあるいは親権者として約束を守る、約束を果たす、約束に向き合うといった、大人としての誠意を子供に見せることも大変大切なことでもあります。また、滞納があっても納付誓約書の提出により行政サービスを受けることもできます。こうしたことから、議員おたがのみせしめや嫌がらせ、差別を目的としたものではありません。なお、議案の取り下げについても考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、健康増進に関する保険税の引き下げに関する1点目、ことし6月の本算定において、国保税の引き下げを求めるとのおたがございました。

1人当たりの国保税につきましては、平成18年度の合併時から平成20年度までは、不均一課税を解消するため毎年増額をしておりましたが、それでも保険給付費に対する保険税の割合は年々低下しております。平成21年度におきましては経済情勢や雇用情勢を考慮し、本来であれば前年度より増額と算定されるべき1人当たりの保険税を前年度並みに抑えるため、繰越金や基金の取り崩しで対応してまいりました。

19番議員おたがのように、保険税を引き下げるためには、それに見合う財源の確保が必要となります。そのためには、一層の基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れを余儀な

くされることも想定されることから、保険税引き下げの方針を打ち出すことは現在のところでは難しい状況となっております。

なお、平成22年度の国保税の算定につきましては、今後とも医療費の増加が予想される環境の中で、加入者の所得向上を見込むことは大変難しいため、総体的に町の負担を増加せざるを得ないものと考えておりますが、6月の本算定時までには町の実情に応じた保険税を設定したい、このように考えております。

次に、2点目、税の引き下げと結びつける政策、説明、指導が必要ではないか、このようなおたがございました。医療費増加の抑制策としましては、まず、医療機関での受診などの際、ジェネリック医薬品での処方をお願いしにいくようなときに、医師や薬剤師に提示していただくジェネリック医薬品希望カードを、全世帯に配布する計画でおります。さらに、医療費通知については、現在服用している薬をジェネリック医薬品に切りかえた場合、どの程度薬代の自己負担額を軽減できるかがわかるようなお知らせについても導入して、検討作業を進めたい、このように考えております。

さらに、レセプトの内容点検効果額の増加に伴う医療給付費の減額を図るとともに、特定健診、特定保健指導の受診率向上による生活習慣病の減少を目指してまいります。なお、国保税の引き下げには医療費の伸びに見合う財源の確保が重要なことから、保険税の収納率向上のため、加入者の理解と協力が必要になってまいります。このような取り組みをより実効性のあるものにするため、地域活動団体の各種会合の機会をとらえるなど、早期からの予防に向けた取り組みにより、医療費の削減効果と国保税の相関関係について効果的な周知方法を図ってまいります。

次に、健康体操などの効果を維持する方策として、体重、腹囲、歩数などを記入できる表を配布してはどうか、またこの冬に振興公社で行った健康体操と連携してはどうか、このようなおたがございましたが、特定保健指導として実施をしているウエストすっきり教室では、歩数、体重、腹囲等を記入できる健康記録表、毎日の生活習慣改善記録表を参加者に配布しております。そのほかには、教室終了後の希望者や特定保健指導で訪問した方にも配布しているところでもあります。

今後は生活習慣改善のためにも、この健康記録表をより多くの町民の方々に活用していただけるよう、効果的な配布及び活用方法を検討してまいります。また、運動を習慣づけるには繰り返しの指導も必要なことから、田島振興公社が1月から開催している健康体操教室などと連携をして運動指導を行うことで、今までより多くの運動の機会を提供できることになり、生活

習慣病の予防にもつながっていくものと思われます。このためにも、今後とも田島振興公社との連携を一層強めた事業展開を図ってまいります。

次に、4点目、国保会計に占める国庫支出金について、現在はどのような状況か、増加要望はしているかとのおたがしでございますが、国保会計においては各種の助成が行われているところではありますが、医療費、給付費等にかかる50%が国及び県の支出金とされ、その内容は療養給付費等負担金が34%、市町村の財政負担能力を考慮して配分される国の財政調整交付金が9%、県の財政調整交付金が7%という財政負担のルールになっております。なお、国民健康保険特別会計全体に占める国庫支出金は約25%ではありますが、被用者保険、いわゆる社会保険加入者から拠出される前期高齢者交付金や療養給付費交付金を合わせますと、国保会計予算全体の約50%になっております。

私も、地域住民の医療の確保と健康の増進を図るためには、国の財政支援策が非常に重要なものと、このように考えております。このため、昨年11月に東京都で開催されました国保制度改善強化全国大会に参加をし、国保財政基盤強化策の一層の拡充を、全国各町村と一緒に強くと要望してまいったところでもあります。

次に、5点目、中学3年生まで医療費の無料化を行ってはどうかとのおたがしでございますが、無料化の年齢を拡大することにより医療費の波及増が生ずるとともに、無料化による安易な受診も予想され、小児科を持つ町内の特定医療機関の負担が増し、医療従事者の環境にも影響を及ぼす心配もございませう。しかしながら、関係団体からのご要望は十分承知してありますので、県の補助対象年齢拡大などの動向を注視しながら、またこども手当支給金による家計負担の軽減効果なども見きわめ、引き続き医療費無料化の年齢引き上げにつきましては検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、新しい農政に関する1点目、農事組合数、やめた農事組合数、集落営農数についておたがしございましたが、現在農事組合数は田島地域が54、館岩地域が29、伊南地域が14、南郷地域で20、町全体として117の農事組合がございませう。また、やめた農事組合数であります。現時点で上塩江農事組合より解散の報告をいただいております。

次に、集落営農数であります。田島地域2、館岩地域7、伊南地域2、南郷地域で5つの団体があり、町全体としては16となっております。

次に、2点目、土地改良予算の削減に伴い、影響を受けた事業についてのおたがしございましたが、事業仕分けにより農道整備事業が廃止され、新規事業として要望してあります金井沢地区並びに森戸地区の農道整備事業は、実施が困難となりました。継続事業で要望の小立岩

地区圃場整備事業については、要望どおり実施する方向であります。県営事業につきましては、継続事業の農免農道整備事業糸沢3期のほか、3事業は要望どおり実施する方向と伺っております。

なお、事業廃止に伴い、金井沢地区につきましては拡幅改良の整備事業で工事費が1億5,000万円と多額であり、複年数の工期を要することから、今後の国の情勢を見きわめることとし、森戸地区につきましては路面改良事業であることから、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で繰り越しの上、22年度に実施することとしております。減額されました予算につきましてはございません。

次に、3点目、米の戸別所得補償モデル事業により、定額部分で町内の助成金をどう見込まれるかのおただしがございましたが、米の戸別所得補償モデル事業の対象となる農家は、水稻共済に加入または前年度の出荷販売実績があり、米の生産数量目標を達成することが条件としてうたわれております。平成21年度実績から推計をいたしますと、交付対象の農家数は町全体で約2,140戸となる見込みであります。また、定額部分の交付額は約1億2,600万円が見込まれ、交付対象農家1戸当たりの平均金額は約5万8,000円となる見込みであります。

次に、4点目、水田利活用自給率向上事業では、麦、大豆などは販売を義務づけられるが、販売先や価格補償はどうなるのか、こういうおただしがございました。本事業は、転作作物を生産拡大することにより国内自給率の向上を目的としており、基本的に消費者の需要に応じて生産された作物に対しての助成となることから、出荷、販売が交付の条件となっております。

現状では、大豆などの戦略作物の販売先は、加工業者や道の駅・たじま、町内の各直売所などとなっております。交付要綱等についてまだ決定されてはおりませんが、出荷した数量、金額などが確認できる書類があれば交付対象となる見込みですので、個別販売も可能であり、町といたしましては観光施設、学校給食等への地産地消もあわせて進めてまいりたいと、このように考えております。なお、当事業におけるこれらの作物に対する価格補償はございません。

次に、5点目、トマト、アスパラガス、リンドウ、カスミソウ、カラーなどの助成金は今までの半額となるが、激変緩和策はどうなるのか、このようなおただしがございましたが、水田利活用自給率向上事業の激変緩和調整は、国と県が協議をし、予算内で単価設定することになっており、助成対象となる作物は県内統一単価となるものであります。

福島県においては、現在対象作物及び助成単価について国と協議中ではありますが、現時点における激変緩和調整を加えた助成単価は、トマト、アスパラガス、リンドウの3品目については10アール当たり1万5,000円、カスミソウ、カラーなどの花卉については10アール当たり

1万円での調整が行われております。

本町におきましては関係機関と連携をし、引き続き国・県に対し地域振興作物の加算措置を要望していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か再質問いたしますが、まず最初、町営住宅の問題についてありますが、この質問の時点で、利子相当分の話なんですけれども、長崎県の佐世保市のことがインターネットで見たり、あるいはちょっと知っている人もいましたので、向こうのほうにも聞いてみたんですが、向こうでは財務規則にも還付加算金をつけるということが載っているようであります、非常に対応がすっきりしているというような対応であったと思っております。

その後、福島市とかあるいは郡山、それから福島県のほうでもやはり同じような算定ミス問題があったということを知りましたので、それらについても電話で聞いてみたわけですが、いずれも丁寧に教えてもらいましたわけですが、全部いろいろ対応が違うということがわかりました。

例えば福島県の場合には、やはり還付加算金をつけて返還したと。ただし、その返還の期間は5年間分で、それ以降は時効によって返還しないということがわかりました。また、郡山市や福島市では10年分を返したと。これは民法の167条と言っていました、それで返したと。佐世保市では11年分を返したと。時効を使わなかったというふうに、時効を使ったり使わなかったりいろいろあって、非常に自治体による対応が違うんだなと思ひまして、そのあり方に私は非常に疑問を感じておるわけでありまして。

いろいろ検討すると、やはり町民に一番有利になるものがないのかなと思ったり、あるいは町の事務処理ということを見ると、私は一定程度の時効、例えば10年間くらいの時効というのはやむを得ないかと私は思うんですね。やはり書類をいつまでも保管しているということも、なかなか実際大変ですから、今回12年間を返すようではありますが、やはり時効という考え方も私は必要だろうと思ひます。

それから、利息に相当する還付加算金、そうしたものも悪意がないとしても、やはり一般的常識として延滞利子をとったりする場合もあるわけでありまして、そうした常識から考えると払うべきではないかと。一定程度の時効が必要で、それから利子も払うべきではないかと、こういうふうに思ひますが、本町の場合には弁護士にその辺を相談してやったんでしょうか、

その辺伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員おっしゃるように、それぞれの自治体によって違う基準と言いますか裁量と言いますかあって、私はそれは歴史的なその地域のさまざまな住民感情、あるいはこれまでの経緯が加味されたものだと、こういうふう理解をしております。

そこで結論から申し上げますが、私は今回のことについて弁護士には相談をしておりません。ただ、関係町村と県とのいわゆる協議と言いますか、情報収集の中で判断をさせていただいたということでございます。

即座に幹部職員を中心として班を構成して、それぞれの対象住民の方々におわびを申し上げながら説明をしたところ、いろいろなケースがあったと思うんですけども、その中で私のところに町長室にまでも来ていただいて、よく見つけてくれたと、こういうことを10年間もわからなかったことがおかしい、ですから町長、その見つけた職員について処分すべきじゃないないかと、こういう住民の意見も実はございました。

したがいまして、歴代の町長さんが関係しているわけですが、私は住民の方に謝罪は謝罪として、しっかりと謝罪をしながら、これからそういうことのないように、そして町民にしっかりと向き合って、あなた方は法律と言うが、そうではなくてそういう状況を勘案しながら新たな行政の執行をしてほしいと、こういう願いを込めて今回の措置にさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 弁護士に聞かなかった理由もわかりましたけれども、町民の間からはこういう声もあるんですね。1,700万円について、結局町の損害になるわけですよね。これについては過少分、これを何らかの形で補てんしない、はっきり言えば一般の人からはそういうのを職員が払うべきじゃないかという声も実際あります。そういう方法とかいろいろな方法で、現在は補てんしないような状況になっていると思いますが、その補てんしないという根拠、補てんしなくてもいいんだ、このままで1,700万円についてはチャラでしょうがないんだという理由は何か伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、こういうことはあってはならないわけではありますが、過去をさ

かのぼりますと、それぞれの町村であったという事例がわかりました。そういう事例の中で、それぞれの町村がどういうその地域の実態を踏まえながら措置をされたかということを考え合わせますと、いわゆるそれについては徴収をしないというケースが大変多かったということがございます。

しかし、それがすべてを判断する材料にしたわけではなくて、これまでの職員のあり方と、それから、考えれば相手に求めるということはなかなか厳しい、そういう中で自己反省をきちんとして、本町としてはいわゆる今後自分たちの姿勢を正して町民の願いや希望や、そういうものにしっかりと向き合っていくということがまず今回問われているだろうと、こういう判断で私の中で根拠をつくらせていただいたと、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 つまり、過少分については入居者からも取らない、あるいはだれかが補てんもしないと、こういう状況でありますから、やはり私らは、今度例えば議会報告があったときなんか、町民から聞かれるわけですよ。そういうときにやはり法的な根拠を示しながら、町ではこうやったんだという説明をしないとイケませんので、やはりその辺、今後はぜひ弁護士に相談しながら法的根拠をはっきりしてやってほしいなというふうに思っております。

もう一つは、県と郡山、福島そして佐世保を見てみますと、どこでも処分はないんですよ。職員の処分はどこでもありません。それで、本町だけが処分があったということで、いろいろこの状況をいろいろ聞いてみると、大変難しい仕事であったんだということがわかったりしまして、処分はかわいそうだなというふうに私も思っております。そこで、この処分の中で、処分がもうあったわけでありますが、戒告と訓告でしたか、あと口頭の訓告でしたね、あったと思いますが、戒告というのは減給よりも下ですので、給料面でのあるいはボーナス面、そういう面での影響はあるのかどうか。そこまでやろうとしているのかどうか、もし答えられれば伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えをいたします。

戒告処分につきましては、議員ご承知のとおり、地方公務員法上の処分でございます。その戒告の効果としましては、本来戒告処分と言いますのは、過去の事例を戒めて今後正しい事務を行いなさいというような反省を促すものではありませんけれども、実態的に申し上げますと、ボーナスの勤勉手当の率には影響いたします。なお、給与の関係で言いますと定期昇給時の昇

給も影響いたします。これらについては事実として影響は生じるということになっております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは大変重いなというふうに思いますが、もう一つは、以前に職員の問題があったときに、田島町のころだったんですが、懲戒処分等の公表基準というのをもらっております。これはちょっとその後変わったのかもしれませんが、公表の対象とする処分の中には、免職、停職、減給、戒告と、こうなっているんですね。ですから訓告は入っていないんですけれども、今回訓告まで発表になりましたが、人数等発表になりました。それは公表基準が変わったのか、それとも公表基準に違反していないのか、そこを伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、懲戒処分等の公表基準でございますが、現行の南会津町の基準で申しますと、いわゆる地方公務員法に基づく懲戒処分ということで、戒告、減給または停職、免職と、こういうことで、それぞれ議会への報告、それから報道機関等に発表するというところでございまして、公表とされているところでございます。

ただ、今回の案件につきましては個人名等を伏せまして、当然のことながら問題の大きさ等も含めまして、文書訓告、それから口頭訓告の人数等につきましても、あわせてマスコミのほうに公表させていただいたということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、その公表基準が変わったわけではないんですね。訓告は公表基準に入っていないでしょう。それは変わっていないんですね。変わっていないけれども、公表したということですか。ちょっとそこをもう一回確認しますが。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

ただいまおっしゃったように、訓告等につきましては町の基準では公表の義務はありません。ただ、今回の問題の大きさ等も含めまして、きっちりマスコミのほうには、隠すというふうな姿勢で見られると困るというようなことも含めまして、全体的な処分の内容を公表させていただいたということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今回については大変そういうことで、公表基準にはないものも公表したというようなことで、名前は入っていませんけれども、人数とかそういう意味では大変処

分も重かったし、公表という面でも重いなと私は思っているわけでありまして、ちょっとこれは異例だなというふうに思っております。

さらに、町長、副町長についても後から追加議案で処分するということなんですけど、今までいろいろなことがここ4、5年いっぱいあったんですが、そのたびに私は町長の責任も求めてきたんですが、今までは一切そういうことはなかったんですが、今回はなぜなのでしょうかね。町民の中からは選挙が近いからなんて言う人もいますけれども、そしてさらに、副町長は今度県のほうに帰るということなんですけど、副町長については処分の効果はどんなふうになるのかなというようなこともあわせて伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

町民のお考えはいろいろあっていいし、それぞれの受けとめ方が違うというのは人生観がもともと違いますから、それはそれでいいと思いますよ。ただ、私がなぜ今回こういう形をとったかと言いますと、これまで議会にお約束をしてきました。私たち職員は課を超えて、係を超えて仕事をする。これは合併町村にとって大変大きなテーマであります。つまり、職員がいつまでも当時の村の仕方を踏襲してはいけない、あるいは町の進め方にとらわれてはいけない、こういうことが訓示をするたびに、あるいはさまざまな問題が浮かび上がるたびに、あるいはまた苦情や非難やそういうものが届くたびに言ってきました。

どこに原因があるのか、これはとりもなおさず1人でデータを持ち、1人で仕事をするという体制がよくない。したがって、今後最低限のマニュアルをつくってしっかりと引継ぎをして、改正時に何を見つけ、どういう視点で仕事に向き合うのか、ここのところがおろそかになった。つまり、自己に責任を持つということをおろそかにしたということでございますので、今回の処分にしました。

それを、再三言ってきた張本人の私が責任をとらなければ、これは職員にその効果がない、ということで今回の処分にいたしましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 私のほうからは、私自身の処分の取り扱い効果についてお答えをさせていただきます。

確かに3月までの一定期間ということでの対応になってしまいますが、その在任期間中にしっかりと効果が出るような形での取り扱い、条例のほうの提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 時間がありませんので次の質問に行きますけれども、行政サービス制限条例の話なんです、そこではいろいろな議論の中で憲法には違反しないとか、いろいろな答弁がありました、私は全体の条例の方向として筋が違うんじゃないかと思うんですよ。滞納者が悪質であったとしても、例えば国保であるならば短期保険証の発行とか資格証明書の発行とかとあるわけですね。それで十分に制裁と言いますか制限をしているわけですよ。

それプラスこれが来るでしょうから二重になって、筋が違うんじゃないかと。あるいは町営住宅なんかの問題でも明け渡し請求ですね、そういうものをしているのかどうか。その上にまたさらになるわけですから、二重の意味で筋が違う条例じゃないかと。今現在の集金業務と言いますか、それを一生懸命やるのは、それはそれでいいんです。しかし、筋が違うというふうに私は思うんですが、そこは問題がないのかどうか伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

筋は全く違わないと思っています。これまで私も現場に出かけましたし、アンケート調査もしました。つまりどういう状況で、もし、プライベートですから、お答えしなければお答えしなくてもいい、そういう中でこれまで滞納者の方々に、職員始め私たちは本気になって向き合ってきました。

つまり、滞納を何とか解消したいというだけではなくて、その方々の今置かれた状況に向き合いました。病気なのか、それともほかに負債があって銀行の支払いが大変なのか、そういう中でアンケートにも答える必要はない、おまえたちに話す必要はない、こういうことを言われたんでは、私たちはやはりきちっと納税している納税者に説明がつかない。こういう中で、ずっとこれまでいろいろな議論を通して、ようやくここにこの条例案を出すという絞り込みをしたわけです。ですから、私は精いっぱいやった結果こういう形ができた、こう理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。残り1分になりました。

○19番 大竹幸一議員 残り1分ですので、最後に、健康増進のところで1点だけ質問いたしますが、体重や腹囲、歩数などを記入できる表については前向きな答弁をいただきましたけれども、それも今現在あるようなノート型でなくて、壁に張るようなそういう記入しやすい、そういうことを改めて提案しますがいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今、先ほど申し上げましたように、それぞれの課でマニュアルづくりをしています。そのマニュアルをつくるそのものが見やすいように、そしてきちっと引き継がれるようにしたいと思っておりますが、今のご指摘についてもより利用者が利用しやすいものに改善していくことについては、積極的に取り組みをさせていただきたいと思っております。

○19番 大竹幸一議員 以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 大宅宗吉議員

○渡部康吉議長 次に、9番、大宅宗吉君の登壇を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 私は、大きく2つの点について質問いたします。

まず最初に、農業振興対策はということでお伺いいたします。

我が町を取り巻く生活実感は大変厳しく、町民の不安は非常に深刻なものがあると私は思います。相次ぐ工場の閉鎖、雇用の削減、観光客やスキー客の減少など、地域経済や町民の方々の生活に大きな打撃となっております。このような中であって、農業や林業に雇用創出の受け皿としていろいろな施策も実施されておりますが、農林業を取り巻く現状も決して楽なものではありません。

今まで当町の農業を担ってきた人たちも高齢化し、後継者も少なく、また生産資材の高騰や、せっかく生産したものの価格の変動が大きかったり、安値の傾向が続いております。経済的に大変苦境に立っておるのが現状です。そこで、我が町の農業基盤等強化支援をすることが喫緊

の課題と私は考えます。

来年度から実施されます国の農家への戸別補償制度は、水稻作付面積10アール当たり1万5,000円の補助金として交付されるものですが、一方米価のほうは過去3年間下落した場合、その米の平均価格を補償するというものです。これは前回の米価安定価格の補償と同じようなシステムかなと、そう考えますが、米価がどんどん下がればやはりこの効果も薄れていくと考えられます。

いずれにしても本町の農業振興の原点を振り返り、地域特性を生かした農業基盤をしっかりと支えていくことが行政の使命であると考えます。特に、我が町は集約園芸産地として農業振興が図られてきましたし、当然これらが地域の農業の基本となるべきと考え、以下の点について伺います。

まず、1点目、我が町の農業の基本的な考え方は何か。2点目、町の振興作物はどういうものですか。今までもあったと私は思いますが、確認のために伺います。3つ目、中核農家及び新規就農者、そして法人という組織や集落営農とかいろいろありますけれども、これらへの対応はどうかと。4つ目、産地生産力強化総合支援事業とは。委員会の中でも多少の説明は受けましたが、より詳しい説明を求めるものです。5つ目、トマト、カキ、アスパラガス、ソバ等の栽培者に対して、一定の規模を栽培している農家へ、支援の強化はどのように考えておられますかということについて伺います。

2つ目、町長の議会と町職員への姿勢についてお尋ねいたします。

私は、この訓示を聞いて正直言って驚きました。昨年12月28日、仕事納めの式で町長の訓示が職員に対してありました。私はたまたま伊南支所に行って、テレビ中継を聞きました。

町長は、12月定例会の補正予算案について反対した議員のことに触れ、反対した議員は自分の価値観でしか物事を判断できない議員であり、このような議員とは一緒にやる気はありません。

また、町の職員に対しましては、現在の町の職員は二極化しています。価値観の同じ人とは協力して一緒に頑張りましょうと。価値観の違う人とは相手にしないような言い方を話されました。このような話は、為政者町長としてまた町政執行者の言葉や姿勢とは到底理解しがたく、看過できるものではございません。以下の点について伺います。

1点目、議会の意思をどのように考えていますか。たとえ少数の反対意見としても、尊厳を持って尊重すべきと考えますが、議会軽視ではないですか。②二極化しているとの判断をされているようですが、職員との信頼関係はどのように考えておられますか。3つ目、この発言は

確かに職員に対しての訓示でしたけれども、間接的に町民へ言っているものと同じと私は思います。非常に不適切であり、改めるべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、大宅宗吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業振興策に関する1点目と2点目ではありますが、農業振興の基本的な考え方、また町の振興作物についておたがございました。関係性が高いので、一括してお答えをいたします。

本町においては、農業が町の基幹産業であるという強い信念のもとで、事業経営として成り立つ農業振興を基本として、地域性を生かした振興作物の産地化を進めるとともに、担い手の育成や生産基盤の整備、集落営農支援等を通して安定的な農業経営の確立を図っていく考えであります。

また、引き続き土づくりから始める資源循環型の農業と、高齢者あるいは小規模農家が生きがいややりがいを持って取り組める農業を推進するとともに、第三セクターの経営体力を強化させながら農商工連携の基盤づくりを進め、規模の大小による格差を少なくする流通体制の構築、加工商品の開発に取り組み、農業の新たな可能性を切り開いてまいります。町の振興作物については、トマト、アスパラガスの野菜類と、リンドウ、カスミソウを始めとした花卉類を本町における主要振興作物と位置づけております。

次に、3点目ではありますが、中核農家及び新規就農者、法人や営農組織などへの対策はと、このようなおたがございました。認定農業者や農業生産法人など、中核農家へ対して振興作物の経営規模拡大に対する苗代等の支援や施設整備の支援を行うとともに、県などの関係団体と連携し、農業経営改善計画の策定や経営状況のフォローアップについて取り組みを進めているところであります。

また、新規就農者に対しましては、各生産部会や関係機関と連結を密にして相談体制を整え、資材費や借地代等を支援しておりますが、支援対象者の見直しを行うなどにより、参入しやすい環境づくりに努めてまいりたい、このように考えております。

営農組織に対しましては、集落の地域力、農業力の向上を図るために、行政区を通じた集落営農組織を支援する集落農業サポート交付金事業を平成22年度に新たに創設する予定であります。今後も農業の現場に足を運び、現状把握に努めながら課題を的確にとらえ、農業振興に向けての対策を検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目、産地生産力強化総合支援事業についておたがございました。平成21年度まで実施されておりました県単独事業の戦略的産地づくり総合支援事業の制度を充実し、名称を変更した事業でございます。事業の内容は、水稻の生産コスト削減の取り組みや、有機栽培等の特色ある米づくりに必要な機械の購入、園芸特産作物のトマト、アスパラ、リンドウ等の生産量の拡大、品質向上に必要な機械やパイプハウス等の整備に対する支援事業であります。

次に、5点目、トマト、花卉類、アスパラ、ソバ等一定規模経営農家への支援強化についておたがございましたが、本町農業の基幹である振興作物栽培農家の育成は、農業振興の重要な課題と位置づけながら、農業規模拡大資金を始め県単独事業への上乘せ補助、農林水産業振興基金の貸し付け等生産基盤の充実に向けて支援を行ってまいりました。今後の支援の方向性につきましては、これまでの生産に係る支援とあわせて、安定経営を確立していくための支援のあり方について検討してまいりたい、このように考えております。

次に、町長の議会と町職員への姿勢についてのおたがしについてお答えをいたします。

時代は失いつつあるもの、あるいは失ってしまったものを求めて動く、私はこう確信をしております。昨今の社会的動きを拝見するに、安さ競争が激化し、人として仲間としてともに生きる関係が希薄になり、将来に不安を残す状況が生じています。常に変化をし続ける世情を受けとめて人生の道を切り開いていくとき、みずからの志の置きどころによっては、こうした変化を受容する者と、そうでない固定した価値意識の中で行動する者とは、大きな差が生じるものであり、それを社会的な適応能力において、私は二極化する、このように申し上げます。

違うものを無理に説得するのではなく、信念に基づく発案、行動を行い続けていく中で、気づいていただいたときには二極化が縮まり、一緒に歩みを進められることを説明したものであり、私としてはとても意義のある訓示内容であると確信をしております、ご指摘の議会軽視や不適切な発言には全く当たらないと考えております。なお、このような本質的で一生懸命な姿勢と言動は、職員のみならず議員各位や町民との信頼関係を築く上で大変重要なものであると、このように確信しております。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 実は、前回の定例会の中で農業の振興費、一昨年それから昨年度と50%ほどの未消化の部分があったと。その点を伺いましたときに、町の政策そのものがちよっ

と不備と言いますか、実態と合わない点があったというようなこととお話されたものですから、また新しい年度になってどのような方向で臨まれるのかなど、そういうことで確認させていただきましたのが、1番と2番の件でございます。

そして、そういう農家がどういう人たちが対象になるかということに対して3番目の答弁もいただいたわけですが、やはり今年度の予算も見た限りでは、総体的に振興費が私は少ないのではないのかと。そして、今町長の答弁から、確かにトマト、アスパラ、リンドウ、カスミソウ、花卉類など振興作物として町は考えていますよ、そして農業は地域の基幹産業として考えていますよというような答弁がありましたものですから、それは一つ安心はいたしましたけれども、やはり基準そのものはほとんど変わっていない。

そのときの12月の答弁のときに、現場の声を聞いて検討いたしますと、そのように答弁されましたけれども、現場の声をどのように聞かれましたか、お尋ね申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げましたように、現場の声は第三セクターのグリーンステージをどう使うかということで、緊急雇用対策をいたしました。その方々が農家に入って、そしてその実態を聞き出したところ、いわゆる農協を中心にお取引をしている方々以外の、どちらかという規模の小さい、あるいは現役を引退される、あるいはされた方々の農業に対する希望・要望が大変多くございました。

したがって、これらの集荷を始め加工あるいは集荷をすることで一定量がまとまりますから、これらをどう販売につなげていくか、そしてまたそれらを通しながら、第三セクターが有しているホテル等の厨房に食材として持ち込めないか、こういうことが検討されたということでございます。

したがって、私はこれまでの県や国の農業政策の中に隙間を生むことがないようにということで、それらの気配りをした予算を組ませていただいたと、そういうことでございます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 確かに過去にはこれだけのトマトにしても花にしても、南会津町の基幹産業として皆さん1,300も、かなりの販売額もありまして、実績も残してきましたんですけれども、先ほども申し上げましたように、高齢化したり後継者がほとんどいなくなったり、そういうような現実があるわけです。

それはなぜか、日本の農業情勢もありますけれども、やはり以前は合併前、いろいろな各町

村の対応の仕方はありませんけれども、一生懸命と言いますか、まだまだ振興したいということでそれなりの手当てはあったんですけれども、合併以降頑張っている農家にはやりますよというようなことで、確かにその頑張っているというのはいろいろ考え方はあるでしょうけれども、規模を拡大した人以外は対象にならない、ですから私は昨年一昨年度とあれだけの振興費を残したと思っているんです。

頑張っている農家というのは、今一生懸命頑張っていますよ、皆さん。トマトの農家にしても花の農家にしても、いろいろ作物がありますけれども、作物によって面積は違うでしょうけれども、大体1軒の農家として頑張れる規模というのは決まっているんですよ。精いっぱいその中でやっているんですけれども、精いっぱいその中でやっている人は対象にならなくて、わずかな規模でも新しく新規に栽培したとか、とにかく面積をふやした人は確かに対象になりますけれども、ふだん一生懸命頑張っている人が全然対象にならない。幾らやってももうこれ以上自分たちの今の状況の中では無理だなというのが今の農家が感じている現状なんですよ。

ですから、現場を知ってくださいというのは、私はそういう意味だったんです。必ずしも面積がふえた農家ばかりが頑張っているわけではないんです。今後、来年の予算もそうですけれども自主財源が減るとい見込みがありますから、やはりこういう基幹産業をしっかりとできないと、今後ますます自主財源が先細りになると私は考えますけれども、その件についてのご意見をお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

農業者も頑張っているんですが、商工業者も頑張っているんですよ。町の予算は、総合的な判断の中で予算配分をしなければならないんです。私が今町長として最善を尽くす農業、最善を尽くす商工業、そして農商工連携は今の予算でいいと、こう思っています。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 私は何も商工業者の頑張りを否定しているわけではないんですよ。ですから、農商工の連携ももちろん、私も以前にもこういうことを述べたことはありますよ。ですけれども、やはり農業の去年の振興費、その前の振興費を残すような農業振興のあり方が果たしていいのか、私はそこを見直してほしい、どうですかという分ですよ。しっかり100%使えるような振興費の計画をされたほうがいいと、私はそう言っているんです。決して商工業、観光業の人たちは頑張っていないと、そう言っているわけではないんです。誤解してほしくないです。

そういう中で、やはりこういう状況になりますと農家には、商工業の人もいろいろ大変だと思えますけれども、やはり資金的な援助、これは具体的に言えば借入れの利子とか、わずかかかもしれませんけれども、そういうわずかでも何でも、ああ町は見てくれているんだと、そういうような姿勢を示すべきと私は考えますが、いかがですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は町長ですので、議員のとおりにはできない場合があります。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 町長がそう言うのであれば、何とも議員と一緒にとは私も申せませんから、執行者は町長ですから。とにかく私は、農業が基幹の産業とあるならば、やはりそれはそれなりに町がきちんと対応すべきと、私は申し上げておきます。

それから、2番目ですね。全般的なお答えはいただきました。ですけれども、私は町議会というものは町の最高議決機関であり、それに対して議員は発言権があったり、反対・賛成をきちんと表明する権利あると思うんですよ。それに対して町長はあのような訓示をされた。それが意識高揚と町長が申されるならば、ちょっと間違っているんじゃないですか。ちょっとじゃなくて、全然間違っていますと思いますよ、私は。そういう議員の権限を、職員に対してですけれども、議員が議員の責務の中で議会に臨む、その姿勢に対する冒瀆ではないですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員も町民の意思を受けて議会活動をするのであれば、私も町民の意思を受けて活動する政治家です。お互いに自由にやりましょう。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それは町長、お互いにやると言っても、職員の前でああいう訓示されること自体おかしいですよ。おかしいですよ。よくないです。権限越権行為です。よくないですよ。もう一度答弁。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

それほどあなたが言っていることが、例えば町民の信頼を得るものだとすれば、間もなく町

長選挙がありますから、そこで真意を問うたらどうですか。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 私は、別に町長にそんなことを言われる筋合いはないですよ。そんなことは私が出るか出ないか決めればいいことでありますから、何もここでどうのこうの言うはずじゃない。けど、町長としてやはり職員や議員や町民に向かって言う言葉ではないと私はあくまで思います。答弁はいいです。

終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、正確に言葉を述べてほしいんですね。一緒にやらないということは一言も言っていませんね。あなたがそういうふうに解釈したんじゃないですか。もう一度ビデオを見てください。私は、自由にいいでしょうと言っています。そして、私たちは学びによって新しき領域を与えるものである。そこで学んで、比較ではない労働対価として、さまざまなものをこれから構築していきましようと言っているわけですよ。ですから、議会の議場で演壇で答えたことが間違いないかどうか、私はもう一度確かめて、改めて対話が必要だということであれば、対話に応じます。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 ここで一つ確認したいです。ビデオはありますか。その訓示のビデオはありますか。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えいたします。

訓示の内容につきましてはビデオはございます。

○9番 大宅宗吉議員 じゃ見せてくださいよ、みんなに。

○渡部康吉議長 どなたか答弁しますか。ビデオを見せてくださいという要望に対する答弁。町長。

○湯田芳博町長 ここにはビデオを見る設備がないようですから、そのことを判断をして、議長がお決めになったらよろしいかと思えます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 私もそれで結構でございます。

○渡部康吉議長 それでは、後からお願いします。

これで終わっていいですか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 9番議員が見ればいいでしょう、後から。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 いや、私は言ったとか言わないとかじゃなくて、私はそういうふう
聞いたんですよ。ですから、皆さんに聞いてもらうのが一番いいと思ったんですよ、私は。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えしますがね、判断は自由なんです。私は自由だと思いますよ。それで、よくよく考えてください。私たちは心の中にあることが言葉になってあらわれますよ。あるいは文章になるんです。そして、その言葉や文章が行動につながっていくものでしょう。その人がどういう真意を持ってそういう言葉を言い、なぜこの機会をとらえて言ったか、あなたは確認しましたか。自分の思い込みでそういうふうにもし理解をしているとしたら、そこは私は心外だと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 私も、町長の言われるくらいの国語力はあると思いますよ。私だって。あのくらいの訓示はわかりますよ。そのとおり受けとめたから今の質問になったわけですよ。これ以上言っても皆さんもあれですから、私はこれでやめますけど、町長もわかりました。ですけども、私はあくまで間違っていると思っています。

以上で終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

こういう対話は、お互いがお互いの言い分を言い終えて終わるとするのはよくないと私は思いますよ。そこで、もしそんなに不愉快に思ったとしたら、それはどこに志を置いて、どこに気持ちを置いているかじゃないですか。私はだって、反対に悪いとは言っていないし、議会の発言を悪いとは言っていない。これまでだって、議会は活発にそれぞれの意見を述べています。でも私も政治家の一人として、自由に活動させてもらってどこが悪いんでしょうか。そこは押しつけはしていませんか。私はこう考えるということを書かせていただいたんです。で

すからぜひ議員がもし望むのであれば、議場を離れたところでお互いにこの対話を続けませんか。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 そんな、きちんと私の質問に答えないで別なところでなんて、そんな言い方はありませんよ。私は正々堂々と皆さんの前で議論しようと言っているんですから。そんな話はないですよ。ですからちゃんときちんと真摯に答えてください。私は日本語を誤解されているんじゃないとか、一人の思いだけじゃないですかと、結局訓示で言っていることと同じじゃないですか。私だって私なりの考えて言っているんですよ。ですから聞いたとおりに。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

それでは、ここでやりましょう。私は何回も言いますけれども、この訓示については先ほどみずからを処分する不祥事を生みましたが、町職員の人たちも、町長が替わればあるいは政策が変われば変わっていかなきやならない。それを過去の価値観にこだわっていたら、新しく変化する社会になかなか適応できないでしょうと、こういう思いでお話をさせていただいた、決して私は不当な発言だなんて思っていませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 もう同じことを繰り返しになりますから、もう一回だけ言います。言いつ放しで終わりましたと言われても、私はこれでやめますから。実際、町長は自分の思いだけは確かに言っていると思いますよ。ですけど、このようなことを言われた人、まだ私は議員だからこうして言えますよ。言えない人いっぱいいるじゃないですか。それで自分の思いだけ、人のことを勝手に腑分けしながらやること自体、卑怯ですよ。そう思われませんか、別にこれは質問じゃないですよ。答えなくていいですよ。もう終わりますから私、本当に終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

卑怯と言われて終わる人はいないと思いますよ。それでは本当に卑怯だったら、はいすみませんと言うかもしれません。でも私は全くあなたの主張しているのがわからないんですよ。だから人生観が違うんじゃないですか。価値観が。生きる志の問題じゃないですか。それで、たくさんいるというけれども、確かめたんでしょうか。私はぜひ職員に聞いていただきたい、そ

う思います。

○9番 大宅宗吉議員 終わります。

○渡部康吉議長 以上で、9番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○渡部康吉議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 登壇順序4番、議席番号8番、楠正次、一般質問を始めます。

株式会社南会津町観光公社と株式会社I N A、株式会社さゆりの里、株式会社夢開発の第三セクター計4社が統合し、本年4月1日にみなみやま観光(株)としてスタートいたします。スキー場を取り巻く環境は、スキー人口の減少や景気の後退等により、年々厳しさを増してきています。南会津地方のスキー場と熾烈な誘客活動をしている隣県のハンターマウンテンは、レディースデーリフト利用券をランチつき1,500円という破格の設定をして、話題になっております。

安さ競争の激化、これもデフレスパイラルからの脱却がぜひ必要かなというふうに感じておりますが、昨年11月に策定された南会津町第三セクター改革プラン、これを見ると、18年、19年、20年の経営で営業利益を計上できたスキー場関連第三セクターは、会津高原リゾートと夢開発の2社のみです。第三セクターには地域の活力の増加や雇用の創出の効果が大きく、地域貢献が存在意義の一つと考えております。株式会社みなみやま観光と株式会社会津高原リゾートが切磋琢磨し、南会津町の大きな活力の一翼を担うことを願いつつ、以下の点について質問いたします。

①21年度のスキー場経営も間もなく終了を迎える中、22年2月末現在の4スキー場それぞれの入り込み状況を伺います。

②22年2月末時点の入り込み状況を見て、町長の所見を伺います。

③についてはリゾートの関係なので、旧館岩村時代の背景を少し話させていただきたいと思っております。

昭和33年に、館岩村は4,110人の人口がありました。ところが、高度成長期と言われた昭和48年には2,800人に減少し、人口減に歯どめがきかない状況が続くと、当時の記録がございま

す。2,800人の人口のうち400人以上が、家計を支えるために11月から4月まで出稼ぎを余儀なくされたとあります。昭和54年の首長選で、過疎の解消と出稼ぎのない村づくりを選挙公約に掲げた星力氏が当選いたしました。私はUターンして初めての選挙戦を経験させていただいたので、今も覚えておりますが、さきに述べた選挙公約を掲げる要因となる作文がありますので、少しの時間ですので朗読させていただきたいと思っております。

「私は教室の窓から外ばかり見ていました。勉強は上のそらでした。バスが通るのが教室の窓から見えるはずだと思ったからです。朝、お父さんは出稼ぎの支度をしていました。バスで行くと言っていました。私は教室の窓から、そっとお父さんを見送ろうと思ったのです。やがて、バスはゆっくり走ってきました。お父さんの顔がこっちを向いているようでした。元気でねと心の中でつぶやきました。春にならないとお父さんは帰ってこない。」館岩小学校6年生の子の作文が、当時村会議員の星氏の心に深く刺さったと先日聞き確認いたしました。

これは、町内他の3スキー場もスキー場開発のときの地域住民、首長方も同様の思いであったのではないかと推察をする次第であります。

1981年11月4日に会津高原観光開発株式会社が2億1,000万円の資本金でスタートし、同年10月に旧大宮少年自然の家が開所されました。非常にいい時代だったのかなというふうに思います。ともにスタートして来年30年になろうとしておりますが、会津高原観光開発株式会社は平成14年に東武が経営から撤退しましたが、大宮少年自然の家の利用児童生徒数は、開所以来130万人になろうとしております。教育旅行、体験学習、互いによい影響を継続して現在に至っていると考えております。

平成17年、4町村の合併前に出資比率を25%に下げたことは、議決した私たちも、合併後の新町長にどういう人物になるのだろうかというような、個人的な不安な気持ちを抱いたことは事実であり、今となれば反省もいたしております。19年に南会津町の株式出資比率が結果として23.6%に下がってしまったことは作為的ではなく、金融機関からの融資も返済を考えたとき非常に難しく、社債を発行しての資金調達も余儀なく、家族層や中高年のロッジからリフトまでの移動に動く歩道のサービスを提供すること、また古くなったレストランの改修は必須事項であったと聞いております。

そこで、現在会津高原リゾートの経営陣は、経常経費の削減や社員の意識改革と経営改善に真摯に取り組んでいると私は感じております。

以上を踏まえた上で、リゾートの経営陣から増資の要請をされた場合、想定でありますけれども町長の考えを伺います。

大きな2番目でありますけれども、国民健康保険についてであります。

一昨年のリーマンショックに端を発した100年に一度という不況は、本町においても企業の撤退等が相次ぎ、非自発的失業者が増加しています。よって、以下の質問をいたします。

①22年度の国保税の見直しで、非自発的失業者に対する国保税の軽減制度、所得割基礎額は前年所得の30%、該当者は21年3月31日以降の退職者及び離職者とありますが、国保、社保、被保険者の自発的か非自発的かの線引きは非常に困難を要すると考えておりますが、どのような条件があるのか、どのようにされるのか伺いたいと思います。

②22年度の医療費抑制に関する施策、計画を伺います。

③国民健康保険税の税率等の改定計画で、納税限度額を超える世帯とそれ以外の階層に対する影響を伺います。

④特定健診や特定保健指導を実施してきた結果の成果及び今後の課題を伺います。

⑤景気の悪化に伴い、雇用の場の減少など国保税の収納率はどのように変化しましたか、影響を伺います。

⑥条例に定められる適正基金保有額の3億5,700万円に近づけるために、保険税を上げるのか、それともほかにどのようなことを想定されるのか、今後の施策を伺います。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、楠正次議員にお答えをいたします。

始めに、スキー場に関する質問の1点目ですが、平成22年2月末現在の4スキー場それぞれの入り込み状況についておたがございました。お答えをいたします。

だいくらスキー場が5万7,368人、対前年同月比で言いますと95.1%であります。たかつえスキー場が17万7,930人、対前年同月比で88.6%。次に高畑スキー場が4万2,444人、対前年同月比98.4%。南郷スキー場が3万6,464人で、対前年同月比95.9%で、4スキー場合合わせますと31万4,206人で、これは前年同月と比較いたしますと入り込み数で2万7,968人の減少、率で言いますと8.2%の減少となっております。

次に、2点目、入り込み状況に対する私の所見についておたがございました。今ほど申し上げましたように、入り込み数では前年と比較いたしまして全体で8.2%の減少となります。スキー場関連施設での売上高で見ますと、4スキー場合わせて2月末現在では対前年同月比で10.9%の減収となっております。大変厳しい状況にあると認識をさせていただいております。

今後4月には新たな第三セクターとして、みなみやま観光株式会社が誕生し、3スキー場を

始め関連施設の効率的な運営に努めてまいります。この新会社と会津高原リゾート株式会社が連携し、地域振興の核となるよう、町といたしましては新たな役割も視野に入れながら、それぞれのスキー場や関係する施設における経営方針と経営体制について助言をしてみたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目、会津高原リゾート株式会社に対し、町の出資比率が低下しているが、経営陣から増資の要請がされた場合についておたがございました。

昨年9月定例会におきまして答弁させていただきましたとおり、役員持ち株会により、30株、519万円ほど増資された結果、総体的に町の出資比率が低くなっているものでありまして、仮に増資の要請があった場合は、今後の経営ビジョンや経営体制の能力について十分検証を行い、的確な将来予測のもとで総合的な判断をすることになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、国民健康保険に関する1点目、平成22年度の国保制度見直しで、非自発的失業者の保険税の軽減制度該当者の線引きについておたがございましたが、非自発的失業者の保険税の軽減につきましては、リストラなどで職を失った方に係る保険税について、失業時からその翌年度末までの間は、前年所得の給与所得を100分の30として算定するものです。

今回対象となる方は、平成21年3月31日以降に離職された方で、倒産、解雇等の事業主都合により離職された雇用保険の特定受給資格者及び雇用期間満了などにより離職された特定理由離職者の、2つの類型に限定されます。このため、申請には受給資格者証を確認して判定することになりますので、改めて離職理由が非自発かどうかを判定する必要はない、このように考えております。

次に、2点目、平成22年度の医療費抑制に対する町の施策についてのおたがございましたが、医療費の抑制は町を挙げての大きな課題であります。即効性のある対策は見えてこないというのが現状であります。このため、平成22年度におきましてはさまざまな抑制策の検討を町民の方々との協働で行う必要があるものと考えております。

1つ目には、特定健診体制を充実させ、受診者をふやし、早期からの予防に向けて積極的に取り組んでまいります。

2つ目は、予防医療で重症化を防ぐためには、かかりつけ医院の拡大を図ることが重要と考えております。病気になっても外来診療で済めば低額の医療費で済みますが、これが入院ともなれば多くの医療費を負担することとなり、あわせて休業による収入減と重なって大きな影響を与えることとなります。

3つ目には、高齢者の重複及び頻回受診が多いことは、高齢者の孤立から来るとも言われておりますので、それを防ぐ地域の仕組みづくりと、保健師による保健活動における訪問指導が重要になってまいります。

4つ目には、地域医療においてはかかりつけ医師の存在が大きいため、現在行っている集団特定健診の未受診の方が町内の医療機関で個別に特定健診ができるよう、南会津郡医師会との協議を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、3点目、国民健康保険税の税率等の改定計画で、高額所得者とそれ以外の階層に与える影響についておたがございましたが、現在、平成22年度の国民健康保険税の税率については、加入者の平成21年分所得等が確定していないため、算定作業には入っておりません。このため、おたがの影響については現時点ではまだ判断しかねますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、議員ご承知のとおり、国民健康保険税の税率等の改定については、現在それぞれの地域で申告相談を実施しております所得申告結果が、国民健康保険税の税率を算定する上での基礎となります。同様に、税率算定の基礎となります固定資産税につきましても、現在平成22年度の課税に向けまして作業を進めているところであります。

こうしたことから、これらの条件が整った時点で国民健康保険税の本算定額の確定に向けて必要税額を算出し、その後国民健康保険税の税率改定について、国民健康保険運営協議会に諮問してご検討いただくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目、特定健診や特定保健指導を実施したその結果と課題についておたがございましたが、生活習慣病の1次予防であります特定健診及び特定保健指導を保険者が実施することとなり、間もなく2年が経過いたします。

平成20年度の実績では、特定健診の受診率は県内市町村平均より15%高い51.3%であり、特定保健指導につきましても、県内市町村平均より17.3%高い32.1%となっております。また、平成21年度の特定健診受診率は55%となっているなど、現在までのところは年度計画値を上回っております。さらに、この間に重点的に取り組んでまいりました事業といたしましては、早期受診勧奨や重症化予防を目的とした訪問指導、特定健康指導者予備軍の方々への健康指導などがございます。

以上のように、この2年間は生活習慣病の1次予防に重点を置いてきましたが、平成22年度においては、従来の取り組みを保健指導事業の中でそれぞれ組みかえて継続するとともに、特定健診未受診者を減らす効果的な受診勧奨方策や、健康の保持増進と生活の質の向上を目的と

した健康課題に対する取り組みを推進し、結果として医療費の抑制がどのように図られるかについても今後検討作業を進めてまいりたいと、このように思っております。

次に、5点目、景気、雇用の悪化による国民健康保険税の収納率への影響についてのおただしがございましたが、議員ご指摘のように、本町におきましても景気、雇用の悪化から営業所得や給与所得の減少傾向が続く中で、ほかの税目同様に、国民健康保険税に関しましてもその影響は収納率の減少となってあらわれております。

そこで、収納率の推移であります。平成20年1月末の現年度収納率は75.6%でありましたが、平成21年1月末におきましては72.1%となり、対前年比で3.5%減少いたしました。さらに、本年1月末におきましては71.1%となり、対前年比で1.0%の減少となっております。このように、景気、雇用の悪化を受け大変厳しい状況となっておりますが、今後も収納率の向上に向けて鋭意努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、6点目、適正基金保有額の約3億5,700万円に近づけるための今後の対策についておただしがございました。基金の積み立てにつきましては、高額な医療費の発生等偶発的な要因に基づく保険財政の変動に対応するなど、国民健康保険財政基盤の安定及び強化の観点から、安定的かつ十分な基金の積み立てが求められております。

南会津町国民健康保険基金条例の規定により、基金として積み立てる金額は、保険給付費に要した費用の前3カ年の平均金額の4分の1相当以上となっております。平成21年度末では適正保有額の約47%、金額で約1億6,700万円程度の見込みとなっております。

今後医療費の増加予想に伴い歳出が増加し、それに応じて歳入として国や県の支出金及び法定繰入金も増加はしますが、それに見合った必要保険税の確保が求められるものと考えております。このように、支出の抑制と収入の確保における一体的な取り組みにより、基金の積み立ての増額に今後ますます努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 南会津町は予想というか想定したものよりは、結構低い減少率だったかなというふうに感じますけれども、これはやはり小さいスキー場、前年入り込みの少ない、五、六万人程度のところが案外いい入り込み、これは工夫がすぐに生きるのかなというふうに感じますが、大きいスキー場、入り込みが10万人以上とかというと、なかなか県内でも厳しい

状況が続いている、南会津町でも当然リゾートのほうの落ち方が一番多いわけでありませうけれども、10.9%、収入でいきますとやはり安くしたとかいう影響、いろいろなもので入場数の減員よりも大きな影響が出ているのかなというふうに感じておりますけれども、今後の計画、努力、能力、そういうものによって町長は考えると言っておられましたけれども、猪苗代スキー場だけが、県内で言いますと11.8%ほど2月末現在で伸びているという情報があります。でも、グランデコは30.1%の減少、非常に大きな減少で、アルツ磐梯が18.4とともに大きな影響が出ております。

やはりスキー人口が減少している、そしてこの南会津町の4つのスキー場でこの減った中で利益を出していける体制、こういうものをつくるためには、やはり大きく伸びていった経営規模というものを縮小するだけの手だて、これが改善計画の中では安全性が丸になっている。今度統合される第三セクターの場合は、その辺は安心できるのかなという気もしますけれども、一番入っているところ、人数的にはですね、ただ減少率も一番低いわけですがけれども、この2月の下半期のやつをちょっと調べてみましたら、高畑スキー場がプラス6.5%、たかつえスキー場ではプラス4.1%となっております。

来シーズンに期待しつつ、今シーズンの従業員者数をリゾートの場合聞いてみましたところ、正社員が47名、準社員が28名、冬期雇用者が160名、スキースクールインストラクターが2校で75名、さいたま少年自然の家のスキー教室指導者数が70名ということで、レンタルスキー2社で20名、直接的にたかつえスキー場で働いている人、収入を得ている人が400名と、54年の出稼ぎ者の数と同じ人数、そこは偶然だと思いますが、たかつえスキー場や高畑スキー場に行く場合に、最大の難所と言われる中山峠、352号のここが、昨年11月の建設事務所の説明では、五、六年でトンネルも金龍橋、銀龍橋、名無沢の橋梁、そのようなものも消雪道路も終了するというようなお話がありましたので、スキー客の増加は景気がどのようなことになるかはちょっと難しいですけれども、一番ことしの正月なんかも通行止めで相当な数が戻ってしまったというようなことはなくなるんだろうなという、解消する大きな要因になるというふうに考えて、再度増資にはいろいろな種類があると思いますけれども、50%を超えて議会に対しても報告の義務とか、75%を超えて当然筆頭株主となり得て経営に直接的に参加なさる、そのような考えも、想定の部分で申しわけありませんけれども、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、会津高原たかつえスキー場であります。この入り込み数の減少についての大きな原因は、これまでもずっと、ある意味では当該スキー場の機関として取り組んできたわけですが、学校、生徒、いわゆるこれまで友好関係を築いてきましたさいたま市を中心とした教育的なスキー教室、これがインフルエンザの発生とともに大幅に減ってきたということが1つあります。と同時に、そういう生徒たちを受け入れているスキー場であるがゆえに、一般のスキーヤーからはどちらかというとな煩雑さと言いますか、煩わしさも感じておられたと。

そこで、どう切りかえていくかという、ある意味では切りかえの時点が今なのかと、こういうふうに思っているんですが、新しくスタートするみなみやま観光については、それぞれの3つのスキー場で特徴づけて今後経営をしていくということができそうですが、会津高原たかつえスキー場については、それぞれ独自に経営の立て直しをするということになるかと思えます。

そこで増資というお話が出てきましたが、私はまず一つは合併するときになぜ村の出資率を落としたのかというところが一つやはりきちっと精査をされなければいけないのではないかなというふうに思えます。たしか私の記憶ですと、75%の村の出資率があったと思うんですが、そこで合併前に出資率を変えたということは、そこにどういうねらいがあったのかということの一つを考えなければいけない。それは、あくまでも町民の全体的な統合した合意形成を図る上では、避けて通れないのではないかな。

それからもう1点は、やはり東武鉄道からの借入金、これをやむを得ず借入れをしなければならなかったんでしょうが、その借入金についてどういう今後、考え方と言いますか、取り扱いを持っておられるのか、ここの2つは増資の話が出たときに大きなテーマになってくると思いますので、ある意味で精いっぱい助言をし、頑張ってくださいことを願っておりますが、その辺のことは会社内で一つ整理をしなければならないだろうと、こう考えております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。それでは、経営陣、取締役等から要請があった場合は、ぜひ相談に乗っていただきたいというふうに思っております。

続きまして、国民健康保険のほうに移らせていただきますけれども、1番については、資格証があれば特に線引きの必要はないという事実が確認できましたので、2点目、3点目、4点目、この辺ですね、受診率の向上、これが一つ大きなテーマになると思うんですけれども、受診率を向上させることによって得るメリット、こういうものが案外受診者にわかっていない、知らされていないという、それが私、去年館岩地域で最後のところに伺ってみて、レントゲンだけで帰る人たちに聞いてみたら、健康だから、どこも悪いところがないからというような本

人の判断で戻ってしまう。ひざ痛であったり腰痛であったり血液検査であったりとかという特定の健診も受けない、こういうことを受けると、国からの調整交付金とかそういうものも得られるメリットもあるんだから、そうして自分が病気、ぐあいが悪いとかという症状が出る前に健診というのは受けるんだ、必要があるんじゃないですかということをついたら、そういうことがあるのかと、特別調整交付金とかの問題ですね、そういうことを初めて知ったという方が結構女性の方で、私たち世代の年代でありましたので、保健師とかそういう方たちで、町のお知らせとか何かだとやがり読み切れないとかということもありますので、そういうところの周知が必要かなというふうに感じます。

あと、国保税の収納率の影響でありますけれども、予想どおりやはりこの状態でありますと、景気の動向によって悪化してきているのかなというふうに感じましたけれども、急激な保険税の値上げとか何かにならないためにも、基金がある程度余裕があればそれを取り崩しながらとかという対応もできると思いますし、この基金は、1億1,000万円から六千何百万円になったのには、地域活性化対策臨時交付金の中から5,000万円を積み立てた経緯があると思いますけれども、そういうときのものでふやしていくとか、実際に国保税を、所得が確定しない限り、6月に示されるんだと思いますけれども、できるだけこの時期ですから値上げのないような体制でいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず結論から申し上げますが、私たちが社会生活を営んでいく上で、やはりどうしても想定し得ない病気とかけがとか、そういうものというのはあり得ると思うんですね。そういうときに安心して受診をできる、あるいは負担を少なくしてそれに参加すると言いますか、そういう時間をとれると言いますか、そういうことをしなければならない、そういう意味では、私はやはり保険税等の増額というのは好ましくないというふうに思っていますので、限りなく下げていく方向で政策は進めなければならない。

しかし、何といてもその財源をどうするかという問題が絶えずついて回りますので、その財源を基金を積み増しをする、あるいは減らさないという工夫の中で、本当に地道な活動ではありますが、やはり自分の命には自分で責任を持つというような意識改革と言いますか、意識を持ってもらうことがとても大事だと思います。

先日、関本でちょっと集会がありました、そこであるご婦人が言っておりました。私は田島広報も議会だよりも本当によく見ます。ですから、こんなにある意味では丁寧に町が情報を

流してくれる、そんな中でもなかなか、その方はたまたま雇用が解雇されたということだったんですが、自分の目標に近づけるような情報をいただけないというのがありました。しかし、その一方で実は健康もそうですし、情報もそうですが、見ようとしないうという人たちもいることも事実なんですね。ですから、こういう人たちがともすると自分の思いをだれかに語り継いで、何とかしてほしい、こういう状況、場面というのもしっかりあるんだらうと思います。

しかし、できればそういうときに議員がおっしゃったように、こういう方法があります、こういうところへ行ってみなさいというようなことをご指導いただければ、大変ありがたいというふうに思っておりますが、そういう本当に小さなことかもしれませんが、それを惜しみなくやり続けていき、そして受診率を高め、さらには収税へのはずみにつなげていきたい。

収税については、保険税の収納については、何といたっても雇用を起こしていく、そしてただただ雇用を起こしていくことだけではなくて、緊急雇用対策をいかに早く安定雇用近づけて収入の向上を目指すかということも、とても大きな柱になってくると思いますので、その辺で頑張っていきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 医療費の抑制に関しては、緊急にできる対策はなかなかないと思います。過日28日にこの未来の食卓、これを見たときに、まさに南会津町はこの耕作放棄地や遊休農地、こういうものが有機農業をするのには、非常にいい資源があるというふうにとらえることもできるのかなというふうに考えました。

この中で、子供が手づくりの品物を持って売りにきたシーンがありました。あのときにオーガニックは自然のままに、非常に心に染みた言葉でありました。その中で、がんや糖尿病などの多くの生活習慣病の70%は食習慣、これを含む環境に原因があるということが、中で出て、この数字に対して私も本当に驚いたわけであります。

この地でも時間はかかるとは思いますけれども、有機野菜や穀類など、そして健康に対する認識をしっかりと子供たちに教えること。そして食物と健康のかかわり、こういうことが子供たちから親に、親を規制してちゃんとおさめるようにということも大事なことでと思いますけれども、子供たちから広がるために、今年の6月に教育長にちょっとおたいたしたことがあるんですけども、食物によって健康被害が起こる可能性も相当ある。オーガニックへの取り組みは、医療費の抑制に将来的にはつながる。健康な体をつくる、純真な子供たちの心に健康づくりの大切さと国保税や町税等の仕組み、相互扶助、そういうものを子供たちに総合学習とかで教えられませんかと申し上げたときに、教育長が性教育を含めた健康、安全の教育を現在行っ

ております、どのようにすれば健康で生きられるか、将来に向けた考え方を養っていく教育、これをやってもらうように努力したいというふうに答弁されておられました。

その後、このことに対するカリキュラムと総合学習とかでできたかどうか、最初に町長の前段の部分に対する答えと、あとの部分を教育長に答弁いただきたいと思いますが、お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私も、健康管理の中で食の環境というのはとても大事だというふうに思っております。身の回りにそういう食の、ある意味では弊害を持った家族がいるわけではないので、どこまでわかっているかと言われるとそれは疑問が残らないわけではありませんが、ただ、さまざまな報道を見たりあるいは要望等を聞いておりますと、いかに食というものが長い年月の蓄積の中で私たちの体を実はむしばんできたかということが、数値的にも今証明されようとしておりますので、食の扱いについては大変重要で、私としては今後、先ほども農業の分野で申し上げましたが、現場の声が多いのは、やはり子供たちの未来のために教育農業をしよう。つまり、学校農園や何かというものをつくって、そこに指導者が入って、子供たちと一緒に食の生産から加工あるいは食事をする、つまり命をいただいて命をはぐくむということを教えていくような教育環境をつくろうということで、今、さまざまな先生方をお迎えしながら、そのプログラムと言いますか骨格づくりを進めているところですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

前回申し上げましたことなんですが、これから今、各学校ごとに来年度の教育カリキュラムをつくっておりますので、その中においてそれぞれ各学校で、食育という新しい分野が出てきましたものですから、二、三年前からそういった食育について力を入れているところでございます。

その中においては、いわゆる食の正しいあり方、例えば文科省で言っているように、朝御飯を食べてくると。朝御飯を食べる者はいわゆる食べている人と食べていない子供では学力に差がつくというような研究もございます。そんなことからいろいろな面で、食はやはり町長も先ほど申し上げましたように、人間が生きる上で一番基本であるというふうに考えて、学校でもこれからその方向に向かって進めていっていただきたいということで、今進めているところで

ございますので、ご理解ください。

それから、地産地消のこともそうです。地産地消で、いわゆる子供たちにとっていい食材、幾ら地産地消でも、おじいちゃんおばあちゃんが昔のままのつくってくれたものを学校に寄附してくれるといっても、なかなか必ずしもそれが子供たちの本当にいい食材になるかという、問題がある場合もございます。というのは、俗に言う金肥とかあるいは農薬ですね、そういったものをどんどん使ってもらって立派な、見た目は立派ですけれども中身がない。

その辺のことについても、これからそれぞれ学校との話し合いあるいは先生方との話し合いとか、そういったことによって、保護者との話し合いもありますけれども、そういうのを排除しながら、できる限り子供たちに安全な食を提供していきたい、そんなことも考えておりますのでご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。食についての考え方はわかりました。

昨年申し上げたところに、もう1点、国保税であったり町民税であったりとか使用料であったりとか、そういうものを、例えば国保税でいったら均等割がありますよ、平等割がありますよ、所得割があつて資産税を払っている人には資産割がありますよ、そういうことは小学校の高学年とか中学生だったら、きっと理解すると思うんです。

それで、納めないことに対して心に痛みが走る、そういう子供が育てば、もうすぐ納税者になるわけですから、家庭でもやはり、みんなで納めなければ怖くもないというような、先ほどの中で出てきました悪質と言われるような納税者ではなくて、よい納税者をふやすためにそういうのも、例えば総合学習等でその地域の特性ですね、この地域でできるかできないか、それは専門家でないから私はわからない、できるとすれば小学校時代にはこの辺、中学校時代にはこの辺と教えることによって、例えば無垢な心ですよ。世の中に出ていろいろなことから強くなった、毛の生えたような心臓ではなくて、無垢な心のところにそういう制度的なものを教えてあげたら、きっとずっと生きるんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおりだと思います。現在、納税教育と言いますか租税教育というのは、小学校の高学年から一応教科と言いますかその中に入っておるんですけれども、そし

てしかも、作文等を通じて全県、全国的に作文の発表とか賞とかやって、税務署を中心にやっていたところですが、学校としてもそれを取り入れて、それぞれ小学校の高学年、もちろん中学校になってきますとそれぞれ税については学習しますので、公民等においてですねわかるわけですが、そんなことで、これからもさらにその辺のことについては自分の地域のことについて、さらに全国的なことから県、それから地域という形へおろしていかないと、実際自分たちのものにならないと思いますので、その辺のことについては今後、それぞれ学校のほうにお願いしていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○8番 楠 正次議員 終わります。

○渡部康吉議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時半まで休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 渡 部 優 議 員

○渡部康吉議長 次に、6番、渡部優君の登壇を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 通告順序に従いまして、順次質問をいたしたいと思ひます。

1番目、合併の検証と今後の町ビジョンはということで質問をいたします。

合併も4年が過ぎようとしております。町長は合併初代町長として合併後、合併4町村の一体化を第一に各旧町村の個性を尊重し、その特性を地域資源としてとらえ、それをより強固にするためのさまざまな施策を実施しながら進めてまいりました。合併前、想定していなかった経済環境の変化、国などで起こった政権交代などの環境変化の中でのかじ取りは容易ではなかった、そういうふうに考えます。そこで以下の質問をいたします。

①初代町長として合併後4年間をどのように検証したか。非常に大事なことだと思ひますの

で、1番目にお聞きしたいというふうに思います。

②これは私見が大分入っています。国指導による市町村合併推進施策は、市町村の広域連携や広域組合設置などからのより広域的な行政の再編を目指すもので、合併はその過程に過ぎなく、最終的には道州制への布石だと私は考えておりました。町長の考えを伺います。昨今、民主党の中でも地域主権という言葉が盛んに使われておりますけれども、そういったことももし踏まえて、町長の考えを伺えればというふうにも思います。

③これも何度か言っているんですが、今後の町の礎というか基本は、町長の次の任期の中でほぼ決まってくるものと考えています。南会津町の将来がかかる任期となります。そのためには、町民が未来を描けるしっかりとしたビジョンを示すべきだと考えます。町民に同じ方向を見ていただき、一緒に進めなければならぬと思います。南会津町をどんな町にしたいのか、町長のビジョンを示してください。

大きく2番目、これもしつこく私、何度もこの議会で申し上げているんですけども、田島商店街再生はということでお伺いします。

町長の施政方針に、南会津町商工会と車の両輪となるようなきずなづくり、これは第6次産業に係る表現であったわけですが、私都合よくとらえました、とあり、いよいよ商店街の再生が始まるものと大きく期待しているところであります。さらには、所管では説明あったと思いますが、商店街活性化事業・まちなか元気づくり事業も実施されると聞きます。

私は何度か本町のまちづくりにおける商店街、特に田島商店街の活性化の必要性を強く訴えてきました。我が町では町の強い後押しがなければ、商店街の再生はできないものというふうに私は思っています。それだけ田島商店街は疲弊、脆弱になっております。もちろん、商店街経営者への当事者としての喚起を促しながらの後押しということで考えていただきたいというふうに思います。町長の商店街再生への強い強い決意を、ここで伺いたいと思います。

議会報告会の中でも、場所は申し上げませんが、合併後格差は生まれていないかというふうな質問もあったわけですが、非常に旧田島町出身としては一言言いたかったこともあったわけですが、我慢して言いませんでしたけれども、町長は合併後4年間はその格差を埋めるために、旧町村というよりも旧村部における力を大分そちらに力を注いできたなというふうに私は感じておまして、今残っているのは商店街の再生、活性化だけだなというふうに思っていますので、その辺のところもぜひお聞かせ願いたいなというふうに思います。町長の再生への強い決意を伺いたいということをお願いしたいと思います。

以上、2点でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町村合併の検証と今後の町のビジョンに関する1点目であります。

南会津町の初代町長として、合併後の4年間をどのように検証してきたか、このようなおただしがございました。今定例会冒頭の町政施政方針でも申し述べさせていただきましたが、私は町村合併直後より地域発展支援事業や地域助け合い事業、さらにはやまなみ泊覧会を通し、人と資源の協働による提案型の町政を実践し、住民の方々のやる気を芽生えさせ、それらの力を連携、発展させてきたと認識しております。

また、国や県に対しましてもこれまでの前例にとらわれることなく、地域の課題に真剣に向き合いながら、さまざまな意見、提案を行ってまいったところであります。そしてそれが、頑張る地方応援プログラムや各種の臨時的交付金の交付結果となってあらわれ、中央や県内での南会津町の評価も少なからず高まってきていると感じているところであります。

なお、町村合併時に掲げました旧町村間の行政サービスの不均衡の是正項目や、まちづくりに関するさまざまな指摘、さらには財政状況の推移等の個別の検証につきましては、新年度具体的に取り組みをしていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の、道州制への布石との見方に対する私の現在の考え方についておただしがございましたが、結論から言いますと、私の中ではほとんど具体的な論理構成をするまでには至っておりません。そこで、基礎自治体の使命と責任についての所感をまず述べさせていただきます。その上で市町村合併の検証を行い、広域的連携につながる行政のあるべき姿が形成されていくものと考えております。

それでは、基礎自治体の使命と責任についての一端を申し上げます。

まず、政策面であります。基本は住民生活の安定ですから、多様な生活実態をどのように酌み取るかということに主眼を置くことであり、その具体的対応の拠点は、私は集落ととらえるべき、このように思っております。また、財政面では収入と支出の健全なバランス調整であり、かつ持続性の担保であると思っております。このことに責任を持つこと、しかも原因・結果における自主性を、主体性をどれだけ確保できるかという点にかかっていると考えるのが、私の所感でございます。

地方主権、地域主権が政治的議論となってきた現状を考え合わせますと、もう少し国政の動きに注視をしながら、合併特例期限との関係をも見きわめて、首長としての姿勢を示して

いきたい、このように思っております。ただし、このことは再び現在の立場が与えられた場合に言えることでありますので、申し添えておきます。

次に、3点目、南会津町をどのような町にしたいかという私のビジョンについておたがございました。南会津町が誕生してからのこの4年間は、南会津町という新たな町の普及、浸透、旧町村間の不均衡の是正、さらには町民の一体感の醸成といった、いわゆる新たな町の基礎固めが町政の中心であったことは否めない事実かもしれません。

私はこれまでの4年間の町政をしっかりと検証した上で、なお残ります合併後の不均衡の是正解消に取り組みながら、しっかりと南会津町の将来像を描いていきたいと考えております。幸いにも、来年度は町総合振興計画の改定時期ともなっております。また、6年後には普通交付税の合併算定替え特例期間の期限を迎えます。このようなことから、平成22年度は南会津町の将来を形づくる大変重要な時期ととらえておりますので、多くの町民の皆様のご意見をちょうだいしながら、施政方針で示しました行財政運営に基づくまちづくりビジョンを充足してまいりたい、このように思っております。

南会津町にとっての今後の4年間は、将来迎えるであろう地域主権の時代に向けて、しっかりと礎を築き上げるときであり、町の職員はもちろんですが、地域の住民の方々にも本気さと自信が備わったたくましい行動を進めていただきながら、地域産業の振興による雇用の安定、集落の地域力を取り込んだ安心介護、義務教育下において学力格差を少なくする夢の広がる教育など、みずからがみずからのアイデアと行動によって課題解決のできる真の地方自治を目指してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、私の田島商店街再生への強い決意を伺いたい、このようなおたがございました。まちづくりは本町の重要な課題であり、継続して中心市街地の活性化を推進していく考えに変わりはございません。今後も町商工会等との連携を強め、地域商店街の主体的な取り組みにつながるよう努めてまいりたいと考えております。

具体的に、平成22年度にはまちなか元気づくり事業と位置づけ、田島中心市街地の明るさを取り戻すため、南会津町シルバー人材センターや南会津町商工会の提案による空き店舗の活用の支援をするほか、まちなか花の装飾事業として、シャッターで閉ざされた空き店舗街を地場のスギや白樺なども取り入れながら、花などで大胆な装飾を施して、にぎやかさを創出してまいります。

さらに、現在建設を進めております屋台格納庫や鳴山城跡の地域資源を活用し、地域との連

携を図りながら中心市街地を周遊することで、人の流れを呼び込むような周辺回遊ルートづくりによる田島地区商店街の活性化を積極的に本気で取り組むこととお約束したいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 再質問をしたいと思います。

1番目の、初代町長としての合併後4年間どのように検証したか、もう少し深くお答え願えばありがたかったなと思います。第1回の答弁ということで、軽くお答えになったのかなというふうに思いますけれども。

改めてホームページにも載ってありますけれども、新町将来構想というのが改めて私、ずっときのう、1週間前ごろから見ているんですけども、副題というか題目として、地域の宝を磨き、自然と人とが調和した町というのが新町の将来構想であったわけですが、ほとんど中を見ると、初代町長としてそれに沿った内容で進んでいることは間違いはないのかなというふうに思いました、直感として。

ほとんどが地域力の醸成からなる、みずからの責任においてのまちづくりという、それが足腰の強い結果的には南会津町になるんだというふうな方向で、今毎年テーマを設けて続けているわけであります。この新町将来構想に沿った中身で来ていることは、確認を私自身はいたしております。ただ、現実的には財政基盤の強化になったのかなというふうに思うと、そうではないなというふうな中身もあるわけです。それから、先ほど若干私申し上げましたが、格差のない旧4町村の上手に進めてきたのかなと。決してよいしょしているわけではなく、この新町将来構想を見ると、意外とと言ったら大変失礼なんですけれども、これに沿ってきてやっけてきているなというふうに思いました。

それで、先ほどちらっと申し上げましたけれども、やはり残っているのは、2番目の田島商店街の再生はにつながるわけですが、ずっと見てみますと、新しいまちづくりの基本目標の市街地の整備というところが、やはり少し置いてけぼりを食ったかなというふうに感じました。都市計画等を、それは前からある計画なので、そのほかのことで申し上げたいんですけども、商業の衰退化、商店街の活性化にまず余力を注がなかったのかなというふうに実感として持っています。

それで、先ほど町長が申された田島商店街に拠点をつくりたいですね、屋台の車庫、そこが拠点になるだろうというふうに思います。そういった中で、あちこち飛んでしまって申し

わけないですけども、1番、2番は少しリンクしているところがありますので申し上げますけれども、そういったことで市街地の整備という面で、次年度に対してどのぐらいの考えがあるか、再度お伺いしたいなというふうに思います。この点だけがどうも基本目標の中でずっと見ていますと、少しおくれたかなというふうに思いますので。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

新町将来構想の大枠の実現度と言いますか、そういうのを私なりに検証させていただきますと、大枠の部分については一つのルールは敷けたかなというふうに理解をしています。その中で、議員が中心市街地の問題がおくれをとっていると、こういうご指摘であります。実はこう言うと白々しく聞こえますが、私としては中心市街地をなぜここまでおくらせたかと言いますか遅くなったかと言いますと、実は商工会の職員の役割と言いますか使命感、このところに非常に疑問を持っていたからであります。

結論から言いますが、今回商工会連合会の事務局長、専務とお会いしてきましたが、これまで商工会の職員の人事というのはどういう形でされていたのか、そういう中身を検証したことは今まで余りなかったということです。そういう中で、初めて指導員の資格をとっても指導員、10年間指導員をやっても指導員、そしてまた指導員にならない人は補助員、補助員とは一体何を意味するんですかという質問もさせていただきながら、商工会の職員の人たちがそれなりに経験を積み、そしてまた使命感を持って、商工会事業に取り組む場合の職制をきちっとつくり上げようということで、1年前からやってきました。

これがもの見事に、みずから自分たちでこういう案はどうでしょうかということでつくり上げました。そしてその中には、これまでだれが担当するかもあいまいだったものが、明確に業務担当が線引きされました。こういう中でそれぞれご提案をいただけませんかということで、予算編成前にそれを確認をしたので、これについてはしっかりと予算づけをしていきたいと思います、つまりあなた方のやる気、いわゆる本気さに町は向き合います、こういうことを申し上げましたので、今後私の記憶が違わなければ、6項目ぐらいの職員からの提案があつて、それが理事会にかかって、そして今後商工会の基本的な行動指針となつて、商店街の活性化に弾みをつけると、こういうことでございますので、ここは全面的に町は支援をし、あるいはお互いに一緒に汗をかいていこう、こういう覚悟でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 私の質問の下手際で、1番と2番まぜこぜになってしまいましたけれ

ども、今商工会等のお話がありましたので、ルール違反でありますけれども、田島商店街の再生はのほうを先に、ちょっと深めたいというふうに思います。すみません。

先ほど、田島の商店街に子供歌舞伎の車庫をつくるんだという計画で、昨年多分交付金の使い道の中で出てきたかな、計画が上がっていたなというふうに思います。それからもう一つずっと気になっているわけですが、駅前整備、これはいつやるんだろうかと、あれだけもう多分何度か行った人はわかるかなと思います、悲惨であります、見ぐさいと言ったほうがいいかな。駅におりるとここが南会津町の中心街の駅の真ん前の姿なのかと。あの駐車場を見ると、とんでもなく恥ずかしい限りですね。しかも、雪が少し建物のほうに残っていて、バリケードみたいのが横になっていたり、だれがここを整備して見ているんだろうかと、非常に恥ずかしい思いをしております、実態として。

そういうことでありますので、せっかく去年6月かな、議会で400万円ぐらいのお金だったと思うんですけれども、駅前整備事業として議決をされている中身で、何で今ごろ3月の今ごろになっても全然できていないのかなと不思議でしょうがないですね。それで、その辺の、これは非常に田島の商店街活性化においては大事な位置づけでありますので、ぜひそこをまずお聞きしたいというふうに思います。1つは子供歌舞伎関係の施工はいつなのか、ほとんど情報が流れていけませんので、予算は議決されても。あと駅前駐車場の整備はどうなっているの、この2点をお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは、まず大きな方向性と言いますか、これまでの経緯の骨格について申し上げます。なお、具体的に細かいスケジュールとかをご答弁させていただくのは、担当課長からということでご理解をいただきたいと思いますが、まず屋台についてですが、実は土地の買収がございました。土地の買収について、不動産鑑定を入れるという手順がございます。

それと同時に、あわせて地主さんから売り渡ししてもいいという同意を得た段階で、それではその地域の人たち方、地区の人たちがどういう建物を望んでいるのか、あるいは将来、今格納だけですが、格納だけでなくそこで子供歌舞伎が、あるいはこれから子供歌舞伎だけでなく、大人も参加しようという動きもあります、そういう歌舞伎が上演できるようなそういう広場をつくったほうがいいのか、あわせて練習する場所も必要だとか、いろいろなことがその地区で協議をされました。そういうのに限りなく時間を費やしたというのが大きな理由でございます。

それから、駅前周辺の整備についてであります、議員おただしのおりであります。私もいつまでにできるんだらうということで、何度か担当者のほうに問いただしをしました。これも実は利害関係者がございます。例えば郵便局を利用される方、あるいはこれまでステーションプラザを利用していた方々、あるいはまた大町区で、それぞれ便宜的に必要な区の備品等をそこに預かっている、その大町区の将来の集会所の建設はどうするか、こういうさまざまな分野の議論を何回となく重ねてきました。これがやはり整備をする前にしっかりと確認しておくことが大事だらうということで、一つおくれた理由になっています。

それからもう一つは、これは聞いているかもしれませんが、今回の臨時交付金等々区分けをしてみますと、建設課に所管するものが大変多くなります。建設課の職員が、限られた職員の中でかなり強行スケジュールの中で処理をしてもらっていたので、これがなかなか進まないというのが一つあります。それからもう1点は、発注をした設計等の相手方が、これも相当量の仕事を抱えたために工期の延長、いわゆる設計委託ですね、これについての工期の延長等もありまして、それらがいろいろかみ合いながら、ここまで工事ができなかったということでございます。

今月中には発注するという形にはなりますが、いずれにしても議会で議決したものをできるだけ早く執行するのが私たちの責務でありますので、このところについては体制を整えながら今後しっかりと対応していきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

ご質問の歌舞伎屋台保存車庫と、それから駅前広場の整備事業につきましては、3月中、今月中に早期発注する準備で今進めております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 議会でももう半年前以上に議決している内容でありますので、しかも期待をしている中身でもありますので、集中してしまったという担当課の人的なあれもあるでしょうけれども、せっかく議決されたものですから、しっかり早目に発注、施工していただきたいなというふうに思います。それだけまちづくりというか、田島商店街についてはこだわりをずっと思っていて、そういうものがどんどん後、後、後に、それだけ活性化が出来るのかなというふうにも思いますので、やはり何度も言うようですけれども、町の強い後押しがないと今はとても再生できないような状況なんですよ、本当に。

確かに各、例えば福島大学の学生さんやゼミが来ていろいろ発表なさる。この間は会津短期大ですか、ゼミの発表があつて非常にすばらしいことは言うんですけども、やはりとてもあそこは情報が足りないのかなというような、聞いていても思った中身でもあつたし、実態とちょっと違うのかなというような中身もあつたりして、その辺は、例えばそういったことを後押しする町の行政として、商工観光課なりが携わってそういった情報を流しながら一つの形にしていっているのかなという疑問ですね、そんなふうにも思いましたので、この間、会津短大のゼミの中でも、屋台の保管庫のあれがイメージが一つ全然入っていなかったりして、ちょっとだけ出ましたけれども、丸きり無視されたような状態での提案があつたりして、ちょっと横のつながりというか連絡がなくてもったいなというふうな中身もあつたもので、せっかくあいつた学生さんが1年間張りついて、いろいろアンケートを取ったり情報を収集して、この町にはこういうのがよかんべというふうなことを提案していただいているわけですから、福島大の場合も同じです。1年も2年も入り込んでやっているゼミもあります。ただ、現場とよそから来て研究対象としてのつくり方というのは、ちょっとずれがあるなどは私には感じましたけれども、仕方がないなど、それは好意的に提案を受け入れるべきだろうというふうに思います。

それから、田島商店街に関しては何度も私言っているように、中心市街地活性化の策定も18年度の3月にやっていて、それからまちなか再生事業実施計画なんかも平成19年の3月に提案されたりしているんですけども、お金をかけてどんどん計画をつくっているだけけれども、どうも実態としては一つも動かないというのが、いろいろ感があるんですね。それはもちろん、商工会のいろいろなやる気の問題とか、そういうソフト的な面もあるかなと思いますけれども、それとはまた別次元の中で、並行的にまちづくりの一つの施策として、商店街の振興というのは大事なことなので、やる気を起こさせながら喚起を促しながら、ぜひ強い後押しで田島商店街の再生、活性化を町でやっていただきたいなというふうに強く思います。

そうじゃないと、やはり各旧村にも商店街があるわけですけども、前にも言ったように大変失礼ですけども、稼ぎ高がまるっきり違うんですね、あれを見ると過去の稼ぎ高というか。だからやはり中心になるのは、語弊があるかわかりませんが、田島商店街をやはり強くしていかないと、ほかの旧村部の商店街も活性化しないのかなというふうにも思いますので、モデル化してしっかりとした活性化事業を行ってほしいと強く思います。質問しないで申しわけないです。

それから、1番に戻ります。町長の施政方針の中に1カ所、やはり地域主権の中でたくましい行動を展開していくという地域主権という言葉を使っているんですね。これは町長が思う地

域主権とはどういう姿だと思いますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず、地域主権に入る前に、中心市街地についての思いのほどを今議員がお示しされたので、それについて若干コメントをさせていただきますが、まず、町の強力な後押し、これは私としては決して出し惜しみする、あるいは躊躇するものではない。ただどんな場合でも、その市街地域にあるいはその領域内に、当事者となり得る行動できる者がいるかいないかということは、その後押しした後の持続性を考えたときには、どうしてもこのところは私としては欲しい条件としてありました。これをどういうふうに育てていくのか、どういうふうに導いていくのかというのはいろいろなやり方があると思いますが、私の場合はどちらかという意地悪をして、これまでの考え方を変えていくというやり方でした。それがいいか悪いかは、それぞれご判断させていただきます。

しかし、私はそういうやり方をして、自分たちの営業を伸ばしていく、それが結局ボランティアでいろいろなイベントをやっていることともう一回重ね合わせて、必要かどうかを検証してほしいという話を出しました。

つまり、例えば具体的に言えば、商工会青年部、女性部とありますが、このところはイベントをやっているから町長いいでしょう、こうきたわけですが、それは違う、まずあなた方の営業あるいはご商売がしっかりと安定し、持続することが大事だ、そのために何をするかということをもまず考えよう。これに時間を実は大変費やしてきました、ようやく女性部についてはトンボの目を通して、自分たちの町は自分たちで、自分たちの商売は自分たちでつくり上げるんだという意識が高まってきました。

そういう中で、1店舗で1人雇用しましょう、そうしましたら50店舗で1人ずつ雇用したら50人の雇用が生まれる、こういう社会貢献をまた町の中で考えていこうということで、女性部も青年部も一緒になって進める、そういう合意と言いますか認識が大変深まったので、ここはもう思い切って行こうと、こういうことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、地域主権であります、私は本当はまだまだ地方主権であるべきだというふうに思っています。つまり地域というとどういう縛りと言いますかイメージを持つかということになりますが、中央から地方と言われた段階で、地方とは一体県を指すのか、それとももう少し小さい郡、いわゆる広域連携をしている領域を示すのか、いろいろな見方があると思いますが、

私としてはこの県やまず広域の市町村圏のあり方を考える際に、やはり独自の判断、いわゆる権限ですね、独自の権限をどうやって持たせていただけるか。つまりごみの広域化や消防の広域化に県の計画があって、県の計画にずれたものはだめですよということになった場合には、これは地方の意見なんかどこにも届かない場合もあるわけですね。

だから、このところは地方主権というのは、そういう領域で権限を持って決められる、そのことに対して財政のきちんとした財源措置がされる、これが私の考えている地域主権あるいは地方主権の根本的なよりどころであります。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 合併のことについては、私、自分勝手にそんなふうに合併から最終的には道州制を目指したんだろうと、再構成を目指したんだろうというような考えで、どこにもだれもそんなことは多分言っていないと思うんですけども、私が勝手に理論立てたんですけども、そうじゃないと、市町村合併が何のためにやったのかというのが見えてこないですよ。そういうふうな大きな制度の中での町村合併じゃないと、1990年、いわゆる平成の大合併直前は3,232の自治体があって、22年度ですか、昨今ですか、1,754に減っているわけですよ。そうすると、国の借金のために合併したのかなという、それだけしか残らないと思うんだよね。無理して選択肢のない中で合併をした町村もあるわけですよ。

そういうふうに考えると、国の方針でやってはみたが、その先はどうなるんだというふうな設計がなかったのかなと逆に思っちゃったものですから、これは最終的には道州制を目指して効率化を図るのかなというふうな勝手に論理立てをしたんですけども、そうじゃないと地方が犠牲になってリストラをされて、議員数を減らし市町を減らし、その減らした分を交付税で減らされるなというふうな国の本当に勝手なことで終わってしまうような気がしたものですから、やはりその先の、今回民主党が言っている地域主権、民主党は道州制はやらないですよけれども、地域主権という言葉で終わっていますけれども、どうも今の民主党の地域主権もよく見えてこない。地方自治に関してはやはり団体事務というのを、国から独立した地方団体が判断して責任で行うというのがもう明確に出てきている。もう一つは、住民自治ということで、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行くと。同じことを言っているんですね、やはり民主党も。地域の住民一人一人がみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う、これが地域主権だと首相が言っているんです。同じことを言って、何も一歩も進んでいないような状況の中なんですね。

そんなふうに本町とか町、地方自治体が振り回されていいのかなというふうに逆に思ったり

もするんですけれども、その計画の中では、個別的な義務化された事務とかをもう廃止しよう
と。それにあわせて、今までの補助金を一括交付金でやろうというふうな流れが、23年までに
やるようなことをおっしゃっていますけれども、そのことに関して、補助金を一括交付金にす
る場合に、本町の都合で結構ですから、一般論じゃなくて、どんなふうな考えというか、一括
交付金に関して本町においてはどのように思いますかね。どのように考えますかね。便利だと
かやりにくいとか、そういうことがあろうかと思えますけれども、使い勝手を、考えをお聞か
せください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず結論から申し上げますが、一括交付金については一括交付金という言葉の言い出しっぺ
の国側と、とらえる側の私たちの感覚はかなりずれがあるというふうに私は思っています。そ
れは、まだ具体的なことが見えてこない。しかし、これだけは言えると思うんですね。私たち
が全国の町村長大会あるいはそれぞれの期成同盟会あるいはまた、先ほど申し上げましたが、
国保関係の制度改革改善の大会あるいは下水道の大会等々があつて、首長さん方、本県だけ
ではなくてそれぞれ役員がおりますので、県外の市町村長さん方と話す機会がありますが、こ
ういうふうな言い方をしている町村長がいます。

それは、今さら一括交付金をいただいて権限もいただいても、何もできないという言い方
ですね。それはどうしてですかという話をしたら、いや人がいない、それはしかし、私は大変首
長としては、これまでの準備をしてこなかったのだろうかという疑問を持たざるを得ません。

ですから、私は町村合併はまず、つまりそれぞれの村や町でやっていたことが、それぞれ合
併することでこれほど違っているんだ。これがこの4年間で私は町長として目の当たりにしま
した。それは事務の能力ではないんです。ルールから外れることもありません、これもほとん
ど。しかし、新しい事業に取り組む姿勢は全く違っていました。ここのところを、私は町村合
併は意識改革であると、こういうふうに今でもとらえています。

したがいまして、一括交付金についてもかなり、例えばどのくらいの額になるかわかりませ
んが、額の問題はありますが、もし交付されるということになれば、我が町は我がこの職員は
きちっと町民と向き合つて、この町に合ったスタイルで使いこなせると、こう考えております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 本町においては、一括交付金になっても十分にこたえることができ
るというふうな町長のお言葉でございましたので、期待をしておきたいと思えます。

それから、地域主権、いわゆる分権が進んだ後の、地方が自分の責任において計画をしたりして、その選択とか事業に責任を持つという形でありますけれども、税制的なものもやはり望むものがあろうかというふうに思うんですね。町としてこういった税制にしてもらいたいと。そうじゃないと事業も責任も持てないよというふうな、税制的な要求もあろうというふうに思うんです。

一般論としてしゃべるのは国会でしゃべればいいことでありますし、ここでは本町の都合で、これは大体一致していると思うんですけれども、法人税の改定とかそういったこともあろうかというふうに思いますけれども、例えば前に三位一体の中では住民税と所得税の行ったり来たりがあって、非常に住民税がぼうんと何十万も上がった方がいて非常に困惑したような状況があったわけですが、そんな行ったり来たりということじゃなくて、根本的な地方消費税を上げてもらいたいとか、その分を私どもの町は財源がないですから、はっきり言って、そういうものにしっかり分配してもらおうとか、そういったこととか、本町の都合でどういった税制改正を望むのかというのを、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

一口で申し上げます。本町の都合で言えば、森林環境税の創設を導入していただきたいというのが、国会に要望している大きなテーマであります。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 そのことも聞いて安心しました。明確にやはりこれだけ主権とか地方分権が進んでいる中で、各自治体がしっかり自分の目標を持たないと、どんどん国の大きな波の中で揺り動かされて、最後に沈没してしまうだろうというふうに私は思っていますので、明確にやはりそういうふうに今みたいに、税制ならこれを望む、一括交付金ならこういうふうな考えを持っている、そういうしっかりとした考えを持ちながら、合併5年目に入るわけですが、突き進んでほしいなというふうに強く思います。

そうじゃないと、本当に国の状況があっちへ行ったりこっちへ行ったりして、福祉政策においてもなくしてみたりつくってみたりして、翻弄されているのは現場なんで、現場というのは福祉で言えば当事者、障害者とかそういった方々が一番振り回されているような状況でありますので、地方自治体として明確な指針とか考えを持ちながら、分権なり地方主権なりに構えていていただきたいなというふうに思います。そうじゃないと一番不利益をこうむるのは町民なりであるというふうに考えておりますので、今のようなしっかりとした考えで突き進ん

でいただきたいなというふうに思います。

それからもう1点、先般、これも地方主権というか分権関係だろうというふうに思いますけれども、県のほうで、町関係だと南会津だけなんですよ、4法令30事務、5市町村に移譲というので、県がオーダーメードで権限移譲で、多分町がオーダーメードですから申し込んだんでしょ、これとこれを移譲してくれというふうなことで。

失礼、新聞から見ているもので、目が悪いものですから。母子保健法における未熟児の間接指導などの事務権限、南会津町でね。もう一つ、公有地拡大法の土地の買い取り希望の申し出受理、この権限も南会津がオーダーをして移譲を受けたということでもあります。

先般はきょうの新聞だったんですけども、県においては分権窓口を各7つの行政事務所に置くというふうな話もありますので、県のオーダーメード権限移譲における町の望む姿を教えてください。よろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

県からのオーダーメードというのは、かなりの職種と言いますか項目であって、本来であれば町が受けられるものは限りなく受けて、先ほど言ったように地方主権を目指したいと。ある意味では県の介入が入らなくても独自に判断できるという体制をつくりたいというのが私どもの願いであります。

しかし、先ほども申し上げましたように、職員の行政執行体制というものを考えると、どこまでできるだろうかと。しかし、それとあわせてもこのオーダーメードは受けたほうがやはりいい、受けていったほうが将来の町にとって非常に住民サービスに貢献できると、こういうものについてオーダーメードを出していきました。

しかし、県のほうとも話をしますが、なかなかほかの町村と比較すると、町の単位では私どものほうが割と積極的ではないかなと、こう思っております。それは先ほど申し上げたように、やはり幾ら町長がこれをしたい、こうしたいと言っても、職員にその意欲なりその能力なりというものが備わっていないと、なかなか実行に移せません。ですから、今回のオーダーメードについては職員の、ある意味では積極的な姿勢というふうに評価をしていただければありがたいし、今後もそういう形で職員の意欲を確認しながら進めていくと、こういうことになるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 権限移譲のことをちらっと申し上げたのは、先ほど5番議員の質問に

もあったように、定数、例えば特老の定数とか1人当たりの面積をこのぐらいに下さいとか、あとは保育所をつくるには1人当たりこのぐらいですよとか、かなり国のほうの厳しい制約があると思うんですけども、そういった地域に合った保育所とかそういったものは、これだけ環境がいい場所ですから、少しぐらい狭くてもいいだろうというふうなことで、定数をふやしたりできるのかなというふうにも思いますので、もしそういった権限移譲はこれは県の権限じゃないと思うんですけども、保育所の設置の基準というのは国だと思うんですけども、そういったところでやはり権限移譲を求めていただきたいなという考えがあって、今ちらっと紹介したんですけども、やはり地域に合った施策があるというふうに思います。

もちろん職員のやる気とかそういったことも丸きり関係ないとは言えないんですけども、まずは受益者の対象者を考えていただいて、高齢者の先ほど助け合い事業は、施設と在宅介護の間に置く位置づけだろうというふうに思いますけれども、明確に一人住まいの高齢者などはそういった場所じゃなくて、施設を要求している方が結構いるんですね、施設に行きたいと、一人住まいとか体が動けないという方は。

今の施設の、例えば入所者の状況なんかより介護が高いとか重い人がほとんどなんですよ、動けない状態で。そういう人たちを対象に、地域の中で助け合い事業をやっても意味がないこと、意味がないと言うと語弊があるかな、やはり無理なことだろうというふうに思うんですね。それは明確に振り分けしていないと、その前の段階の人たちの元気づくりだろうというふうに思うんですね。

そういうことも考えると、もとに戻りますけれども、その施設の設置の方法とか基準とかそういうものはものすごい厳しい中で、地方主権が生かされればいいなというふうに思いまして、そういったことも町の現状をかんがみながら、住民の要求を具現化するというのが町、もちろん議員もその仕事なんですけれども、その中でやっていけたらいいなというふうに思いますので、権限移譲関係もそういった常に危機感を持ちながらというのは、大変失礼な言い方もわかりませんが、要求に対して危機感を持ちながら対応していただけるようお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、結論から言いますと、権限移譲の前に町としてしっかりと企画案を持ちながら提案をするというスタンスでこれまでやってまいりましたし、これからもそういう形でやっていきたいというふうには思います。

というのは、権限移譲という話になりますと、全国一律の枠を越えなければならないというところがありますので、これは私たちこの一町村長の思いが、なかなか国政の場でそういう全国一律の制度の改善と言いますか改革をするというのは、非常に時間もかかるしハードルが高い、こう思いまして、私は権限移譲の前にとにかくできるところを、ただ要望するのではなくて提案をするということで、企画書を職員と一緒につくって、県に届けたりあるいは国に届けたりしながらご判断をいただくということで、これまで進めてまいりましたので、そういうスタンスでこれからも行きたいというふうに思っております。

それから、たまたま一つ今ありましたが、待機者の話ですが、実はよくよく調べてみてください。実は待機者が入所決定しましたということになりますと、当然入るのかと思うと、いや今は大丈夫ですと、こういう方も相当おられるんですね、それが。したがって、重度の人たちを地域の中で見るというよりは、そういう将来に不安を残した人をまず整理をしていって、やはり重度の方は優先して入っていただこうと、こういうような整理の仕方ですので、このところをご理解いただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 十分承知しています。その位置づけは承知しています。

それから、一つちょっと質問から相当ずれているんじゃないかと言われそうですけれども、将来の本町のまちづくりということで、国の流れの中のまちづくりということで質問していますので、ご理解ください。

一つ、今、構造改革特区を3月いっぱい募集していると思うんですけれども、まちづくりにおいて本町では、例えば病院特区とか商店街活性化特区とか、何かありそうな気もしたんですけれども、そういった申し込みは今回はなかったでしょうか。3月末までに受け付けるという形で出ていると思うんですが。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

特区の申請について国のほうから照会を受けて、庁内で現在調査をしておりますが、現在のところは希望のある部署が出ていないという状況でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 わかりました。何々やれとは私は言いませんので、そういうあれはないので、やはり3月いっぱいなのでもう期限がないので、なかなか難しいかなと思うんですけれども、もしかしたらあったのかなというふうにも期待を込めて聞いたんですけれども、残念

であります。

これからの国の交付税等の基準も変更するというようなことでありますけれども、明確ではない。地域主権型のまちづくりもこれも明確ではない。国のほうの流れが非常に不明確な状況の中での、本当に小さい自治体のかじ取りというのは大変だというふうに思います。しかも地域主権といっても、先ほど町長が言ったように、どこまでが地域なのかと明確にまだ示していないんですね。町単位なのか県単位なのか、その後も明示していない。非常にわかりにくい、しかもきれいごとのように聞こえる。

その地域主権なんていう言葉は非常に便利で、住民主権なんだけど、地域主権なんていう言葉も国家主権の中と並列に扱ってみたり、どうも国のほうの中での国づくりが明確に、私にとってはよく見えてこないんですけれども、民主党支持者には怒られますけれども、私にとっては本当に見えてこないような状況の中でのまちづくりということになるだろうというふうに思います。

先ほど、何度も申し上げているように、明確に本町の課題をとらえて、それを邁進していくという姿であって私はよいというふうに考えておりますので、これまでいろいろ、もちろん細かい政策には異論が中にはありますけれども、町長が専任として権限をいただいている中での執行ですから、それは強力に進めていただきたいなというふうには思います。そのことだけを言って私は終わりたいと思いますけれども、コメントがあれば。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

本質的な、大変重要なお指摘だというふうに私は今受けとめをさせていただきました。

そういう中で、臨時交付金について3億円のお金をいただきました。これを3日で仕上げたという町は恐らく当町だけだと思います。それはなぜかと言いますと、ふだん限りなく準備、用意をしているという裏づけだと思います。そしてそれが、いわゆる机の上だけでつくったものではなくて、絶えず地域巡回を通しながら、あるいは議会の議員の人たちの質問を真摯に受けとめながら、日常の業務についているというあかしだというふうに私は思っています。

そういう中で、今できること、今しなければならぬことをしっかりやりながら、きちっと外に目を見開いて行政に取り組みたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○6番 渡部 優議員 終わります。

○渡部康吉議長 以上で、6番、渡部優君の一般質問を終わります。

◇ 芳賀沼 順 一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 本日の一番最後で6人目ですので、皆さんお疲れでしょうが、居眠りをしながらで結構ですのでお聞きください。

早速登壇順序に従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに、介護保険事業について伺います。

本日の一番最初には、5番議員が質問しましたのでいろいろなことがわかりました。私たち公明党は昨年11月から12月にかけて、全国で介護総点検の調査及びアンケートを実施いたしました。ご協力いただきました皆さんには心より御礼申し上げます。

県内の市町村59全自治体、要介護認定者、その家族、そして事業者、介護従事者などから調査をいたしました。当町においてもご協力をいただきました。その中で、介護を受けている本人の希望は、約44%の方が自宅で受けたいと。それから、それよりも多く約48%が介護施設への入所を希望しておりました。しかし、現在全国では特老ホームなどへの入所を希望しながら、入所できない待機者は42万人に上っていると、こう言われます。

先ほどの町長の話で、順番が来ても入らないという話もありましたが、3年ぐらい前からは順番ではなくて、重度の人から入れるようになったものですから、恐らく入ることもないような人よりももっと、恐らく入る人が必ずいるはずだと思いますが、全国では入所者数とほぼ同数、142万の待機者もいると、こういうアンケートにもなっております。

全国では65歳以上の高齢化率は約21%、しかし、我が町ではもう30%を超えています。そして、近年はよく西部地区と言われますが、この元の田島地区であっても、老老介護が非常にふえています。あるいは高齢者のひとり暮らしが非常にふえています。

2004年にスタートした介護保険制度も10年目となりました。その介護保険料も見直すたびに上昇しています。2012年度には介護保険法の改正が予定されています。これもどう変わるかわかりませんが、当町の多くの入所待機者や自宅介護者が当町もふえてくると、こう予想されますので、そこで次の点を伺います。

まず1番目に、現時点で特老ホームとグループホームの入所待機者数を伺います。2つ目に、今後その数はもっとふえると予想されますが、その解消への対応策はありますか。3つ目に、待機解消と雇用の場としての民間の特老ホームやグループホーム、そして多機能施設、これを受け入れる考えはあるか。4つ目に、仮に特老ホームの50床施設を受け入れた場合、当町の介護保険料は1人当たりどれくらいアップになるのか。通告してありましたので計算していると思いますので伺います。以前に、町長も民間の特老は欲しいが、それをつくれば介護保険料が上がるんだと、非常につらい胸のうちのうちを聞いたこともございます。

次に、冬期間の高齢者対策について伺います。

ことしも、きょうも降りましたが、何度かの大雪で除雪をした際、大きな雪の塊を家の入り口に山と置かれています。除雪作業としてはごく当たり前のことですが、高齢者や身障者のみの家庭では、あちこち回りますと非常に一番困るのはこの雪だと、置いていかれるのが。大きな雪の塊を片づけられずに困っています。

町道の除雪車が、ブルですね、これが行くときはずっと道をつけるので大変でしょうから、帰りに1人通れる分だけでもちょっとあけてくれることはできないか、伺います。その家庭については、各区の区長やあるいは民生委員が地図に乗せておけばいいわけですから、結局業者は時間でもらっていますので、時間がかかればそれだけお金になるわけです。逆にいろいろな高齢者に対する福祉でお金を使うのであれば、それほどのお金を使わなくても喜ばれる福祉ではないかと思えます。

次に、ゴルフ場の利用について。

昨年、たかつえのゴルフ場で初めてグランドゴルフをした人たちが、とても快適だったと。私は行かなかったんですが、全国でも初めてではないかと、ゴルフ場でグランドゴルフをやるのは、非常に喜んでいきます。これからも利用させてほしいという声は恐らく町長のほうにも行っていると思いますが、そんな中であるグループが、参加料500円でふろが入れても、ちょっと弁当持ちでは嫌だと。1,500円から2,000円の参加料を取っても、食事つきでやってもらいたいと。そして、年にそうすれば何度か大会を開きたい、こういう要望があります。

食事も簡単にカレーライスとかラーメンだけとか、あるいは品数の少ないバイキングでいいよという、こういう話もあります。ウィークデーの集客には検討の価値が大きいと、こう思いますが、ただ、芝のこともありますのでどうなのかなという心配をいたしますが、町長の考えを伺います。

4つ目に、自然を活用した観光と交流についてですが、21世紀は東北の時代と、こう言われ

て長年たっていますが、やっと都会に住む人たちが、特に団塊の世代の人たちが定年を迎えて、大自然にいやしを求めてこの奥会津地方に来る人が徐々に増加しています。私も東京から帰ってきますと、電車の中で鬼怒川や川治のあの茶色の紅葉を見て、ああきれいだなとこう言っているんですね。隣にいて、奥さん、あとトンネルを3つか4つ越してきてみらせと、位置を。そうすると、これを見てきれいだと言ったら腰抜かすからと、こう言ったら笑っていましたが、やはり全然きれいさが違います。

しかしながら、観光客や交流人口、これをますますそういう人たちを隣に引っ張るために、やま泊の事業として次の点を伺います。

当町の90%を占める山林の紅葉も、以前よりもきれいさがなくなっています。私も東京から帰ってきて約40年近くなるんですが、来たときはきれいだなと思ったんですが、最近はずぎの木が伸びたせいか、上が見えなくなって非常に赤や黄色がなくなっています。これは私だけではないと思います。そこで、5年先、10年先を見据えて、山に赤や黄色の葉をつける木、ウルシばかり植えろとは言いませんが、そういう木を植林してはどうか。もちろん林業従事者の仕事も私はふえると思います。

2つ目に、当町では幾つかの自治体と友好を結んでいます。また、館岩の高杖には墨田区所有の土地もあると、こう館岩の人に聞きました。それも山林か雑種地かわかりませんが、12万7,241平米という広大な面積があるという、私ははっきりとあれではないんですが。

それらの自治体も含めて、埼玉県、いろいろなところも友好を結んでいますので、この南会津町で有効利用できる山や原野を、例えばどここの赤ちゃんの森と、こう命名して、子供が生まれたら来てもらって、記念の植樹をしてもらい、あるいは赤ちゃんばかりでなくてもいいですよ、いろいろな名前でも結婚したときに植えるでもいいんですが、結婚の森とか。そしてその木は森林組合で管理して、時々来てもらう。もちろん例えば10年とか20年の管理料をもらえばいいわけですから、そして1年に一度はイベントを開くと、こういうことをしていけば交流人口もふえるし、その子供たちにはこの南会津町が第二のふるさとになると思いますが、町長の考えを伺います。

最後に、副町長人事について伺います。

私がこの通告をしたときはうわさだけだったんですが、今回の議会の冒頭に町長が言われました。副町長は平成20年4月に就任以来、2年を満了することになりますと、本当にご苦労さまでございました、お世話になりました。4月よりは県に帰るような話を聞きますが、当時はこういうだったんですが、今は聞きました。町長は4月に選挙も控えて忙しくなります。

そこで、渡辺仁副町長が県に帰るのであれば、この3月から4月の選挙まであるいは次の町長に就任するまではもちろん籍はありますが、当然、例えば無投票という可能性もありますが、これは当然町長としては選挙戦はあるものと、こう思って対応はされていると思います。そこで、町長の胸に次の副町長の人事の腹案があれば伺います。

以上、こちらでの質問を終了いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、介護保険事業に関する1点目、特別養護老人ホームとグループホームの入所待ちの人数についておたがございました。南会津町住民の方で特別養護老人ホームで160名、それから、グループホームで11名の方が長期の施設入所を希望されております。特別養護老人ホームごとの入所待機者については、平成22年2月1日現在で田島ホーム123名、伊南ホーム95名、南郷ホーム97名、下郷ホーム76名、そして只見ホームですが48名、合計で439名となっております。

複数の施設に重複して申し込みをされている方もありますので、南会津町民の入所待機者の実人数は160名となっております。また、グループホームの入所待機者は南会津町丹藤地区に整備されている花・南会津で2名、只見町のなごみの里で6名、そして下郷町の郷の家で3名であります。

次に、2点目、今後ふえると予想される入所待機者の解消についておたがございましたが、本町では要介護状態などになるおそれが高い虚弱な高齢者である特定高齢者を把握し、地域包括支援センターが中心となり、介護予防事業への参加を勧誘しているところであります。事業の内容は、低栄養の方については町栄養士による栄養改善指導、また認知症予防事業としての脳元気教室、運動機能向上のための筋力元気教室を4地域で実施しております。

さらに、平成22年度からは地区集会所を利用して、高齢者がそこに集い、軽い健康体操や簡易な物づくりなどを行いながら、楽しく過ごせる場の設定を計画しております。また、要介護認定者については、在宅でも施設同様の介護サービスを受けられるよう、ホームヘルパーの育成、デイサービスの充実を図るとともに、ショートステイが容易に利用できるよう関係事業所と検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目であります。待機解消と雇用の場として、民間の特老ホーム、グループホーム、多機能型施設の受け入れについておたがございました。

今ほども申し上げましたように、南会津町には数多くの施設待機者がおられます。その解消

として、近年、通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせました多機能なサービスが受けられる小規模多機能型施設を始めとした、地域密着型の介護サービスが注目されてきておりますので、本町でも、住みなれた地域で生活を続けられ、地域の特性に応じたサービスを受けられる、こうした地域密着型民間施設の導入について、さらに検討を加えてまいりたい、このように考えております。

次に、4点目、特老ホームの50床施設を受け入れた場合、当町の介護保険料1人当たりの予想についておたがございました。平成20年度田島ホームにおける長期入所50床の給付費は約1億5,060万円、短期入所20床の給付費は約5,140万円であります。同程度を受け入れた場合は、約2億2,000万円の介護給付費増額が予想されます。介護給付費増額分を加えて月額介護保険料を推計いたしますと、平成22年度介護保険料3,060円に430円が増額となり、3,490円が月額介護保険料となるように見込みがされます。

次に、高齢者対策についてのおたがございましたが、除雪事業について、これまで地域助け合い除雪支援事業や除雪ネットワーク事業などを創設して、行政と地域の連携を図りながら改善をしてきたところでございます。ご提案の件につきましても、安心して生活できる雪対策の一環として積極的に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目、ゴルフ場利用についてのおたがございましたが、平成21年度からたかつえカントリークラブ健康ふれあい事業として、ゴルフ場を活用した健康づくりのための事業計画を策定し、医療費の削減、町民の憩いの場の創出を図るため、グランドゴルフを始めとした活性化事業を実施し、利用団体11団体、実施事業延べ47回、そして利用者数については2,011名と、多くの町民の皆様にご利用をいただいたところであります。

特にグランドゴルフの利用につきましては、利用団体3団体、利用回数が7回、利用者数が600名でありました。また、グランドゴルフを実施してコースの芝に影響を与えることはないかとおたがございましたが、現時点ではゴルフコースの芝に影響は与えることはない、このように報告を受けております。平成22年度の事業計画におきましては、本年度の事業内容を検証しながら、関係団体との連携を強化し、地域のゴルフ場としてより多くの町民の方々から喜ばれる事業を実施してまいりたい、このように考えております。

次に、自然を活用した観光と交流に関する1点目、5年先、10年先を見据えて、山に赤や黄色の葉をつける木を植林してはどうか、このようなおたがございました。

町では、平成18年度より森林環境交付金事業を活用した里山再生事業に取り組んでおりますが、これまで関係する地域住民の方々やボランティアの皆様の協力をいただきながら、遊歩道

の整備や花木の植栽を実施してきたところであり、これまでとは一味違う様相の里山に生まれ変わりつつあるものと考えております。

また、御蔵入交流館前の緑地帯においては、本町に自生する樹木を植栽し、施設を訪れる方々に樹木の紹介や憩いの場を提供する、緑地整備事業を実施しているところであります。これらの取り組みは、森林という本町を代表する地域資源を活用した事例であるとともに、住民主導という方法によって、地域の本気さと自信が芽生えた大変効果の大きな事業であったのではないかと、このように認識をしております。

17番議員からご提案をいただきました植林事業も、本町の美しい里山を取り戻すために大変有効な方法と考えますので、今後も地域住民の方々のご意見をいただきながら、行政と住民の協働による里山づくりを進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、友好都市等の住民の出生記念植樹を行うことで、子供たちの第二のふるさとにしてはどうかとおたがごございました。

町では都市との交流や教育旅行など、自然を活用した農村生活体験の受け入れを積極的に展開しておりますが、その中で実施しております林業体験についてご紹介をさせていただきます。

具体的には、昨年千葉県柏市にあります芝浦工業大学柏中学校の生徒が、館岩地域の国有林野内で、芝浦創造の森としてスギの植樹を行ったほか、同校では同地内において、毎年中学1年生がグリーンスクールとして環境学習を行っております。今回ご提案をいただきました森林資源の活用策につきましては、今後も引き続き友好都市等と協議をしながら、新たな交流へと発展するようなステージづくりを目指してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、副町長人事に関するおたがごでございますが、議会初日にご報告いたしましたとおり、福島県職員として復帰することになります。議員おたがごのように、本年4月には町長選挙が行われますので、副町長人事についてはその選挙の結果を受けて、新たに選出された町長が行うべきものと考え、この3月における定期人事異動では対象外とし、しばらくの間は空席もやむを得ないものとしてその対応を行ってまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 それでは、何点か再質問をいたします。

いろいろな事業の中で、町長より前向きな答弁をいただきましたので。老人ホームあるいはグループホーム、私も以前にこれだけの待機者がいるということは、民間の施設が来ても十分やっていけるのではないかと、ただ、介護保険が非常に上がったんではということだったんですが、今3,060円が3,490円というぐらいの上がりであれば、例えば老人ホームというのは50床のホームであれば、同数ぐらいの職員というか働く場もできる。

50人を、例えばそれが40人だとしても、平均の200万円あるいは250万円としても1,000万円のこれは収入があるわけです。そのほかにいろいろな食料品からいろいろなメリットを考えれば、当然5番議員のときに、将来余ってくるということも心配して、国とか何かがつくられるんでしょうが、民間は余れば余ってそれまでにもう採算をするわけですから、特に私はあの南郷にある温泉、あれが非常にもったいないと、こう思いますので、あのまま田島のあの温泉の5万円と同じように、いつの間にかさびついてしまったんではしょうがないので、もしも民間でここへ来るといふ、そういう業者がいれば、町長は受け入れる考えはございますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまでも老人ホームについてはお答えをしてきたつもりであります。民間の参入について幾つかの案があるということは聞いております。しかしその場所とか具体的な規模とかそういうものについてはまだ私のところに情報として届いておりませんが、もし南郷の温泉の活用ということで提案を受けた場合はどうするかというおたがしでございますが、このことについてはこれまでも私の政策スタンスとしてとってきた、いわゆる地域住民を含めて合意形成をしっかりしていかなければならないだろう。

特に土地所有者については、やはりしっかりとその提案の内容を確認した上で情報提供をすると、そういうことで混乱を招かないという、そういう環境もつくる必要があるだろうと思いますので、その時点で企画あるいは規模等の内容を精査させていただくということになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 この点について、以前に私も町長とお話をしたことがあったんですが、2、3年になりますか、その当時には町長は2地域住宅で向こうからこちらへ来る人、そういう人に温泉を提供したいというような話もございました。なるほどそれも交流人口としては悪くはないなと私も思ったんですが、あれから何年か過ぎて、今のところそういう進み方

もないようですが、現時点では2地域住宅についてはどう考えていますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私の場合、できれば施設を設置する場合に、どちらかというと同じ境遇の人がその箇所にまとまるというもので、できるだけそういうものは避けたい、つまり混在型であることが生活のバランスをつくる上ではとても大事だと思いますので、そういう意味で2地域居住的な視点と、それからあわせてそこからいずれ行き着くであろう自分の道を、介護しなければならない、あるいは介護を受けなければならない方々から学ぶ、こういう視点では両方のスタンスで活用することはあり得るだろうと、こう思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 民間というのは南会津会のように自治体の運営と違って多少高いところももちろんあります。そういうことから見ると、地元の人たちが果たして何人入れるかという難しさももちろんございます。ただ、この地域の人からそれなりに、元公務員であるとかある程度の収入のあって年金をもらっている人は、多少かかってそういうところが欲しいと、そういうところに入りたいという人も何人かおります。

そして、今度は南会津町以外から当然これはそういう人たちも入ってくると私は思います。もちろん民間は募集をしますので、そうしますと例えば一つの基準財政需要額で言えば、75歳以上の人が人口がふえれば65歳以上よりも単位費用は非常に高いわけです。そういうこともすべて加味していけば、私は介護保険が400円上がるよりも、それ以上の私は効果があると、こう考えますが、町長はどうでしょうか、その効果のほうは。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私もそのとおりだと思います。ともすると政策展開をしたときに、狭義的に物事を判断をするために、今より高いというだけしか見ないんですね。しかしそこには今言ったように、負担もあれば収入もあるわけですね。その負担と収入の、言ってみれば調整をどう見るかということがあります。それからもう1点はやはり雇用が生まれると、そういうこともあるんですね。

ですから、経世済民というふうに私施政方針で言いましたけれども、すべての人がいろいろな立場でいろいろな違う立場で生活しているわけです。このところで一部の議論をしても、それはよしあしはなかなか判断できない。したがって、議員がおっしゃったように、経済がめぐる循環の中でそれが町財政にとってプラスなのかマイナスなのか、あるいは仮にマ

イナスとしても、そのことが生きる支えになったり、あるいは現役世代で働く人たちのための勇気につながったりする場合については、当然私はそういう施策を積極的に進めるべきであると、こう思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私も相乗効果、いろいろな効果からすれば、特老については完全に住所を持ってくるといった基本的なことがありますので、今、少子化で子供がいなくて人口が減っているということを考えれば、人口をふやす分にも非常に有効でないかなと、特に先ほど言いました21年度の個別の基準財政需要額の算定からすれば、65歳以上の人口であれば1人7万700円だけれども、75歳以上になると8万6,300円という、20年よりも1万円以上65歳以上よりも高いというようなこともあります。いろいろなことを加味したら、今後そういう話がありましたら、ぜひ町長には一つの前向きな検討で話に乗っていただきたいと、こう思います。

次に、高齢者対策、雪の片し方については今後積極的に取り組むということで、よろしくお願ひしたいと思います。恐らくひとり暮らしの人たちは非常に喜んでいる。特に私も西部地区へ、女房も西部地区なものですからよく行くんですが、あるところでは、私は議員ならだれでもいいと、雪のことやってくれたらだれでもいいと、こう言われたときもあるんですよ。だから、いやいや雪をしっかりと考えてくれる、そのぐらい高齢者の人は悩んでいるということを私はここで一言だけ言っておきます。

それからゴルフ場についても、利用人数が非常に多いと。私も以前にも台鞍山のスキー場のグランドゴルフの利用で、認定のグランドゴルフ場にしてはどうかという話もありましたが、今回、このゴルフ場を積極的に使っていくということであれば、私は非常に夏場の、前にも言いましたが、栃木の湯津上グランドゴルフ場ね、認定の、これは行ったことがございますか。ないですか。私も見ながら、2度ばかり行ったんですが、あそこは本当にだいくらスキー場の裾野みたいなんですよ、坂があつて。そこに網を張りながらゴルフ場をしているんですが、そこで大会をすると300人集まるんですね県外からも。近辺のホテルは満員になるんですよ。

そういうのを考えれば、このグランドゴルフ場の人たちがホテルはある、あとここで御飯も食べられる、ゴルフ場でできる、このメリットを考えれば、たとえ認定にしなくとも、恐らく2,000円ならば参加者が本当に来るのではないかと。もちろん運営そのものは地元のグランドゴルフクラブの人たちがやるわけですから、役員も。そんなことで、そういうことに先ほどの答弁もありましたけれども、今後運営に使ってもよろしいかどうか検討できるかどうかお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、ゴルフ場の前に関連がありましたので、一つメッセージを送りたいと思いますが、民間の介護施設の運営について参入があった場合、私のほうからこれまでもぜひ提案をさせていただいたのは、町の政策とどう一体的につながれるか、こここのところはぜひご検討いただきたいと、こういうふうに言っておりますので、今後もそれはある一定の判断の基準になるんだろうと、こう思っております。

それから、雪対策については、これはひるまずやります。雪国であるからこそ、雪に向き合うという意味では、しっかりと対応を進めていきたいというふうに思っております。

それから、ゴルフ場の活用についてであります。先ほども答弁申し上げましたように、町民に開放するという事で、ゴルファーだけの施設ではない、そういう観点からさまざまな事業を展開してまいりましたが、おかげさまをもちまして、そのことがいろいろなところの健康あるいはスポーツ等の協会に情報が流れまして、この5月にはママチャリ大会全国大会もやりたいということが来ております。

したがいまして、私たちがゴルフ場といえばゴルファーのための施設ということの固定観念を少しそばにおいて、柔軟な姿勢、柔軟な考えを持ったときに、こういうような関係性が持てるということがございますので、ぜひこの元気なシルバーの方々に、このゴルフ場がさらに生きがいを持ち楽しみを与えるということであれば、これについて積極的な活用を今後も計画の中に取り込んでいきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 次に、自然を利用した観光と交流ということで、もちろん里山、私も横町にいますので、横町の道路もずっと約200メートルぐらい歩きました。非常によくなっています。今後あそこをどのぐらいの人が歩くかということが当然問題なんです。里山再生で遊歩道の整備とか何かというのはなかなか人の来る、目立たないので来ないと思うんですね。けれども自然が例えば駅において、たまたま山を見たときに紅葉が非常にきれいだとか、電車で通ったときに丹藤の山が、ああきれいだなというのは、遠くから見てこれはわかるものなんです。

赤とか黄色の木というのは、私は何かウルシとかイチョウぐらいしかわからないんですが、何があるかはわかりませんが、10年も20年も30年もたつて大きくなるとも結構見えるも

のだと思うんですね。これを地域で、町長が言うように要望して活性化事業の中に積極的に要望しろと、こう言ってもなかなか私は要望というのは少ないと思うんです。

そこからすれば、今回の森林組合というのが、今2人若い人も入ったり何かしていますので、ああいうところに事業として、恐らく個人の持ち山であっても、今は許可は、いやおらいはだめだと言うところはほとんどないと思うんですね。ここにずっと植えていくような考えはないかどうか、そんなにお金かからないと思うので、いかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

これまで、里山再生事業とあわせて道路沿線型の森林整備等林産事業というのを実施してまいりました。そういう中で、景観のよさはもちろんであります。実は猿対策にも大きく今その効果を見ることができます。そういう中で、議員がおただしのように赤や黄色の木というのは、一般的に広葉樹と言われるものでありますから、これらは全体として実をつけるものなんですね。つまりこういう実のつけるものをやはり山にあるということになりますと、野生動物との共生という観点からも私は非常にすぐれた環境保全、循環する環境のあり方を今後期待できるといふふうに思います。

そういう中で、実は議員もお気づきと言いますかお耳に入っているかと思いますが、カシノナガキタイムシというナラを食い荒らす虫が、これが若松まで来ております。隣でいくと只見まで来ているという。実際のところ、山に入って確認したわけではないのでどこまでいるかわかりませんが、今のところ南会津町については被害が確認されていないと、こういうことです。これらは実は土壌微生物の減少、つまり山は放置しておけばいい、そういうことじゃなくて人間が介在することによって、いわゆる山の空間を設け、さらにその植生がいろいろな陽樹と陰樹がありますが、こういうものがうまく循環していく、このバランスが崩れたせいではないかといふふうに言われていますので、ただいまのご指摘については、これまで取り組んできた里山から沿線、そしてさらには今度は少し山に入って遠くから見る景観とあわせて取り組みを進めていきたい。これについて今県の森林環境税を使わせてもらっていますが、この事業にも先ほど申し上げたように、国でぜひ森林環境税を創設してくれと、こういうお願いを税制の中でしております。

さきの自民党・公明党政権では、これをやりましょうということで税制調整会の中で取り上げがされました。しかし、今政権がかわって、これが環境税というもっと広いものになってしまったので、私は今後、この森林環境税を目指して、今のご指摘をいただきながらさらに具体

的な企画をつくって事業を進めていきたいと、こう今決意をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 非常に何だか私もできそうな気がしてきました。先ほど、8番議員からも話がありましたが、この間の只見の湯ら里でのシンポジウムですね、私も総務委員会で行きました。皆さんも聞いたと思うんですが、増子経済産業副大臣に奥会津活性化シンポジウムのときに質問をしました。余り質問がないしと思ってしたんですが、私自身は少しがっかりしました。もちろん質問があつた場でちょっと合わないと言われればそうなんですが、雇用の場の創出ということで、どういう答えがあるのかなと思いましたが、林業と農業と、それを活性化させて各地域でそういうもので働く場をつくるということをして、それに国は応援するよという話がありました。

もう一回手を挙げられれば、そんなことはうちの町はとっくにやっているよと私は言いたかったんです。ただ、1回しか挙げられませんので言わなかったんですが、やはり今困っている農業とかあるいは山が90%以上も、山の地域に来てそんなことを言われなくたってもうとっくにわかっているんですよ。国はそのぐらいのものなのかな、副大臣ともなれば、会社がだめであっても、このぐらいの会社を今だめであっても、次来るからぐらいの答えがないかなと、こう思ったんですが。もちろん期待は幾らかしますけれども、一つの非常に、だから国を余りあてにしながら町長もし過ぎないようにお願いしたいなということはありません。

木を植えるという、赤ちゃんの森と私は仮称命名したんですが、館岩に墨田区の土地がこんなにあるということは、これは何に使ったんでしょう、ちょっとお聞きしたいです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実はこれは墨田区の区長とお会いをして、毎回定例的にお会いをする機会をいただいておりますが、その中で話が出るのは、買い取った当時は墨田区の区民の方々の保養所にしたいと、こういう意向があったようであります。しかし、それが時代が変わって情勢が変化してきたのを受けて、今のところ館岩のほうで使い道があれば使っていただけませんかということで、たていわ農産がソバ畑として使っているというのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 ソバ畑、そうするとこれは墨田区のみですか、ほかにもある

んですか。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

今こういうふうに使っているのは、墨田区だけの土地でございます。あともう一つ、幸手市の土地ではございますが、これも平成7年度会津高原観光開発株式会社で、幸手市が買われました。これは自然の家として使用したいということでございましたが、これに関しましてはもう山になっております。もう山林と同様でございます。荒れ放題になっています。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 今聞いたところ幸手市もあると。そのほかにはあるかどうか私もわかりませんがもう山になっているということであれば、こういうところは大いにその地域で利用してもらい、そういう積極的に私はやっていけばどうかと。特になりものの木なんかはここに1本カキの木とかリンゴの木を持っていると、時々来るといような、場合によってはたていわ農産で畑を個人でつくってやるというようなこともあるわけですから、この広い山林あるいは雑地をもう少し有効に利用してやっていただきたいと、こう思いますが、もう一言お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今、墨田区が所有する土地についての利活用についてのおただしがございましたが、会津高原高杖地区については、広大な町有林もございます。この町有林の活用について、これまで農地として活用してきた経緯もありまして、いろいろな制約はございますが、館岩総合支所において総合的な利活用計画をつくるように今しております。その中で墨田区であります、実は昨日、墨田区の区の職員ではありませんが、生ごみから堆肥をつくる協会がございまして、そういう協会の方がお見えになって、墨田区で発生する生ごみを1次加工するので、それを墨田区が所有する土地でそういうものを使った有機農業をできませんかと、こういうお誘いがありました。

これらについても、今、南会津町で生ごみを堆肥化するという計画を持っておりますので、仮に堆肥をつくるという方向づけはよしとしても、一体どういう堆肥をつくるのかと、このところがまだこれから検証されなければならない部分としてありますので、それらを含めまして、今言ったように、都市部の方がここに来て親しみを持っていやされて楽しんで交流ができ

る、そういう環境づくりはこれからの私たちにとって大きな課題でありますので、積極的に取り組みをさせていただきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 せっかくのすばらしい大自然の土地なので、今後有効に利用させていただきたいと思います。

最後に、副町長人事についてですが、町長はしばらくの間、3月からちょっとの間ですが、なしでという話もちろんありましたし、次の町長になってからということでしたので、これはもちろん選挙をしてみないとわかるかどうかはわかりませんので、その答えで私はオーケーといたします。

ただし、副町長も今回、議会としては最後になりますので、私たち議員も、今後県に戻った場合に、私たちのこの南会津町が、副町長には部長や副知事まで上っていただきまして、この南会津町を今後役立てるような人材にきつとなるとと思いますので、この2年間、合併して4年が過ぎたこの南会津町にいた、その見方で、もちろんいいところ、今後はこういうところを伸ばせば町はよくなるよと、こういうところを、議員も含めてでいいですから、一言話していただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えいたします。

早くも2年がたとうとしておりまして、私もこの重責を皆様からお任せいただいてから、あつという間に日がたったなという考えでいっぱいでございます。

ご質問がございました今後の南会津町の進む方向と言いますか、そういったものについて私のこれまでの印象、感想も含めてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず、私、こちらに来る前は県の観光課にいたこともありまして、当時子供たちをこちらに連れてきて旅行してもらおうという仕事をさせていただいたことがありました。来る前の印象としましては、子供たちが遊べるステージ、学べるステージがたくさんあるところだなという印象を持っておりました。そして、実際にこちらに着任をしまして、まず月並みですが実感として思ったのは、本当に合併して広くなったなというのがまず実感でございました。

ただ、広くなったというのは逆に言えばそこにはさまざまな人がいて、あるいはそれぞれの地域の伝統や文化、技術があり、あるいはまた自然を含めた資源がたくさんあるということでございます。ただ、昨今のやまなみ泊覧会で、そうした資源を地域の住民の方が主体となって生かしていこうという取り組みが始まりました。ただ、まだまだそれぞれの地域の取り組みに、

今始まったばかりというのが現状かと思えます。これを今後は地域を超えていかに補完し合い、あるいは連携し合い、あるいはお互いに高め合っていくか、そういったことが非常に重要になってくるのではないかなというふうに考えております。

幸い、当町には議員の皆様始め職員、そしてもちろん町長、それから町民の皆様、それぞれがさまざまなアイデアを持ち、あるいは意欲的に取り組む、現場の声を聞くと、そういう姿勢を持っていらっしゃる方がたくさんおります。そういった人と人々が互いに支え合っているうちに、この地域のよさを発信していく、そういったことを続けていけば、必ず南会津町は全国に誇れるような、先ごろ議会のほうにはたくさんの、今全国から視察に訪れていますが、町もそういった全国から注目されるような町になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

幸い、昔に比べれば少なくなったのかもしれませんが、この町にはまだまだ人と人々が支え合う、そういった風土が残っているかと思えます。そして外から支援をしていただく方もたくさんおります。政策顧問を始め韓国の旅行会社の方も支えていただいています。そういったきっかけもありまして、私も韓国に子供たちと交流事業をさせていただきました。そういった人とのつき合い、人との縁を大事にしながら、さらに町の発展を高めていただければ、先ほども申し上げましたが、全国に注目されるような町になっていくものというふうに私は確信をしております。

今度は立場が違いますが、側面からまた違った形で私もお支援助をさせていただきたいと、このように考えておりますので、皆様には本当に大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上、簡単ですが感想も含めてお話をさせていただきました。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 ありがとうございました。

時間もちょうどですので、ここで盛り上がったところで最後に、一番最後の最後に、3月終わりのときに処分という事態になったことはおわびをいたしますが、これも恐らく南会津町を絶対忘れないよという一つの印と、こう思ってお勘弁いただきまして、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明11日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分

平成22年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成22年3月11日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 11番 湯田 秀春 議員
- 1番 湯田 哲 議員
- 12番 星 登志一 議員
- 2番 渡部 俊夫 議員
- 4番 馬場 信作 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 湯田 哲 | 議員 | 2番 | 渡部 俊夫 | 議員 |
| 3番 | 高野 精一 | 議員 | 4番 | 馬場 信作 | 議員 |
| 5番 | 山内 政 | 議員 | 6番 | 渡部 優 | 議員 |
| 7番 | 星 光久 | 議員 | 8番 | 楠 正次 | 議員 |
| 9番 | 大宅 宗吉 | 議員 | 10番 | 渡部 忠雄 | 議員 |
| 11番 | 湯田 秀春 | 議員 | 12番 | 星 登志一 | 議員 |
| 13番 | 星 和男 | 議員 | 14番 | 平野 昌盛 | 議員 |
| 15番 | 阿久津 梅夫 | 議員 | 16番 | 渡部 東 | 議員 |
| 17番 | 芳賀沼 順一 | 議員 | 18番 | 菅家 幸弘 | 議員 |
| 19番 | 大竹 幸一 | 議員 | 20番 | 児山 寿明 | 議員 |
| 21番 | 五十嵐 司 | 議員 | 22番 | 渡部 康吉 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長補佐
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 湯 田 秀 春 議員

○渡部康吉議長 それでは、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 おはようございます。

11番、湯田秀春、通告に従い一般質問をただいまから開始いたします。

今回の質問項目は大きな項目で4点ほどございます。

それで、まず第1点。これはさきに決めました生活環境改善工事支援事業ということで、実

際はこれは4月1日からスタートするわけですが、将来のことを取り上げるというのはどういうことかと、こういうだろうと思うのですが、これは私の経済的な直観ですな。やるのはいいんですけども、混乱が生じないようにお願いしますよという、私の取り越し苦労というか、そういうことで質問するわけですが。

ということは、非常にこの生活環境改善工事支援事業、前評判が高い。私もやろう、私もやろうという人がかなり多いと。これこのままでいったら、4月1日殺到するんじゃないかと、そんなときどうするだろうと。過般、町長は補正で対応するなんて言ったんですけども、補正であっても、ある程度の限度があるでしょうから、一体どうするんだと。こういう将来に対する懸念でございまして、よろしくお願ひしたいなと思います。

2つ目、これは東部聖苑使用料についてということなんですが、これは1月に田島に住んでいた方といっても、私はこんなことを言ったんですが、私のおじさん、おばさんでございまして、1月に相次いで1週間くらいでぽんぽんと、こう亡くなってしまって、そういう言い方はちょっとあれかもしれませんが、たまたま亡くなってしましまして、1人、後のほうが伊南の特別養護老人ホームに入居して、病気で県立南会津病院で亡くなったと、こういった事例がございました。亡くなったから遺体を自宅に引き取って、田島下郷町衛生組合に火葬の依頼をした。そのとき、東部聖苑使用料4万円の納付書があったわけですが、後から役場の担当者のほうから、実は納付書間違えていましたと、ぜひその納付書を持ってきてくださいと。で、持っていったら、8万円に納付書が変えられたと、こういう事例があった。

私も役場のほうに来て、これどういうことですかというふうなことで聞いたんですけども、やっぱりそういう規則だからというようなことで、仕方がないのかなと、これはもうこの3月の一般質問で町長といろいろ質問するほかないかと、こんなことを言っていたわけですがけれども、先月の25日でしたか、下郷衛生組合のほうで、議会でこのことが決まって、私は決まっただけからいいわけですがけれども、さかのぼって1年前から適用するということだそうでございまして。この手続は正しかったのかどうかというのが第1点。

それから、東部聖苑使用料の対価としての取引の定義を示せと。実はこの質問をすることというのは、もうこの3月1日までということで、全部私も決まっていたんです。まさかこう下郷衛生組合のほうでびしっとこう決まるということは想定していなかったものですから、この一般質問の3月1日のときにはもう全部決まっていたことなので、その辺は若干了承いただきたいなと思います。

3番目、組合ですから、組合の利用者というのはだれを指すのかということでございまして。

それから、4番目。埋葬される方の東部聖苑使用料4万円の範囲を示せと、4万と8万あるわけですから、それを示せと、こういうことでございます。

3番目、差し押さえ物件の公売についてでございますが、これは今回の議案として滞納者に対して行政サービスの制限を加えようというようなことが提案されております。したがって、結論から言いますと、制限を加えるというよりも、本当は滞納すると差し押さえというのがあるんですけども、そういうことをきちんとやっているのかな。それから時効の中断とありますけれども、こういうのもきちんとやっているのかな。そういうこともやった上で、たしかきのう80件と言いましたけれども、80件の不誠実な方、要するに向き合ってくれないという方いるそうでございますが、やることもやって、どうしてもやっぱり今度、行政サービスの制限を加えないとだめなんだと、そういう状況なのかどうか。そのために今回こういった質問をしているわけです。

租税の滞納者に対して、処分としての差し押さえを行えるようになっているんですけども、平成21年度に差し押さえを行った件数と、そのお金にかえるわけですけども、換価金額を示してください。

2つ目、差し押さえた物件の換価はどのような方法で行ったか示していただきたい。

それから3番目、差し押さえた物件の下見会を行って、その後インターネット等での公売、これ大分よそでもやられているんですけども、それなりの実績を示しているところが非常に多くなっています。我が南会津町でもそういうことを行うべきでないかというふうに思いますが、いかがでしょうかと、こういうことでございます。

最後、4つ目、要支援認定者の対応と要介護防止についてということで、これはきのうも何人かの議員の方が、国保会計にみんな危機感を感じていると思うんです。このままでいったら大丈夫かと、非常に高齢化が著しくなって、我が町の国保の会計大丈夫かと、そういうことでみんないろいろな形で健全化に持っていくために、予防に力を入れるべきでないかというような声が結構あるわけです。

そういうことで、私も同じような形で聞くわけですが、医療費や介護費の削減を考えた場合、保健師、一生懸命やっています。特に県立医大の看護学部を出た方なんかは、本当に一生懸命やっております。若くてばりばりやっている。しかし、その人たちばかりで大丈夫かなというような、私は懸念を持っています。

加齢に伴う体のつぼを指導できる理学療法士の考えを取り入れた予防対策に力を入れるべきだと、こんなふうに思っているわけでございます。これは私のほうでも12月、1月、2月と3

回ほどやって、保健師さんとはまた違うなど、つぼを心得ているというか、大体歩いてみたり、あるいはちょっとした運動をやって、あっ、この人はここ悪いんじゃないのという、そういう見方というんですかね、これはすごいなど。こんなふうに思ったものですから、やはりこれから、骨と筋肉、この衰えをいかにしてやっていくかということが寝たきり防止につながっていくのではないかなということで、こういった提案をしているわけです。

それから2つ目、介護認定の申請をすると7つに分けられますね。要支援1と2と、それから要介護1、2、3、4、5と。こういうふうに分けられるんですが、その要支援1と2と認定された方々、これに対して、それ以上に行かないように、要介護状態にならないような強力な対応をすべきでないかと。わざわざ1と2と判定下してくれるわけですから、そこにやるべきでないかと、こんなふうに思います。

それから3番目、また、その認定から外れたとか、あるいは将来、要支援とか要介護状態のおそれのある方、これ大体わかるそうなんですよね。そういった方にですねこれは提案です。そういった方に南会津町独自の認定を創設してはどうかと。これは独自ですから、新たに考えるほかない。早くから町民の要介護防止に対応すべきであるというふうに思います。

今回、この4点を質問しまして、あとは自分の席のほうから町長の答弁によっては、再質問したいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、生活環境改善工事支援事業の前評判が高い、よって申し込みが殺到した場合の対応策についておただしがございました。新聞報道及び町のお知らせ等の周知により、多くの町民の方々が関心を寄せられ、また3月1日からは各総合支援センターにおいて申請書の配布を行っており、多くの町民の方が訪れていると、このように聞いております。

町民の方々の関心の高さや、申請書の配布状況の多さを踏まえ、今定例議会への追加議案として予算案を提案してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、東部聖苑使用料に関する1点目、納付書を4万円から8万円に変更した手続きが正しかったかと、このようなおただしがございました。田島下郷町衛生組合火葬場及び霊柩車使用料条例により、管内とは死亡時において合併前日における田島町の区域及び下郷町に住所を有する者をいい、管外とはそれ以外の区域に住所を有する者をいうということでございます。この後にただし書きがございます。住所を管外に有しても、国民健康保険法で定める学生や、入院

患者又は特別養護老人ホームに入所している方などで、国民健康保険証を管外から取得している者は管内とみなす。このようなただし書きがございます。したがって、管内扱いかどうかは死亡者の死亡時における住所で判断することになっており、さらにただし書きの適用はあくまで国保の加入者のみということになっております。

今回の事例は亡くなられた方が伊南ホーム入所者でかつ後期高齢者医療制度加入者のため、管外扱いとなりましたが、死亡届け出が休日にされておりますので、役場の宿日直代行員がその方の加入保険を国保加入者と判断をして、管内扱いしてしまったものであります。休み明けに引き継いだ書類の審査で、その誤りを発見したため、使用許可書及び納付書を訂正させていただいたと、このように聞いております。したがって、当時の手続自体としては間違いではない、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、使用料対価としての取引の定義はとのおただしでございますが、東部聖苑までの霊柩車運行、火葬費、待合室の利用等、一連の火葬行為に要する経費相当額を田島下郷町衛生組合で議決された条例に基づき、施設使用料金として定めているところであります。

次に、3点目、組合の組合利用者とはだれを指すかと、このようなおただしがございましたし、4点目に使用料金の範囲につきましては関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

利用者とは、組合の施設を直接的、または間接的に利用される方であり、一部事務組合としての衛生組合施設は、組合を構成する複数の自治体が建設費用や運営費用を負担していることから、当然、組合管内の方々の利用を想定し、管外者の利用に際しては、その制限や別料金が定められてございます。

今回、11番議員がおただしの事例につきましては、使用料金を決定する上での衛生組合で定める住所規定と、一般の住民の方が考える住所感の間に開きがあったことが一つの要因であったと考えております。こうしたことから、早急な対応を担当課に指示をし、先般開かれた田島下郷町衛生組合議会において、条例の改正について議決をいただいたところでございます。改正された具体的な内容は、使用料の徴収に際し、死亡者または申請者が南会津町の田島地域及び下郷町に住所を有する場合は、管内扱いとすると基準が明確に決定されましたので、ご理解願いたいと思っております。

次に、差し押さえ物件の公売に関するご質問ですが、1点目、平成21年度における差し押さえの件数及び換価金額についておただしがございましたが、平成22年3月8日現在、件数については15件、金額については68万1,721円となっております。差し押さえた物件につつま

しては預金、給与、所得税還付金等の債権であったことから、入札、または競り売り等の公売による換価手続は行っておりません。

なお、差し押さえにつきましては、景気悪化の中で企業の撤退等により職を失ったり、事業者におきましては受注減により厳しい状況となっているところもございます。このような状況を十分に考慮しながら、慎重に行っていることをご理解いただきたいと思っております。

次に、2点目、差し押さえ物件の換価方法のおただしであります。平成21年度中に差し押さえをしたものについては、1点目の質問にお答えしたとおりであります。債権が中心でありましたので、換価手続をとることは今までありませんでした。これは景気低迷の影響から、動産、不動産等は換価しにくい状況との判断から、即時に滞納税額に充当できるものを中心として差し押さえを行った結果でございます。

なお、動産、不動産等の換価については、平成20年度に動産を入札により公売した事例はございます。

次に、3点目、南会津町でもインターネット公売を取り入れるべきではないかと、このようなおただしがございました。昨今のインターネットの普及率の拡大を考えますと、差し押さえたものを、より有利な価格で処分する方法としては有効な手段の一つであるかもしれません。しかし、土地、建物等の不動産においては、境界の確定や金融機関の抵当権設定の問題、美術品等については真贋の問題、動産については保管費用や場所の問題等々がございます。このため、インターネット公売導入につきましては、慎重な対応を考えるべきものと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、要支援認定者の対応と要介護防止に関する1点目でございます。

理学療法士の考えを取り入れた予防対策に力を入れるべきとおただしがございました。町では、保健師等による栄養改善指導や、認知症予防事業として脳元気教室、運動器機能向上のための筋力元気教室を4地域で実施しております。また、健康太極拳指導者の養成講習会等も昨年より行っており、初伝の認定を考えているとのことですが、何分、指導者としての領域にはまだ至っていないことから、健康を目的としました太極拳講習会の補助者として参加をいただき、各地域に広めていくことなど、健康づくりの一翼を担っていただけるようになると考えているところであります。

医療費や介護給付費の削減は単年度に取り組んだ事業で結果が出るものではないことから、長い期間の取り組みが必要と思っております。予防対策は大変重要な部分であることから、今後とも多くの方の提言をいただきながら、より効果のある事業を展開してまいりたい、このように考

えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目、要支援1と要支援2に認定された方々を要介護状態にならないような、強力な対応をすべきではないか。このようなおただしがございましたが、現在、要支援と認定された方については、地域包括支援センターの保健師が中心となり、介護予防ケアプランを作成するなど、住みなれた地域で自立した生活を続けられるように支援をしているところであります。

しかし、要支援の方が要介護に移行している傾向は実態として多くございます。町の対応といたしましては、要支援該当者がみずから努力をし、要介護状態にならないような活動を取り入れ、自立に向けたケアプランにより、予防強化につながる内容を指導する機会をふやし、地域活動への参加を促してまいります。次年度、事業実施を計画している集会所での事業への参加を進めるとともに、ケアプラン内容の指導、デイサービスや訪問介護事業所などの支援内容を把握し、事業所が要支援者に対し、どのような事業が予防強化につながるか内容を精査いたしまして、各事業所を指導してまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

次に、3点目でございます。認定から外れた方や、将来、支援や介護状態のおそれのある方を南会津町独自の認定を創設し、早くから町民の要介護防止に対応すべきである、このようなおただし、ご意見がございました。

町では65歳以上で生活機能が低下をし、近い将来介護が必要となるおそれのある高齢者を生活機能検査から特定高齢者と認定しております。認定された方へは訪問活動等をして、介護予防事業として運動器機能向上の筋力元気教室、脳元気教室、栄養指導、口腔機能向上などに参加をいただき、要介護状態にならない取り組みを進めているところであります。

また、南会津町独自の認定ということではありますが、国においては特定高齢者認定の見直しをするという情報もございますので、その推移を見守るとともに、南会津町独自で認定できないか、今後の課題とさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ありがとうございます。

まず、第1点目のことで、今、追加議案でというようなことがあったわけですがけれども、そのことについて、ある程度もう少し詳しく聞いていいのかな。私らはまだわかっていないものね。では、お願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員の皆さんについては、当然まだわかっておりません。というのは、緊急かつ今回の議会開会中に追加議案として出しましょうということで取りまとめをさせていただいたわけですが、3億何がしの臨時交付金がきめ細かい事業としてまいりました。しかし、その後6,000万の追加が国のほうから示されました。きょうの新聞に3億六千数百万の南会津の予算額が載ってございましたけれども、その追加された6,000万の中から、先ほど申し上げましたようにこれまでの関心度を加味しながら、増額をしていこうということで、当面6,000万のうちの2,400万か、あるいは3,000万かということで議論してまいりましたが、総体的な中で調整をしながら、本議会の追加議案として提案をさせていただくと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ありがとうございます。

それを聞いて、ちょっとは安心した。だけど、仮に3,000万やっても、それでもおさまるかなという、ちょっとそこまで言ったら切りがないので。今現在、課長のほうで把握しているかと思うんですけれども、大体申込書だけ、あれを取りに来た枚数と言ったらいいのかな、人数と言ったらいいのか、把握しているところで、きょう11日ですよ。11日ということはまだ半分もたっていない、あと半月あるわけですから、1日ごとにお茶飲み話でばんばんその話が広がって行って、恐らく大変じゃないかなと思うんです。私、この質問をしたときは、これ当然3月1日に出さなくてはならないんだけど、もう2月の終わりころから加熱気味だったもんだから、多分かなりあるんじゃないかと。この前のあれでは200件でほぼ限界ですよ。恐らく200件なんかは超えているんじゃないかなと思うので、お願いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

3月10日現在でございますが、各支援センターでの配布した数でございます。総数で約260部を配布してございます。内訳でございますけれども、把握している中で、田島が170、舘岩が50、伊南が20、南郷が20、合計260ということでございます。ご理解願います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そういうことで、多分これ申し込み用紙はコピーしても使えると思うんだよね。だから、かなり多いと、恐らくこれからますます多くなっていくだろうというふうに思います。あれを見て、私もさっき経済的な直観なんて言ったんですけれども、本当は取

り越し苦勞で終わればいいんですけども、直観からすると非常に率がよすぎる。率がよすぎるし、それから屋根のペンキまでオーケーと言ったから、ぱっと広がった。かなり恐らく私の勘だと7割くらいは屋根のペンキが多いんじゃないかなと、これ想定ですから、聞き流してください。

では、一応、町長のほうから追加の議案があると、2,400万から3,000万くらいの間だというようなことで、ちょっとはほっとしましたけれども、私としては本当はきょう、そういう追加のことなかったら、応募者多数の場合は抽選にするとか、何か混乱回避をしてもらえないかなというようなことを提案するかと思ったんですが、大体追加で出るということなので、その辺は当局のほうに混乱回避のことも考えて、今後ずっといけば、例えば今月の末あたりでおおよそのことは想定できると思うんで、そのときぜひ4月1日にあの辺で混乱が生じないようにお願いしたいなど、こんなふうに思います。

決してこの事業は、悪くはないなど、いいところポイントついているなど。ただ、補助率がよかったから加熱気味になっているなど、こういうことでございます。

では、2つ目に行きます。東部聖苑についてでございます。

先ほど私も言いましたように、この件についてはほぼ決着したのかなというふうに思いますが、これは私、衛生組合の議員でないからよくわからないんですけども、たしか1年前にさかのぼって適用するというので、ですから余計に4万が8万取った分は返すというふうに理解していいんですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長補佐。

○長沼 豊環境水道課課長補佐 お答えいたします。

さきに行われました田島下郷町衛生組合議会におきまして条例改正と、その改正内容につきましては、施行日を平成21年4月1日施行と定めております。したがって、4月1日以降、このような事例があった件数につきましては、当然還付していくという形で現在進んでおります。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 それでは、恐らくこういうことが生じたというのは、多分20年からだろうと思うんです。いわゆる後期高齢者になってからこういうことが生じたんだろうと思いますので、20年と21年何件あったんだと。それから、もしわかれば西部環境のほうはあったのか、なかったのか、件数をお答願います。

○渡部康吉議長 環境水道課長補佐。

○長沼 豊環境水道課課長補佐 お答えいたします。

管外扱いとして処理された件数につきましては、平成20年度におきましては5件ございました。21年度につきましては南会津管内分で9件、下郷管内分で1件、合計この10件が還付対象になるかと思っております。

なお、西部環境衛生組合の西部斎苑分につきましては該当件数はゼロ件となっております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうすると、21年は9件あったと、その分は返すと。しかし20年分の5件に対しては返さないということになるわけ。やっぱり私は、これはたとえ5件であっても返すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 環境水道課課長補佐。

○長沼 豊環境水道課課長補佐 お答えいたします。

先ほど、町長答弁にありましたように、もともとの条例そのものにつきましては、当然、田島下郷町衛生組合議会において議決された条例と、それに基づいて料金徴収を実施してまいりました。その中で、今回のような事例があるということで、急遽対応が必要だということで本年度分ということで対応をさせていただいた分でございます。したがって、20年度分につきましては、取り扱い上の誤りとか、そういったものではないと。そのように判断しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 何かいまいち納得いかないうような、何でかと言うと、西部環境ではそういうことなかったんだと。しかし、田島下郷のほうはそういうことあったんだと。そして21年度分だけは改正したから返すと、20年は返さない。いまいちわからないね。だから、これは私、衛生組合の議員でもないの、衛生組合のほうでよく是非を討議していただきたいのと、多分ここで返すとか返さないとか決める問題でもないかもしれませんので。

ただ、町長、私は今回のこのことで、疑問を感じたというのは、町民と向き合うなんて、よく言うでしょう、職員に町民の目線です。これだけ20年は5件、21年は9件ということで、疑問に感じないのかなという感じはするんですよ。しかも倍でしょう。

今回もたまたま私の身近な人だったからあれなんだけれども、ずっと滝原に両方とも住んでいて、亡くなる時だけ伊南にいて、片方4万、片方8万だから、あれ、とこう考えた。亡くなる時だけのことを見て判断して、だれも感じないのかなというのが私の疑問なんです。

だから、私は何だおかしいんじゃないのというようなことを言ったわけですけども、そう

いう規則になっていると言われればちょっと弱いわけですね。だけど、やっぱりおかしいなと、こう感じて、その辺で少し相談されたり何だりすれば、ちょっと何とかなったんじゃないかなという感じはするわけです。

それともう一つ、役場の担当職員が間違えましたから、その納付書を持ってきてくださいというのも、ちょっとひっかかるわけです。というのは間違ったほうが、そこのうちへ行って謝って、申しわけございません、間違えましたとやるのが、これ一般の社会では、それ普通ですよ。持ってきてくださいと言って、持ってきた結果、倍になっていたらそいつはどうですか。考えてみてくださいよ。そういう何と言うのか、町民の気持ち、その辺が僕は何か一つちょっと足りないような感じがするわけですが、これに対してどうお考えだかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

個人的な、いわゆる道義的な考え方を整理すれば、やっぱり議員がおっしゃったとおり、私もそう思います。御存じのように一部事務組合、あるいは広域市町村圏組合等については、これまでの慣例に従って管理者が変わります。ここが私は一つ大きな問題ではないかなというふうに実は思いつつ、その慣例を直せないでこれまできたわけではありますが、私たちは管理者で決済権者であります。決済をすればいいというものではない。つまり、そういう不合理が生じた場合についてはいち早く訂正をし、また不合理のあることの実態を的確に把握するという任務を負っていると思う。

ところが、この1年間、私は管理者ではありませんから、そういう情報が入ってきておりません。そして、管理者の中で恐らく、これは想定であります。ご判断をされたのは年度内にそういう議論が起これ、そういうことをしたので、年度内については対処しましょうと、こういう判断ではないかなというふうに想定しております。

私は、これまで衛生組合の職員の人たちの態度が本当に公務員にふさわしい態度かどうかということを盛んに指導して、年に2回は、ある意味では自己啓発の管理者との懇談会を持ってきました。しかし、それも随時といいますか、常時仕事を同じフロアでしているわけではないので、なかなかその意思の疎通はうまくいかないというのが実態でありますので、おわびを申し上げなければならぬ部分であります。

そしてまた、このことについては合併による、ある意味では私たちのきめ細かさが足りなかったと、こういうふうに指摘されてもやむを得ないので、今後についてはこれら以外の事業に

についても心配りをしっかりと丁寧にしていく必要があるだろう。

それから、職員についてであります、これが実は二極化の一つの極です、残念ながら。何度言っても、それから幹部会議を通したり、各課を回って、私がそういう話を、あるいは副町長がそういう話をしてきました。しかし、これはなかなか過去の価値観から離れられないんですね。こういう一極があるということは私も承知しています。しかし、これを見過ごしていくことはできませんので、こここのところはあきらめずに、どういう仕事の仕方が望ましいのか、そしてその仕事の仕方によっては自分の人生がさびしいものになっていくのか、豊かになっていくのか、こここのところはさらに継続してまいりたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 わかりました。

東部聖苑使用に関する運用というものを今回こうつくりました。こういうのがもう2年前からきちっとあれば、全然混乱生じないと思うんです、これこうできたと。恐らく特に田島地域のほうの議員はわからないと思うんで、課長やっぱこれをコピーして配ったほうがいいね。これをやれば、私、組合の利用者とはだれを指すのかなんて聞きはしないんですよ、わかっていけば。

何でこれを聞いたかという、組合員なんだから、多分この町を代表して町長言っている。だけど、本当の組合員というのは町民全部だと思うんですね。例えば、私も含めてです。そうすると、私のうちで例えば不幸にしたらだれか亡くなった。それを自分が間接的に出資している組合を、利用する場合、亡くなった方の住所がどこだかだなんていうことで、それで4万とか8万とか差別されてしまったんだら、これはないだろうというのが、私のあれなんです。ということは、私らはこの地域に住んでいると、皆さんもそうだと思うんだけど、やっぱり自分のうちの兄弟だとか、子供だとか、そういう親戚の人だって都会にいっぱいいますよ。そうすると、どうしても向こうで葬式ができない場合は、特に独身だとかなんかという場合は、やっぱりこちらの実家のほうに頼ってくるわけですよ。そのときに、いや、あなたのところ東京にいたから、はい8万ですなんてやられたら、これはやっぱね。ですから、それでこうやかましく聞いたのはこれだったんです。

今回、こういうことの運用があったということで、非常にすっきりしましたので、ぜひ配って、そしてしかも私らばかりじゃなくてよ、やっぱりちゃんと町民にも広報を通じてきちんとやってくださいよ。それどうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

しっかりと告知、周知をしていきたいと思えます。

一つだけつけ加えさせていただきますが、例えば南会津管外の人が南会津管内の特老施設等に入所をして死亡したという場合の、いわゆるそのときの住所の扱いとか、こういうことも過去に議論があって、実はそういう規定にしたという背景は聞いております。しかし、いずれも私たちは想定可能なものは限りなく想定をして規則運用をしていくというのが責務であります。しかし、想定外の、あるいはそういうことに十分配慮できないという場合も現実としてございます。それらについては、気づいたときがスタートラインとして真摯に反省をし、即座に適正な形に改善をすると、こういうことが私たちの使命だと思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 では、そういうことでお願いしたいと思えます。

次、3番目の差し押さえ物件の公売ということについて質問したいと思えます。

私も今回の出た行政サービスの議案書を見まして、結論から言うと、本当にやるべきことをやったんだと。それでもだめなんだと。だから行政制限も加えたんだと。そういう形だったら、これ私は仕方ないと思うんですよ。

だけど、どうも私こう見ますと、先ほど差し押さえしたの15件、68万だと。しかも、それ見たら預金と給与だと。実際は、私としては例え1件でも2件でもいいから、本当にこういうなのばかりかなと、やっぱりあるでしょうと。

これは、ちまたのうわさだから、町長に怒られるかもしれませんが、結局滞納している人が吹聴する人もいますよ、中には。「おれ払ってねえ、いいべ」。黙っていればいいのに、言う人もいますわけですよ。そうすると、聞こえてくる。そうすると、今度周りがそれを見る。そうすると、周りが何だあそこはああいうことをして払わないんだなど。では、おれも払ってられないというような、そういう連鎖はやっぱりあると、これは実際わからないですよ。

それで、これはそちら側に座っている人、いわゆる執行部のほうと、こういうような提案が出ていたときというのは、まず私らは内部がわからないんですよ。きのう悪質というか、なかなか会ってくれないという人、これは80人ぐらい町内にいると言いましたよね。この実態というのは、こちらはわからないですよ。そういう実態がわからない。だけど、行政サービスの制限という文言は、これはわかるわけですよ。それで、それをぜひ議会で決めてくださいと

言っただって、なかなか同じ土俵ではないんですよ。だけど、それは全部知るということは不可能に近いですよ、私らもそこまで。それはもうプライバシーですから、それはできない。

だから、私らは出てきた議案をこうずっと見て、その中で、あれ、これ問題じゃないの、これ問題じゃないの、向き合うだけでこんなに脅かすような形で書いていいのと、こういうふうに見てしまうんですね。

特に奨学金と放課後児童クラブ、これは議会で決めたとなると、町民は何だと、お前らが決めたんじゃないのと。そしてその放課後児童クラブ、今までずっと遊んでいる人が何だか急に来なくなった、何だろうと。あそこの父ちゃん滞納しているから、どうもだめみたいだと。その子供は一緒に遊ぶことができない。学校に行かなくなった。登校拒否になったと言ったら、お前らがああだこうだと決めたからだなんて言われたら、私ら切なくなってしまうんですよ。そういうことを想定してしまうんですよ。奨学金もそうですよ。私も小さいときは、決して裕福ではございません、今も裕福でないんですけれども。まあ、それはいいんですが、やはり子供はやっぱり将来性があるんですよ。親の滞納のことで奨学金にまで制限加えるようなことは、おれはやってはいけないなど、あの2点はとても私は理解できない。

だから、今回差し押さえ物件ということでそういうことをやっているのかと。たまたまこれを書いたころは25日ころで新聞に出ていました、若松市で差し押さえしたいろいろな備品とか、こういったもの、これを何か内覧会というようなことを言っていましたね、内覧会。そして、それを見てよければ、ではおれ、これ5,000円で札入れるかと、こういうね。しかもインターネットでもやって、会津若松市も最初は件数少なかったけれども、だんだん多くなってきているという。私もインターネットで調べると、やっぱりこれはあちこちでやっているんですね。

ですから、私はそういうことまでやって、そして一生懸命やっているんだったら、そうか執行部もなかなか大変なのかと。では、そういうのもしょうがないのかなと、こういうふうに私は思ってしまうんですけれども、その辺の執行部と私らのほうには、そういう同じ土俵に立たないという面があるわけです。ですから、私としては差し押さえの件数、預金ばかりでなくて、そういう動産関係もあるんじゃないかと、車だってあるんじゃないかと。そういったことを本当はこうやれば、税金を払わない場合はきちんとそういうふうになっているわけですよ、本当は。やらなくてはならないと。再度、もう一回その辺の私らの疑問に対してすっきりいくような答えをお願いしたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

すっきりするかどうかは相手方の問題なのでよくわかりませんが、ちまたのうわさについて私もそういう話を聞いていることがございます。

昨日もこれに関する答弁をいたしました。いわゆる私も現場に、職員がどんな仕事をしているのかということも含めて、数年前に行かせてもらいましたが、その中では仕事を紹介したいと、健康であれば。そういうことも申し上げてきましたが、余計なお世話だと、こういう回答が返ってきました。それはどこに起因するかというのは、私なりにいろいろ考えてみたんですが、話の経緯を見ますと、以前、十数年前に役場とトラブルがあったと。そのときの対応がどうしても納得できないんだと。しかし、今は恐らくその方も、名前は出ませんでした。いないだろうし、今、我々はそういうことを反省しながら変えているんだと、こういう話もさせていただきます。しかし、当時の十数年前のことを解決しないとおれは払わないと。

しかし、これはよくよく調べてみると役場、いわゆる行政側が100%悪いと、あるいはその過失があったということではないんですね。もう少し話し合いができる、あるいは折り合いをつけるというところもあるわけです。しかし、それにもこたえてくれない。こういうことがございました。

それから、実態がわからない。これは当然です、執行部と議会の差ですから。ただ、私たち議会を通して限りなく実態を明らかにし、判断をする材料をきちっとお示しをするということが、私は議会の役割であり、議会の場であると。こう思っておりますので、このことについてはご理解をいただきたいというふうに思います。個人情報という問題も当然でございますし、そのことが、ひいてはかたくな受け入れを拒否する行動につながりかねないということもあつたりもしますので、仮に地域を特定しただけでも、そういうことがうわさがうわさと呼んで、追いつめるということもございますので、この件についてはご理解いただきたいと。思います。

それから、きちっとやるべきことをやっているのかということですが、これはいろいろな意味で、その人のやっぱり価値基準によって違うと思うんです。私は非常に厳しい状況ですが、水道の、いわゆる供給停止もやりました。そうしたら、その夜のうちに電話がきまして、あした払いますから何とか水道を開けてほしいという連絡も現実的にありました。そういうことに我々は絶えず向き合いながら、一つ一つ自分たちで対応できる方策をその事例によって変えながらやってきたというふうに思っています。ただ、先ほどおっしゃったように、職員全員がそういうやり方になっているかということ、それはまた疑問が残るところでございます。

そして、これをずっと検討してきたわけですが、これが選挙終わった後にやると、また選挙をやる前に出さないで、選挙終わってから出すべと、こういう話になるわけですね。これはい

くら言われてもいいんですよ。いいんですが、私が1期4年の任期を終える中でこれまで検討してきたことを一つのけじめとしてご提案をさせていただく。あとはご審議をいただきながら、議会の判断をいただければ結構でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 今回、先ほど私も言ったと思うんですけども、税務課長も総務委員会に来て、あと今回、町長もそうです。滞納者に向かい合ってくれるために、これを出すんだと。私は向かい合ってなんて、差し押さえますよとやっただけで、みんなびっくりして向かい合ってくれると思っているんですよ。これはおれが甘いのかな、どうかちょっとわかりませんよ。向かい合うということは、やっぱり先ほど水道料ね、あれ3カ月でしたかね、給水停止というのか、多分。だから、そういうことをきちんきちんとやれば、みんな向き合うんじゃないかな。私の間違いか、ここがちょっとわからないわけですよ。ちょっとそこをお聞きしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

例えば、督促をし、催告をし、それから差し押さえをするという手順がございますが、これは法的に決められた、ある意味では人と人との関係というよりは、法の執行という関係ですから、決して向き合っているとは言えない。私たちはそういうことを通しながら、それぞれ家庭に訪問をし、とにかく事情を、支障のない範囲で聞いてきましょう、こういう向き合い方をしてきました。その中で余計なお世話だと、こう言われれば、この後どう向き合ったらいいのかと。

それを職を紹介してくださいと言って、ある方が森林の作業につきました。この方が4カ月間でしたか、森林の作業についてしっかりと納税してくれました。それは全額ではないですよ。いわゆる現年だけではありませんから、全額とは言わない。しかし、そういうところから、いわゆる希望が見えてくるわけですね。

ですから、議員がどうお考えであろうと、それはやっぱり議員の考えを形成するものと思ひますので、私たちは今のこの時点でしっかりと向き合ってきた結果、こういうものをつくり、そしてまたこういうものを通して、またさらにそれぞれのご事情をしっかりと酌み取りながら、できるだけ行政サービスの制限をしないような、そういう方策を、あるいはそういう対応と一緒にやっていきたいと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 残り時間も少なくなってきたということで、ちょっと町長、その気持ちも私わかるけれども、やはりよその町にもいろいろな、全国ですから、そうすると全職員で滞納をやろうというようなところもあるし、この前、職員何人か、我が地区にも来ましたが、ああいう形で地区を割って、そして滞納を全部なくそうというようなところもあるわけです。ですから、そういうふうに私なんかはインターネットでも、何でも、とりあえずやっぱりやってもらいたいという気持ちがございます。そういう中身はわからないけれども、よそから見て、ああ、一生懸命やっているんだなというような姿をやっぱり見せるということも大事なかなというふうに思います。

時間がないのでここは終わって、次、最後。

要支援認定の2番目、この要支援1と2、強力にやれと言ったのは、実はこれ結協定やっている泉崎村に行ったんですよ、こうやっているというの。わざわざ要支援1と2というふうに、これ医者が認定するのかな。ちょっと認定までよくわからないんですけども、認定して1と2となった。それを絶対介護に持っていかない。究極にはもう寝たきりに絶対させないという強いあれで、これいいかどうかわからないけれども、半強制的に、例えばうちらほうで言うと、御蔵入交流センターみたいなところに集めて、徹底してやっている。ですから、ここの多分国保のほうはよそよりは少しいんじゃないかなと思います。ですから、せっかく結協定を泉崎とやったわけですから、お互いにいいのは取り入れる、そういうような取り組みも必要じゃないかなというふうに思います。

だから、あえて言えば、せっかくですからこちらから職員1人向こうへ行って、向こうの職員1人こう行って、特に差し押さえなんかは知らないところへ行けば意外とできるかもしれませんから、そういうような取り組みもしたらどうかなというふうに思います。お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、さっきの滞納の関係、これは形が見えるというけれども、大勢でやることは、いわゆる滞納者に対して非常にデリケートな問題なので、むしろこういうことは私は影をひそめてやるべきだと、こう考えております。

それから、介護保険制度はまさに議員がおっしゃったように、いわゆる要介護にならないようなための制度なんです。ですから、これは当然そういう形です。しかし、泉崎のやり方が私のこれだけ広大な地域に当てはまるかというところではない。したがって、南会津は南会津の今、集落センターを中心としたやり方をしっかりと施行して次の策を考えたいと、こういう

ことです。

○11番 湯田秀春議員 終わります。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 次に、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 議席番号1番、湯田哲。

通告順序に従いまして一般質問させていただきます。

びわのかげ公園プールの水温上昇を。びわのかげ公園の町営プールは長さ50メートル、8レーンで水泳大会などの開催できる規模的にも自慢のプールです。営業は7月第1土曜日から8月末までの約2カ月間で、利用者は今年度で7,832人の利用がありました。その中には一般の大人で1,668人も含まれています。いかに多くの町民に愛され、利用されているかわかります。

しかし、そのプールの水温は冷たく、文部科学省のいうプールの水温は24度以上が好ましいという温度に達していません。プール管理の担当者によると、びわのかげ公園のプールの水温は20度前後で、お昼頃に24度に達するときもありますが、やはり井戸水を利用している関係で水温は低いということです。

そこで、次の方法による水温上昇を提案します。

1、自然エネルギーである20キロワット以上の太陽光発電システム及び公園の横を流れる用水路を利用した小水力発電システムによる発電した電気を使い、熱交換器、蓄熱装置をプールの水の循環系に設置し、水温を上昇させる。予算はNEDOの自然エネルギー活用補助金で補助率が50から100%である。

2、そのシステムによってプール水温の24度以上が達成され、余った電気及びプール営業の7月、8月意外に発電された電気は、公園内のほかの施設や隣接する統合保育所などで使い、さらに余った電気は売電する。

3、熱交換器、蓄熱装置をさらに利用するために、現在のプールの隣に小規模な室内プールを併設し、大きなプールでは総水量が多いので、数度程度の水温上昇しかできないが、その室内プールの水容量は少ないため、容易に36度以上に水温を上げることができ、その室内プール

による水中運動による運動機能の回復、温泉リハビリのように利用されれば、さらに町民の健康維持に役立ち、さらに医療費削減にも貢献すると考えます。

4、将来はプール全体に屋根を設置し、屋内プールとして年間を通して活用できるようにすれば、町民健康維持に貢献する。

この提案に対して町長の考えを伺います。

大きな2番です。町全体が学校、新しい部活の誕生のサポートを。町全体を一つの学校に例えたとき、部活とは何か。武道館や学校の体育館などで活動している剣道、柔道、レスリング、今進められている太極拳などを含め部活である。文化協会に所属する23の団体、華道、茶道、書道、絵画、写真、日本舞踊、アマチュア無線クラブなども部活であり、文化協会に加入していないほかにも歴史研究会や、ラジコンの愛好会や、映画愛好会などもある。町にはさまざまな愛好会やサークルが存在し部活をしているのである。同じ価値観の人が集い、夢中で技を磨いたり、情報を交換したり生きがいとなっている。そこで次のことを伺います。提案します。

生涯学習課では今までも各種講座を実施してきましたが、町民にあったら入りたい部活を募集し、集まったその部活リストから共通の部活の人たちを一堂に会し、共通の部活で集まった人たちで話し合いを持ち、新しい部活の誕生をサポートする。活動の場所は交流館や各支所であり、町なかの空き店舗などを利用する。以前から活動している武道や運動クラブ、愛好会、サークルなども、この部活と同じように位置づける。さまざまな部活が活発に活動できるよう、町がすべての部活に対して情報提供、場合によってはアドバイスをし、活動をサポートする。町という学校の中の部活という考え方である。教育長の考えを伺います。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、びわのかげ公園プールの水温上昇に関しての1点目、さらには2点目、太陽光発電や小水力発電の活用によるプールの水温上昇と、余った電力の活用及び売電についてのおたがございました。関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

びわのかげ公園のプール用水は井戸水を使用していることから、水温が上がりにくい状況は承知しているところであります。文部科学省では遊泳用プールの水温基準を厚生労働省健康局の局長通知といたしまして、遊泳用プールの衛生基準について原則として22度以上と定めておりますが、びわのかげ公園プールの過去2年間、平均水温は23度となっております。

自然エネルギー導入におけるNEDOの補助制度につきましては、地方公共団体が新エネル

ギーの導入、普及を図るためのビジョン策定費用など、ソフト事業では100%の補助率となっておりますが、新エネルギー設備を導入する際のハード事業では50%の補助率となっております。

また、旧田島町新エネルギービジョンでは、びわのかげ公園プールへの新エネルギー導入プロジェクトとして、木質バイオマスボイラーの導入を検討しておりました。この検討では、びわのかげ公園プールを温水プールへ改造することを前提条件として、熱源による水温上昇としておりますが、温水プールの温度を上げる熱量や、加温に要する時間を考慮いたしましても、相当量のエネルギーが必要になる試算となっております。このことから効率的なエネルギー利用の観点や、費用対効果などを考え合わせますと、現在のところ、おただしの提案については積極的な対応は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目と4点目でございます。

室内プールの併設と屋内プールによる町民の健康維持と、医療費削減についてのおただしがございましたが、太陽光発電等を活用した加温システムの整備につきましては、先ほどお答えいたしましたとおりですが、現在びわのかげ運動公園の総合的なビジョンの策定に取り組んでおり、その中で健康維持や医療費削減を目指した施設全体の活用を検討してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは2つ目の町全体が学校、新しい部活の誕生のサポートをに関してお答えいたします。

初めに、文化活動やスポーツ活動等を町全体の部活動と位置づけ、募集による新たな活動機会の提供など、既存の各種団体等を含め、その活動をサポートする体制づくりはできないかとおただしであります。町内では現在、文化活動、スポーツ活動、趣味、娯楽、レクリエーション活動など、約130団体が自己の啓発や充実のために自発的な意思に基づいて、それぞれに適した手段や方法によって活動しております。また、公民館では学習機会の提供として、組織的な学習活動のほか、町民のニーズにこたえた学習内容による自主グループの育成や、文化協会、体育協会等と連携した情報提供など、各種団体に対する活動支援に努めております。このことから新たなサークル活動設立への支援はもとより、広報紙による各種団体の活動内容の紹介などを行い、さらにサークル活動等に親しみ、参加しやすい環境づくりに努めてまいりま

すので、ご理解をお願いいたします。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 まず、びわのかげのプールのことです。再質問させていただきます。

先ほど町長の答弁の中で、旧田島時代にバイオマスボイラーを使ったものでかなりの熱量が必要なので不可能だというような、多分そういう答弁でできない理由という形で言ってくるなと思っていました。そのバイオマスの件は初めてでした。あと、水温上昇の構想があったことも本当勉強不足で今、初めて聞きました。つまり冷たいということは認識しているということですが、町長はプールは何度かお入りになりましたでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

できない理由ではありません、事実の話です。

私は子供が小さいころ延べ1週間くらい入っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 できないというか、そうですね、できないハードルですかね、一つの。

それから、プールのこと、これは今言ったかなり冷たいというのは認識というか、僕ももちろん行って冷たいという印象、あとシャワーも冷たかったです。すごいいろいろな印象をみんな持っていると思います。

一つはこのテーマを僕が質問したときに、多分不可能だとか、あの水量なんだからまず無理だろうと、こうなります。以前だったら、灯油だったり、今言ったバイオマスでというのを考えれば本当のすごい熱量がなければだめです。でも今これだけ民間のほうにソーラーというか、太陽光の発電のほうで普及し始めていて、今回の統合保育所のほうでも20キロワットクラスの、予算的には3,000万以上のかなり高額ではありますけれども、使うわけですよ。そういうコストのほうもかなり安くなっている今の時代だからこそ、質問できるものです。これは5年前に質問しても何言っているんだと、こういうふうに言われたんじゃないでしょうか。だから、今その太陽光を使った発電と2カ月間だから、それ以外の分は売電したり、統合保育所にさらに供給しながら、あそこはかなりでかい施設なので、電気をくうので、ゼロで自給は無理だと思いますけれども、やっていこうということなんです。

そういう意味では、今言ったソーラーに関しての構想は出たんでしょうか。その辺はいかが

だったでしょうか。例えば、今言った統合保育所ありましたが、ほかの公共の中でソーラー、太陽光を使った考案というか、発案というか、そういうのはあったでしょうか。お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

その時代時代が求める、いわゆる政策的な課題、それは限りなく住民ニーズ、あるいは国民ニーズに沿ったものだと私は思っております。しかしながら、新しい事業を取り込むというときには、その期待すべき効果をこれまでの研究機関のデータだけを受け入れていいかどうか、こういう問題はあると思います。したがって、統合保育所の中ではソーラーシステムを取り込みながら、これを南会津のこの降雪地帯にける、いわゆる日照時間とか、そういうのを含めて実証していこうという形で今回取り入れをさせていただいたわけです。

したがって、この後、御蔵入交流館の施設関係で電気代が聞くとところによると5,000万、6,000万というふうに言っておりますが、これもそのまま続けていいのかという議論はしております。しかし、ある専門家に言わせると、南会津では投資額に見合う成果が得られるというのは疑問符だと、こういう専門家もおります。

したがって、先ほど申し上げましたように、私は新しいテーマ、新しい事業展開の中の課題としてはしっかりと認識をさせていただきますが、しかしそれが即、事業の実施につながると、こういうことではないと思いますので、これまでソーラーについては統合保育所の公共施設で検討させていただいていると、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、御蔵入交流館の何千万という電気代、あれだけ大きければ何千万というのはすごくわかるんですが、まさに本当に使ってほしいと思うぐらいです。

僕がこの質問をしたのは、もう一つ理由があります。原因は、昨年11月下旬にうちも町の補助金と国の補助金いただきましてソーラーを使いました。それで、このひと冬経験して実験というか、やって雪が降れば屋根に上っているんでだれかに笑われるかもしれないなんて、いつも冗談を言っていたんですが、けさはちょっとさすがに上りませんでしたけれども、きのうなんか雪が降ったので、上がっておろしています。僕はその体感的に先ほど雪国では難しいということありましたけれども、これに関しては身をもって感じたのは、この曇りで、僕はもう最近、勘でわかります。きょうだとこれ1.5キロワット起きていますね。普通のうちだったら1.5キロワットといったら大概、日中の電気は完璧ですよ。ドライヤーなんか使わない限りは。

そういう実験というものを体感した中で、まさにこれはやれるものだということを確信したので、さらに後押ししています。もしつかなかつたら、僕はこんな発想もしなかつたらうし、何も到底考えなかつたですよ。太陽光というと太陽が出ていなければだめだろう、よく雪降るのにはだめだよというふうに言っていて、つけたのお前ちょっと変わっているねという人は、まあ、言われてはいないんですが、そういうことも言います。

先日、うちの前に軽乗用車がバックしてきて、すごい晴れた日だったんですが、いきなりここでもつけたんですかなんて言って、70歳の方かな、館岩の方だったんです。うちも1年以上つけているんだけど、もうここだったらだめだと思ったけれども、4,000キロワット、年間できたんだよということで自慢げに、僕に教えたくて、初めて会う人ですよ。あそこを通るとわかるので言われました。彼は融雪のために水道をポンプアップして雪を落とすということで工夫して、結構苦勞しているんだなんていうことで、僕に何も言っていないんだけど、もうどんどん話したくて仕方がないみたいで。ソーラーは少しスキ間がありますので、水が流れないので、あそこをビニールテープで埋めているんだけど、なかなかそれも雪の重みでまただめになってしまうんだと。

そういうことでみんな実験していると、館岩の方が雪国でありながら、水を使いながら、落としながら、普通一般の家庭で3,500キロワットなんだそうです、平均すると。それが4,000キロワット起きたと自慢していて、うちはまだ何百キロしか起きていませんけれども、それぐらい実験してみて感じるものがあるんです。

ですから今、町長が言われたメーカーさんは雪国には合わないというのは、単なる体感しない人たちのメーカーの、単なる技術者の問答でしかない、僕は思います。だから、それで太陽光だから曇りの日はだめだろう、だけど曇りの日でも1キロワット以上、必ず起きます。だから、雪の日も起きます。そういう意味ではすごく体感して言っている質問なので、それを誤解しないでほしい。ただ、単純に思いつきで言っているものではないということだけはご理解願いたい。

そこで、さらにもう一度言います。このNEDOのマニュアル、建設課のほうからいただきましたけれども、この中には太陽光を使ったプールの水温上昇、実はけさ開いてこのところ見たと、本当は恥ずかしいんですが、資料は大分前にいただいたんですが、スポーツ施設のプール加温というのが下に写真入っていました。これなんかも実は日本はそもそも水は冷たいんだそうですね。北国に行くとプールは冷たいんだ。伊南の議員にも言われましたけれども、うちのプールだってもちろん冷たいよ、そんなの当たり前じゃないかと、こう言われました。

でも、こんなことなんです。22度と先ほど町長答弁しましたけれども、僕もちょっと聞いた話でしかないんですが、水温と気温がプラスで50度以下になると、これは危険だそうです。例えば外気温が30度の夏の日、水温が20度以下になると心臓麻痺になるんだそうです。ですから、冷たくても外気温が高ければ、20度だったら30度以上になれば何とか地上に出たりして、それ以下になると危ないんだよということを聞きました。だから、そういう意味では冷たいから我慢しろじゃなくて、その分、もしソーラーで加温できて、一、二度上がって、人もあそこ減っていると、7,000人とは多そうですけれども、延べですからね。午前入って、1時間休憩してまた入るといふ人もいるから、それも足し算だから1万6,000という数字が出ていますけれども、それでも冷たいから来ない方もいらっしゃると思うんですね。結構いると思います。今、川遊びのほうがふえているなんていうことで、担当者言っていましたけれども。

だから、そういう意味では、質問に入りますけれども、その分についての認識、この雪国に対しての町長の認識はどうでしょうか、お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず、言葉なんです、私は冬は無理だとは言っていないんですね。いわゆる降雪地帯では、投資額に見合う成果はどうかという疑問があるという、専門家はそう言っていると。ですから、これを議事録に載せると、私が無理だというふうに言ったことになってしまうんですね。ですから正確にちょっとやりとりしませんか。

あとね、冷たいから我慢しろとも言っていない。何でそういうふうになってしまうのか私にはよくわからない。

そういう中で、例えばプールの加温という今、質問ですが、その施設が十分な要件を備えていないということになりますと、それぞれ基準というのは歴史的な背景もあるでしょうけれども、利用頻度とか、あるいは事故とか、そういうことを精査しながら変わってきますよ。そうしますと、以前につくった施設やなんかは全部やらなければならなくなる。しかし、私はそういうことで、この財政運営ができるのかということ考えたときに、総合的に、びわのかげ運動公園のビジョンをつくりましょう、もちろんプールも入れて。

そういう中で例えば、今、小学校や中学校で1校ずつプールを持っていますが、それが望ましいのか、あるいはそういうところにプールの授業のときに行くことによって、もっと立派なプール施設をつくるのが適当なのか。こういうことも判断をしながら、これから検討をさせていただきたいという答弁を申し上げているわけでありまして、私は限りなく今、起こってい

る問題に的確に対応しながらも、やっぱり総合的に、そして将来的に財政のことも踏まえながら町の暮らしのあるべき姿をつくっていききたいと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 我慢しろとか、無理だということではないのはわかります。

実は今言ったプールの部分に対して、NEDOのほうで調査費とか何かでは100%と言いました。小水力で昨年370万で小水力の可能性のところを100%NEDOの補助でやりましたけれども、この分の調査費として水温の上昇が可能であるかというのも調査の一つです。この水温が何千トンというんですかね。水温をやるときにその分が可能かという技術的な部分の調査、それも調査の一つだと思うんです。だから、そういう意味では、これは100%NEDOからなので、その部分で下調査ですね。よく言う可能なのか、不可能なのか、あるいはどの規模のソーラーがあれば可能なのか、その金額はどのぐらいなのか。それがハードの部分だと50%とうたっていますので、その分で調査として、この先調査する、びわのかげの温度を上げることに對する調査費、可能であるか技術的なもの、これは多分専門家にかければ、キロリットル数とソーラーの日照時間とか計算すると出ますので、そういう調査について、この先テーブルに上げるというような考えはあるでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、ありません。

なぜかといいますと、環境基本計画つくりました。それから、新エネルギー基本計画もつくりました。これは何年かかったと思いますか。しかも、専門家を入れて調査というけれども、ほとんどいわゆるそういう専門家とか、専門機関に対しての調査の委託経費を出し続けなければいけません。ですから、私はそれが本当に今、町のメインの事業になって、総合的ないわゆるびわのかげとか、そういう施設の関連のもののビジョンが見えて、しかもそこに住民的なニーズが入ってきた、その瞬間、あるいはそうなるだろうと予測される時期が来たら調査に入ると、こういうことにしたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 僕も調査という分には大嫌いです。調査というだけで370万で調査して、ソフト会社にNEDOから出たといっても、そのまま横に流れていくのはとても嫌だし、多分それで何年も長引くというのがすごく残念なので、すぐにでもソーラーパネルを張って、その計画を実行してほしいと思います。計画に載せない考えは僕も同感ですね。計画じゃなく

て実施に行って欲しいなと思います。

そこで、もう一つ質問しますけれども、この部分、温泉リハビリ的な、例えば併設すると、後の問いにありますけれども、この温泉の効果に関して町長はどのような認識を持っていますか。つまり水中、館岩方面でやっていますね。そういう健康維持に対する効果に関してはどのようなふうに認識していますでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ひざ痛、腰痛というのが、今のお年寄りにとって非常に負担を抱えています。こういうひざ痛、腰痛の傷み等の軽減、あるいは筋肉を増強すると、こういう意味では非常に効果があると、こう考えております。それで一時、今高杖の温泉施設を使って保健師が付き添って、そういう健康の水中体操をしておりますけれども、これをINAの管轄であります窓明の湯でできないかと、こういう話をしたところであります。

しかしながら、それぞれ温泉施設ですので、大規模な改修をしなければならないと、こういう話が出てきましたので、これについてはあなた方の視点が違う、職員の方々が施設の有効活用という視点から、もう一度仕切り直しをして、この温泉については活用していこうと、こういうふうに考えておりますので、それぞれ南会津にある温泉施設の中で改修等も含めまして、これらについては積極的に取り組みを進めたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 もちろん認識も僕も同じで、かなり効果あるし、本当に足腰の部分は水中でいくと負荷がかからないので、かなり筋肉を増強したりするにはすごい効果あるということは町長も認識しているし、皆さんも認識していると思うんですが、これがとても重要だと思っているのは、南会津町にこれも一つなければ、向こうは向こうで、山を越えて行くというのは、高齢の方にこれも負担だし、現実的には難しい話です、1時間かけて行くわけですから。

この南会津町に、この部分は温泉でも言っているんですけども、この南会津ボーリングするのに何千万か、何億かかけるよりは、本当に共同浴場じゃないですけども、この部分に例えばソーラーに5,000万に、施設に5,000万か1億かわかりませんが、その分で今言った温泉のリハビリ的なものを、ソーラー、自然エネルギーを使ってやるという部分が、この後の部分の問いなんですけども、この部分に関しては僕はかなり考えてもいいんじゃないか。つまり夢ごとじゃなくて、そういうのがあってみんな集まって、裸のつき合いじゃないですけども、ほかの4つある中で田島だけがないという意味では、びわのかげ、場所も最高だと思います。

そういう意味では、そういう考えとしてその効果、あるいはその可能性について町長はどうお考えでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私の中では可能性は限りなく小さいです。必要なのはわかりますが、町の財政を考えたときに、どこにどう財源を配分するかといったときに、先ほどからお話があったように、健康保険特別会計、それから簡易水道の特別会計、これらの基金の問題、あるいは将来的な財政調整基金の積み立ての問題、あるいは230億を超える起債の問題、こういうことを考えれば、今、私の視野の中にはございません。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 それも、それこそ価値観の問題ですよ。

今回きめの細かい部分で3億6,000になったんですか。農道とか、結構かなりありました。公共事業とかいろいろあったんですが、でも人という意味で言えば、これが健康維持で、その施設がみんな集まってそこでできると言ったら、この効果は、道路というのはちょっと待ってくれると思いますね。もし、それがこの1年以内にできて、そこに人が集まって、いや今度できて足腰よくなったという意味では、予算の使い方でNEDOからもし1,000万か5,000万か、こちらで持ち出しが5,000万かもしれませんけれども、その予算の中にあっても、それは構想ですから、初めからこのプランが机に乗っていれば、もう青写真ができていれば、ああ、ちょうどいい予算がついた、では僕たちから1億それに使って、NEDOから1億もらって2億で、今言った自然エネルギーを使ったやつで、多分二、三十人入ることができるような施設は、僕はすぐできると思います、予算がつけばですよ。

だから、その分に関しての価値観というのは、とても僕は人の健康、相手は大湯ですし、そしてソーラーですから、そういう意味ではすごくより人間、あるいは体感できる一つの進歩だと僕は思うんですが、その辺について町長はどうでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

人の命、人の健康というのはとても大事なんです。それは十分承知しているんです。もし、議員がよろしければ、一緒にNEDOに行きませんか。NEDOから助成金をいただくために、どれだけの書類を、どれだけの期間を費やさなければならぬか、恐らく理解できると思います。簡単に出てくるんだったらやります。ですから、これまでの新エネルギーの基本計画、N

EDOの場合でも、小水力はいわゆる新エネルギーとみなさないというふうにNEDOは言ってきたんですね。しかし、私たちは水力発電は既設のエネルギーであるが、小水力については新エネルギーとして認めていただきたいということをうちの職員が何度も通い、そしてその作文をし、そしてNEDOに認めてもらったという経緯がございます。

ですから、皆さんが、議員が考えているような形でお金が入ってくることはあり得ない。ですから、私は先ほどから何回も申し上げている。健康は大事ですから、総合的にびわのかげ運動公園のビジョンをつくった段階で考えますと、こう申し上げております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 わかりました。

そうですね、簡単にお金も出てこないし、そういう意味では、はい、わかりました。その部分は主張させていただきます。

進みます。

次の問題なんです、これはもう既に教育委員会のほう、生涯学習課のほうでやっていますので、教育長のほうの答弁のそのままの部分です。ただ一つ、ここで再質問させていただければ、130軽くさっと流せますか。教育長どうでしょう。すぐ言えますか。言えるか言えないかでなく、言わなくて結構ですから、どんな感覚でしょう、130隅々まで、どうでしょう。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 言えません。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 それぐらい、もちろん僕も言えないです。思い当たるのは、多分50ぐらいですね。ですが、この分に関しては、僕は視線を変えようという提案なんです、視線を変えよう。なぜ、生涯学習課という名前があるのかといたら、生涯学習課、町民が一生懸命したり、自分の教養とか、あるいはスポーツの技を磨いて、楽しく日々を過ごそう、仕事の終わったときにそれに行ってストレスを発散したりしようというのが生涯学習の中の一つの目的であるならば、その目的を達成するのに、そのサークルの、あるいは愛好会の、そのグループの手助けをするのはメインですよ。かなり重要な仕事です。今までやってきているんじゃないかと、これからもっと、その130、もっとあるんじゃないかという部分で、僕はこれはあったらいい部活ということで、ちょっとたまたま書きましたけれども、そういう意味で教育長はもっと知らせるべきであろうし、もっと具体的に前へ進まないといけないと思うんですが、教育長の考えをお願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

先ほど、答弁で申し上げましたとおり、それぞれのクラブなり、あるいはサークルなりで、主体的に動いていただいております。しかも、それは教育委員会の生涯学習課や、あるいは教育委員会で全然かかわっていないということではなくて、それまでのいろいろな事務的な面とか、そういったことはサポートしながら、そういう状況に来ております。

それで、今、議員がおっしゃっているような、一つの部活というようなものにくることが、やはり学校と違って、かなり無理だなという判断に立って、あのような答弁を申し上げましたので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 もう一つ、では再質問しますが、文化協会のほう今23団体に減りました。これは何で減ったか想像つきますか。それは聞かなくてもいいですね。それは実は高齢化もしているんです。今まで事務をした人が70歳になって、75歳になって、やっぱり頭がちょっと回らなくなったという言い方おかしいかな、ちょっと大変になって……

〔発言する者あり〕

○1番 湯田 哲議員 そういう意味じゃなくて。その人、事務をやっているんです、まとめ役の話です。まとめている人が今までは事務していたんだ、みんなに通知送ったりなんかしているんだけど、どうも最近ちょっとその辺が大変になったから、もう解散しようよと。だれかやってくれる人いないかと。そういう意味では文化協会はまず23からさらに減っていく、これ目の前の話なんです。そういう意味で、サポートしても何ら罪ではないと僕は思いますが、教育長その辺はどうでしょう。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

その辺のことについて、それぞれできなくなった、いわゆるそういったサークルなり、一つのクラブですか、そういったものがありましたら、それぞれ申し出いただければ、何らかの措置はできるというふうに考えております。ただ、完全にできるかどうかわかりませんが、そういったことはしていかななくてはならないかなということを考えますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、教育長のほうから丁寧なというか、そういう意味では本当に生き

がいで活動しているメンバーは待っているし、やりたいし、やり続けたいし、80になっても、90になってもやりたい。そのときのまとめ役がいなくなっただけで、その会が解散してしまうという流れをいままで幾つも見てきましたので、そういう意味では今みたいな部分で、ぜひサポートしてほしい、まずそれが一つ。

これを僕は部活という表現をしたから、本当に軽い感じしますね。これは何かというと、敷居といって、サークルというのは一つの看板しょっていますね。そこに入りたいけれども、入れない、問い合わせできない、あるいはそれが個人宅だったり、事務局だったりすると、それは対個人対個人なのです。その部分で、もし公民館かどこかが窓口になって、その橋渡しをすると穏やかに、いつでも130もしできたとすれば、130のグループの中のそれなりの活動内容を教えてあげたりできるわけですよ。そういう意味では、相手が個人のサークルでやっている、今現在そうです。みんな一生懸命やっています。それぞれ事務局、会計やりながら、年間、会議集まって総会で今年度はこんな活動をしましょうとやっています。でも、それが苦になってなくなっていくという原因であれば、その部分を町がフォローしてもいいと思います。

だから、そういう意味では僕は部活という表現して、もし町の中で生活していたときに、何、部活やっているのという、学生時代に、学校時代に戻ったみたいな感じで、もっと敷居を低くして130の窓を開いていけば、いろいろな価値観のある人がいっぱいやりたがっていると思うんですよ。この町に130あるというのは、多分驚きだったと思います。都市に行けばもっとあるんです。東京に行ったらもっととんでもない、ちっちゃなサークルから、こんなことの愛好会あるのというぐらいあるんですが、そういう意味では教育長はそういう部分ではどうでしょう。敷居を低く、部活というとらえ方、感覚と、愛好会の今の現在の状態、ちょっとその感覚の違い、敷居という表現をして正しいのかわかりませんが、その辺、教育長はどう感じますか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

敷居が高いか低いかなというようにお話ですが、別に敷居を敷いておくつもりもございません。それで、実際にそれぞれお互いにその辺はざっくばらんに話し合いをしていただいて、もしそういうことがあるならば申し出いただくと。あるいはまたこちらからは、こちらでいろいろなことを調べながら、そしてお互いにこれからはやっていかななくてはならないだろうということを考えます。

ですから、敷居の問題じゃなくて、その辺のことは当然、我々事務局といいますか、教育委員会としては敷居を低くしているつもりでございますが、その辺のことについては、今後気を

つけていきたいというふうに思います。ご理解ください。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 わかりました。ぜひ、前向きに、そのように対応してください。

本当にみんななくならないように、まずはそれを要望します。

以前、この部活の部分については、今から30年前、僕も入っていたんですが、青年学級といって、ヤングスクール、旧田島町にありました。かなりのメンバー、もう50代、60代になった人たちがみんな入っていました。それはもちろん、公民館の生涯学習課、公民館事業の中でやっていました。それこそ18歳、高校抜けた方から26歳、僕が入った18歳のころは、もう26歳の方がかなり年配に見えました。そういう意味では、そういうのも部活の一つで、何でそれが長続きしたか。あと、4Hクラブとありました。農業青少年クラブ、これも僕たちが若い30年前には全国的にあって、代々木で全国大会やったりして、今でも4Hクラブあるみたいですが、そのサークルが農林課のほうでサポートして、なぜ長続きしていたのか。

これはやっぱり、そのおんぶしている、頼っているという部分といわれるかもしれないけれども、事務局が農林課にあって、その連絡はちゃんとやっていたし、青年学級が何で長続きして、若い子たちが、今だったらみんな携帯に夢中になってしまっていますけれども、みんなそうやって富士登山とか、ドライブ行ったり、映画館行ったりして、みんな結構世代超えて若い人たちやっていましたよね。そういう意味で、その部分ではやはり町がその組織にサポートしているから、親も安心して出していたりするんですね。

この部分に関してはもう一つあるんです。今、言いました。家の人や町が少し後ろにいると安心して、じゃ行ってこいよとか、その部分はすごくあるんですね。その部分に関して教育長は、そういう意味ではそれも含めて僕は部活といっています。若い人たちが今、家の中で、ニートという言葉、僕は嫌いです。家の中にいるんじゃないかと、みんな集まってくださいよと。中にはコンピューターマニアもいます。いろいろな方いらっしゃるんです。そういう人たちを少しでも出すような場所を、僕は部活の中でやることで、ああ、じゃ僕プログラムだったら、コンピューター研究会というのがもしあったら……

〔発言する者あり〕

○1番 湯田 哲議員 顔色気にしているんですよ、後ろからぼんぼん来るから。

それをやってあげれば、それぞれの価値観で、この指とまれですね。集まって自分の能力とか技を磨いたり、情報交換できるというのは、すごくいいことなんですよ。

ただ、もう一つ、その若い子たちに中心になってやれよ、お前たち勝手にやったらというの

は、これはある意味じゃ酷なんですよ。そのための、この指とまれを教育委員会の生涯学習課で、あったらいい部活の中に、例えば今、声優ふえています。若い高校生に聞くと、どこ行くのと聞いたら、声優の学校に行くんだ。アニメが大分普及しているからでしょうけれども、声優の専門学校に行って、バイトしながら2年間勉強するんだという子、結構今、高校3年生、抜けた方にも聞くと、それ多いです。そうすると、演劇サークルだってあったり、声優だったり、アニメだったりするんですね。そういう意味では、その部分で言えば、教育長はそこにそういう後ろ盾があって効果あると考えませんか。教育長どうでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 ただいま教育長に対する答弁を求めておられたようなんですが、どうも聞いていますと、なかなか教育委員会としての今のスタイルの中では、その枠を超えていろいろと議員と向き合うことができないのかなと、こういう印象を持っておりますので、私からちょっとだけコメントさせてもらってよろしいでしょうか。

まず、発想は大変、私はいいいというふうに思います。その中で、実は生涯学習部門の文化部門、今現在、体育協会部門は田島振興公社のほうにアウトソーシングをしています。それから今後、文化ホール等の運営についても、今、検討段階ですが、将来的にはいわゆる田島振興公社がいずれ総合支援センター、一般財団法人になりますが、ここに統合されるだろう、あるいは統合する見込みで考えておりますが、そういうところにアウトソーシングをしていくことで、一般財団のいわゆる総合支援センターが、今、議員がおただしのような機能を持ってサポートをすると、こういう体制がそれほど遠くない時期に、私は構築できるだろうと、こう思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、町長、答弁ありがとうございます。

答弁の中にありましたね。本当に今、総合支援センター、あそこまであいつたところが、部活のこの場所としてありましたけれども、部室としてですが、本当にいっぱい空き室がある身では、本当に部室として町で開放して、この部屋とこの部屋は3つのサークルに貸して、自由に使っていいよとか、役場の受付のほうに行くとかぎ貸してあげるからとかという意味では、総合支援センターがいずれ橋渡し役となって、いろいろな人が集まる場所の提供の役割をすると思って、僕も期待しています。

先ほど、僕はこの質問をするときに、町長、あなたがいてくれてありがとうございますという言葉ありますね。そのあなたがいてくれるの「あなた」に会えない、うちにいるというのは、もちろん

家族がいるから、それは言うせりふですけれども、そういう会があればあるほど、その中に行ってあなたという人間に会えるわけですから、ぜひその部分で言えば、この部活、もっと敷居を低くして、うちの20の子で今、仕事がないからうちにいるんだけれども、お前コンピューター好きなんだ、お前アニメ研究会あるから行って見たらどうだ。本当、漫画の話になったら口からつば出しながら話すような子もいるかもしれない。

そういう意味では、あなたがいてくれてありがたいと言えるような場として、その小さなサークル、いろいろなちっちゃなサークルも町でサポートして、ああ、町ではこんないろいろな価値観の人に対応しているんだなということをアクションで示してくれることがとても重要だと僕は思います。

自主的にやるサークルだけとか、生き残ったサークルでいいじゃないではなくて、ぜひ教育長が言われている自主的にやって、独立して、フラの講習会やったら、今、独立して個人で企画してフラの教室もつくってやっているなんていうことも先日聞きましたけれども、そういう人たちはすごく元気でバイタリティーあるサークルだからやっていますけれども、いろいろな人たちが、いろいろな価値観で生きているわけですから、ぜひそういういろいろな価値観を持っている人たちをこの指とまれで、核になるような集まりをぜひつくってほしいと思うんですが、教育長もちろんやるという方向で今、言いましたけれども、その部分でもっとそれをテーブルに上げてほしいと思いますが、教育長の考えは。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま町長から答弁していただきましたように、今後そういった多角的な考え方を持ちまして、そしてもしテーブルに今後上げられるならば上げて、進めていきたいと考えますので、ご理解ください。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 では、最後で余り長くなるといつもしつこいと言われるんですが、僕の言わんとしている部分では、本当そういう意味ではいろいろな、130と限らず、200、300、500、NHKの熱中時間なんか見ていると、いろいろなマニアがいて、ああこんな人いるのかなと思うけれども、おれも同じかなとか思ったりもするところもあるんですが、そういう意味では、すごくそういう価値観の部分ではいろいろな人います。

そういう人たちのさまざまな要求にこたえられることは、全部には全く無理だと思うんですが、そういう努力をぜひ今後とも続けてほしいなと思います。生涯学習課でやっていることそ

のものです、もうちょっと細部にわたってぜひ続けてほしいなと思います。それを要望して終わります。

以上です。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで健康福祉課長より、昨日の17番、芳賀沼順一議員の一般質問に係る答弁で補足説明したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 それでは、私のほうから昨日、芳賀沼順一議員のほうから質問のごぞいました介護保険事業について、若干補足説明をさせていただきます。

昨日の質問の内容でございますけれども、介護保険事業の③番目に待機解消と雇用の場として民間の特養ホーム、それからグループホーム、多機能施設を受け入れる考えはあるかというようなことで、町長のほうからは小規模多機能を始めとした地域密着型の施設の導入について検討していくというような答弁をいたしました。

この地域密着型のサービスなんですけれども、サービスの種類につきましては6つございます。

1つは夜間対応型訪問介護。それから2番目には認知症対応型通所介護。3番目に議員がおただしになりました小規模多機能型居宅介護、これにつきましては通所が1日当たり15名、それから泊まりが1日当たり9名というような施設でございます。それから、認知症対応型共同生活介護、これはいわゆるグループホームでございます、今、丹藤のほうに設置をされてお

ります。それから、小規模29人以下の特別養護老人ホーム。それから、小規模の20人以下の特定施設入居者生活介護、ケアハウスといいまして、有料老人ホームでございます。いずれも介護保険の適用を受けます。

この6つの施設につきましては、許認可は各市町村長が独自に行うというようなことで、ほかの介護保険サービスは都道府県ですけれども、これらについては市町村長の権限で許認可ができる。それから、利用者は原則、市町村の方というようなことが特徴でございます。

たまたま、きのう3番目の質問の後に、芳賀沼議員のほうから特養ホーム50床を受け入れた場合の介護保険料の1人額というようなことで質問がございまして、その質疑の流れの中で町長としては地域密着型の施設というようなことでの説明をしたつもりだと思っておりますけれども、議員の皆様方に50人が町のほうで計画できる、そして認可できるというようなことで疑問を持ったというようなことがございましたので、ここで補足をし、50名のものにつきましては町で認可はできませんので、あくまでも県・国の認可というようなことになりますので、町の介護福祉計画に載せましても認められないというようなことでございますので、その辺、補足をさせていただきます。ご了承いただきます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおりご了承願います。

◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 次に、12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、12番、星登志一、通告に従い一般質問を行います。

今回、大きく分けまして3つございます。1つ目は広域行政への方針、2番目に6次産業の育成で職の創出を、3番目に新総合振興計画についてであります。

まず、1番目、広域行政への方針についてお伺いをいたします。

我が町は合併して早5年目を迎えようとしております。4月には町長選挙が行われ、だれが当選しても、多分、財政面の難しさ、施策面の難しさは変わらないと思いますが、立候補者には明確な目的を持ち、理念と信念で町政に果敢に挑んでほしいと思います。我々議会も二元代表制の再確認と、議会基本条例の制定に向け、新たな一步を踏み出すことになります。行政と議会が本当の意味の両輪になり、切磋琢磨すれば南会津町の躍進は必ず生まれると思うわけで

あります。

一方、広域組合に関しては一抹の不安を感じております。昨日、私は広域議会の傍聴をいたしました。以下、2点について町の方針を伺いたい。

1番目に、10年後の消防職員の確保は大丈夫だろうかという疑問であります。町長及び広域議員の努力により22年度からは大変わかりやすい負担金の中身となりました。関係各位の皆様にはご苦労さまと感謝を申し述べたいと思います。中身がわかりやすいということは、予想やあるいは対策を立てやすいことにもつながります。22年度から消防関係の負担金は基準財政需要額の常備消防による算定額となりました。22年度は7億1,849万円、これは前回の人口3万2,913人の算定で行われていると思います。あるいは一方、厚生省の人口予想によりますと、32年度の予想は多分、人口2万6,301人が南会津の人口と予想されていますので、金額にしますと予算的には5億3,935万円くらいかなと、こんなふうに予想いたします。

負担金の87%は人件費関係で組まれているようです。現在84名の消防関係の職員がおります。単純計算で63人の雇用しかできないと、こういう計算になります。ここで町長に、私は広域組合の見直しを広域の議会に対して提言してはどうかと、こんなふうに思いますので、町長のお考えをお示しいただきたいと、こんなふうに思います。

2番目、これだけ財政が厳しくなりますと、今の広域の事務だけではなく、各4町村の共通の事務をこれからは広域行政で担っていくと、こういうような展開にしなければ、我が町の職員の減少も考えた場合には行政に滞りが出るのではないかと、この点についてもひとつ伺いをいたします。

2番目に、6次産業の育成で職の創出をということではありますが、現在、町では緊急雇用対策により一時的な失業不安は大分解消されているかと思えます。しかし、恒久的な雇用不安はまだまだ解消されていないのではないかと。最近の新聞を見ると、我が町でもアスパラの加工販売、あるいは雪下野菜、酒かすの利用法など、さまざまな研究は進んでいるようですが、サークル活動の域を出ない、こんなふうな感じがいたします。せつかくの研究、あるいはサークル活動ですので、これを産業として取り組むような姿勢が町に必要ではないかと、こう考えます。

町には指定管理者制度があります。山村道場付近をぜひとも管理者制度を使い、5年間で一般財源3億円くらいをぶち込んで、思い切った政策をすれば、雇用の創出、あるいは町民の町に対する希望も湧いてくるのではないかと思います。ぜひとも山村道場あたりの敷地を6次産業の発信地になれるような、今後の計画を組んでいただきたいと思いますが、町のお考えを伺

います。

3番目に、新総合振興計画についてであります。これは前日6番議員も申し上げたように、大変、今後の南会津町を占うときに重要な計画となります。たしか田島町の振興計画のときには町民の意見をなるべく広く聞こうということで、町民と役場の職員、約40人くらいでチームをつくり、この計画を作成したような記憶がございます。

やまなみ泊覧会で見られたように、今は町民参加から町民参画への時代だと私は思います。町民みずからが企画、運営し、まちづくりを推進することが自己決定、自己責任であり、その中に町民の専門家を入れることにより、よりきめ細かな住民サービスが可能と考えます。ただし、その中で企画力があるかないか、それは別問題でありますので、以下2点についてお伺いをいたします。

1番目に、振興計画の作成チームをつくる時に、勉強会を含めた振興計画作成チーム員を公募すると。これは現在、新潟市でも行っておりますけれども、日本型のファシリテーター養成塾というのがあります。これは中小企業緊急助成金対象研修です。全コース1人で約9万円ほどかかるコースですけれども、その講師を南会津町に来ていただき、多くの人が一度に研修を受けることで200万円くらいの予算でできるのかなと、こんなふうに考えます。同じ講座を受けることによって、その手法、意識の共有ができ、その後のまちづくりには大きく役立つと私は考えますけれども、町の振興計画作成の手法についても改めてお伺いをいたします。

2番目に、計画書に数値的目標を私は必ず入れるべきだと思います。前回の南会津の計画には、ところどころには数値的に入っておりますけれども、数値的に入っていないところが非常に多いと。この数値が入っていないと計画書は達成度がわかりにくくなると、私は考えています。

まず、今までの計画書で達成度が、我々が全くわからないと感じるのは、その要因の一つには数値的目標が入っていないこと。計画書が計画書だけで終わっていると。数値的に表記し、未達成の項目はその原因を探り、次回に反映されるべきと私は考えておりますけれども、町の考えをお伺いいたします。

以上、3点についてお伺いをいたします。

再質問については自席より再度質問したいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 12番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、広域行政への方針に関する1点目でございます。10年後の消防職員の確保と広域圏組合の見直し提言についておただしがございました。12番議員ご指摘のとおり、普通交付税の

消防費の基準財政需要額は、基本的には人口を基準に算定されております。したがって今後、人口減が進めば、消防費の基準財政需要額算定額も減少いたします。仮に、広域消防費を管内構成団体が算定される基準財政需要額の総額内で賄うということになれば、おただしのような例も考えられるところでございます。普通交付税の算定額は参考にしながらも、消防職員の配置については最終的には人員配置計画や、地理的条件等を総合的に判断して決定すべきものと考えております。

また、昨年度策定されました福島県消防広域化推進計画では、小規模消防本部を解消し、管轄人口を概ね10万人以上の規模とすることを基本的な方針としており、会津若松消防本部と喜多方消防本部の統合協議の中で、南会津消防本部との広域化についてもあわせて研究していくこととされておりますので、これらの動向を見極めるとともに、構成団体と協議の上、財政負担の問題を含めまして随時、見直し検討を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、2点目、各町村共通事務を広域で一本化し経費の削減を図れないか、このようなおただしがございました。近年、地方分権の進展、少子高齢化の進行、日常生活圏の拡大、広域化、そして効率的な行政運営の要請など、市町村を取り巻く環境は大きく変化をし、広域行政の取り組みはますます重要となってきたところであります。

こうした背景から、新たな定住自立圏構想のもと、従来の広域行政圏施策は廃止となりまして、今後の広域連携につきましては従来の枠組みにとらわれず、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村が自主的に取り組むこととされたところでございます。したがって、予算と人員が限られている中で、市町村が単独で取り組んでいくことが困難、または非効率的な事務、さらには専門的な職員の確保が難しい場合等につきましては、広域的な視点で広域行政を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、6次産業の育成による職の創出についてのおただしがございました。今回ご提案をいただきました山村道場付近における施設の整備と指定管理者制度の活用による6次産業の発信地づくりににつきましては、安定的な雇用の場を確保するための有効な産業振興策の一つであると考えます。町といたしましては、新たな事業展開に向けて南会津町商工会や、生産者等、関係団体と連携を強化しながら、6次産業による農林水産物、特産品等の地域資源を活用した商品開発、販路拡大などを支援してまいります。特に、農林産物の商品開発や販路拡大につきましては、第三セクターの経営体力を強化させ、農林業のビジネス化に向けた研究、提案を行い、職の創出につなげてまいりたい、このように考えております。

次に、新総合振興計画に関する1点目、振興計画作成チーム員を公募し、日本型ファシリテーター養成塾で研修してはどうか、このようなおたがございました。新しい総合振興計画につきましては、関係する条例、要綱に基づきまして学識経験者、関係団体役職員、一般町民の方々に構成される総合振興計画審議会、さらには町の幹部職員で構成される総合振興計画策定委員会と、その下部組織で若手中心の職員で構成される総合振興計画策定部会という三重構造の組織体系で策定を進めてまいります。

策定部会では町民の皆さんの意見を反映させたわかりやすく実行性の高い計画とするため、地域協議会委員の皆様や、公募による町民の方々に参画をいただきながら、地域巡回事業や町民アンケート等により把握いたしました行政課題や住民ニーズを踏まえまして、ワークショップ等の手法も取り込みながら、計画の素案づくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

策定業務が単なる作業とならないように、ワークショップ等の技術向上のための勉強会も実施しながら進めていくこととしております。ワークショップ参画者の個々の能力を引き出しつつ、全体として調和のとれた成果を導き出すために、会議の中心となる方のファシリテーション能力の向上は、極めて重要と考えております。

ご提案いただきました民間の養成講座の研修も参考とさせていただきながら、当面はふくしま自治研修センターのファシリテーター養成講座や、政策形成能力開発講座等を活用してまいりたい、このように考えております。

また、策定部会に参画する町民の方々や職員が協働により手間を惜しまず、策定業務を進めていく過程でファシリテーション能力や政策形成能力が身についていくことも期待されますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、計画書に数値的目標を入れるべき、このようなおたがございました。12番議員おたがしのとおり、計画に基づいた施策の振興状況を管理する上で、目標となる指標を設定することは大変重要であると認識しております。新たな総合振興計画では、主要項目ごとにそれぞれ目標達成の目安となる具体的な指標を設定したい、このように考えているところであります。計画策定後も設定した指標により目標の達成状況を点検、評価しながら、社会経済情勢の変化等にも対応した検証と見直しを行い、柔軟な施策展開をしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 県のほうでも大分やはり合併できなかったところも考えて、広域事務に対しては大分お金を出すというような新聞報道がこの前出ておりましたので、多分、私はこれから南会津の議会でこういう質問があったよとか、いろいろ話題が広まってくると、当然、今後二、三年の間にはこういった事務も広域事務として取り扱わなければいけないんじゃないかなと。特に特別会計における保険関係とか、ああいうのは難しいかと思うんです。ただ、下水道だとかそういうのは、ある程度対象になってくるんじゃないかと思うので、ひとつその辺の検討はよろしくお願ひしたいなど。

というのは、私が心配しているのは、先ほど私が演壇で言った数字は、非消防のほうも含んだ金額ですので、実際は常備消防だけの予算となるともっと少なくなると思うんですね。そのときに南会津町としては救急車があればいいんじゃないかなという話も出てくるんですけれども、ところが救急車と消防は、あれワンセットになっているから切り離せないというようなこともありますので、今後、町長にはどんどんそういったことを広域のほうで提案していただきたいなど。我々、やはり議会のほうもやっぱりそういった勉強もこれからしていかなければいかんと、こんなふうに思っていますので、その辺はよろしくお願ひいたします。

それで、2番目の6次産業なんですけれども、一つこれ本当に私は金を集中的につぎ込んでやると、あそこの加工場にはもってこいの場所だと、こんなふうを考えているんです。それで例えば30人くらいのプロジェクトチームをつくって、これは私個人の考えですけれどもね。

野菜で一番付加価値をつけて売っているところは結城市なんですよ。結城市のあそこは、本当にまじめな業者の人が大根1本100円を出したとすると、まずその人に権利があるわけです。この次、出す人はもっとうまいものを出しなさいという意味で値段を下げてはいかんとという規定があるんですよ、もう。その野菜を売る場所でね。すると、次の人は必ず105円だとか、110円を出さなければいけないわけです。そうすると、それだけの付加価値をつけたものを持ってこない、そのお店には出せないということになりますから。だから、同じ100円で売っていて、売れ行きいいから私90円を出させてくれといっても、これ会の決まりがあって出せないことになっているんですよ。そういうことをすることによって、品質が安定したり、それからよりうまいものができたりするような構図をつくっているのが結城市のその市場なんです。

もう一つは、これは随分前に我々の総務委員会で行ったんですけれども、三重県阿山町、今は合併したから伊賀市になっているのかな。あそこのわくわくホームですね。あそこは初めは自分たちで売る、信用がないので売れないということで、売り出すときには町の企画課が品質

を保証して、ホームページで売って上げたんですよ。ある程度、1年、2年売ってあげて、そこで安定してきたら自分たちでやりなさいと。初めの出発が大事なんですよ。やっぱりみんな何か加工して売ろうと思うと、初め信用がないから売れない。売れないともうからないからやめたとなるわけ。そこで、町が保証できるような品物を初めのうちは町で売ってあげると、企画課だとかそういうところで。2年間くらいやって安定してきたと、後は大丈夫となったそのときに初めて民間の人が自分たちで管理すると。そういうやり方をやっているのがわくわくホームというところですよ。

もう一つは、これは大分県のあれは合併しないから、まだ大山町の農協ですよ。これも議会の研修で行きました。そこはやはりつくったものを、まず加工して売ろうということで、梅干しから始まったわけですけども、あそこもやはり加工して売っていると。野菜は加工しても売れるものとそれから売れないものがありますので、売れないやつはとりあえず道の駅あたりで売っているとそれで余ったのをどうしようかと。余ったのは次のときに今度、料理に使うと。それも特別な料理じゃないです。一般の主婦の人がつくって、品数30品か40品くらい並べているところの道の駅ですよ。

だから、特別な工夫はいらないけれども、みんなで一緒になってこの産業をつくろうという意識はすごく強いんです、どこのところへ行っても。その30人くらいの人が、例えば10万、20万かかったとしても、初めの出発点できちっとその目的意識をみんなでやることによって、600万の投資は私は非常に高くないと思うんです。出発ですから、とにかく。そこで、みんなで意識を一緒にすることによって、帰って来てから、じゃ3年間なら3年間、1億円ずつ3億円ぶっ込もうと。ただし、こういうような助成金もあるから、みんなで考えてみてというようなことになれば、3億円が6億円の使い道になるかもしれないですから。そういうことをぜひとも考えてもらいたいと思うので、町長の今の時期に微妙な話なんですけれども、もしもということ、今後とも継続的に町政を運営できるのであれば、どんなふうにか考えるかと、その辺をお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

最初の広域消防関係については、具体的な質問という形ではなかったんですが、所感をちょっとお話しさせていただきますが、広域市町村圏、あるいは広域連携、これは言葉としては非常に響きがいい音ですね。私もやっぱり効率性とか機能性とか合理性を考えれば、そういう仕組みというのは当然あることだというふうに思っています。

しかし、県が計画を立てているというけれども、一体どこを見て計画を立てているのかなというのが私の素直な気持ちです。それは、こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、私たちはさまざまな制度や仕組みを県や国から指導いただきながら実行しているわけです。しかし、制度設計とか、そういう法律とか規則とかをつくるのは、国や県でやりますが、それを実行する側の私たちは最終の暮らしの責任者なんです。最終の暮らしの責任者が抱える問題というのは、実は具体的な町からの財政負担をどうするかということなんですね。こここのところで大体それぞれの町村の意見がかみ合わない。こういうことになってきますので、私としては今後いろいろな形で議員おっしゃるように提言をさせていただきたい。そして、その提言のベースとなるものは、当然、議員懇談会とか、そういうところでお示しをしながら、管理者会のほうに持ち込んでいくという手順になるわけですが、それはさせていただきますが、やはりその町村の議会の問題やら、あるいは町民感情やら、いろいろあると思います。

特に南会津地方については、合併した町村は我が町だけです。残りは全部合併していない。こういう、ある意味では違いの中でやっていかなければならないということ、私はここで議員にもお示しをしながら、今後の対応をしっかりとしていきたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、ただいまご指摘ありました6次産業の件についてですが、基本的には全く同感であります。そして、今、私が進めようとしている今回の第三セクターの一時的な統合、これはなぜ一時的な統合かといいますと、今回スキー場やホテル業を営業している、主に観光という分野の統合を考えたので一時とこうお話をさせていただきますが、私は将来的には農業分野や、そういう自然環境分野、こういったことも第三セクターで限りなく関連する事業であると。こういう認識の中で考えれば、私は買い取り方式というものを思い切ってつくって、そしてその買い取り方式の中でそれぞれ販売を考えいく、ルートをつくり上げていく。それが私は新たな第三セクターの役割になってくるのではないかなと。むしろ役場の職員がやるというよりは、第三セクターの中でそういうことをしていくべきではないかなと。

そう考えますと、農業についても、これまでは生産助成というのが多かったんですが、私は、それも必要ですが、どちらかというところからは流通にいかに乗せていくかというところに投資をしていくべきだと。こんなふうには6次産業に向けた今、経過の中で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 せっかく町長から広域行政についてお答えいただいたので、さら

にひとつつけ加えます。ちょっと副町長いるんでしゃべりづらいんですけども、実は権限移譲、これと広域行政というのは非常に私関係あると思うんですよ。今、国だとか県が、盛んに市町村に権限移譲しますと言っていますけれども、実際にその手間賃ですよ、人件費。どのくらいで来ているかということですよ。これは6年くらい前に、多分合併する前に町の、当時の室井町長のときにだれかが質問して、実際に当時のことだから、間尺に合うのかと、とんでもない安い金額で来ているんですよ。

だから、その辺もやはり権限移譲に対しては町長もシビアになって、言いたいことは言ったほうがいいんじゃないかなと、相当な格差が私はあると思います。今、一件一件幾らだとは聞きませんが、多分、当時とそんなには変わっていないと思いますので、やはり広域行政をやる場合には、そういった労務賃がどのくらいになるかということを経算しないとできないですし、だから移譲された分をみんなで一緒にやろうかと思っても、非常に賃金が安ければ、いや、うちのほうの賃金のほうが高くなってしまふよと。その辺もちょっと留意しながら提言していただいたらなと思います。

それで、3番目。

〔「2番目は」と言う者あり〕

○12番 星 登志一議員 2番目はいいんだ。2番目、大体聞いたから。

3番目、総合振興計画なんですよけれども、これは前回18年から22年につくった振興計画なんです。この中で数字的に入っているのもあるんですよ、人口関係と、あとは観光関係だとか。それは多分この次の振興計画をつくる時には非常に参考になると思うんですよ。というのは、例えば観光の分野でいうと、スキー場関係の入り込みは当時で35万6,000人くらいか、これ見るとわかりますけれども、22年度は大体50万にしようという計画でしたから。だから、これは50万になっていないんじゃないかなという論理じゃなくて、50万にならなかった理由は何だろうなというところを出発点にすれば、今後の5年間、ではどうすればいいかというような、新たな手法が私は見えてくると。

ですから、必ずただ、悲しいかなこの中で、ほかの分野については触れていないんですよ、数字は。だから今度、町の計画をどんなふうにつくるんだろうなというときに、やっぱり全体的に達成したくないのは、これは別問題です。次へのステップと考えた場合には、細かなところまで数字を、私は入れる必要があると思うんですよ。これは町長なったばかりに私質問しましたけれども、これともう一つは過疎債ですか。過疎債を使うとき、あのときも金額なかったですよ。だから、我々は金額なぜ入っていないんだという質問よりも、入れることによって次の

計画に対して目標を立てやすくなると、対策を立てやすくなると、そういう意味で数字を入れたほうがいいんじゃないかという、前回は質問したんですけども。町長もあれから4年間たっているから、大分なれたでしょうから、今後の振興計画に対する数値計画についてちょっと、さらに詳しくどの辺まで細かくやるよということを概算でいいです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

過疎計画のときに議員から数値目標を提示するべきだと、こういうご質問を受けたことは今でも鮮明に覚えております。そのときの答えとしては、数字がひとり歩きしてはという、多分お答えをしたんですが、実はこれ町長になってみるとわかるんですが、その職員の能力のばらつきには、もういかんともしがたいものがあるんですね。これは、いわゆる一人一人の能力がどうのこうのということじゃないんです。仕事をしながらどういう意識で、いわゆる自己成長させようとしているかどうかということ。もう絶えず一つの踏み台で足踏みをしている。だけど絶えず階段を上りながら、自己成長しながら、町民の信頼を確保し、そして町民に満足度を与えながら仕事をしようという、いわゆる職員というわけですよ。これが何回も言いますけれども二極なんですよ、大きく分けて。

つまり、一人一人は能力違いますから、やろうとする気力さえあれば、それはスピードは違いますよ。それも認められるべきだと思うんです。しかし、やろうとしないという、これが当時は圧倒的に多かったです。町長より私のほうが知っていると、私のほうが経験者なんだという職員が堂々と町長室に来るわけですよ。これらはほとんどもうおやめになりましたから、これからは限りなく議員が言うような数値目標を設定しながら、特に大事な、いわゆる公債費とか、そういう建設事業をやる場合の起債を起こす額の目標だとか、あるいは返済計画だとか、いろいろなかなかめとなる数値については限りなく出していくべきだろうというように思います。

ただ、細かくと言っても、政治家というのはいつどうなるかわかりませんから、余り細かくすることで、次の執行者が幅を持ってといいますか、柔軟に対応できないということもまた、ある意味では社会情勢の変化を考えたら必要なのかなと、こう思いますので、そのところはこれからちょっと検討、調整をさせていただきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、あと一点だけ、数値的記入がなぜ大事かということをお述べていただいて、私の質問を終わりますけれども。実はここに南会津の、先ほどもありましたけれども、エネルギービジョンの報告書があります。これは使う人にとっては非常にた

めになる報告書です。ただ、見っぱなしの人にはは何の役にも立たない報告書です。

というのは、この中にバイオマス、要するに間伐材等によって起こす電気のエネルギーの件が載っています。一つ重要なことは、その当時は間伐して山の中に置いてきたと、置いてこないでこちらに里まで持ってくる間伐材と、それから製材所でできるごみ、その両方で南会津町には約3,200くらいしかないよと書いてあるわけです。それで、能代の木材の発電所は約5万トン使っていますから、その数字を比較して南会津町にはバイオマスエネルギーは成立しませんという結論が出ているわけです、ここには。

これは非常に重要な意味を持ちまして、これができた当時と今を考えると、環境税だとか、国の間伐、あるいは木材エネルギーに対する制度が全く変わっていますから。そうすると、今であればこれをもとにすれば成立するんですよ、十分に。というのは、能代の場合には1キロワット当たり7円の売電だったと。今、太陽光発電所は、これは国の政治主導によって1キロワット48円で売っているということですから、片や7円と48円では、これはけんかにならないわけですよ。

ところが、能代の場合には7円であっても利益が出ていますよ。ただ南会津町はそれだけの財源が集まらないから、成立しないというだけですから、問題はその材料だけ集めればいいわけです。その材料を集めて、人を雇用することによって得られる南会津の利益だとか、そういうものを全部で換算すると、私は必ずバイオマスは成算があると思っています。

せめてやっぱり我々は議会も行政も一緒になって48円とは言わないけれども、1キロ24円くらいでは買えというような陳情を両方が一緒になって、私はやるべきだと思うんです。これは本当に貴重な報告書です。これ見ると、何がよくて、当時の状況と今の状況を考えると、これは可能性があるなということわかりますし、ああ、いまだかつてこの分野は可能性がないなということもわかりますから。

そうすれば、可能性のある分野に照準を合わせていけば、例えば先ほど1番議員のほうからあったような、例えば温水プールをつくろうということだって、バイオマスでやれば蒸気が出るわけですから。では、その発電所をつくるそばに温泉プールをつくろうかなというと、当然ただでもってお湯が湧いてくるわけですから、これは。普通は捨てているわけですから。

そういうことをトータルでやれば、私はバイオマスのほうは非常に未来があると。だから私は細かいところまで面倒でも数値を入れたほうが後々のためには、そのほうが参考になると、こういう考えで細かいところまでということを申し上げたわけなんですけれども、改めて町長の、これで最後の質問ですから、ゆっくりと教えてください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

とても示唆深いご指摘だと思うんです。仮に今、新エネルギーのことが一つの例題として出されて、数値目標の話になりましたが、仮に新エネルギーの話をちょっとだけさせていただくとすれば、私が考えておりますのは、限りなく変化し続ける、技術というものはそういうものだ。例えば、ごみの広域化でも安定型の最終処分場というのが一般的でありましたが、それが溶融炉にかわってきた。しかも、その溶融炉が比較的大型でなくとも、その処分能力が高められると。そういうふうに関わりなく時代とともに技術が進化していくわけです。

その進化していく過程、あるいは進化していく変化の時点、これをどうとらえるかというのが実は職員の能力なんです。変化に適応できる能力なんです。これを一たんつくってしまったから、さあ、そのときのイメージで、そのときは無理だったんですよという話になると、どこまでも無理になっていくわけですので、やっぱり報告書にも大変な時間とお金がかかっているわけですから、それをきちっと見直しをする、点検をするという、そういう習慣づけをこれからしていく必要があると思います。

そういうことが、もしベースとなっていれば、私は数値を入れていくということは、決して問題ではない。つまり、数値が今度変わっていくわけですよ。変わる可能性がある。つまり、見直しをすることによって単価も違えば、量も違ってくるということになれば、その数値も訂正していく。こういう、いわゆる一たん振興計画を立てたから、それをずっとそのままではなくて、必要に応じて見直しをするという前提になれば、私はある意味で数値の提示というのは、今まで考えていた以上に多くお示しできるのではないかなと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 俊 夫 議 員

○渡部康吉議長 次に、2番、渡部俊夫君の登壇を許します。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 渡部俊夫でございます。

これより、質問を行います。

まずは、第1のテーマである総合振興計画の策定に当たってであります。今ほど12番議員、総合振興計画行いましたので、連続的で非常にいいなというふうに思っているわけですが、私は私なりの視点から問題提起をしていきたいというふうに考えてございます。

まず、南会津町は御存じのように合併後4年間を経過するわけですが、この間、第1次総合振興計画のもとに各種のまちづくりを推進してきました。そして現在、平成23年度から向こう10年間のスパンを見越した第2次総合振興計画の策定に取りかかっております。そこでお伺いいたします。

①新計画作成に当たり、第1次の検証、総括をどのような手法で進めるのかという課題であります。やはり中間的な合併検証作業にもなると思いますので、重要な検証だなというふうに思っております。折しも昨日、同僚議員への答弁の中で、この4年間で旧4町村の不均一の是正や、一体感の醸成も進み、基礎固めはできたかな、あるいは一つのルールは敷くことができたかなというような町長答弁がありました。町長は、町長の思いとしてどう思おうが、これはまさに自由でありますし、しかしより客観的に、確かに12番議員言われるように数値的な目標非常に大事なことだと思います。その数値的な目標ばかりでは万能ではございませんけれども、より確かな総括が求められ、それらのやはり教訓、総括の上に立って、次の新しい基本計画を作成していくというスタンスが非常に大事なわけですね。

そういう意味では、行政評価システムによる検証、総括が可能な状態にないとするならば、より客観的な検証に向けて、創意工夫が必要ではないのかと、どのように考えているかというのが1点目でございます。

②重要なことは、この総合計画策定委員会にいかに一般町民の参加、あるいは参画をいただくかということでございます。真に町民が主人公、町民自身、みずからの将来設計なんですね、これは。そういう意味では、みずから本当にゼロベースから策定に参加するというのが真の意味での町民参加の原則だというふうに、私は思うんです。

つい最近では、西会津町の事例をお聞きしました。参考までに述べますと、西会津町の事例では、策定検討委員会に30人程度の参加者を得て、本当に町民が手当もなしで、手弁当で参加してそれぞれに自分たちの町の将来は自分たちで練り上げるといふ、本当に積極的に参加してきたというふうにお聞きをしております。自由な発想を自由に出していただいて、それぞれ文章や文字の整理は役場内の別なプロジェクトチームで行えばいいわけですから、そういう意

味では町民からはそれぞれに責任ある立場から自由闊達な意見をいただいて、2年間のワーキンググループ作業を行ったそうです。

その教訓の第1は、策定過程を決して職員だけで行わないこと、これだと言いましたね。職員だけで行っただけだめですよ。第2は何だ、やっぱり女性が入らないと、どうしてもいいアイデア、意見出ないんだなということが、実は西会津町長からじかにお聞きしました。会津美里町でも昨年から22年度にかけて、本当にこれもゼロベースから、町民参画で今、進んでおります。

そこで、伺います。我が町の場合は、町民参加がどの程度取り入れられて、現状どこまで進んでいるのかお聞かせ願いたいと思います。

③かなりきつい日程になると思われそうですが、今後のスケジュールをお示してください。

④策定に当たり基本的な課題は何かということ、4点ほど挙げてございます。1つは行政評価システムとの関連性、2つ目には町民参加の仕組みづくり、3点目は財政的な裏づけとの関連性、そして首長の政策的な思いとの整合性をどう図っていくかということでございます。

第2のテーマに移ります。南郷地域学校給食栄養士の配置についてでございます。

学校給食は食育を中心として、児童・生徒にとって大きな役割を果たしています。それらを担っているのが栄養士さんであり、調理員の皆さんであり、生産者を始め実に多くのかかわりの中で成り立っています。そこで以下のことを質問します。

①南会津町の栄養職員（栄養士）と調理員（職員、臨時職員、民間企業の雇用）もでございます。これらの配置状況についてお知らせください。

②南郷地域はなぜ栄養士が無配置になったのか、その経過と無配置状況下の課題は何か、所見をお伺いします。

③今後、南郷地域における中学校、小学校、多分、通告には保育所というようにも書いておいたかと思うんですが、ちょっとこれ所管違いますんで、給食体制について調理職員及び栄養教諭の配置をどのように考えているか。少なくとも、栄養士の配置等については県に積極的に働きかけるとか、場合によっては町独自でも配置すべきであると思いますが、いかがなものか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、総合振興計画の策定に関する1点目であります。新計画作成に当たり、第1次の検証、総括をどのような手法で進めるか。このようなおたただしでしたが、町の総合振興

計画につきましては、毎年度、総合振興計画審議会を開催し、事業実施計画の見直しを行いながら計画の進行管理を行っているところであります。

2番議員おただしのとおり、現時点では行政評価システムや客観的な検証等を行えるシステムが確立されていないことから、新しい総合振興計画の策定にあわせまして、町独自の評価、検証システムを今後構築してまいりたいと、このように考えております。

新しい総合振興計画の策定に当たりましては、計画策定に係る住民アンケートを実施し、第1次総合振興計画に対する評価判定をお願いするとともに、各所属単位における計画内容の検証も実施することで、行政と町民双方による検証を行いたいと考えております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、総合計画策定委員会の住民参加についてのおただしがございましたが、先ほど12番議員からのおただしにもお答えをいたしましたとおり、第2次総合振興計画の策定に当たりましては、総合振興計画審議会、総合振興計画策定委員会、総合振興計画策定部会の三重構造の組織体系で進めてまいります。新しい総合振興計画の素案の取りまとめにつきましては、策定部会が中心となって策定作業を進めてまいります。総合振興計画の策定に当たっては、町民視点と職員視点の双方の視点によって、それぞれの役割分担を明確にし、互いの足りない部分を補い合いながら策定業務を進めていく必要があると考えますので、その策定過程において、地域協議会委員の皆様や公募による町民の方々にご参加いただく場を設けていきたい、このように考えております。

町民の方にゼロベースから参加をいただくのではなく、骨格に肉づけをし、より充足性を満たすための役割分担を図りながら、町民と行政との協働による策定業務を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に3点目、総合振興計画策定スケジュールについておただしがございました。現在、総合振興計画策定委員会要綱に基づきまして、2月1日に策定委員会により策定の基本方針を決定し、2月19日に同要綱により策定部会を設立したところであります。

今後のスケジュールといたしましては、3月に策定部会において、計画策定に係る事前準備を行い、4月から8月にかけて地域協議会や、公募による町民の皆様との意見交換や、策定委員会への中間報告を行いながら、策定部会が中心となって進行計画素案の取りまとめを行う予定としております。

さらに、9月から11月にかけて、策定委員会による調整やパブリックコメントによる意見の聴取、総合振興計画審議会での最終調整を経て、12月の議会に提出する予定となっております。

ので、ご理解をいただきたいと思います。

次に4点目、策定に当たっての基本的な課題に関する1点目、行政評価システムとの関連性についておたがございましたが、総合振興計画の進行管理を行政評価と結びつけることで、計画内容が予算と連動する仕組みをつくり上げたいと考えおりますが、現在のところ行政評価システムと呼べる精度の高い評価システムでの事務事業の検証は行っておらず、予算査定の場において事務事業の綿密な評価、検証を実施しているところであります。

また、総合振興計画の進行管理にきましては、毎年度総合振興計画審議会において実施計画の見直しを行っているところであり、第2次総合振興計画の策定に当たりましては、12番議員に答弁いたしましたとおり、主要項目ごとに目標達成の目安となる指標を設定する予定としておりますので、指標を活用した町独自の検証システムを確立し、計画の進行管理を行ってまいりたいと考えております。

次に2点目、町民参加の仕組みづくりについておたがございました。繰り返しになりますが、振興計画の素案を策定する過程において、町民の方々が参画をし自由に意見交換できる会議の場を用意したいと考えております。そのステージにいかに関民を巻き込むかが住民参加の課題と考えておりますので、町広報紙やホームページを通して、計画策定への参加を促し、さらには振興計画の策定状況を随時報告していきたい、このように考えているところであります。

次に、3点目であります。財政的な裏づけとの関連性についておたがございました。第2次総合振興計画は10年先を見越した計画として策定してまいりますが、10年計画を前期5年、後期5年に分けた考え方で策定業務を進めてまいります。平成23年度から平成27年度までの前期計画は普通交付税の合併算定外特例期間の満了を視野に入れた計画とし、平成28年度から平成32年度までの後期計画は算定外終了後の激変緩和措置により財源が縮小していくことを視野に入れた計画とするなど、財政的なシミュレーションを描きながら計画策定を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に4点目であります。首長の政策的な思いとの整合性をどう図るか、このようにおたがございましたが、第2次総合振興計画は、その策定の過程から町民と職員の思いが詰まった計画になるものと考えております。首長の政策は以心伝心で職員へ伝わりゆくものであり、これまで申し上げてきました三重構造の組織体系によって、本計画が南会津町全体の思いが詰まった総合振興計画となり得るものと確信をしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは南郷地域の栄養士の配置についてに関してお答えいたします。

初めに、南郷地域の栄養士の配置に関する1点目、町の学校給食の栄養職員と調理員の配置状況についてのおただしであります。単独で給食実施している小・中学校が、田島、南郷地域で8施設、給食センターが館岩、伊南地域で2施設ございます。その中で直営は8施設、民間委託は2施設であります。

栄養教職員の配置状況につきましては、栄養教諭または栄養職員が田島小学校、荒海小学校、館岩給食センター、伊南給食センターに、それぞれ1人配置されております。また、調理員は直営の施設に正職員を1人ずつ、さらに必要に応じて臨時職員を雇用して、給食業務を実施しております。

なお、民間委託は伊南給食センター、南郷中学校で実施しております。

次に2点目、南郷地域の栄養職員が無配置になった経過と、無配置状況での課題についてのおただしであります。南郷地域の栄養職員につきましては平成21年度から県の配置が無くなっております。教職員の数につきましては、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により規定されており、栄養職員については児童・生徒が549人以下の単独実施校は4校に1人の割合と定められております。これは県全体でございます。また、549人以下の単独実施校が3校以下の市町村、550人以上の単独実施校、1,500人以下の給食センターにはそれぞれ1人と定められております。

南郷地域におきましては、町村合併前から配置基準により1人の栄養職員が県から配置されており、合併後も継続しておりましたが、平成21年度は県全体で学校の統廃合が進んだことにより、学校数が減少し、それに伴い県全体の栄養職員の定数も減少したことから、県では合併で町全体として配置基準より多い南会津町から1人減員することとし、提供食数が少なかった南郷地域の栄養職員が対象となったと聞いております。

現在、南郷地域の小・中学校では、館岩給食センターの栄養職員から献立の提供を受けて対応しており、給食指導については校内の担当の教諭が行っております。栄養職員が近くにいないことにより、調理や配食など、さらには食育に対して専門的立場からの指導、助言が十分に受けられないことが課題と考えております。

次に3点目、今後、南郷地域の栄養職員及び調理員の配置をどのように考えているのかとの

おただしであります。まず栄養職員につきましては現在、基準に沿った配置となっているものの、学校間の距離が遠いなどの地域事情を考慮し、引き続き県に対し1人増員して配置することを要望していきたいと考えております。

また、調理員につきましては、子供たちに対する安全で安心な食の提供、地産地消などに十分に配慮し、民間委託も視野に入れながら職員の配置をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 総合振興計画の策定に当たって、何はともあれ、より客観的な検証、総括が必要だと思うんですが、先ほどの答弁だと新しい計画を策定する段階にあわせて総括も含めて行っていくというような趣旨の発言だったと思うんですが、やはり非常にこれでは軽いなというのが私の率直な感想であります。

いろいろ事業ございますが、例えばある一つの事例をとれば、22年度の町長の施政方針の中で、周遊バスや循環バスについて、こう記載されております。実証実験から得られたデータと評価を踏まえて継続運行するというふうに書かれています。得られたデータはどのようなデータで、あるいはどれだけ客観的に評価されたのかちょっとわかりませんが、これが本当にこの間の実証実験の中で、二重丸だったら当然継続、バツだったら取りやめると。あるいは今取りやめなくても、これこれの理由があるから間違いなく近いうちに二重丸になるでしょうというようなスタンスもあるでしょう。

そういう意味では、これは一つの事例なんですけれども、やはりきちんと一つ一つの事業を、やっぱり総括していくといえますか、今はやりの事業仕分けではないですけれども、やっていくということが非常に大事だと思うんですが、何か新しい計画と一緒にやっていくみたいなイメージだと、どうも本当にできるのかなというのが率直なところやっぱり不安ですね。

それで、行政評価システムの学習で南会津にも来られたと思うんですが、星野先生を初めとして何度か学ばせていただいて、その中でいわゆるプラン、ドゥー、チェック、アクション、つまりPDCAのサイクルをきちんとあてがうということが、いかに重要であるかということをしつぱり学んできたわけですが、ぜひとも本町においても評価システムをあてがわなくても、より精度の高い客観的な総括、評価というものを一つ期待したいと思うんですが、その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたように、この行政評価システムについては前向きに検討させていただくと、こういうことであります。過去に一度、行政の評価委員会と申しますか、そういうのをつくらせていただきました。そして、それぞれの地域から推薦のあった方々を委員にして、私も何度か出席をして、その評価の言動を聞いてまいりました。そうすると、議員は今、客観的に、客観的にとおっしゃいますが、客観的な例えば物事をできる人がどのくらいいるかということですね。そこで私が発見したのは、非常に客観的どころではないですね、もう感情的だったんですね。

つまり、委員の中からはもう職員の給与が高すぎるので落とせと、これの一点張り。それから、民間では違うことをやっているの民間に合わせると、こういうことなんですね。それでは、行政と民間は同じくしなければならないのかという話を私のほうからさせていただきました。当然、民間には民間の役割があって、そして行政、公には公の役割がある。これがうまく全体としてバランスがとれて、地域の経済や、あるいは行政サービスというのが適正に執行されると、こういうことなんですね。

ですから、お考えを持っている方向性は私も十分わかりますが、その実態としてどうなのか。これは先ほど12番議員にお答えしたように、そのプロセスの中にしっかりと参加した人が学べる、あるいは気づいてくれる、そういうことも盛り込みながら、今回はこれまでの三重構造でいきたいと、こういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 その気持ちはわかりました。

それで、最も肝心の課題に移りますけれども、やはり前だったらば、町民が何でもかんでも行政にやってくれという、いわばお願い型から、本当に住民と一緒に汗をかき、あるいはあなた方は町の職員だよと、こちらは一般町民だなんていう垣根をやはり取り払って、ともに一町民のサイドに立って汗を流す、こんなスタンスも大事かと思うんです。

この間の我が町で申しますと、やま泊の取り組みの中で、住民から創意工夫が湧き上がり、自分たちの足元の新たな魅力の再発見を始めとした、この間のせつかく芽生えてきた町政参加の芽を十分に伸ばすことが大事なんじゃないか。ついこの間の湯田町長のお言葉をおかりすれば、古き教えをきちんと感じとった方々、あるいは現役世代では批判だけでなく自分たちなりに当事者になって責任を果たす、そうしたことが芽生えてきたというふうに言われました。

しかし、どこの市や町の策定委員会の要綱を見ても、必ず策定委員会の要綱の中に市民、住民参加が入っているんですね。私もインターネットで約十数件調べたわけですが、この策定委員会の要綱の中に町民参画の文言、町民の文字がないのは我が南会津町の要綱だけでした。

多分、内容的にはおわかりかと思うんですが、やはり今ほど三重構造ということで説明されましたけれども、いわば一番上に審議会があって、その下に幹部職員による策定委員会があって、なおかつその下に策定部会を置くと、いわばこれが三重構造ですね。ほかはみんな審議会の即、下の策定委員会の中に初めからゼロベースで市民参画をしているというのが一般的な策定委員会なんですね。

だから、そういう意味ではやはり例え町民が三重構造の一番下の策定部会という、仮に野球場に例えれば外野席からグラウンドにいる職員に対して叱咤激励するだけではだめなんじゃないかと。やはりグラウンドに降りてきて一緒にプレーする、汗をかくと、そういう演出がどうしても私は欲しいというふうに思うんですが。ちょっとただいまの答弁を聞く限りにおいては、何となく応援団の域を出ないというふうに解釈せざるを得ないんですが、その辺の陣立てについては、もう少し詳しく答弁していただければよろしいかと思いますが。そこに私、非常に不満を持っていますので、お答え願います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

個人的に不満を持たれるのはご自由で結構でございますし、どこにつまり視点を当てるかということなんですね。よく、一般的にという言葉が使われますが、一般的とは一体何ですかと聞きたいんですね。例えば、西会津の事例もご紹介されました。しかし、町民参画というのは、あるいは住民参画というのは、普段が大事なんです。計画をつくるから、さあ、そこに委員として参加してくださいということももちろん大事です。それもありますね。しかし、いかに普段の行政の事務事業執行の中で、町民が一緒になって、当事者になってやっているかということが、もう既に町民参画なんです。西会津は多分やっていないんじゃないでしょうか、普段から。だから、あえてやらなければならない。南会津町は普段から、いいですか、現場に出て、職員が町民と向き合って、それぞれの領域や立場や事業、それを聞き取りながら事業の計画をし、したがって、例えば町政報告とか、あるいは議会の報告とかあったときに、そういう関心も持ってくれるんだろうというふうに思っています。

ですから、他町村の例を出されるのは結構です。ですが、私は南会津町の今、取り組んでいる町民参画というこのプロセスを大事にしたスタイルが最も住民自治といわれる時代にふさわ

しいものだというふうに考えています。

したがって、私はあらゆる決裁書類の中で住民対象者、農業であれば農業者、あるいは福祉関係であれば福祉対象事業者、そういう方とどれだけ何回、あるいは何人の方と、あるいは代表とどんな話を、どういう協議をしたかということ、限りなく資料として求めます。そうでないものについては一切決裁をしない。こういうスタンスでやってきておりますので、当然、今回の新総合振興計画については、それらが十分生かされたものになるだろうと。そして、公募はすると、こういうふうに先ほどから言っていますので、そこはそこでやりますので、よろしくご理解を。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 確かにね、町長言わんとすることもわからないわけではないんですよ。

ただ、私も自分の経験からですよ。今から7年ごろ前に、田島町都市計画マスタープラン作成に参加させていただいたんですね。振り返って思うに、あのとき、役場職員や一般町民の皆さんとワークショップで行った3年間の経験というのは、非常に私は教訓として残ったんですよ。そういう意味では、あのときもある意味ではゼロベースから、本当に模造紙広げて、それこそ白い画用紙に絵をかくような形で準備を積み上げていったわけですね。あの経験が私、非常に教訓として残っているものですから、あえてゼロベースからというふうに言ったわけなんです。そうしますと、確かに部会にすると厚生部会、あるいは農林部会、あるいは教育部会というふうな形で、多分出てくるかと思うんですが、やはり一定程度、各部会で職員のみで素案を作成して、そして町民から公募していただいたメンバーの方々にお示しをして、ご意見をいただくというようなイメージになってくるのかなと。

先ほどワークショップと言ったけれども、これで本当にワークショップになるのかなというような疑問も抱いたもんですから、実際にそして応募して選ばれた方を何て呼びしたらいいのか、その辺まで決まっているのかな。さしずめ策定部会の全員協議会の委員みたいなイメージかなと思うんですが、ちょっとそここのところどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、私たちは経験に基づく、そのことからしか発言はできないんです。だれしも経験から基づいた発言だと私は思いますよ、ベースは。ですから、議員が7年前に経験されたことについて発言するのは、それはそれで私は真摯に受けとめていきたいと思えます。

ただしかし、先ほども申し上げましたように、7年前の職員がどうであったか。7年前のい

わゆる役場が作り上げた事業計画や、そういうものが一体どこまで地域の現場の声を引き出していたか。ここのところを検証しないと、それは比較にならないと、私は思うんですね。私は約6年ですね、1年7カ月間、田島の町長をさせていただきました。現在4年間終わろうとしていますから、この間で確実にこの南会津町の事務事業の執行のあり方は変わってきたと、こう思っておりますので、私は私の経験に基づいて、今の答弁をさせていただきました。

名称については、それぞれ職員が考えてくると思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 新しい計画、22年度中に策定をしなければならないという、いわばスケジュール的にかなりきつい日程かなというふうに思います。そういう意味では、なかなか私なりの思いを言っても、そうはなかなか行かない部分もあろうかと思えますので、その辺の事情についてもわかっているつもりですから、そこは私なりに妥協したい部分もございます。そういう意味では、これから具体的に住民参画を得ながら進めていくに当たっても、本当に参画した町民がモチベーションの上がるような、あるいは本当に参画してよかったなど、本当に我が町を愛する気持ちがさらに醸成されるような取り組みを、ひとつお願いをしてこのテーマについては一応締めくくっていきたいと思えます。

それから、学校の栄養士の件なんですけど、実際に配置されている、いない、この格差、先ほど教育長が述べられましたけれども、もう少し具体的に感想があれば述べてもらいたいと思うんですが。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

私から、これ議員が自分の思いをお話ししたいと、それはそれでいいんですが、先ほど12番議員にもお答えしたように、ワークショップのスタイルというのはいろいろあるんです。ですから、議員が考えたゼロベースからのものだけがワークショップではないんですよ。ワークショップの手法とはいろいろあるんです。ですから、それは12番の議員にお答えしたように、しっかりと丁寧にそのプロセスはやっていきますということですからね、ここは誤解のないように。

それから、きついスケジュールと言いますが、全くきつくないんですよ。なぜだと思えますか。準備してきたからです。これまでの振興計画をつくった後、見直しをしながら現場に入って、あるいは地域協議会を通して、さまざまな分野でそれを準備してきたんです。ですから、

議員はきついと言いますが、私のところでは全くきつくない。こういうことですのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 答えいたします。

栄養職員と調理員の、いわゆる配置状況の詳細ということでございますが、具体的に申し上げます。

まず、現在、小学校全校で給食を実施しております。その中で田島小学校でございますが、いわゆる単独校というようなことで給食をやっていますけれども、栄養職員として1名配置でございます。それから、調理員でございますが、正職員が1人、それから臨時職員が4名の対応でございます。

それから、田島第二小学校、これにつきましては栄養職員はおりません。調理員については正職員が1名、調理員が1名でございます。

桧沢小学校でございます。栄養職員はおりません。調理員については正職員が1名、臨時職員が2名でございます。

針生小学校でございます。単独校でございますが、栄養職員はございません。調理員については正職員が1名でございます。

それで、荒海小学校、単独給食で栄養教諭が1名配置されております。それで、この荒海小学校の栄養教諭によりまして、田島第二小学校、それから桧沢小学校、針生小学校のいわゆる献立というものをお願いしてございます。それで、荒海小学校の調理員でございますが、正職員が1名、臨時職員が2名でございます。

それから、伊南小学校の部分でございますが、ここについては伊南給食センターの外部委託というようなことで実施をしているところでございまして、伊南給食センターには1名の栄養職員が配置になってございます。

それから、南郷第一小学校でございますが、議員がおただしのとおり、南郷地域の小学校、中学校におきましては、平成21年度から栄養職員の配置がなくなったというようなことでございまして、現在、南郷第一小学校につきましては調理員が正職員で1名、臨時職員が1名でございます。

それから、南郷第二小学校につきましても、調理員で正職員が1名、それから臨時職員が1名ということでございます。

中学校の部分でございますが、中学校につきましては西部の3中学校が給食を実施しており

ます。館岩中学校につきましては、給食センターの中で、センターの直営というようなことで実施をしております、栄養職員が1名の配置になってございます。調理員については正職員が1名、臨時の調理員が2名ということでございまして、館岩の給食センターについては館岩中学校の部分についても給食を出しているというようなことでございます。

それからつけ加えまして、先ほど申し上げました伊南給食センターにつきましても、伊南中学校の給食を実施しているということでございます。

それから、南郷中学校でございます。これは外部委託というようなことで、現在、外部委託で2名の社員で運営しているということでございます。

それから、つけ加えます。伊南小学校の給食センターの外部委託についても、社員3名ということで、実施をしているということでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 ちょっと質問が私のほうで前後してしまったかなとは思いますが、教育長にお聞きしたいと思います。

昭和29年に成立した学校給食法、これ平成21年4月、昨年大幅に改正され、施行されましたけれども、この改正の一番の目玉、何だったとお思いですか。ご認識をひとつお願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それではまず、学校給食ができたところからお話し申し上げます。これは最初の学校給食というのは、いわゆる子供の体位向上と、つまり非常に終戦後の非常に食料不足という段階のときにできた経緯がございます。そして、それは営々続いてきたわけですが、先ほどおっしゃったように、今度は食育という、いわゆる食に関する教育、これを給食を通して、今まで以上により強く、そして学校教育全体を通して、これをやっていくということのために変わったと認識しております。

以上です。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それだけ、今度の改正の中で本当に食育というものが重要視され出してきたということだと思います。同感でございます。

去る3月4日に、私、南郷一小と二小の給食風景を見学させていただきました。とりわけ二小では、調理室前のランチルームで70人の全児童と先生方が一緒になって、栄養士さんがいない中でも先生方、そして調理員さんが食育を意識しながら給食に接しているという様子がわか

りました。また、第一小学校では、調理室と3階の各教室がエレベーターで引き上げなければならないんですね。そこから各教室に配るということもありまして、そんな中でも担任の先生と児童が一緒の、ほほ笑ましい食事風景を拝見して温かさを感じてまいりました。

でも、やはり食育のことを考えれば、やはり専門的な先生が必要ですし、本来、調理員の作業の範疇なのかどうか、ちょっと私わかりませんが、いわば食材の受発注業務、あるいは帳簿づけまで、非常にハードなスケジュールの中で時間の合間を縫って行っているんですね。これ実際にここは栄養士さんの仕事の範疇、ここは調理員さんの仕事の範疇というようなことはあるんですかね。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それは、それぞれの学校の校長の裁量によりまして、いわゆる校務分掌、校務の仕事の割り振りですね、それによって決まっております、いわゆる栄養士さんがいないから、じゃその仕事が空いてしまうでは困るわけですから、それを分担して、それぞれ校務分掌でやってもらっておるところでありまして、その分け隔てというのは特別きちとしたものはございません。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 きちんとしたものはないと言いつつも、やはり栄養士さんの配置は非常に大事なことだろうというふうに思うんですね。それで、つい先だっても、会津若松市の様子をお聞きしたならば、市内の栄養士未配置校である小学校は9校、中学校は6校、計15校に市独自で臨時の栄養職員を配置していると、先週、会津若松市の議会傍聴に行き、これ答弁をお聞きしたものですから、わかったような次第なんですけれども、その意味では何らかの形で、県に先ほど求めていくということはわかりましたけれども、それまでの間、例えば町独自でも栄養士さんの配置ということは検討したんでしょうかね。そこはどうなんでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

町独自の栄養士のことについては、まだ検討はしてございませんが、ちなみにこの町でやっていたことで、非常に全県でも初めてのことをやってもらっている給食の件をお話します。

これは、桧沢小学校にアレルギーの非常に強い子供がおりまして、これはどうしても一般の給食で、そこから食材を抜いてやったり何かできないということでありまして、その1人ため

に、1人の臨時の調理員をつけさせていただいているということもございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私のほうから、町という話が出たので補足をさせていただきますが、これは議員非常に私としては貴重な提言であり、重く受けとめさせていただきたいと思います。

実は、先ほど言ったように、改正時点で何が基準になるかという、大体、児童・生徒数なんです。先ほどの広域市町村圏の問題についても、地域内の人口が基準になっている。これはある意味では非常にわかりやすい、明確な指標ではあります。しかし、単純すぎて、ある意味ではだれでもできることなんです。地域事情を加味するということはほとんどないわけです。ですから、私は今回おただしの栄養職員の町の配置とか何かというのについては、これは現在のやり方に異議ありという意味で、県や国に提案をする、そういう機会になるだろうと思っていますので、今後十分教育委員会のほうと検討していきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 大変前向きなご答弁をいただきまして、私も心強く感じております。

とはいえ、やはりこれから南会津町全体の給食体制をどうするのかと、いわば学校耐震工事のスケジュール、これあり。それから学校統合の課題、これあり。やはり密接にいろいろな意味で関連してくると思いますので、ぜひとも教育委員会として、やはり先ほどの答弁のお願いはお願いとして、受けとめてもらって十分にいいわけですが、やはり5年先、10年先のやっばり青写真、多分、教育委員会で持っているんじゃないかなと思うんですが、やはりそこを議会、文教厚生委員会等にお示しをして、やはり関係する住民も含めて議論に付していくということで、きちんとした安心のできる給食体制をつくっていくというのが、やはり我が町の給食体制に対する骨太方針になろうと思いますので、そこをぜひ求めておきたいと思いますが、最後にそこにコメントいただいて終わりにしたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

ただいま議員さんからおただしの件でございますが、全くそのとおりだと思います。それで、これから町長部局とよく相談し合いながら、そしてまた文教厚生委員会の方にもいろいろなことをお示ししながら、そして進めてまいりたいと思いますので、ご理解ください。

○2番 渡部俊夫議員 終わります。

○渡部康吉議長 以上で、2番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。2時50分から再開したいと思います。お願いします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 馬場信作 議員

○渡部康吉議長 次に、4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 2日間にわたる一般質問もいよいよ最後ですのでよろしくお願い致します。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

初めに、戸別所得補償制度への対応はということで、来年度から新しい農業の政策が始まります。それで、その中で農家への影響、あるいは町の取り組み方などについて質問したいと思います。

政権交代により政治が大きく変わる中、農業も例外ではありません。22年度から戸別所得補償制度が導入され、水田農業が大きく変わろうとしています。今までも米づくりには大きな節目がありました。その昔、供出米、あるいは政府米と言われた全量政府買い上げ、食管法の時代、次には減反、転作割り当ての生産調整時代、そして現在はつくる自由、売る自由という制度を踏まえた新しい需給調整をしている時代になりました。米の需給バランスが崩れて以来、減反政策が行われ、水田を米づくりから米以外の作物に転換する転作制度が推進された結果、ようやくその転作が定着し、当地域は園芸産地として発展してきた経緯の中での新制度であり、農家として、あるいは産地として、これからどのような影響を受けるのか心配です。

新たに実施される戸別所得補償制度の概要は、全国一律に米の作付面積に対し交付される米のモデル事業と、転作物の収穫販売を条件に転作面積に交付する自給率向上事業からなると聞いておりますが、米をつくった面積に対して、交付されるという初めての制度であり、また

転作に対する交付金はどうなるのか、あるいは激変緩和措置とは、あるいは生産調整の配分はどうなるのか、いろいろ不安があります。国の制度設計のおくれもありますが、既に農家は種もみの準備等、農作業の時期に入りますが、町の対応についてお伺いいたします。

新しく変わった制度の内容は一体どんなものなのか。あるいは、その新しくなった制度の農家への周知方法、時期はどのようになっておるのか伺います。

2点目、農家への生産数量の配分方式は、新しい制度においてはどのようになっているのか。

3番目、米の作付により、定額交付を受けられる対象農家の数と、その水田面積はどのようになっていますか。

次に、この制度により、交付を受けるための要件はどうなっているのか伺います。

次に、大きな2点目、農業の6次産業化への取り組みについて伺います。

国の政策においても、県の政策においても、農業や地域振興のため6次産業化の政策推進を打ち出しております。農産物を1次産品として原材料で出荷販売するよりも、加工や調理して販売提供することにより、農産物の付加価値を高め、新たな就業の機会をつくり出すことにもなり、農業が2次、3次産業の機能も取り込んだ6次化は、今後の農政の重要事業と考えます。

町でも、既に取り組んでおる事業もあり、これからも取り組んでいく方針ですが、改めて農業の6次産業化に対する考えと、その推進について伺います。

以上、演壇よりの質問をいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、戸別所得補償制度への対応に関する1点目であります。制度の内容と農家への周知方法や時期についてのおただしがございました。戸別所得補償モデル対策は2つの事業をセットで実施することにより、食料自給率の向上や水田の有効活用を促進させる制度となっております。

1つ目は、米戸別所得補償モデル事業でありまして、水稻共済の加入または前年度の出荷販売実績があり、生産調整を達成した販売農家や、集落営農組織に対して10アール当たり1万5,000円の定額部分と、販売価格の下落に対応する変動部分が交付されるものであります。

2つ目は、水田利活用自給力向上事業で、米の生産調整の達成にかかわらず、捨てづくり防止の要件を満たし、水田に交付対象作物を作付けすることにより、作物に応じた助成額が交付されるものであります。

次に、農家への周知方法や時期についてでございますが、3月5日から各地域の農事組合長

に対しまして説明会を実施し、3月12日以降、町内各地域において集落座談会を開催し、農家の皆様に周知徹底を図ってまいります。

次に、2点目、農家への生産数量の配分方式についておたがございました。すべての生産者に対しまして、生産目標数量及び作付目標面積の配分を行います。その際の配分につきましては、水田面積に応じて、一律で行いますが、地域農業の担い手である認定農業者に対しましては、配分面積の7%程度の優先枠を設けて加算を行うこととしております。各生産者より提出していただきました平成22年度の営農計画書をもとに、南会津地域水田農業推進協議会が生産者間の数量調整を行いまして、当初の配分より多めに米の作付を希望される方に、作付目標、面積の範囲内で追加配分を行うものであります。6月15日までに最終的な調整を行いまして、確定目標数量、確定目標面積として再通知することになります。

次に、3点目であります。米の作付により定額交付を受けられる対象農家数と、水田面積についてのおたがございましたが、対象農家につきましては、平成21年度の水稲作付農家数は2,144戸であり、平成22年度もこれに近い数字になるものと推測されます。

対象水田面積につきましては、平成21年度の水稲作付面積の実績から推計をいたしますと、米戸別所得補償モデル事業では農家は一律10アールが自家消費米、縁故米として作付面積から控除されます。定額交付を受けることができませんので、約842ヘクタールが対象水田面積になるものと想定されます。

なお、同モデル事業への加入申請は6月下旬となっておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に4点目、交付を受けるための要件はとのおたがございました。さきに答弁をいたしましたとおり、米戸別所得補償モデル事業では水稲共済に加入、または前年度の出荷、販売実績があり、米の生産調整を達成することが要件となります。また、水田利活用自給力向上事業では、水田に交付対象作物を作付し、捨てづくり防止のため、基本的に出荷した数量等について、出荷契約、作業日誌等で確認できることが要件となります。

戸別所得補償モデル対策は、直接国から農家に対して助成が交付されることになるため、加入申請書や交付申請書などの提出が必要となりますが、現在のところ、詳細について確定していない部分がございますので、関係機関、団体と連携を図りながら、情報収集、そして適切な対応により関係者の皆様へ周知してまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、農業の6次産業化に対する考えと推進についておたがございましたが、農業の6次産業化は林業も一部含めまして、地域産業における雇用の創出を図る重要な振興策である、

このように認識しているところであります。

生産された農産物が町内で加工し、消費の拡大を図るという循環型経済の仕組みづくりを進め、新たに誕生するみなみやま観光株式会社を始めとする第三セクターが農産物の商品開発や販売拡大の役割を果たしていけるよう支援してまいります。

また、やまなみ泊覧会の開催により生み出されました地域の力や、高齢者の方々の意欲が農業の6次産業化を支える一つの力になるものと考えているところであります。食用ホオズキや、ミニトマト、乾燥野菜などを使用した商品開発を進め、関係団体との連携強化に努めながら、農業所得の向上と雇用の創出につながる農業の6次産業化を積極的に推進してまいりたい、このように考えておますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それでは、追加質問を行います。

まず初めに、戸別所得補償制度についてですが、今の答弁の中だけでも新しい制度への説明ありましたが、例えば水田、作付した田んぼへの交付である。あるいは配分も一次配分して、その後さらに二次配分を通知する、これもまた新しい、今までなかったことですね。あるいは、モデル事業をやるには生産調整の達成者であるという条件も、これもそうですね、新しい事業の中で。あるいは自立、自給率向上事業においては、捨てづくり防止のために、要は出荷契約が必要であるとか、いろいろな今度はこの制度に伴って、新しいそういう方法ですか、枠組み、仕組みが出てきたんで、それに対して町の役割、農家の役割、あるいはそれぞれの負担があるわけなんで、その辺を少しお聞きしたいと思っております。

まず、初めにこの制度によって町がどのようなことになるのかというか、影響を受けるのかということをもう少し詳しく聞きたいんですが、まず金額的な面をお聞きしたいと思っております。つまり、今年度、旧制度における産地づくり交付金という、いわゆる国から来る交付金のまちに下りた総額は幾らでしたか。そして、来年度から想定されるモデル事業における米の作付による交付金、それと転作したほうの自給率向上事業における、想定されるお金、それをちょっと比較したいんで教えてください。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えいたします。

平成21年度の産地確立交付金でございますが、団地加算等の加算を加えた総額では5,294万

ほどになります。なお、この最終確定までには、まだ若干の修正がございますので、金額的な若干の動きについてはご理解をお願いしたいと思います。

そして、新制度の中での水田利活用自給力向上事業での交付金の見込みですが、今年度の転作の面積を基準ということを前提に試算で算定をいたしますと、およそ4,190万ほどになります。

したがって、産地確立交付金との差につきましては、1,100万ほどの現時点での試算としての差額は出てまいります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 来年度から新制度による交付金ですが、昨日の質問の中であったように、米の作付に対していわゆる約1.2億円ですか、1億2,600万円でしたか、それも来年度新たに農家に交付されます。そうすると、今ほどの4,000万を加えますと、来年度はこの新しい制度によってまちに1億6,000万から、推定ですけれども、大体そう下りてくる。今年度までの旧制度によれば、今までの交付金というやつは5,200万程度しか下りなかったわけですが、これがある意味では、新制度により大きなお金が交付、農家に下りると。そのためには、対象農家数が2,144戸、これも多少の増減はあるんでしょうけれども、この農家がぜひ確実にいろいろな要件を達成して、そしてこぼれないようにと言いますか、そういう支援もぜひ必要になってくると思います。

特に、この制度のもう一つの特徴は、農家に直接ということなんですよね。今までの農政の、例えば転作奨励金と言われる交付金ですね。その昔は自治体経由で来ましたし、今は水田推進協議会というJAさんと自治体のともに設立した協議会を通してきています。だから、農家はある意味じゃ加入申請、交付申請というものは直接なかったわけですが、今回は直接ということで大きな違いがありますので、ぜひお金が確実に農家に下りて、そして交付されるように、ぜひこれから支援をお願いしたいわけです。

それで、もう一つ、先ほど配分、1次配分、まだ私個人のところには来ていないんですが、もう既に配分終わったような農家もある、通知も行ったような農家もあるそうなんですが、今の生産調整は国が大枠を決めて県に配分されて、いわゆる生産数量が配分されるんですよね、何キログラムという形で。それが各自治体、南会津町に何キログラムという、何千と来ます。そうすると、それを農家におろす場合は、当然また農家さんも、あなたは何キログラムと。それだけでは見えてこないというか、わかりにくいので、反別に換算します、いわゆる面積です。そのときに使うのが反収という、1反当たりの収量を、数字を使って、結果的にあなた

は何反、何町歩つくっていいですよということですが、その辺、今回は反収に関してはどのような数字が使われたのか。そしてまた、南会津町も広いですから、その地域別の反収はどのようなになっているのか、2点について伺います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えいたします。

基準反収につきましては、東北農政局の福島農政事務所のほうで示しております過去7年間の収量のうち最大と最小の年を除く5カ年の平均収量で算出されております。南会津町の場合は10アール当たり537キロになりますが、福島県全体の補正を行いまして、最終的には533キロが反収ということになります。

なお、いわゆる旧4町村ごとの収量については出されておられません。

以上です。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 公式な数字は旧4町村といたしますか、町内の地域別の反収というのはない、公式といたしますか、農政局はないかと思いますが、農林課としては数値的にはこのくらいということはおさえておるといたしますか、どのような数値であるかはわかっていますか、ちょっとお聞きします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えいたします。

今ほど申し上げましたような東北農政局の数値をもとにということでございますので、町単独でそれぞれ各地域の収量という部分については算出をしておりませんし、把握をしていないという現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 数字というものは、確かになかなかはっきりしてしまうとあれですから。ただ今回は533キロですね、10アール当たりの収量ということで、すべて計算されたということなんですが、ただ感覚的にやはり町内の地域差はあると思います。480キロから、あるいは600キロ近い、いろいろ数字あると思いますが、というのは今回、その数字がある意味じゃ、ちょっと重要な意味持つわけですよ。つまり、作付する面積というのは、その反収いかにによって出てきますよね。そうすると、ましてや米を作付した面積に対して交付されるという、定額の1万5,000円なので、反収を私の地域はいくらなのかなというのは、これ本当に農家にとって興味あるんですね。

ちょっとわかりやすく事例として言いますれば、反収を半分にしてしまえば作付面積は倍になるんですよね、同じ収量を確保するには。逆に反収を2倍とれるというふうな、もし数字であれば、作付面積は半分になります。だから、そういうことで、これが制度上の問題ですから、農林課さんとか、町が云々の話じゃなくて、私はこれはモデル事業としてこういういろいろな課題を、今回はある意味じゃ抽出といいますか、課題を探し出すことが一つの1年間のモデル事業かと思います。そして、次年度の、さらに23年度のほかの費目踏まえた本当の広い意味での本格的な所得補償政策というのが、私は行われるのかなと。したがって、モデル事業という名前もついていると思いますが、一つの課題として反収、つまり町の中、1本でいいのかと。やはり私は大きな地域差があると思います。それをこれからどうするのかというのを、ぜひともこれからいろいろな機会を通じて、それをひとつやっぱり私は町としてはもっときめ細かい配慮をした配分ですか、それにすべきと思うんで、その辺をぜひこれからはご配慮をお願いしたいと思います。

それでもう一点、今度はまた交付を受ける要件の中に生産調整を達成しなければならない、達成した者、農家という決めがあるわけですが、これをそのまま理解すれば、個人に割り与えられた配分を個人がそれぞれ達成すれば何ら問題ないですが、ただ、現実的には転作も定着化しまして、やはり米の産地と、あるいは園芸産地といいますか、その転作を主とした産地ということで、町内も分かれてといいますか、そういう一種の定着傾向もあります。

したがって、現実には、個人個人の配分もするんですが、今、例えば21年度の中身を見ますと、もう町全体が生産数量を達成していますと。そうすると、その中にいる農家はすべてこれ達成者であるとみなされるんですね。個々の農家が片方では100%作付している農家もあります。あるいは片方では100%転作している農家もあります。そういうのを一体として町がもう達成したという、県の生産数量を達成していれば個々の農家は一軒一軒もすべて達成者とみなされるわけですが、その辺の確認をしたいわけです。

まずその地域とは、これ町一本の地域と理解しますが、一応旧4町村の地域ということは今は農政上はなるとは思いますが、地域というまず言葉の範囲と、今のような解釈で地域が達成すれば個々の農家も達成者とみなすということでもいいのか、2点について伺います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えいたします。

地域というようなとらえ方は議員おただしのおり基本的に南会津町の範囲となります。さらに、当町の場合、最終的には南会津地域水田農業推進協議会の中での調整ということで、最

終的な範囲はそこまでいくというようなことで確認をしております。

さらに、その目標の達成については地域全体の達成というよりは、今回の制度においてモデル事業として交付金を受けるためには、それぞれ農家が、それぞれの目標を達成しなければならないということになりますので、個々の農家が目標を達成していなくて、地域全体では達成ということになりましたならば、達成されていない農家については交付金は受けられないということになります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうすると、変わったわけですね。現行の地域で達成すれば個々の農家も達成じゃなくて、あくまでも今度2次配分ですね。1次配分は本当の原則に従って配分して、今度はそれぞれ農家から作付計画はもらって、その中には1次配分よりも米つくりたい農家もいるかもしれない、あるいは転作をもっとやりたい人もいるかもしれない。その辺調整して、それでたとえ地域達成したとしても、やはり個々の農家自身も2次配分の再通知来た、その数量を達成していないと、交付を受ける要件にならないということですか、確認します。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 ただいまのとおり、最終的な調整は行いまして、個々人が達成できるような2次配分という部分、当然考慮されますが、その2次配分をされた数量を個々人が達成するということが条件になります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それでは、その辺は当然新制度であるからこそ、集落座談会というきめ細かなそういう周知方法で、これから今のような説明も含めてあると思います。

それで、先ほど申しましたように、やはり新制度になっての私は課題があると思うんですよ。例えば、ここで徐々にお伺いしたいんですが、その課題を踏まえてですね。

つまり、一つは転作農家といますか、園芸産地といますか、転作主体の地域がやはり推計される金額だけでも、5,200万から4,100万に下がってくるという、収入減になるという、一つの制度上の方法、それから、もう一つは今度は直接、今度は農家に支払われるという方法、あるいは反収の補正といますか、やはりこれほどこの地域でも同じでしょうが、今までは荒っぽいと言いますか、反収、町内自治体一本化でも、水田をつくる面積の増減あっても、その分は交付金とは全然、交付金もなかったしね、余り許容範囲といますか、そういう意識でいたんですが、今度、金が絡んでくると、正直ちょっと制度上、もっと反収というものの考え方、補正といますか、そういうことが私はこの制度においての、これは国のもちろん制度ですか

ら、町のじゃなくて、制度上の今言ったような何点かの課題があると思うんですよ。その辺について、ちょっと町長のお考えをお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

新しい制度が導入されるということになれば、当然、これまでと変更になる部分について、それぞれ受益者になる方々は戸惑いや、あるいは不安を持つ、そのことを解消するというのが一つの課題になるだろうと、こういう認識をしています。

そういう中で、これまでも申し上げましたが、一律交付ということに対して、私どものいわゆる振興作物についての加算があったんですが、これについては県と国が協議をするということになっておりますけれども、この段階でそれぞれ南会津地方として、地方町村会として県に要望いたしまして、ここを緩和措置をお願いしたいというようなことで、一つ要望活動をしてきております。

それから、ご指摘のように反収の違いによって、当然違いが出てくるということですが、支払いがいわゆる戸別所得補償制度、つまり戸別所得の補償ですから、これはやはり直接、先ほど申し上げたように国から農家に行きますよね。そういうことであれば、やはり達成については個々の農家というのが、ある意味では基準になるんじゃないでしょうか。そういうことは説明をすることによってしっかりとわかってもらえるだろうと、こんなふうに思っております。

それから、先ほども聞いておりましたけれども、反収の問題ですが、これどこまで取り上げるか、線引きするかという問題ありますけれども、細かく言われれば限りないんですね。いわゆる同じ地域でも平野部と山間部と、当然ありますから、これらについてはある一定の理解度の得られる範疇で線引きをするということを農家の方々にご理解をいただいて、それほどお金が支払われるということであっても、その利害をお互いに比較し合うということじゃなくて、今後の米のいわゆる生産にかかわる体制整備といいますか、農家の体力増進に向けてお互いに一致して協力し合うと、こういう環境を我々はできる限り現場に出向いてつくり上げると、こういうことじゃないでしょうか。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そのとおりです。最後のお互いに一致してということで、そのとおりでと思います。

反収、これつきつめれば、それこそ一筆一筆ある意味では違いますから、私はそこまでは農家も要求しないだろうし、ただ、いずれにしる町内一本というのはちょっと荒っぽいかなと、

ぜひ何かのね、県なり、国のそういう機会がありましたら、そういう課題というものを私はとり上げてほしいなと思います。

ただ、今、課題の方面に行ったわけですが、でもいいところといいますか、メリットといいますかこれもたくさんあります。先ほど認定農家への傾斜配分と言いますか、加算措置と言いますか、これもやはり地域の担い手対する、一つのそういう配分方式をとったということは、私は今までどおり担い手の育成ということは継続されるだろうし、あるいはペナルティーという言葉の前は使って、強制的な転作もありましたが、そういうのも配分の中ではこの申請等の中には使われていませんし、あるいはこの全国一律という言葉、確かに余り好きな言葉じゃないですが、その単価においても、安くなった単価もありますが、作物によってはね。ソバという、当地域で比較的転作面積の多いのは、逆に言えば1万円から2万円ですか、増えました。そういう細かいところを見ればメリットもあります。

私は、メリットのもう一つは農政のやはり大きな転換になると思うんですよ。それが中山間地の農家の再生につながるかなと。つまり今までは大規模化、集積とか、本当に輸入と言いますか、外国に対抗する農業みたいな政策を主としてやってきたわけですが、それでもってやはり農村、あるいは中山間地の農家が非常に私は離農を含めて苦しいことになったと思います。それに対して今回は一律そういう担い手という言葉はなしで、一律に水田作付する、そういう中小と言いますか、零細農家まで、私は赤字補てんということで支援するというのは、これはもしかしたら、農村集落の再生のきっかけになるかなということで、制度をうまくこれから活用できればなということで考えております。

それによって、やはり町が目指すそれぞれ地区の元気、健康農業、あるいは医療費の削減とか、結局はそこに最後は結びつくと思うんですが、そういう意味で私は新制度、課題はモデル事業であります。期待はしています。町長の考えもひとつ伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この政策が大きく転換をするというときには、必ずいわゆるこれまで継続を考えていた方々が打撃を受け、あるいはこれまで若干ではあります。がぎりぎりのところで頑張ってきた人が光を与えられると、こういうことが当然ございます。そういう中で、一遍に大規模農家と言いますか、これまで規模拡大をしてきたものについて、その支援が減退すると、そういうものになってはいけないというふうに私は考えていますし、そうしないだろうということで願っていますので、そういうことが現実的に起こる場合については、いち早く意見として申し上げていか

なければなりません。

それは、これまで並々ならぬ努力があつて、その課題を解決しながらつくり上げてきたものですから、私は大変、ほかと産地間競争に耐え得る、いわゆる農業者が、あるいは農業組織が地域の中にあるということは非常に重要だと思っています。

しかし、一方で農業というのは、私たちが子供のころを考えてみますと、集落等を単位にして考えますと、おおよそ50%以上、もう半分から7割ぐらいは農家にかかわっていたんですね。土地のない人は別ですけれども。

ですから、そういう意味から言いますと、先ほど健康農業という話がありましたが、福祉農業もあわせて、いわゆるお年寄りが現役から退いても、遊休農地でできる作物の生産をすると、それを先ほど申し上げたように一括買い上げをします。そういう制度をとりながら、やはり南会津町に行ったら、少なくともこの目標数値が正しいかどうかはわかりませんが、やはり半分以上の人が何らかの形で土とかかわり、いわゆる農業という生産部門でその暮らしを支えていくと。こういう形になるためには今までの規模の拡大をしてきた農家と別に、そういう議員がおっしゃるような施策、そこへの支援というのも当然私は必要になってくるだろうと、そういうことで町といたしましても、それを第三セクターの中でしっかりと組み込んで、取り入れて、どちらかという国では余り光を当ててこなかった部分に、町の助成の力を入れていきたいと、こう思っています。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 今の光の当たらなかつたところという方向性と、ある意味じゃまたまかかもしれませんが、この制度も私は一部合致するところがあるのかなと。したがって、ぜひとも、今年度、あるいは来年度以降の本格実施に向けてのぜひ有効利用といいますか、地域に合った制度に少しずつ改正しながら、私は期待するものであります。そして、それによって本当に中山間地の地域活性化に期待しております。

次に、農業の6次産業化についてお聞きします。

政権交代して以来、特にこういう言葉が本当に盛んに使われて、私も何のことかなと。ときどき講演会とか、いろいろな研修会に行きますとこういう言葉はあつたし、またその中身を見れば、一次産品を原材料で売るよりも、付加価値をつけましょう、加工しましょう、そういう言葉は前々から、ある意味では言われてきた言葉なんですけど、ここでもって改めて政権交代に伴ってこの言葉が出てきたというのは、また何か意味があるのかなということで、その中で町の取り組みをと思ったんですが。そして、これは何か思い出しますと、昔の一村一品運動とか、

農業を取り巻く一つのブームといいますか、やはりあったと思います。それをうまく実らせた地区もあれば、やはりブームで終わったところもありますし、今回も6次産業化というのもこれからどういうふうになるのか。

新聞報道によると法律化ですか、それをまず目指すのに、その辺から法律化が決まってから、また順次いろいろ細部は決まってくるでしょうけれども、ただいずれにしろ、どう決まろうと中身は1次、2次、3次産業を、私からすれば融合ですね。結合といいますか、融合する、私は事業であると思っています。

あえて融合と言ったのは、連携とか、一緒にやろうというのは前々からありました。それぞれの分野を2次産業の人が農家のために頑張って2次産業自身が頑張る。あるいは3次産業のサービス業の人も農家のために頑張るってやるという、それぞれ連携はあったんですが、今回融合ということは、やはり今回のこの6次産業化の意味合いの主体は、やっぱり農家が主体かなと。そして、それが加工業に進出し、次に3次産業に進出するというのが、この6次産業化の主体かなと思って、その辺ちょっと町長にお聞きしたいんですが。別に解釈はそんなにあれですが、どこがやっぱり違うかといいますと、やっぱり主体が農家で、例えば事例としてよくママさんグループが、おいしい漬物を持っていくからちょっとグループを組んで、そのおすそ分けというイメージで漬物を直売所に出荷すると。そして、さらにそれでは足りないから農家レストランつくって、そこで共同経営すると。

あるいは1次産品としてこれは出荷すると。でもまがったもの、ちょっと出荷しにくいものは、自分たちで加工用に回してそれを商品化すると。商品化したのを売るだけじゃもったいないから、自分たちで提供するための食事の提供とかも、小さな例ですが、そういうのが私はどちらかといえば農家主体の6次産業かなということなので、その辺の私のイメージと、あと町のこれからの6次産業化への推進をちょっとお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

6次産業化という言葉については、1次、2次、3次産業のその掛け算か足し算かわかりませんが、どちらにしても6次にはなるわけですが、要するに12番議員のおただしにもありましたが、サークル活動みたいなどころから、もう抜け出さないと、本当の意味での6次産業はできないと思いますよ。ですから、私はもちろん生産をする農家というのが柱としてありますが、その主体的な牽引役は流通業者がすべきだと、こう思っています。ですからその流通を担うのが実は先ほどから申し上げているように、第三セクターの新しい業務にしていきたい。

つまり、もっと言えば、第三セクターというのはこれまでスキー場を中心に運営をしてきました。そのホテルもありますが、それはスキーに来られた方々の宿泊のための、どちらかというところホテルというようなイメージが強かったんですね。しかし、これはグリーンステージを持っているわけですから、そのグリーンステージをどう使うかということ、そしてまたそのステージだけではなくて、与えられた夏の時間をどう組み合わせしていくか。こここのところをこれまでの個々の生産者、それから農業生産法人、この方々とどうつながっていわゆる集荷をし、集めて、集めれば当然、集めたものをどうさばくかということになってきますので、ここが私はこれからの主体的な役割を果たしていくんだらうと、こう思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうですね。農家の弱いところと言いましたかね。本当に加工までは多少小規模にしてできたけれども、やっぱり流通、販売というのは本当に負担も多いし、また知識的な技術的な能力もだし、マーケティングとかね。あるいは実際の本当に流通、運ぶとか、本当に負担が多くて、意外とそこが欠点だったんで、これは第三セクターの定款の事業内容にも、この農産物の取り扱いということをやるので、それは期待しております。

そして、また考え方も全国とか大きな発展差はあるでしょうけれども、先ほども答弁にあったように、域内流通ですね。そしてそこで地産地消を含めて物産も流通する、経済も流通するという、まずそういうのをベースにして、そうすると域内の農家、あるいは2次産業、3次産業がやはり底力が上がってくるというのが一つの大きな6次産業の効果であると思いますので、全国展開、インターネットももちろん必要ですが、域内流通、域内経済、それによるフードマイレージの提言によるいろいろな地球環境、間接的には幾らでも挙げたら切りがないですが、そういう意味での6次産業化はぜひとも推進していただきたい。

足し算、掛け算ということあったんで、私も実はそういうこと非常に気になって、最近私は掛け算と思うようになりました。足し算だったら1次産業がゼロになっても、例えば代替に隣の町なり、外国産であれ、1次産品持ってくれば、これ足し算できるんですが、掛け算の場合は地元の農家が、ただつぶれてゼロになってしまえば、もう全体がゼロになってしまうのかなと。ちょっと強引な解釈かもしれませんが、そういう意味で掛け算と言うぐらいだから、地元の農家の1次産業の1があつての私は掛け算の6次産業と思っています。それをほかの産地から持ってくればいいとか、輸入品で賄えばいいという1次産品じゃないと。そういう意味での私は掛け算の6次産業と思っていますので、ぜひ1次産業の振興、それに伴う2次、3次産業への波及効果かなというふうに思っております。そういう意味で、私は農家は主体というところ

ろがどこかやっぱり一つの6次産業のポイントにしていければなど、これからの推進においてですね。

あと、推進あるいは中身については十分答弁もいただきました。ということで、ぜひともこれから政策を推進していただいて、成果が見られるように期待いたします。

以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。

これをもって、通告されております一般質問はすべて終了いたしました。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月15日午前10時より開議し、議案審議を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時39分

平成 22 年第 1 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 22 年 3 月 15 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について
専決第 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第 6 号 南会津町文化振興基金条例
- 日程第 3 議案第 7 号 南会津町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例
- 日程第 4 議案第 8 号 南会津町木材加工保管施設条例
- 日程第 5 議案第 9 号 南会津町館岩地域生活交通バス運行条例を廃止する条例
- 日程第 6 議案第 10 号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 11 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 12 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 13 号 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 14 号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 15 号 南会津町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 16 号 南会津町総合支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 14 議案第 17 号 町道路線の廃止について
- 日程第 15 議案第 18 号 町道路線の認定について
- 日程第 16 議案第 19 号 字の区域の変更について (土地改良法)
- 日程第 17 議案第 20 号 字の区域の変更について (国土調査法)

- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（会津田島ふれあいステーションプラザ外 1 1 件）
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（前沢曲屋資料館）
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（会津高原ふれあい農園）
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（ふるさとビューポイント）
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（館岩広域観光案内所）
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（ものづくり伝承館）
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（しらかばの森）
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（しらかば公園）
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（久川ふれあい広場）
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南ライスセンター外 1 件）
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南林業総合センター）
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南高齢者生活福祉センター尾白荘）
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南在宅介護支援センター）
- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人デイサービスセンターみさわ荘）
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（館岩老人福祉センターことぶき荘 外 1 件）
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（館岩会館）
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（自然環境学習施設）
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（湯ノ花温泉交流センター外 2 5 件）
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（古町農村公園外 9 件）
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 平成 2 1 年度南会津町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 3 8 議案第 4 1 号 平成 2 1 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 3 9 議案第 4 2 号 平成 2 1 年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 0 議案第 4 3 号 平成 2 1 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 4 1 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 4 2 議案第 4 5 号 平成 2 1 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 4 3 議案第 4 6 号 平成 2 1 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）

日程第 4 4 議案第 4 7 号 平成 2 1 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 4 号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	1 0 番	渡 部 忠 雄	議員
1 1 番	湯 田 秀 春	議員	1 2 番	星 登 志 一	議員
1 3 番	星 和 男	議員	1 4 番	平 野 昌 盛	議員
1 5 番	阿久津 梅 夫	議員	1 6 番	渡 部 東	議員
1 7 番	芳賀沼 順 一	議員	1 8 番	菅 家 幸 弘	議員
1 9 番	大 竹 幸 一	議員	2 0 番	児 山 寿 明	議員
2 1 番	五十嵐 司	議員	2 2 番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長補佐
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	館岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎報告第1号の報告、質疑

○渡部康吉議長 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について。専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第6号 南会津町文化振興基金条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、動議、委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第7号 南会津町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「議長、動議」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 この案件については慎重に審議すべきと考えますので、総務委員会に付託し、審査を求めます。

○渡部康吉議長 ただいま、6番、渡部優君から委員会付託についての動議が提出されました。

この動議に賛成者はありますか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 この動議は賛成者がありますので、成立しております。

議案第7号 南会津町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の総

務委員会付託に関する動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第7号 南会津町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の総務委員会付託に関する動議は可決されました。

お諮りします。

ただいま、総務委員会に付託しました議案第7号については、会議規則第46条第1項の規定によって次の定例会までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、次の定例会までに審査を終了してください。

ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長。

○室井 裕総務課長 本定例会に提案しております議案の一部に誤りが発見されましたので、修正をさせていただきたいと思っております。

それで、修正の方法につきましては、この後、議長の許可をいただいて正誤表で修正をさせていただきたいというふうに思っております。

内容的には議案第10号、議案集の14ページになりますが、その中でちょうど中段に括弧して超勤代休時間という規定がございますが、第8条の2でございます。その中で、南会津町職員の給与に関する条例「第15条第1項の規定により」となっておりますが、正しくは「第15条第1項第1号及び第3項の規定により」ということございまして、超勤代休時間にかかわる給与の条例の改正の部分について、改正すべき条項の漏れている部分ございましたので、付け加えをさせていただきたいという内容でございます。

それから、もう一点でございますが、平成22年度の南会津町の一般会計予算書でございます。ページ数でいきますと54ページになります。目の賦課徴収費節の8報償費でございますが、説明欄が「納税組合報償費」ということになっておりますが、正しくは「納税貯蓄組合報償費」でございますので、この部分について議案の修正をさせていただきたいという内容でございます。

議長さんのお取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 ただいまの総務課長の説明でありますので、正誤表の配付を許可いたします。

〔正誤表の配付〕

○渡部康吉議長 配付漏れはございませんか。

それでは、正誤表のとおりご了承承願います。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第8号 南会津町木材加工保管施設条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第9号 南会津町館岩地域生活交通バス運行条例を廃止する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第10号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第11号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 議案第11号ですね。新しく推進員と主任推進員を設置したわけですが、ほかに奥会津文化財という、これは金額というか、報償費の改定だというふうに思いますけれども、採用時に当たる採用基準をお示してください。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 お答えいたします。

南会津町いきいき健康農業推進員の報酬の決定基準ということでよろしいでしょうか。そのことでお答えをさせていただきます。

まず、この報酬月額につきましては、町の再任用職員の給料月額を基本としつつ、職務の分類につきましては、経験年数のほか、知識及び経験の専門性、その従事する業務の困難性におきまして、報酬月額決定に関する運用方針を定めましてその基準に基づいて決定をしていくということにしております。

具体的にはまず、経験年数でございますが、1級の推進員については知識を有する方であれば採用のまず条件にのるということになりませんが、主任推進員につきましては、推進員としての経験年数を原則として3年以上有し、勤続成績が良好であるということ、さらには高度な知識に基づいて作地設計あるいは作地指導等の能力を有して指導ができるというようなこと、もちろん、あと、研修等の自己研さんに意欲的であるというようなことにしております。

さらに、専門員につきましては、主任推進員としての経験年数を原則としてこれも3年以上有して、有機農業全般の栽培計画を作成をして、営農経営指導の能力を有するというような資格基準を定めております。

なお、この分類につきましては、担当課長が要件を満たすというところに至った場合に、町長に内申をして町長の承認を得るといような運用方針でございます。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

文化財等活用調査員等の採用基準ということでございますが、学芸員や発掘調査員など資格を有している方などが考えられますが、なかなかそういう方にご応募いただけない実状でございまして、実務経験を採用基準とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 職がない緊急雇用関係でも大事だというふうには思いますけれども、とりあえず役所の採用ということでいろいろちまたでもご意見があろうかというふうに思いますけれども、それでは、各推進員等の任期を教えてください。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 任期という規定はございませんが、その都度、その当該年の採用というようなこととなりますので、年度、そして改めてその推進員について先ほどの運用基準に基づいて担当課長から町長に内申をするということにしております。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

文化財等活用調査員についても、ただいま農林課長が答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ほとんどの、臨時と一緒にしてはならないと思いますけれども、特別職の職員ですから、それでも、1年1年の更新、更新でやっているのかなというふうに思ったものですから、今の中身ですと任期はないということで、どういうふうに考えたらいいかかわからないんですけども、非常勤職員で任期が明確でないというのは、例えば、社会教育指導員等は多分、1年、1年の更新でやっているのかなというふうに思います。

逆に、この議案とはちょっと違うんですけども、臨時職員等々は今の採用ですと3年以内での1年1年雇用という形もしくは3カ月、半年とか、いろんな雇用体制があるようですけども、それが終わると必ず職安を通さないと続けられないというか、そういうような状況があるものですから、この特別職の職員だけそういった形でいいのかなというふうに思います。採

用基準の中身に関してもかなり専門性といっても、特に資格要件がないというふうな状況でありますので、このぐらいできればいいだろうと、課長さんが判断をして町長に上げるという形だなというふうに思いますけれども、そういったことでありますので、きちっとやはりある程度、年度、年数を決めながら目標を持たせてやるのが当然かなというふうに思いますので、特別職の職員というのはちょっとあいまいだなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、このいきいき健康農業推進員と、文化財等活用調査員等についてであります。これまで県の農業普及委員に実は頼っていた。それが、農業関係者のほうから3年もしくは4年で異動がある、これではやはり継続的な農業指導が受けられないというのが1つありまして、それでは、県の農業関係のいわゆるOBと言われる方々に何とかここに参画できないだろうかというふうな話をしましたが、それぞれに事情があってできない。そんな中で、現場のほうからは、いわゆる理論理屈だけを知っている人では私たちは余り必要としないんだというお話がありまして、特に、その資格要件というのは一般的になっておるわけですけれども、本当に資格要件というのが実務として機能性、機動性を持っているのかということもありますので、これらについては余り資格要件にはとらわれない形でいこうという方針を打ち出しました。

その中で、先ほど、農林課長が答えましたが、1年更新です。期間がないなんてことはあり得ないんで、1年更新でやると。それはなぜかといいますと、今回、この条例案を出したのは、当初予定した以上に実は、その指導を待っている方が多いというのが実態として出ました。途中から2人にさせていただきましたが、これについても、資格がないよりはあったほうがいいわけでありまして、実際に自分で経験をした上でそういう資格を有するということになれば最高だと思うんですが、そういう実態が逐次変化していくんです。その変化にどう対応していくかということが私たちにとってはとても重要なテーマでありましたので、これらについては、今、農林課長のほうから答弁したように、あるいは、生涯学習課長のほうから答弁したように、そのランクを設けて、そして、それに切磋琢磨していただく、そういう中から一つ一つ現場の声に報いられるようにしよう、こういう考え方でこの制度を充実させていくということでございます。

参考までに、臨時職員の話がありましたが、これについても3年間は実は継続という形で面接をしなかったんですね。3年間の期限付きとあったんですけれども、3年間の中でも、いわ

ゆるその実績がどうだったのかと、これの見通しはやっぱりやっていかなきゃ、3年間はいわゆる再度雇用することはありますよ、しかし、一たん入ったら3年間、ほかの人が受けられないといえますか、受験できない、面接受けられないという状況ではなくて、その3年間の業務内容を評価していく意味では1年ごとに面接は実施しましょう、こういう形にしたということです、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第12号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第13号 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第14号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第15号 南会津町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第16号 南会津町総合支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第1号の質疑、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第17号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第18号 町道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第19号 字の区域の変更について（土地改良法）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第17、議案第20号 字の区域の変更について（国土調査法）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（会津田島ふれあいステーションプラザ外11件）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第19、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（前沢曲屋資料館）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第20、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（会津高原ふれあい農園）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第21、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（ふるさとビューポイント）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第22、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（館岩広域観光案内所）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第23、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（ものづくり伝承館）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号及び議案第28号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第24、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（しらかばの森）、日程第25、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（しらかば公園）を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより議案第27号及び議案第28号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第26、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（久川ふれあい広場）を議題といたします。

ここで、審議に際して本案件に利害関係のある議員がおりますので、地方自治法第117条の規定により、4番、馬場信作君の退場を求めます。

〔4番、馬場信作議員 退場〕

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号の審議は終了いたしました。ここで4番、馬場信作君の入場を許します。

[4番、馬場信作議員 入場]



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第27、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南ライスセンター外1件）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第28、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南林業総合センター）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号～議案第35号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第29、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南高齢者生活福祉センター尾白荘）、日程第30、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南在宅介護支援センター）、日程第31、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（老人デイサービスセンターみさわ荘）、日程第32、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（館岩老人福祉センターことぶき荘外1件）を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号から議案第35号まで4件を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第35号まで4件は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第33、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（館岩会館）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第34、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（自然環境学習施設）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第35、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（湯ノ花温泉交流センター外25件）を議題といたします。

ここで、審議に際して本案件に利害関係のある議員がおりますので、地方自治法第117条の規定により、4番、馬場信作君、18番、菅家幸弘君の退場を求めます。

〔4番、馬場信作議員、18番、菅家幸弘議員 退場〕

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号の審議は終了しました。ここで、4番、馬場信作君、18番、菅家幸弘君の入場を許します。

〔4番、馬場信作議員、18番、菅家幸弘議員 入場〕



◎議案第39号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第36、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（古町農村公園外9件）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第37、議案第40号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 39ページの土木費の償還金、利子及び割引料で5,257万円が公営住宅の使用料返還金が上がっております。これについて何点か質問いたします。

これについては、正確な金額は521万6,900円かと思うんですが、少し多いようですが、多いのは後から減らせばいいでしょうけれども、返還金であります。これにつきましては、この前一般質問でも何点か言いましたが、私が調べた福島県とかあるいは郡山市、福島市、佐世保市などを見てみますと、ほかでは職員に対する処分がないということがわかりまして、南会津町では随分重いなというふうに思っております。特に、戒告についてはベースアップとかあるいはボーナスにも実害がある可能性もあるというような話もありましたが、ぜひ、実害がないような措置はできないのかどうかを伺います。

2つ目は、その処分をする場合に、町長と副町長については最終日に処分を提案するという話でありましたが、やはり本当は、これを戒めにするときに、町長、副町長の処分内容もわからないとちょっと困るわけですが、それはもう準備はしているでしょうから、どのように考えているのか伺いたい。もう、考え方も決まったりあるいは印刷もしているかもしれませんので、ひとつ内容を伺いたい。

それから、3つ目には、これも一般質問のとき言いましたけれども、処分の公表の基準においては、訓告の人たちは本当は公表の対象に入っていないのに公表されたわけでありまして、その公表基準の見直し、その考えがあるのかどうか。戒告の人も公表したから連動して公表したんだという話だったんだけど、やっぱり、それは、公表のミスはミスだと私は思うんですよ。それから、あと、公表も今まで何件かあったから見てみると、性別は公表基準に入っていないのに、性別を明らかにしたり、男性職員とか女性職員とかというのがあったりして、その辺も公表基準からするとちょっとおかしいというところがありますので、公表基準の見直しをすべきでないかというふうに私は思います。

それから、次は、関連になりますが、公営住宅には滞納もあるわけですが、1,500万円ほど今ありますけれども、先ほど、行政サービス制限条例について総務委員会に付託というふうになって、今回決まらなくて大変よかったなと私は思っています。ぜひ、町長は今度選挙もあるわけですので、やはり、自分の選挙にそれを公約として挙げて、そして、やはり町民の意見を聞いてほしいと私は思うんです。行政サービス制限条例については、町民はどう考えるか、そ

れについて、公約に挙げるかどうか、それをどう考えているか伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、職員の処遇に関してのおただしがございましたが、前回、一般質問でもお答えをいたしましたとおり、この合併町村としては、一番大切にしてきたのが、それぞれの町村の行政システムを融合させる、つまり、それぞれの地域のそれぞれのやり方をいつまでも踏襲しないということが1つ大きな、私たちの旗印でありました。したがって、この12年間の中で約4年間にわたるわけではありますが、いわゆる同一職員として意識改革をずっとしてまいりました。その意識改革が不十分であったと、こういう認識の中で今回処分をさせていただいた。つまり、合併町村と合併しない町村との判断基準が違ったと、こういうふうにご理解をいただければよろしいかと思えます。

それから、2点目の町長と副町長に対する処分ではありますが、できておりますが、あした、追加提案としてご提示をさせていただきたい。ただ、1つだけ言わせていただければ、その基準は会津美里町の例を参考にさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、公表の問題については、前回、副町長が答えた内容でございますので、これについてもご理解をいただければありがたいというふうに思えます。

それから、行政サービスの制限に関して、滞納があります大変重要な問題だというふうに認識しております。そういう中で、今回、総務委員会のほうに付託ということで動議が決定されたということですので、真摯にそのことについては受けとめをさせていただきます。

そういう中で、これまで、議会に再び町長選挙に出馬をするという意向を考えてまいりました。その中では、私の公約に特に項目として挙げてございませんでした。しかし、ただいま議員がおただしのように、このことについて公約にしないかということではありますが、公約にするかどうかはこれから検討させていただきますが、議論の対象に、いろんな場所で話をし、それぞれ対抗馬が出れば、対抗馬との議論の項目には加えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 1番目の処分についての話なんですけど、どうもよくわかりませんが、話によれば県職員の方々の指導を得ながらやってきたということもありますので、間違いがないと思って今まで来たというような経過がありますので、そういう観点で実害がない

ような処分にできないのかということを行っているわけですし、そのところの答弁がなかったかと思しますので、再度伺います。

それから、処分の公表基準の見直しについても明確に見直しをするのかしないのかなかったかと思しますので、再度伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

県の指導という隠れみので業務というのを遂行してはならないと思います。つまり法改正があったわけですから、法改正があったときに、やはり真摯に受けとめていくというのが公務員のある意味では基本的な姿勢だと思うんですね。そういうことを考えると、県の指導や国の指導を仰ぎつつも、やはりみずからの自己責任という立場から町民に不安やあるいは混乱を招くようなことはしてはならない、こういうことをございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

処分については、ぜひ、ただいま、これまで申し上げた内容でご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 私のほうからは、公表基準の見直しについてお答えをさせていただきます。

確かに、公表基準の中では、地公法の29条、いわゆる戒告以上の処分について公表しますという内容になってございますが、今回の事案については、その監督責任も含めまして一連の処分ということで、訓告以下の処分につきましても公表させていただいております。これにつきましては、これまでの公表の中でも関連のあるものについては一括して公表させていただいたという経緯もございます。

なお、見直しにつきましては、先ほど、性別というお話もございました。ほかの県、例えば、町村の例も見ながら訂正するところがあれば訂正を検討していきたいと思えます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 2件です。

1つは、明許費の中身なんですけれども、商工費の駅前広場の改修3,500万明許されているわけなんですけれども、何か、当初の予算計上時の例えばモニュメントを壊すとか壊さないとかというものも変わってきているような情報があるんですけれども、その状況をお聞かせください。それが1点。

もう一点は、緊急雇用対策の関係なんですけれども、これも、数制的なものでなくて、一般行政報告書に詳しく状況が報告されているわけなんですけれども、緊急雇用対策としての町内8カ所云々と載ってまして、それから対応基金事業の結果等も出ているわけなんですけれども、緊急雇用の被雇用者の状況というか、緊急雇用でありますので、仕事をつくりながら雇用したのかなというふうにも思いますので、若干、状況を聞きたいなというふうに思うんです。ここで一回仕切り直していただきたいと思います。今回も1億9,000万円以上の緊急雇用のお金が入っていますけれども、来年度も、今、引き継ぐというか、中どまりというか大事な時期なので必要なお金だと思いますけれども、働いている状況を聞きたいなというふうに思います。なかなかその情報が入らないものですから。例えば、3カ月で終わる人も6カ月の人もいらっしゃるというふうに思いますけれども、その需要と供給のバランスの中でどんな状況なのかなというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

2点、お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、初めに、駅前広場の整備についてであります。確かにモニュメントを撤去してはどうかというご意見がありまして、それについていろいろと庁内で議論検討してまいりました。と、同時に、これは設置した当時の思いを持っている方々もおられるわけですね。ですから、その方々を交えた取り扱いではないといけないだろうということで、何回にもわたって、私のところに経過の報告書も上がってきておりますが、大方邪魔であれば取り除いてもいいのではないかと、こういう意見が実は出ておりました。しかし、あれを撤去するということになると、これは何千万という、1千万を超えるお金がかかる。それじゃ、邪魔であれば半分に切って、そして新しい町の何か象徴としてデザインを施していくことができないとか、そういう意見も現実的にありました。しかしながら、旧田島町の4方部を象徴するもので、かたどっているもので、これらについては特に今、邪魔になるという程度の話であればそのまま設置をしておいた状態でその周りにもっともっと人が親しめるようなベンチを設置するなり、あるいはあそこで盆踊り等の事業も開催しておりますので、そういうことの人たちが集まったときに、そこが一つのよりどころみたいになるものに変えられないかと、こういう意見もありましたので、そういう経過を踏まえまして、とりあえず、今回は残そうという話に落ち着いたと。これについて、それぞれ、当時建設した人もちょっとほっとしたのかなと。こんなことでございます。

それから、緊急雇用対策であります。議会のほうからも雇用対策協議会のほうにはメンバ

一として入っていただいておりますので、その都度、状態について報告しているつもりであります。つまり、緊急雇用ですから、これまでのルールの中で雇用される方と、新しくルールを敷きながら雇用を築いていったというのがございます。それで、その雇用を築く場合のそれぞれの課の今置かれた状況、これをもう一回検証しようということで、特に、おくれおくれになっていた業務、これが緊急雇用対策で可能かどうかということがございます。例えば、水道のメーターの交換、こういったものについては、やはり早急にやるべきではないか、こういうこともありましたので、これらについては緊急雇用対策できちんと対応できる、こういう認識の中で進めました。

それから、鳴山城の整備でしたが、いわゆる鳴山城祭りをやりたいということで、やまなみ泊覧会の提案方で上がってきました。それでは、鳴山城の様子はどうなっているんだろうということがありましたので、鳴山城の調査をして、それで歩道が安全でないということから鳴山城址の周辺の環境整備を緊急雇用対策でやらさせていただいたと、こういうようなことがございます。

それから、もう一つは、先ほど、いきいき健康農業推進員の話がありましたが、この方々からももう少し農業について実際につくっておられる限りなく無農薬の人たちの集荷をして、いわゆる乾燥するなり、雪室をつくるなり、そういう保存の方法を考えたいと。こういうことがあって、それがゆくゆくはホテルの食材になったり、あるいは特老施設の食材になる可能性もあるだろう、こういうものについても、ぜひ、それでは、第三セクターに委託をしながら、そこで緊急雇用対策を進めていこう。あるいはまた、山村道場の山王茶屋、これらについても、茶屋ということでいずれ人を還流させる意味で、あそこで郷土料理を提供したいと、こういう考え方もありましたので、それではそれを管理する会社のほうにお金を出して緊急雇用対策の中で対応してもらおうかと。こういうようなさまざまなそれぞれの課やあるいは支所を通して、先ほども申し上げましたように、それぞれの領域あるいはそれぞれの部署でこれまで先送りしていた、あるいは懸案事項だったと、こういうものについて細かく出していただいて、そこに必要な人員を配置をして対応しましょうと。しかし、それは、議員おただしのように、3カ月や6カ月で終わってしまうものもあります。こういうものについては、じゃ、相互に関連をすることができる可能性があるのかないのか、こここのところも議論の対象にしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 一般補正、39ページ、8款5項23節の先ほど19番議員も質問したところなんですけれども、私は、この過小徴収について、過大の部分は先にいただいてしまったものを返還するということでありますけれども、2月26日の報告で1,775万9,595円、これは本町の実質的な損害金になると思います。それで、細部について、委員会の中で支所、本庁ともそれぞれ精査中ということで所管でありますけれども、聞けなかったわけですから、それぞれの支所、本庁の額、実際の、これを示していただきたいと思いますが。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

本庁並びに各支所における課の過小分についてご報告を申し上げます。田島地域、過納分5,094万780円、過小1,662万4,595円、館岩地域、過納64万9,750円、過小100万8,000円、伊南地域、過納45万4,200円、過小3万5,800円、南郷地域、過納12万4,800円、過小9万1,200円。

以上でございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 先ほど、戒告の部分に触れられましたけれども、この戒告処分にした理由は、田島地域が多くなったのは戸数が多いから結果的に金額的に多くなったと思いますけれども、この3支所、本庁、当時の担当された条例改正の部分で誤った解釈をした、これは個人個人が一人のできる作業ではないと思いますけれども、結果、1,660万、100万、3万5,000、9万、これが実害を町に与えたとする、この過程の責任のみで戒告という実害の及ぶ処分というのは私も19番議員と同じように、ちょっとおかしいのではないかというふうに感じておりますので、その辺に対する見解をお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれがそれぞれの人生の経験を通して、あるいはさまざまな学びを通して自分の中に価値基準というものをつくるんだらうと思うんですね。私は、今回のケースがこの1点だけではなくて、普段、大きな町民に不審や迷惑、混乱を及ぼさないまでも、それらに対する苦情、批判等も含めて、こういうことがどこから起こり得るのか、ここのところをしっかりと反省しないと、言葉で単に二度とこういうことはしませんと言っても、これについては訂正される改善されるものではない。こういう判断から、私は、先ほど申し上げましたように、合併町村だからこそ、ここはしっかりもう一回責任を感じてやっていきたいと思います。そして、過小についてのお話がありましたが、そのことがありますから、私としても町長としてその責任を十分感じ、

町民の方々におわびを申し上げ、こういう姿勢を出そうということでみずからの処分には踏み切ったと、こういうことですので、ご理解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私も関連して質問したいと思ひます。

同じようなこの町営住宅の返還についてでございますが、私は、説明を聞きましてこの家賃の算定の複雑さ、家賃算定基礎額掛ける市町村立地係数とか、規模係数、経過年数係数、利便性係数とか、聞いたら、非常に複雑だ。その複雑な計算のもとで、町営住宅に入っておられる人の家賃というのは、その人たちはそういう難しいそういう算定のもとで料金設定されているということを知っているのか知っていないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 答えいたします。

算式の内容まで複雑な分についてはご承知ないかと思っておりますが、入居される際には一応説明の中で概要的なものを説明して入居していただくということになってございます。というのは、ほかの人との賃金差ということがございますので、その辺については明確に説明をしているというふうに理解をお願いしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 これ、なぜ、聞いたかといいますと、実は、何でもそうなんですけれども、世の中、お金を払うほうと、取るほうと、必ず2極に分かれます。そうしますと、今の法律の一番のもとになるのは、法の上に眠る者は保護しないというのが大前提であります。そこから、時効が生じてまいります。結局、お金を払っているほうも、やはり、自分で来た請求に対してその根拠となる計算とか何かもしなさいよというのが一応あるんです。町営住宅に入っている人も支払う側がどういう形になっているかということを知りなさいよ。私たちが国民健康保険のときに、一枚の紙にしてこういう計算のもとですと。それをきちんとやっておられる人とやらない人といろいろあるでしょうけれども、結局は、自分の払うお金の根拠は知らなくちゃならないよというのも一応あるんです。そこで、私は何を言いたいかというと、今回の、この5,200万円というやつの金額で12年分払ったと。恐らく法的には5年先まで払えばいいと思うんです。6年以上のやつは支払う必要はないんじゃないかと。それは法律は、結局、払っているほうだって、あなた、自分のところ、ちゃんと計算して払っているでしょと、それに一言も文句を言わなかったのかという法律の前提があるわけですよ。

そこで、今言ったような時効が出てくるわけです。そうすると、私が今、ここで質問した

いのは、5年分は仕方ないでしょう、じゃ、6年以上の金額は幾らなのか、算定の基礎があれば教えていただきたい。

それと、もう一つ、12年分払ったと言うんですけれども、時効を使わなかったそうなのですが、時効を使わなかった理由を教えてくださいというふうに思います。

なぜ、そんなことを聞くかといいますと、今度、恐らく監査というのが入ってくると思うんですね。監査はどういう見方をするかわかりませんが、監査はひょっとしたらそういう考えで追求されるかもしれない。税金を余計にやった分は無駄でないかというような指摘を受けるかもしれない。私たちが議会議員なので、一応チェックする立場にもありますので、その6年以上の金額と時効を使わなかった理由についてお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

時効5年を想定した6年以前の金額につきましては、手元に資料がございませんので算定をし、後ほどというふうにさせていただければと思っております。

時効を使わなかった理由でございますが、今までございましたとおり、法的根拠に基づいて使用料を徴収してございますので、時効という部分、短期であれば5年ということ、議員おただしのおり、そういう考え方もございました。ですが、当町では5年は短期ですが、10年という時効の部分も民法上ございます。そういう部分も考慮しまして当町の場合は結果として12年というそこに2年という部分でございましたので、その辺を配慮しながら過納という部分でございましたので、全額を入居者の方にお返しをしたという部分でございますので、ご理解をいただければと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私から若干補足をさせていただきますが、法の解釈というのは非常に大事なわけでありまして。そういう中で、例えば、議員おっしゃるように、5年の時効等を一つの基準にした場合に、それではその時点で発見できなかった責任者はだれだと、お返しできない場合、その時点で発見できなかったのはどうしてですかと、こういう議論が必ず出てきます。そうすると、これ、歴代の町長がかかわっています。歴代の助役もかかわっています。歴代のもちろん職員もかかわっています。そういうことを総合的に考えれば、ここはやはり過ちは過ちとして、確かに知らなければならないという義務といいますか、これはあります。それでは、町政を担当したときにそれだけで本当に住民と向き合えるか、確かにそのとおりなんです。しか

し、今現在、私のところに来ているのは、若いご夫婦なんです。広報を回さないでくれと。南会津町広報を邪魔だから回さないでくださいと、こういうふうに言ってくる人もいますね。じゃ、広報の内容はどうして知るんですかと言ったら、そんなのは役場さ行って聞くからいい、もうわずらわしくてしょうがないと、こういう人もいますね。ですから、いろいろな町民の方がいる。これを受けながら私たちは混乱をさかのぼらせてはならない、ここは過ちは過ちとしてしっかり受けとめながら私の段階で整理をさせていただく。こういうことで判断をした、言ってみれば苦渋の判断でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 一般補正の29ページの民生費、社会福祉費の老人福祉の委託料の187万2,000円の増額の件についてちょっとお聞きしたいと思います。

これは、雪が多いときとか、あるいは今年度においては制度も一部改正されましたので、追加ということになっているのかと思いますが、その中身についてまず詳しくお聞きしたいと思います。

それと、委託料の事業費は、各4地区にこれを取りまとめる何と申しますか、支援センターの中にいますけれども、4地区に、その事務委託料までも入った委託料なんですか。それとも、現場の除雪費の単に作業費だけなのか、その辺もあわせて伺います。中身です。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

まず、高齢者に対する除雪支援の内容について、昨年までですと、所得税課税世帯につきましては対象外というようなことで対応してまいりましたけれども、今年度見直しを行いまして所得税課税世帯につきましても対象とするというようなことに改正をさせていただきました。その結果、4地域でそれぞれ増加がございまして、単に所得税課税だけ、非課税だけでふえたというような内容ではないようございまして、田島地域においては53件、舘岩地域においては5件、それから伊南地域においては52件、南郷地域においては8件のそれぞれ増加がございました。

それから、この委託料の中から出ている分についてはすべて除雪の支援対象費、除雪だけでございまして、それぞれの各4地域で、例えば田島ですと御蔵入倶楽部に取りまとめ等をお願いしているんですけれども、そちらについては、こちらのほうからは支出をしてございません。

それから、さらに、今回の補正を上げました187万2,000円なんですけれども、12月に74万、

それから1月に547万7,000円、当初予算809万をそれぞれ4地域合わせて持っていたんですけども、1月の段階で622万の支出、それから2月の段階で115万8,000円の支出でございまして、737万9,000円ということで、若干、補正する段階で、2月以降のまた未請求等がございましたので、今回187万2,000円を補正増額した内容となっております。

以上です。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

今ほどの委託料に運営する各4地域の部分の委託先が入っているのかということですが、各4地域に入っている部分については建設課の除雪ネットワーク事業というところで見させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ここに上がっている委託料は除雪の事業費なんですね。これが4地域で世話人、事業所の方は、これだけの業務料を組んでも、違う課のほうで、事務費はまた委託料をくれるんですね。この連動ですね、私、これがちょっと。制度を変えて、あるいはそのときの豪雪とか雪の量が違います。それによって今度は補正が出た場合、いわゆる事務経費のほうも、当然、忙しくなっているんですね。現場に行ったり、1割のお金を徴収したり納付したり等々、当然、これが款にまたがっているわけで、どうもその辺が連動して事務費もかかってくるというのに補正に上がっていなかったの、その辺をこれからしっかり、事業量とほかの事務経費と連動するような仕組みにしてほしいと思いますし、実態をよく把握して考慮していただきたいと思いますが、どんなようにしているんですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

この除雪支援のあり方につきましては、建設課と健康福祉課、それぞれ各支所ということに対応していますけれども、さらに、各総合支援センターがこの中に入りまして、各総合支援センターを窓口にしようということで、今年度からはそういうようなことでやっておりますけれども、まだ若干の統一されていない部分がございますので、今後、今年度内部で協議をしまして、それぞれ事務方も負担があるようなので、協議をしながらよりスムーズに対応できるように、そんなことで検討してまいりたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私は、質問をしないつもりではいたんですが、たまたま今、4番議員から高齢者世帯除雪新事業ということで、ここで質問がありまして、その答弁にちょっと。昨年までは一応この事業は非課税世帯というものに対して私はあったと思うんです。今年度は特別、課税対象は関係なしに全部ということになったようですが、例えば非課税世帯と例えば公務員あるいは多くの年金をもらっている方とあるいは健康な方、最近の子供手当全世帯ということと同じで、私は分けるべきではないか今までのように。例えば上げるのであれば、分けるのは大変ですけども、年金の金額によって多少は3段階ぐらいに1割負担、2割負担、5割負担というふうにしてもいいとは思いますが、この事業は恐らく、福祉協議会で民生員のほうできちっと調査をしながら、この世帯は必要、この人へは大丈夫という仕分けをしてはと思うんです。もしこういうふうになるのであれば、もう、民生員の用事も何もないし、町としてもわかるわけですから、全世帯を支援するべきだというのであればやるべきだと思んですが、その辺、どうでしょう。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

この除雪支援事業でございますけれども、この決定に当たりましては民生員の皆様方に調査をしていただきまして、最終的に町のほうで決定をしているわけでございますけれども、その調査の内容につきましては、同一地域内の中に子供さんとかいらっしゃる場合、そういった場合には世間一般、当然、子供さんらがやるというようなことで対応できるだろうというようなことで、申請があっても民生員さんの判断で却下、さらには町のほうでそれを受けて却下をするというようなことで判断をしてございます。

この地域について、合併前は田島地域一本で判断をしていたんですけれども、合併以降、伊南、南郷、館岩と同一の広さということで、田島地域の中で田島と桧沢と荒海と3地区に分けた経過がございます。そのために、例えば田島町内に住んでいて、荒海に例えば親が住んでいて、田島の住宅に子供さんが住んでいる場合にはいいでしょうということになるわけなんですけれども、その辺について、ちょっとおかしいんじゃないかというようなご意見がございました。このようなことから、昨年12月の段階で、民生員さん、いろんなご意見がございましたので、高齢者の除雪支援のあり方全般について、平成20年度見直していこうというようなことになりましたので、その結果をまた後ほど皆様のほうにお返しをする、民生員さんとか区長会とかそういった意見を聞きながらまた新たな高齢者の支援のあり方について方向を示していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 そうしますと、1点は、見直しの基準は、一応決まったので今度説明するということですね。

あと、もう一つ、今度、オペレータの支援ということで、オペレータが除雪のないときは2人1組で高齢者宅を回る、あるいは今度は建設業者も今、回っていますね、このずっと。それはいいんです。その中で、例えば、民生員さんが申請が上がってきたものに対して、ここは該当しませんよ、ここはしますよとやっていると言うんですけども、その業者の人やその人たち、だれがやったかわかりませんが、あなたのところは年齢いってるから該当しますよ、申請せえとこう言って歩かれて非常に困ると。該当しますよと言ったにもかかわらず、民生員がいや、ここはだめですよと言った場合に非常に不信感を持たれる。こういうややこしい、今までと違ったことをしているのであれば、私は、民生員も何も必要ないと。町でわかっている高齢者の方は全員、これに該当されてはどうですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 先ほど、答弁の中で、高齢者世帯、課税世帯の皆さんをことしから拡大をしたんですけども、すべての方が対象になるということではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それから、今ほどございました除雪をやる業者の方が民生員さん以外に勝手にやる、あなたは該当するので申請しなさいというようなことで歩かれてといったようなことなんですけれども、それについては、何人かの民生員さんのほうから私のほうに苦情というかそんなお話がございました。ことしは、特に雪が多かったものですから、除雪をやっている事業者の方が見かねましてあなたも該当するのではないかと、申請したらどうかというようなことを言って歩いたというようなことで、そのようなことがありましたので、次年度以降、そういった委託業者、町のほうにすべて申請しますので、そういうような勝手に自分で歩かないようにというようなことで指導してまいりたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 そうしますと、該当者というか、もちろん、同一集落に子供なりそういうできる人がいる場合は当然わかりますが、例えば、桧沢地域にあって田島あるいは荒海の住宅に住んでいる、でもなかなか来れないという方は該当になるんですよね。例えば、人によっては、同一集落にいるんだけど、親子仲が悪くて行ったり来たりしないと、頼みようがないと、あんな親のやっつけられないと、こんな人がいるかどうかかわかりませんが、そうい

う場合でもこれは当然該当にならないわけです。そんなのを一つ一つ民生員、大変な思いをしながらチェックをしているんですが、そういうところでいろんな間違いが起きるんであれば、全世帯、大した数ではないということなので、全世帯該当したらどうなるかという点についてちょっとお答えいただきたかったものですから、町長、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

除雪については、一般質問の中でもお答えをしましたが、恒常的に雪が生活を阻害する要因になる、あるいは生活の不安を引き出す、ある意味では原因になるとこういうことであれば、雪国に住んでいるよさが余り引き出されないんですね。ですから、雪国であるがゆえに雪対策については万全を期すと、こういうのが私は町政の基本に据えるべきだと思うんですね。そういう意味でいいますと、今回の除雪支援にしても、始まりが始まりだったんでしょ、そういう細かいところに差をつけていくというか、それは何か正しい一つの基準、物差しということで恐らくご判断があったんだと思うんですけれども、今、おっしゃるように、いわゆる親子だから、あるいはそういう関係だから当然でしょうというのは、私もある意味ではやってほしい、親子関係というのはよくあってほしいというふうに思いますがいろいろな事情でそういかない場合もある。しかし、現実的に暮らしは不安を抱えているということもありますから、これは先ほど、健康福祉課長も言ったように民生員たちの意見をもっともっと集約をしながら、次の段階を見通して検討させていただくと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私は所管外だったものですから、2点ほどお伺いをさせていただきます。

まず、一般会計の中で、102ページの。すみません、失礼しました。

○渡部康吉議長 では、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第38、議案第41号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第39、議案第42号 平成21年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 この予算の構成を見ていますと、当初が280万、9月補正で143万8,000円ですか、9月補正は51%の補正になっております。そして、今度は264万7,000円の減額補正と。前の分はプラス補正なんです。医療費の推計は非常に難しいと思います。しかし、患者さんが被保険者と申しましてもいいかと思いますが、お医者さんにかかった場合、2カ月後に町には医療費を支払うというふうになっておると思います。だけれども、以前に143万8,000円を補正しておいて、今また264万7,000円を減額する、1年の間に短期間でこれだけ医療費の推計がプラスになったりマイナスになると。今回の補正は前回の予算に対して62.5%を補正しています。こういう余り補正の額がプラスマイナスが大きいので、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

議員さん指摘のありますのは、後期高齢者医療制度に関することかなというふうに理解をしておりますが、今回、老人保健につきましては、今回が初めての補正予算でございますので、特に、今までそうした経緯はございません。老人保健そのものにつきましては、平成21年3月で廃止をいたしましたので、その後、いわゆる月遅れ請求等の関係がございますので、3年間だけその整理期間を設けるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 今、課長から説明がありましたが、今回、初めての補正ということだったんですが、補正（第2号）とありますね。これ、老人保健のことなんです。後期高齢者のことじゃないんです。その点、よく見て答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 大変失礼をいたしました。

途中の補正につきましては、その見込みにより一たん補正をさせていただきましたが、今回、確定によりそれほどの医療費の見込みが実際には出てこないということがわかりましたので、今回、新たに医療費交付金だけですけれども、132万4,000円について減額をさせていただいたということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 この関係は恐らく私が思うのには、1人当たりの医療費の推計を出していないで、全体的の医療費の推計で総額を推計したと。このように考えるわけなんです、1人当たりの医療費を出して、それから推計しておられたのかどうか、これで3回目ですか、お答え願いたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

基本的に診療そのものは21年3月までに終了した分について月遅れ請求という形であったものを医療費というふうに老人保健のほうでは支出をすることにしておりまして、平成21年4月以降につきましては、いわゆる後期高齢者医療制度のほうで支払いをしております。そういうことがありますので、整理期間中はいつ請求忘れというようなこともありますので、その見込みとして立てているというようなことをございますので、若干、数字的な見込みがおろそかだったという部分もあるかと思しますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第40、議案第43号 平成21年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第41、議案第44号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第42、議案第45号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第43、議案第46号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第44、議案第47号 平成21年度南会津町水道事業会計補正予算
(第4号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月16日午前10時より開議し、引き続き議案審議を行います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

散会 午前11時42分

平成22年第1回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成22年3月16日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第48号 平成22年度南会津町一般会計予算
- 日程第 2 議案第49号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第50号 平成22年度南会津町老人保健特別会計予算
- 日程第 4 議案第51号 平成22年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第52号 平成22年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第53号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第54号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第55号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第56号 平成22年度南会津町水道事業会計予算
- 追加日程第 1 議案第57号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
る条例
- 追加日程第 2 議案第58号 平成21年度南会津町一般会計補正予算(第9号)
- 追加日程第 3 議案第59号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第7
号)
- 追加日程第 4 委員会提出議案第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議
での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出に
ついて
- 追加日程第 5 議案第 7号 南会津町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置
に関する条例(総務委員会報告)
- 追加日程第 6 議員派遣の件について
- 追加日程第 7 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	5番	山内政	議員
6番	渡部優	議員	7番	星光久	議員
8番	楠正次	議員	9番	大宅宗吉	議員
10番	渡部忠雄	議員	11番	湯田秀春	議員
12番	星登志一	議員	13番	星和男	議員
14番	平野昌盛	議員	15番	阿久津梅夫	議員
16番	渡部東	議員	18番	菅家幸弘	議員
19番	大竹幸一	議員	20番	児山寿明	議員
21番	五十嵐司	議員	22番	渡部康吉	議員

欠席議員（2名）

4番	馬場信作	議員	17番	芳賀沼順一	議員
----	------	----	-----	-------	----

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長補佐
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。都合により欠席届けのあった議員は、4番、馬場信作君、17番、芳賀沼順一君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎補足説明

○渡部康吉議長 ここで、建設課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

建設課長。

○児山忠男建設課長 前日、11番、湯田秀春議員よりおただしのごさいました町営住宅家賃5年間以前の分でございますが、平成10年から16年の7年間における家賃過納分についてのご報告をいたします。過納額3,381万7,230円であります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおりでございますので、ご了承願います。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第1、議案第48号 平成22年度南会津町一般会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、当初予算のほう全般について、1点だけお伺いいたします。

先日というか、1月18日ですか、一応国会のほうで大体の過疎法に関する取り決めが行われたということなんですけれども、行政としては今回の予算編成に当たって、普通交付税ですね、これに対してどんな考えで組み立てをやったか。というのは、概算61億円でしたっけ、それではちょっと私は見積もりが少な過ぎるんじゃないかなとこんな感じがするわけです。

それともう一つは、今度過疎法において従来ですと道路だとか、建物類の過疎債しか認められなかったけれども、今回からはソフトのほうも認めようというような動きになっていると聞いているんですけれども、その辺は行政としては、今後の計画どんなふうを考えているか、1点だけお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは、普通交付税の当初予算の予算化に対する考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、普通交付税につきましては、マクロベースにおきましては対前年比若干の伸びを示しております。それで過日、議員の懇談会の中でもお話ししましたとおり、いわゆる単位費用、それから補正係数等がまだ明らかになっていない状況の中で、仮に1%ほどの誤差が生じると何千万というような数字の差が出てまいりますので、当初予算におきましては臨時財政対策債を含めると確かに一般財源の総額が地財計画上措置されてはおりますが、それはすべての全町村に当てはまるというものでもございませんので、少ない情報の中である面でリスクを背負っておりますので、7月の本算定におきまして決定した段階で再度補正をさせていただくということで、内輪の積算の中で見積もりさせていただいたということがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、もう1点、過疎の関係でございますが、これにつきましては、今議員おただしのおとり、新たに過疎債がソフト事業にも充当できるというような情報を得ております。ただ、その情報が、この当初予算編成の段階では、まだ不確定な部分がございますので、当初予算でソフト事業に充当する過疎債ということの考え方はしておりません。

それで今後、過疎の計画自体も当然直さなければならないと思います。それで、今現在上が

っているのはほとんどがハード事業で、過疎債が充当できるような事業を中心として過疎計画の中身を組み立ててしておりますので、今後、過疎法の内容を十分吟味しながら、その過疎計画の中に新たなソフト事業、過疎債を充当できるような事業についてもその中で検討を加えていきたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一議員。

○12番 星 登志一議員 そうすると、今の課長の答弁ですと、とりあえず今後今回の予算の中には見積もっていないということですよ、増額分は。それは7月もし確定したときに新たに見積もると。

あともう一つは、過疎債のソフトに関しては、今回上がっている予算書の中で組みかえがそういうことで生じるかもしれないと、こういうような理解でよろしいですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

基本的な考え方はそういうことでございます。ただ、過疎債につきましては、実際のところどういった部分のソフト事業が過疎債の対象になるのか具体的な情報がまだ入っておりませんので、仮に南会津町として取り組むソフト事業の中で過疎債の充当可能な事業があれば、当然のことながら過疎債のほうに振りかえをしていきたいと、こんなふうに考えておりますので理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一議員。

○12番 星 登志一議員 私が過疎債に執着するのはですね、実はこれは「地方議会人」なんですよね、3月号。これは議会始まってから来たものですから、私もそれを見て少し心を躍らせたわけなんですけれども、実はこの中のソフト事業の中に、過疎債の対象に認定子ども園、それから太陽光発電、自然エネルギー施設と医師確保などソフト事業を加えることにしたとあるんです。ですから、非常に私は前から執着していますけれども、バイオマスの発電というのは非常にこれだけの山があつて何とかしたいと。政府のほうにも、七、八人じゃなく24人というような運動をすべきだということを常日ごろ言っていますので、チャンスが来たなというふうに思っているわけです。

ですから、町のほうでも今新エネルギーを検討しているわけですから、もしもそれが該当するようになれば、思い切った方策が取れるんじゃないかなということで質問したわけなんです。

それともう一つは、多分課長は行政側だから増加は交付税のほうですね、ないだろうと思ひていますけれども、私のほうは議員だから想像するのは勝手なものですから、通年の例で言う

と、多分2億か3億はふえるなど、今の手法でいけば。それで、私は6月の議会に、一般質問でもやりましたので、1年間に1億円ぐらい、3年計画で3億円ぶっ込んだらどうだというような提案をしましたので、私は6月に改めてその事業を行政側にぶつきたいと思いますので、少しそういう意気込みを持ってこの3カ月はやっていきたいと思いますので、少し提案した後には真剣にご議論いただけるんじゃないか、こんなふうに思いますのでご答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、先ほど総務課長のほうから答弁をしたのは基本的なスタンスということでご理解をいただきたいと思いますが、議員おただしのように、まず過疎法の改正については、私たちが市町村長挙げてこの存続を実は要望してまいりました。特に南会津地方については、檜枝岐村と下郷町が過疎対象地域でないということなので、何とかこの地域を同じ過疎法で救えるようなそういう制度改正をお願いしたいということでこれまでやってきました。幸いそれらの要望が通って、今回下郷町も、あるいは檜枝岐村も過疎法の適用町村ということで位置づけられました。

さらに、今議員がおっしゃったように大きな変革があったというのは、ソフト事業にもこの過疎債が適用になると、こういうことです。

今議員からおただしがあつた幾つかの事業提示がありましたが、まさしく今のところそういう情報は入っています。しかし、基本的には私は県が、今の県と市町村の関係がある以上、県がどういうふうにいわれるソフトと事業について今回総合計画ができたわけですが、その中に位置づけていくか、具体的な方針としてどう取り上げていくかと、ここがやっぱり非常に重要な問題だというふうに私はとらえています。

つまり広域的にやらなければならない問題がありますね、特に医療の問題については。したがって、議員が今後かなり意欲的なご発言をいただいておりますが、そういう状況がもし確定する、あるいは確実な見通しになった段階では、今おただしのようなスタンスといえますか、行動をとるようになるんだろうというふうに思っております。

交付税については、確かに少し下目に見積もつたというのはありますが、事業仕分けというのがございます。これは交付税だけで、この間一括交付金の話もありましたが、交付税だけで議論できる問題ではないので、いわゆる事業とどう連携、連動していくかと、こういう考え方をとれば事業があつて、人件費があつて、さまざまな経費があるわけですから、こう考えれば今南会津町も最も必要な支出、あるいは事業、これを最優先した結果、それに当てがっていつ

た財源の中で交付税の見積もりをしたと、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 町税の収納率はいかほど見られたのか、各税について伺います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

まず、個人町民税ですけれども、町内の経済状況等の悪化もありまして、営業所得を対前年比で92%、さらには給与所得を92……

○14番 平野昌盛議員 予算に上げている収納率だけでいいです。

○馬場増男税務課長 個人町民税につきましては、給与所得を92.5%ということで推計をいたしまして、予算の計上をしたところでございます。それから、法人町民税につきましては、対前年比厳しい企業状況の……

○14番 平野昌盛議員 簡単でいいです。

○馬場増男税務課長 法人町民税につきましては、対前年比の50%で見込んでございます。それから……

○14番 平野昌盛議員 そういうことじゃなくて。議長、14番、答弁の途中ですがちょっと発言したいので、よろしいですか。

○馬場増男税務課長 大変申しわけございません。ちょっと今精査しまして、後ほどお答えさせていただきます。すみません。

○渡部康吉議長 14番、いいですか。今の答弁でいいんですか。

[発言する者あり]

○渡部康吉議長 ではもう一回。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 私の質問の仕方が余り簡単だったのかとも思いますが、町税の予算に計上された収納率で、確か100%は納まるものがそう余りないんじゃないかと思うんですよ。例えば100万円課税したときに、100万円納まれば100%納まるんですが、それは98%とか、それを100万円の課税額に対してどのくらいの予算化をされていたか、それをお伺いしたかったんですが、そのぐらいはおわかりかと思うんですが、ひとつよろしく願います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。大変失礼いたしました。

収納率を基本的にもとにしまして、各税目の収納額、税額の積算をまず基本的には目標といたしますが、しておりません。収納率、個人町民税につきましては前年度99.14、ここを一つの目標にしてございます。それから、法人税につきましては99.4%、ここを一つの目標にしております。それから固定資産税でございしますが、97%を目標としてございます。軽自動車税につきましては、98%を目標にしております。国保税につきましては、92%を一つの目標としてございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 今は一般会計の予算ですから、それはそれとしていいんですが、あと入湯税とかは何%、これは100%ですか伺います。たばこ税ですか、この収納、予算に計上された収納割合を伺います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 たばこ税、それから入湯税につきましては、100%を目標にしてございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 三、四点伺いますが、まず1つ目は、119ページの区画整理についてちょっと関連した質問でございしますが、119ページに区画整理のバイパス整備関連事業ということで上がっておりますが、今農協の前がちょっと正面あたりがまだ工事が進まないという状況の中で、松ノ下方面のバイパスの工事が始まっておりますけれども、交通安全上、非常に危険な状態がもう1年くらい続いているかと思うんですが、ちょうど農協の北側ですね、北側の真っ直ぐ正面あたりがなぜ工事が進まないのか、どういう問題があるのかを伺いたしたいと思います。

それから、2つ目は127ページであります。19節で職員の退職手当負担金というものがありますが、これで特別職の中で、これも関連ですけれども、今回退職される方が町長などおりますが、退職金はどのくらいになるのかわかれば伺いたい。

それから、3つ目は135ページになりますが、13節の中で、委託料で学習サポート事業委託料が2,600万円ほど上がっております。来年もまたやるのかなというふうに思いますが、昨年保護者の自己負担、これを取るべきでないというような質問と提案をしたわけですが、来年についてはどういうふうになっているのか。

それから、同じ関連で、その上の134ページですね、その前のページの4節の共済費とか、7節の賃金あたりで学習支援員社会保険料とか、あと学習支援員賃金とかとなっていますが、これは昨年の予算書では学習サポート支援員という言葉、サポートと入っていたんですが、本年はサポートという言葉が入っていませんので、何かどういう違いがあるのかなと仕組みが変わったのかなということではありますが、これは134ページでありますけどちょっと細かなことでいいでしょうか。

それから、いま1点は、151ページになりますが、学校給食費の関連で2番の給料とか、職員手当が昨年より大分少ないんですね、例えばこれは給料ですと昨年はたしか9人分が上がっていたんですが、3,600万円上がっていましたが、本年は6人分で2,300万円というようなことで減っている。

それから、昨年はこの給料の前に1節として、学校給食費の学校給食センター運営委員会報酬というのがあったんですね。5人分と昨年あったんですが本年はないので、何か学校給食の関係で大きな仕組みの変更があったのかなということをおそらく予想するんですが、どのような仕組みがあったのか。

そして、その関連の中で、152ページに来ると13節の委託料の中で、下から3行目の学校給食調理業務委託料というところで、これが2,597万7,000円がぼんと大きく上がっているものから、何かちょっと変わったなというふうに思うんですが、どんなふうに変ったか、ちょっと私らは委員会で説明を聞いておりませんので、その辺よろしくお願いします。

以上であります。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

土地区画整理事業におきますバイパス関連のおただしでございますが、農協の北側における部分においての進捗状況についてご説明を申し上げます。

まず、バイパスの道路の整備においては、農協の北側について一部施工していない部分がございます。その部分については土地の所有者の同意がまだちょっと得られていない部分がございますので、その部分を飛ばして松ノ下のほうに随時進んでいるというような状況下に今現在なっております。

それともう1点でございますが、農協の交差点から丹藤に至る道路の部分でございますが、その分につきましては22年度、今年度この予算の中に計上をしてございます。21年度においてそこに住んでおられる方、地権者等の同意等がかなり進んで進捗状況がよろしいというよう

なことでございますので、22年度においてはその付近においての家屋等の移転をしながら道路整備を進めていきたいと、このように考えまして22年度予算に計上したところでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは127ページの職員の退職手当の負担金の関係でご答弁させていただきます。

ここに上がっている職員退職手当負担金というのは、それぞれ県内市町村が退職手当の支給においては、一部事務組合を構成いたしまして、総合事務組合のほうで一括事務処理をしております。それで、ここに上がっている退職手当負担金というのは、その一部事務組合に対する将来の退職手当に備えるための負担金でございます。ここに上がっているのは教育委員会所属の特別職、それから一般職の年間の給与の総額に対しまして、特別職で申しますと1,000分の327、それから一般職で申しますと1,000分の220相当部分をここに計上しているところでございます。

それで退職手当はどのくらいになるのかというようなお話がありましたが、一般会計の162ページをごらんいただきたいと思いますが、ここに給与費明細の中で、カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当ということで記載しておりますが、退職手当につきましては、基本的には退職時の給与月額にそれぞれそこに記載されている勤続年数等を乗じまして、それが最終的に退職手当ということになります。

ただ、退職手当の中身につきましても勸奨の場合と、それから自己都合ということにつきましては若干の加算関係がございますが、基本的には退職時の給与月額に勤続年数に応じた率を乗じて退職手当としているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

まず、学習サポート事業に係る保護者の負担金の部分です。これは去年同様1人500円を皆様に負担をいただいています。

それから、学習支援員というようなことであるわけですが、これは学習サポートという文字が入っていたわけですが、業務の内容については同じでございます。名称を学習サポート支援員から学習支援員に改めたということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、給食費の給料の関係でございますが、今回定年退職者がおりまして、その関係での減でございます。それから昨年度臨時賃金では給食センターの運営委員のいわゆる報酬があ

ったわけなんです、委員のそういった委員会の内容というものが、いわゆる給食費を幾らにするとか、あとは食材をどうするのかといった、そういった内容での運営の中での委員会でした。実質給食については、センター長が各支所の分室の分室長が兼ねているんですが、そういった部分で兼職もしております。給食センターの運営については、委員会に諮るまでもないだろうと、構成が校長先生とあと分室長とそれから栄養士といった形での委員会でしたので、そういった部分もありまして、22年度からこの委員会については、協議をやめようというようなことでの判断でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私から若干補足をさせていただきますが、補足といいますか訂正も一部ありますけれども、今学校教育課長が言った学習サポート支援員が名称が変わったというのは同じではないんです。

実は学習サポート支援員ということで学習サポート事業を支援してきたんですね、これは。ところが学校側の先生方あるいは支援員になっていただいた方々からすると、時間の充足度がまだまだあると、まだまだほかにやれる余力があるんだと、こういうことだったんですね。したがって、今回図書の実をやる。図書室でどちらかというと勉強が余り得意ではないといえますか、本を読む機会は少ない、そういう方々をも学習として支援していこうと、こういうことで学習サポート事業だけではなくて、学習サポート事業とあわせてそのほか先生方が足りない、あるいは先生の手が回らないというところまで支援をしていこう、こういうことを加えたためにサポートという名称を取って学習支援員とこういうふうにさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

先ほどの答弁の中で1件落ちた部分がございますので、追加して答弁をさせていただきます。

学校給食センターの委託料の増額の部分でございますが、先ほど申し上げました給食の調理員の方が定年退職になるというようなこともございまして、そういった部分で外部委託も想定をしておった中での予算措置でございました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 まず1つ目は、区画整理の話としましては、農協前の工事の進まな

いところ、農協の正面の北側ですね、あのバイパスの部分の質問をしたわけですが、丹藤方面の答弁もいただきまして、大変ちょっとありがたいと思ったんですが、肝心かなめの農協前のバイパスのほうの説明がちょっと弱かったと思うんですが、地権者との交渉が済んでいないということなんですが、私の聞いた話では、なぜ交渉が進まないのかというそこが問題で、代替地を欲しいという地権者の要求に対して、その要求が決まらないうちに去年あたりか、一昨年から、工事を始めようとし、ストップを食らったと。そして、地権者が怒っていると、こういう話を聞きました。

これが本当かどうかちょっと伺いたいと思いますか。もし本当だったら、やはりそういうような職員の対応、これを本当は怒るべきであって、その辺り町長はしっかり怒っているのかどうか、それ伺いたいと思うんですね。その町営住宅の問題ばかり怒らないで、こういう問題についてもその状況を伺います。

それから、あと退職金の問題では、この162ページのことをもうちょっと、本当は金額を言ってもらおうと一番わかるんですが、何ぼと言ってもらおうといいんですが、ちょっともう一回私もよくわからなかったんですが、この161ページのカの支給率等を20年勤続の者だったら30.55当てはめるんでしょう。これはそうすると、現在の例えば今度町長も一応退職になるのかな、そうすると報酬掛ける30.55やるのかなと思うんですが、ただこれは20年勤続の者とありますから、例えば町長の場合だと、これは4年とやるのかちょっとわかんないんですが、4年の人も30.55掛けるのか、そこら辺がわからないので、もう少し優しく丁寧に教えてほしいし、金額もわかっていれば金額が何ぼと言ってもらえれば一番いいんですけども、あと副町長もですか、副町長も当てはまるのか、それがちょっとはっきりわからないんで、そういう当てはまるということが、そういうのがわかれば伺いたいと。

それから、学習サポート事業につきましては、1人500円という話がありましたが、これは月額の話ですね、年間6,000円だと思いますがね。ですからこれは知らない人は500円くらいしようがないと思うんだけど、やはり年間6,000円というの結構失業者なんかにとっては大きいんですよ。ですから、これもやはり何か全体の金額でそんな大きい金額じゃないでしょう、これは。去年も私出したんだけど、何ぼだったか、二、三百万だと思うんですよ、恐らく。そのくらいは何かで負担して、親の負担がないようにこれはできないのかね。

それから、あと学習サポート事業は去年もそうだったと思うんですが、親の説明が確か遅いと思うんですよ。ことしはやったのかどうか、その辺り親が余り選択の余地がなく、半ば強制的にというような感じでちょっと去年思ったんですが、本年その辺り十分な説明がしてある

のかどうか伺いたいと思います。

あの学校給食のほうは、あれがなくなったということで大体わかりましたが、その辺もう一回伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、バイパス関連のご質問についてであります。町長はしっかりしかったのかという話ですが、私は恐らくいろいろな意味でいつもしかっているように町民のほうには届いているかもしれませんが、しかるにはしかる意味がありますし、またしかるにしてもしかり方がありません、その状況によって。

それからもう一つは、相手がそれに耐えられるような性格であるかどうかということも含めて、しかり方というのはやはり、あるいは注意の仕方というのは、当然変えなければならないと、そういうふうに思っています。

そういう中で、この土地区画に関するバイパスの整備については、実は約束ができていたと、合意があったと、こういう報告があります。しかし、その合意を証明する書類を見せてくれと、こう言ったところが、書類の取り交わしまで行っていなかったんだと、こういうことなんですね。このことについてはしっかりと注意をさせていただきました。

これは、ある意味混乱を招く以外に、きちっといつ職員というのは異動になるかわかりませんから、当然継続して引き継ぎをしていかなきゃならない。こういう事務、あるいはこういう仕事の仕方からしてもまずいということで、これはしっかりと正しておきました。

そういう中で、じゃなぜここまで長引いてきたのかと。一つは、まず県の事業なんですね。私のほうも、もちろん県のほうに協力するという意味でかわりを持っています。そういう中で、ほかにも実はこの方とはちょっと合意にまだいけない問題、ケースがございます。

そういうことを考え合わせますと、役場の職員も紳士的に一生懸命やっけてきている部分はあります。ですがそういう誤解を解くために、副町長、あるいは私も本人に会って話をしましたが、会う機会ごとに二転三転するものですから、どこに照準を置いてどこに例えば私たちのほうの相手側に与える誠意というのをつくり出したらいいのかと、ここがなかなか見出せないというのが現状までできています。その中で、代替地の話も私のほうから具体的にもしあれでしたらという話をしましたが、今のところまだそれに対する回答は得ていないと、こういう状況でございます。

それから、学習サポートの委託料の個人負担であります。これは学習サポートを入れてい

ない学校があるわけですね。これが南会津町全域の学校で学習サポートの事業がしているのであれば、それは議員おただしのように考える必要があるんだろうと思いますが、やはりそれを入れていない学校があるということには、やはりある一定の負担をしていただいて整合性を図ろうと、こういうことをございますのでご理解をいただきたいと思います。

私からは以上です。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま町長から答えていただきましたとおり、お金の件についてはそういうことをございます。

それから、保護者は知っているのかというようなことのおただしでございますが、これは昨年の11月ごろまでには、このことについては教育委員会として来年度もやるということ決定しまして、そしてそれぞれ各学校のほうに先生方が校長あるいは教頭を集めまして、それで趣旨説明し、理解していただいて、そしてそれぞれ各学校から家庭のほうにはご連絡いただいているものと思います。

まだ、もしこれからさらに不徹底な部分があったら、校長を通して家庭のほうにPRをしていきたいというふうに思います。

それからもう一つお金の件ですが、これまで納められなかったという方はございません。もしそういう方があったら、校長のほうから教育委員会のほうに申し出てほしいということはおっしゃるんですけども、そういうケースはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 退職手当の関係でお答え申し上げます。

162ページの表の見方でございますが、これは先ほどもご答弁申し上げましたとおり、退職時の給与月額に例えば20年勤続の者で申しますと30.55月、これに乗じた金額が基本的には退職手当として支給されると、こういうご理解をいただきたいと思います。

それから、特別職の関係でございますが、特別職におきましても最終的に退任時に支給されている給与月額に、その在職月数に応じた基準で退職手当ということになりますが、特別職につきましては手元に具体的なその算定の仕方につきまして資料を持っておりませんので、正確なところを調べた後でご答弁を申し上げさせていただきたいというふうに思っておりますので、

ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 では今の質問の答弁を後からお願いします。

学校給食のことでさっきちょっといいかなと言ったんですが、何か民間委託を考えているとかとちらっと話があったものですから、そのところもうちょっと説明願いたいということと、それから今度、来年から始まる統合保育所の給食とか、あるいは田島地区の学校給食ですね、中学校のあれがあと三、四年後に始まるという状況なんですけど、そうした中で地元の食材を使った学校給食というようなことをずっと前から言っておるわけですが、民間委託との関連でそうしたことが心配がないのかどうかですね、その辺を民間委託との関連で両方説明をお願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

例えば民間委託になったとしても、これは地産地消といいますか、自分のところでとれたものを、つまりとった人の顔が見えるものを使うということは原則にしております。現在委託しておるところもそういう方向で進めてございますので、その辺は今後もやっていきたいと考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 外部委託の部分でございますが、今年度末をもちまして田島小学校と南郷第一小学校の正規の調理員さんが定年退職されるということでございます。その部分について、先ほど申し上げましたように外部委託というようなことで考えておりましたが、まず調理員の人事異動の部分もございまして、そういった部分も含めて今後また検討していきたい、検討しているところでございますが、人事異動も含めましてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それでは、特別職の退職手当につきまして再度ご答弁申し上げます。

先ほど申しましたとおり、退職時の給与月額に在職している月数を乗じまして、そこに町長であれば100分の48、副町長で申しますと100分の29、それから教育長におきましては100分の20を乗じた金額が退職手当ということでございます。

○19番 大竹幸一議員 わかりました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 何点かご説明をお願いしたいなと、こう思うんです。

この施政方針のお話もここでお伺いしてもいいのかな。新たな夜間乗合タクシーの実証運行というのが入っております、このことにつきましてちょっと何のためにどこまでまずは何回その辺もやるのかなという1点と。

農林課関係で、造林費の中の繰出金の中で1点お伺いしたいなと思うんですが、これは荒海財産区の特別の繰出金だと思うんですが、この荒海財産区はこれは今のところ1億円のくらいの基金があったような感じがしますが、だんだんこれを2,000万円近く使っていくということになれば、この財産区の、ほかの議会のことだから言っているのか悪いのかわかりませんが、この議会を存続していくのか、それとも町でもう一括管理してその財産に関しては町主導で管理委員会をつくるというような考え方というかそういう計画が進んでいるのか、これをちょっとお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、夜間の乗合タクシーについておたがしがありましたが、これは一つは若い世代の人たちがいろいろな交流を通して自分の将来をもっともっとお互いに語り合いたい、そのときにどうしても語るだけでは終わらなくて、その後ちょっと懇親を深めたい。そうしますと、これはともすると酒酔い運転につながりかねない。それからもう一点は、自宅にいる家族の迎えをもらう、こうすると家族の人たちも非常に休まる時間がない、そういう意見もありました。

それからもう一方には、いわゆる夜の商店街に非常に活気がなくなってしまった、それはある意味では厳しい所得の減少という現実があるんだろうと思いますけれども、そういうことを考えると、まちなか再生事業の中でこういうものを実証してみたらどうだと、一度やってみようと、こういうことが防犯の関係とまちなか再生事業の中で出てきたので、これらについては、では新たに取り組むということで施政方針に入れていこうと、こういうことで決断をさせていただきました。

したがいまして、施政方針ですから、まだまだこれから具体的にどうなるかというのは見通しは不透明であります。今後さらに精査を進めていくと、こういうことになります。

それから、造林関係の繰出金の話ですが、これはいわゆる荒海財産区の事務をしている職員

給与への繰出金というふうに理解をしていいかと思いますが、全く議員がおただしのように財産区を将来一括管理するかということは、私が決めることではないので、これは議会のほうで決めることで、議会の話題には一切上っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 大体これは大まかな骨子だということがわかりましたので、確かに酒酔い運転はね、これは絶対だめなので、そういう趣旨の中でそれをやるんだと、それは一定の理解はしましたが、この財産区のことは議会の中では1回もそういう話がないということ、財産区の議会という中でということと了解していいんですね。わかりました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私のほうからは所管外でございまして、102ページのまず節の報償費、地域経済活性化対策奨励金というのについて、これは150万円ぐらいですけれども、どれぐらいの地域に利用された方があったのか、それを1点と。

108ページの節の19、やまなみ泊覧会発展支援事業4,000万円の中で、21年度に行われました事業内容について、どれがやっぱり事業がうまくいったのか、何がだめだったのか、そういう過ぎたものの評価というものもちょっとお聞きしたいと思います。

それで、22年度の主な本年度どういうふうにしてやまなみ泊覧会をやっていくのか、そういう内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私のほうからは、やまなみ泊覧会の検証の概要、それから21年度に向けたやまなみ泊覧会の取り組み、この件についてお答えをさせていただきます。

ご存じのようにやまなみ泊覧会については大変各集落、それから各団体等がそれぞれ自発的に、あるいはまた連携をそれぞれして、これまでどちらかというと他力本願でいたものを自分たちでできる内容、あるいはできる程度というものを確認しながら、もちろん役場の職員の応援やあるいは商工会の応援や、さらには総合支援センターの応援も得てつくり上げてきたと、こういうことですので、私としてはそれぞれの地域が、あるいはそれぞれの集落が、またそれぞれの団体が、限りなく自分たちにもできるという、こういう可能性を引き出してくれたと、こう思っております。

その一つの成果が、新たにこれまでどちらかというと批判、否定をしていた関係が肯定的に

なっています。それはどういうことかと言いますと、とりもなおさず人のやっていることをうらやましがるということがあったんですが、これがお互いにやって、お互いに達成感を味合おうという声がたくさん届いておりますので、そういう意味ではこれまでのやまなみ泊覧会については意識の改革という大きなテーマがある一定の成果を果たしたと、こういうふうに考えております。

そこで、その成果を、ではここで拍手をして終わるといのはもったいないということで、平成22年度にどうつなげるかというのが2つございます。

1つは、やはりまだそういう意欲的なものを持っていない、目指していないところがありますので、これらについての機会を与えるという発展、支援の可能性を残っている、同時にもう1点は、これまでかなり意識が高揚して、そしてまた人のネットワークもできて、あるいはまたさらに高い目標を立てている団体、集落等もございますので、これらについては一定の産業化に向かうもの、いわゆる企業として事業化できる、そういうものについての支援をしていこう、この2つの方向で実は内部で検討させていただいて、この後説明会も開きながらぜひ地域内にあるさまざまな資源をさらに高めていきたいと、こんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

102ページの報償費、地域経済活性化対策奨励制度報奨金の関係でございますが、おただしの利用実績を申し上げます。平成20年度は新築6件、修景1件、計7件でございます。今年度につきましては、2月末現在で新築1件、修景3件の計4件でございます。

これに関しましては、12月の定例会でこの利用促進について19番議員からおただしがございました。そこで、この制度につきましては専門的な部分がございますので、建築士会等を通して制度の周知を図るということで、先般3月2日、3日に東部地区、西部地区、それぞれリフォーム事業に合わせて説明会を開催させていただきました。

なお、この150万円につきましては、見込み3件の50万円で、150万円ということですが、増加した場合については補正で対応したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 大変よくわかりました。

地域活性化対策奨励制度の内容なんですけれども、やはり今定例会で一般質問もございまし

て、町のきめ細かな制度につきまして、かなり手を挙げてみんな改築をしたい、それぞれ屋根の色を直したいというお話を聞いたものですから、かなり300件以上これが殺到するんじゃないかと思いますが、そういう事業の中におきまして、やはりマニュアル的なものをもう少し細かく町の景観づくりの中でひとつつくっていただくようなお示しがあればいいかなと思って、前回その地域活性化対策奨励制度のやつが確かに規格が厳しいものですから、確かに申し込みは少ないと思うんですよ。今度の町のきめ細かな交付金制度が出ますと、確かに手を挙げる方がいっぱい出てきて、やはりうちのほうにしてみればカヤぶきの修復もしたいと、地域の営業をしているけれども住宅のほうにしか出せないのか、いろいろ条件が出てくると思うんですけれども、そういうところに町のせっかく1億円近いものがもし助成されるのであれば、台敷きはどうか屋根はこげ茶、ある程度マニュアル的なものをつくっていただいたほうが私は非常に景観上よくなるんじゃないかなという提案をひとつお願いしたいと思います。

あとは町長さんのいい話を聞きまして、非常にやま泊という活性化がございましたものから、その中において私は先日只見川、9町村でやっています電源流域のシンポジウム、これはいつもやっているんですけれども、これは非常に成果がございまして、地域づくりの人たちが自分たちでやった1年の成果を、必ず9町村の中で参加した人などで成果を発表するんです。その発表することが非常に自信につながって、たとえささやかなものをつくっていても、ささやかな景観をちょっと町並みの中に入れても、そういうものが自分たちが発表して皆さん聞かして成果を出すことが、私は本当にやまなみの成果というのは大きくきくんじゃないかなと思います。

そういうことで、ひとつやまなみの支援事業の中で、地域集落で参加されない方もいっぱいいらっしゃるわけです。だからそういう人たちにもお示しするというわけではございませんが、舘岩、伊南、南郷、田島、その地域地域でフォーラムを開いて、地域の人たちがこういうふうに関わっているんですよ、こういうことに皆さん参加していただいて、うちの地域はこういう特徴があるからということで、先ほど町長が言われたようにそういうものを発表する場を与えていただくことはどうかなということをお私提案したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず最初に、住宅あるいは町並みという景観に関するおただしがございましたが、今回の生活環境改善の事業についてはいろいろな視点がございまして、これまでも何回か申し上げているように、この経済危機をどう乗り切るかということが一つございまして。その中で、これまで

も申し上げましたように、どちらかという町指定業者として登録していない、いわゆる一人親方みたいな方がたくさんおられる。ここになかなか仕事が行きつかない、ここをきちっと見てあげる、あるいはここに私たちの思いを伝えてあげる、これはどうしたらいいんだろうということで、今回こういう形になりました。

したがって、これまで交渉とか、それぞれに大工さんとか建具士さんとかのところで話が進んできた、これについて余り厳しい条件をつけるということは経済の落ち込みを抑える、あるいは活性化させるという意味ではちょっと無理だろうということで、条件を余りつけずにさせていただきました。

しかし、議員がおっしゃるように、今後はこういうことが一つの起爆剤になって、新たな集落景観、新たな地域景観、こういうものが議論されてくるときには、当然今おただしのような色使いとか、あるいは工法とかこういったものについての枠組みをつくっていく、こういうことになって、あるいは住んでいる人もそうですが、来られた方々もそこで何かほのぼのとした歴史のものを感じられるようなものにしていくべきだろうと、こう思っております。

それから、2点目のこれまでやってきたやまなみ泊覧会の発表については、これは大変いいご提案なので、実は事務局経費というのも予定しております。ただこれについてはまだ使い道がすべて決まったわけではありませんので、事務局経費の中でこれは即対応させていただきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 やはり集落の自信を持つということは、本当に自分たちの成果を上げてきたことが発表の場でみんなに訴えることが、非常に今回伊南村で開催されたフォーラムが私聞きに行くと本当に感動しましたものですから、ぜひそういう成果がある集落、まだない集落もございますから、そういうものをだんだんと高めていくためにぜひとも提案したいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 今ほどやまなみ泊覧会の件が出ましたので、続けて関連しているので質問したほうがいいかなと思いましたが、ちょっと事務的な質問になっちゃいますけれども、予算概要の9ページに、ページ番号で言いますと92番、93番がございます。92番のほうは泊覧会開催事業ということで約4,000万円、それから93番は泊覧会発展支援事業ということで4,000万円ということですが、それでいけば開催事業と発展支援事業をどのようにはちょっと簡単に説明は書いてあるんですが、もう少し具体的にこれらの位置づけ、

使途について説明していただきたいというのが、まず1点。

それから、2点目については、要は今まであった地域発展支援事業という名称がなくなりましたね、多分。それが今度やまなみ泊覧会発展支援事業のほうにいわば吸収されるのかどうか、そうした場合に今までのこの地域発展支援事業と今度のやま泊発展支援事業の位置づけというか、守備範囲というか、内容が変わってくるのかどうかかなのか、その辺の2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 答えいたします。

まず、予算概要書の92番、やまなみ泊覧会開催事業4,033万5,000円でございますが、これにつきましては、庁内の各課で予算計上しているやま泊関連の事業予算、予算書でいいますと商工費のほうのやまなみ泊覧会開催経費にすべて内訳が載っておりますが、ここに上がっている数値内容でございます。

それから、93番、やまなみ泊覧会発展支援事業につきましては、先ほど町長が答弁申し上げていましたいわゆる地域の集落や団体から上がってくる事業、地域づくりに対する町からの支援補助でございます。それがお答えしましたとおり、新年度は新たな要綱を作成して、おただしのございましたようにこれまでございました地域づくりの発展支援事業とやまなみ泊覧会の発展支援事業を合体させまして、1つの補助要綱に一本化したということでございます。

その中で、先ほど町長が答弁申し上げましたように、いわゆる産業の振興、あるいは企業、そういった雇用創出に係る大変重要な事業については特別枠として補助の手当てを厚くしようと、さらにこれまでやってきました地域づくり、地域おこし、そういった事業については一般枠として支援するという2段階の方式をとりたいというふうに関現事業の内容、要綱の内容を検討しているところでございます。

以上です。

○2番 渡部俊夫議員 わかりました。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 2つほど。1つは選挙費用なんだけれども、これは町長選、すぐ来月から入るわけで、おれの見方が悪いのか計算の仕方が悪いのかわからないんですが、町長選と参議院選と知事選、3つ上がっているなんだけれども、これは57ページなんだけれども、似通った分はいいけれども、余りにもこれは違うなと思うのは、期日前投票立会人の報酬、人数も含めて同じなんだけれども、町長選については30万7,000円、あと参議院と知事選については

122万9,000円。それと2項目、似通った金額はこれは1,000円ぐらいは別として、それから期日前投票管理者ということで、同じやっぱり人数は4人なんだけれども、町長選が4万5,000円と参議院と知事選については22万4,000円とこうあるわけ、その違い。知事選と参議院はこれはどういうあれだかわからないですが。

それと、106ページと107ページの商工費で、15番の工事請負費と18番の備品購入のところで大体1億円ぐらい上がっているんですが、スキー場が1カ所のスキー場ならわかるんだけど、たかつえから南郷、田島、台鞍まで入って、数字が全然入ってなくて合算で入っているものだから、今1億円も設備にかけて厳しい厳しいというような状況の中で、これはきちっと1,000万円以上のが何だとこれは数字でも入れたり何かしたら親切でちょっと丁寧になったんじゃないかなというふうに思うわけ、そういうことでちょっと説明をお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それでは私のほうから選挙の関係での期日前投票管理者、それから期日前投票立会人の関係でお答え申し上げます。

これにつきましては、それぞれ1日当たりの報酬単価、これは変わりはないんですが、ただ選挙の内容によって告示から投票日までの期間がそれぞれ選挙によって違いますので、したがって人数は同じだけれども選挙の期日前投票をやる期間の長さ短さによって予算が変わってくる、こういうことをございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、106ページから107ページにかけて説明欄に数字の記載がないというおただしがありました、これまでもやはり工事請負費、それから大きな備品購入費等につきましては、ここに数字を記載することによっていろいろな面で予見を与えるというような部分をございます、原則的には工事請負費につきましては、個別ごとの金額表示はしていないということをございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、個別に数字が必要な部分につきましては、それぞれ担当課のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 まことに単純な計算ができなくて申しわけなかったんですが、その辺はわかりました。ただ、工事費と備品費のスキー場関係で、かなりこれは今大変な時期に1億もの設備投資して大丈夫なものか、そういうことで心配したものですから質問したんですが、中身はわかりました。ありがとうございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをさせていただきます。

議員がご心配されるのは無理もない話だと思います。なかなか入り込み者数、売上げが伸びない中で、設備投資だけしていてもいいのかと、こういうことだと思います。全く私もこれらの予算査定をするときにその視点で査定をさせていただきました。これよりもずっと多い、ある意味では修繕費という要望が上がってきたんですが、必要最小限度のものに精査をさせていただいたということでございます。

それは、実はこのままほうっておくとさらに修繕費がかさむだろう、あるいはここで設備投資をすることによって、新たな顧客を入り込みとして考えられる、それについての計画案を示してほしいということで、それらについての計画案を示してきたものについて、この工事費を予算化させていただいたということでございます。

つけ加えさせていただきますと、実はこの資料には載っていませんが、これまでINA、この前で言いましたが、約2,000万円ぐらい経費節減を今実現をしております。INAだけではありませんINAとさゆりの里と、それから夢開発と合わせまして統合する会社として12月、1月で約2,000万円近い経費節減をしています。これを3月までにさらに1,000万円ぐらいの経費節減をしていこうと。したがって約3,000万円ぐらいを目標にしている。

それから22年度に向けて経費の節減ができないか、これは体制をどういうふうに整えるかによって変わってきますが、人件費についてはしっかりとした余りにも安かったのもそのところはちょっと社会福祉法人南会津会等の給与規程を参考にさせていただきながら給与の基準はお示しました。しかしそれをどう実行するかというのは会社側の判断でありますので、そのところについてはまだいかなとも言えないわけではありますが、それでもこれまで安易に当たり前として行ってきたことを、みんなが意識を変えて本当にこれでいいのか、これは無駄になっていないかという精査を始めたところですので、それに前向きな計画が加わったので、ここは予算として計上させていただいて、議会同意をいただいでみんなで頑張ろうと、こういうことにしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは何点かお尋ねしたいと思います。

まず初めに、50ページ、これは総務費でございます。総務管理費の自治振興費でございます。19節の負担金、補助及び交付金の中で、国際交流推進事業実行委員会補助金というのが上がっております。これの補助の相手先と補助金の内容について教えてください。同じく輝やく女性の国際交流促進支援事業補助金の相手先と補助内容についても教えていただきたい。

続きまして51ページ、これは景観づくりの推進費でございます。前沢曲屋集落保存対策事業の今年度の計画につきまして、その内容を教えていただきたい。

それから、19節に負担金、補助及び交付金で前沢地区カヤのふきかえ補助金が計上されておりますが、今年度は何軒くらい行う予定なのかあわせてお願いいたします。

前沢の曲屋集落の関連で質問させていただきますけれども、前沢曲屋集落の保存事業は、ここにも書いてありますけれども、伝統的建造物群の保存地区という国指定文化財に向けて取り組みを進めておられるものと認識をしておりますが、文化財保護を所管される教育委員会、生涯学習課長にこれに対する今後の取り組み方について、実際予算には計上されておられませんけれども、実際今後文化庁等に申請する際の事務費等を始め指定後の活用も含めて、課長の考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

それから84ページ、これは衛生費、清掃費、生活排水対策費でございます。その19節、これも負担金、補助及び交付金の中で、合併処理浄化槽設置費補助金、これを計上されておりますけれども、各4地域でどのくらいの件数を予定されているのかお伺いしたいと思います。

それから、117ページ土木費、都市計画費、都市計画総務費の15節工事請負費の内容についてお伺いをしたいと思います。地場産品販売施設屋外整備についてということになっておりますが、既に設計をされているのか、建物の規模等はどの程度なのか、所管では説明されているのかなと思うんですが、ここでお示しをいただきたい。それから、公共トイレの整備というのはどこにするのか、それから18節の備品購入費の中身は何なのかということでお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

私のほうからは50ページの国際交流事業関係についてお答えをいたします。

まず1点目の国際交流推進事業実行委員会補助金につきましては、この名前のおりの実行委員会が既にごございます。副町長を会長とする団体でございます。この団体に対して韓国とのいわゆる子供を中心とした総合交流事業、いわゆるこちらから韓国に訪問し、また韓国から南会津町に子供を受け入れるという事業計画に対して補助をするものでございます。

それから、2点目の輝やく女性の国際交流促進支援事業補助金につきましては、町内で活躍いたします女性だけの団体、いわゆる例えば商工会の女性部さんですかとか、町内の婦人会あるいは婦人消防隊、そういった女性に対して日ごろのご苦勞の慰勞も含めて、いわゆる韓国との本当の意味での交流事業、向こうの文化を学んだり、人と深く接したりということで、そう

いった交流事業に対して1人当たり5万円を限度として1団体50万円の限度で支援を行うものでございます。

以上です。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

51ページの景観づくり推進費の中の1点目、国伝統的建造物群の保存対策に向けた今後のスケジュールということでおただしでございます。

平成22年、本年の7月に第1回の保存委員会、内容につきましては保存計画及び条例案の検討を行い、また第1回の現地調査、それから保存会の学習会、内容につきましては、これは住んでいる方々の住民の勉強会でございます。それと文化庁、福島県、南会津町とで検討協議を行います。

それから、9月に入りまして第2回の保存対策委員会、それから第2回の現地調査、それから保存会の学習会を予定しています。また保存地区の決定、保存計画及び保存条例の策定を行い、9月の定例議会に条例を提出したいと考えております。

10月には文化庁、福島県、南会津町とで検討協議を行いまして議会で審議をいただいた条例と次年度補助要望書を添付して文化庁へ提出いたします。

12月には第3回の保存対策委員会、この内容につきましては、歴史的なまちづくりに向けた調査と、それから第3回の現地調査で同月に文化庁の審議会が現地を視察していただく予定を考えております。

平成23年2月に文化庁の審議会が開催されます。3月には決定される予定でございます。3月に第4回の保存委員会によるシンポジウム、成果の発表等の開催を行う計画で進めてまいりたいということでございます。

次に、2点目の前沢地区の本年度のカヤぶき屋根は何軒あるかというご質問でございますが、今年度は4軒の要望がございまして、その数を見込んでおります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

前沢曲屋集落について文化財担当課でございます生涯学習課の考え方はということでございますが、前沢曲屋集落につきましては、歴史にはぐくまれた貴重な文化遺産であると深く認識しております。したがって、生涯学習課といたしましては、伝統的建造物群保存地区特定

に向けて、今後も館岩総合支所、振興課と連携し、また文化財の保存及び活用に関する諮問機関でございます町文化財保護審議会のご意見を伺いながらその保存活用にかかわっていきたくと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 環境水道課長補佐。

○長沼 豊環境水道課長補佐 84ページの生活排水対策費、合併浄化槽の補助設置基数のご質問がございましたのでお答えいたします。

新年度1,900万4,000円という形で補助金を計上させていただいておりますが、設置総基数としては、本年度及び昨年度の実績から推計しまして全体で26基と予定しております。

おただしの中で地域別という話がございましたが、この補助金につきましては町域全域を対象としておりますので、特にどこの地域というものはございませんが、今現在執行部で想定しておりますのは、田島地域で27基、館岩地域、伊南地域でそれぞれ2基、南郷地域1基程度の申し込みがあるのかなと、そのように想定しております。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

117ページにございますまちづくり交付金の工事請負関係の部分についてまずお答えを申し上げます。

地場産品展示販売施設といたしまして、木造平屋建て延べ面積469平米、142坪ほどでございますが、敷地面積はそのようになってございます。

その中に展示販売施設がございます。情報コーナー、交流コーナーですか、それと倉庫、それに事務室、それに先ほどトイレとございましたが、その施設の中にトイレ、男子が小が5、大が3、女子が5個、あと身障という部分での多目的トイレという分を建設をいたします。

それにこの請負費の中に御蔵入交流館前の緑地ということもございますが、この部分については21年度も計上されておりますし、22年度もあそこに緑地、要するに南会津の山に自生する木を移植して植栽をするという内容になってございます。

次に18番の備品関係でございますが、販売をする部分において必要な分については冷蔵庫、ショーケースについて平型とか、縦型ということで5台程度検討してございます。あと陳列棚、木製になってございますが、野菜とか花の陳列棚という部分も計画してございますし、あと休憩する部分については木製のテーブルと、あとレジのシステム等を備品として考えてございます。

この建物でございますが、設計はできてございます。完成してございます。あと個々の部分

については御蔵入交流館の前すべてのものについて全体的な町の駅構想的な部分での整備というふうを考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 環境水道課長補佐。

○長沼 豊環境水道課長補佐 ただいま設置基数の数字につきまして22年度26基と申し上げましたが、32基ですので訂正いたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 最後に1点だけ、これは考え方だと思うんですけども、総務課長にお伺いしたいと思います。

子供を対象にした予算が課を越えて計上されておりますけれども、対象が子供ということで同じなわけですが、その子供予算の査定とか積算も含めてですけれども同じテーブルとか、協議するようなことというのはされてきたのかどうか、これについて伺いたいと思います。横断的というかですね。

今後当然、子供対策というのは、それぞれ課を越えてやらなきゃいけないわけで、それぞれ目的が違うとか、子供が対象なんだけれども、そういう意味で子供の活動なり、予算なりを統括するような例えば部署なりを考えておられるのかどうか、2点、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

子育て支援という観点から申しますと、予算上は民生費、それから教育費ということになりまして、それぞれ目的が違う部分がございますが、当然のことながら関連する部分がございます。

一番私自身関連するなというふうに見ておりますのは、民生費で行っております学童クラブ、これと教育費で行っておりますいろいろなボランティアの団体の方々の協力を得ながら多くの対策を進めておりまして、それらにつきましてやはり縦割りになっている嫌いも確かにございますので、これらの予算の関係のときには、例えば学童クラブで教育委員会の放課後対策のほうの教室にも参加できるような、そういう柔軟な対応をそれぞれ予算査定の中では、私のほうからは指示をさせていただいているところでございます。

したがって、それぞれ各課横断的な対策をとらないと今後の少子化対策にはつながりませんので、今議員おただしがありました趣旨を十分理解した上で、今後も行政としての子育て支援に対する政策を進めていきたいというふう考えております。

なお、組織の問題につきましては、これらも含めまして今後十分に検討させていただきますが、これは私のほうからはちょっとまだこうしますというような段階ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 関連してお答えをさせていただきますが、まずこの議員がおただしのいわゆる関係各課といいますか、横の連携といいますか、これはまさになかなか理屈でわかっても行動であらわせないというのがあるんですね。

そこで、今回予算を編成する上で、協議者の全員のサインをもらいなさいと、予算書の中であるいは経費削減も含めて、どこの課のだれと協議をしてきたか、そうするとその人たちは今度さかのぼればどこの団体と協議してきたか、これは全部一連で系統的にわかるようにした書類をつくりました。

それをもっていわゆる課内で、あるいは係内で思いつきと言ったら失礼でなんですが、これまでの価値観の中でつくられたものについては、一切予算編成のいわゆる査定の段階まで入らない、こういうことでやってきていますので、今後徐々にこういう形が一定のルール化といいますか、定番になっていけば、私はまだまだこれまで以上にこの横の連携が強いきずなでできてるんだと思います。

そういうものを見据えた上で、課の今後の体制のあり方というのを考えないと、どうしても私町長直轄政策室というのをつくったんですが、そうすると新しい事業を全部それは直轄、直轄とですね、何か自分たちで仕事やらないようにやらないようにしていくケースが実際あったんですね。ですからここはやはりつくってしまうとそこだろうと、自分のところじゃない、ですが私たちは大切なことは自分で仕事を抱えて、だから給料いただける、仕事をする、だから町民に信頼が得られる、こういう気持ちでやらないといけないんでありますが、この間から言っているように2極というものの1極はまだまだできれば仕事をしたくない、できればほかの人にやっていただきたいという考え方があります。

これは、今後さらにだれが町政を執行するにしても大きな課題だと思いますので、今後も肝に銘じて取り組みを進めていきたいと、こう思っています。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ちょっと重なる部分がありますけれども8点お伺いします。

1点目、これは関係ないと言われるかもわかりませんが、先ほど新聞等に地方法人の

特別譲与税という項目で、都市と地方の税収の格差縮小のためということで、人口と従業員数に応じて都道府県に配分される金額が福島県2月期で90億円程度入ったわけですがけれども、その後の町のほうの流れというのは、このお金というのはどういうふうな形になっているのかお聞きしたいなというふうに思います。町のほうにはもちろんこんな項目はないというふうに思いますけれども、それが1点目。

それから2点目、施政方針の中で若干何点かお伺いします。

地域の特性を生かしたまちづくりのためにという項目の中でお聞きしたいことが1点ございましたので、研究機関の誘致という言葉があるわけですがけれども、これは私どもの町には非常に前から思っていたんですけれども、ぴったしの誘致企業なのかなというふうに思っていました、製造業はちょっとアクセス等々が悪いものですから、この町はそういった研究機関がいいのかなというように常々思ったこともありまして、もし想定しているものがあれば、町長がイメージ的なものがあれば、具体的にあればお伺いしたいと思います。

3点目、安全で快適な暮らしのためにという項目の中で、先ほど5番議員からも若干出ましたけれども、国道289の田島バイパスの中における地場製品の展示販売施設の整備ということで上がっております。それは通過観光客の取り込みや周辺市街地への還流を図るということでのってあるわけですがけれども、これは平成18年度3月に策定された田島市街地活性化の中に図までのってあるわけですがけれども、その辺のところをあのまま想定していいのかということですね。

それから一般質問でないから考え方はちょっと言いにくいんですがけれども、こういう小さな町での拠点づくりがあちこちで町の中であつたではどうなのかなという考えもありまして、そういう考えまでもし提示できればお願いしたいと思います。私は、前から言っているように町なかの再生を図るという意味で、町なかにバスをとめて云々という表現をしていますので、ぜひその辺の整合性をお伺いします。

それから4点目、安心の助け合い事業ということで、モデル事業をことし展開するということではありましたがけれども、これは所管の事務調査でも出たわけですがけれども、チャート図等、イメージ図等が出たわけですがけれども、これは地域で委員会でも視察等も行っている中身でもありますので申し上げますけれども、この地域のコミュニティーづくりの形の中では、やはり医療・福祉・介護の3点セットで対応しないとなかなか機能しないだろうというふうに、我々の委員会でも視察をしてそんな結果を得た経験もありますので申し上げたいのですが、委員会でも申しあげましたけれども、今回のチャート図の中では医療部分が欠如していると。施政方

針の中では将来的に南会津病院との連携という表現がありますけれども、やはりモデル事業なのでしっかり地元の医師会等と協議をしていただいて、やはり医療というバックがないとこれは意外と成就しないのかなという考えもありますので、モデル事業をやった後で考えるという考えもあるだろうけれども、その辺の検討はしたのかしていないのかお伺いします。4点目。

それから5点目、信頼される明日のためにという項目の中に、総合支援センターのことが載っています。これはもちろん私も町の中心になる存在になるのかなというふうには思いますけれども、住民サービスに関しては。これの人事についてお伺いしにくいんですけども、町からの出向者が行っているという形が何年が続くだろうというのを想定していますけれども、やはりプロパーの職員をつくっていただきたいというのが一つ要望なんですけれども、これはもう2年目、3年目に入ってくるとだんだんプロパーをしっかり位置づけて採用していかないと充実したセンター化ができないというふうに思いますので、いつまでも町の職員がどうのこうのという形にもなかなか難しくなるのであろうという想定をしていますので、定員管理をやっていますから、だからその辺の準備をしっかりやっていただきたいなということで、そのプロパーをしっかり雇っていくのは何年後ぐらいからやっていくのかなというふうにお伺いしたいと思います。

これは大事なことだと思いますので、せっかく今の状況ですと、例えば去年臨時採用になった方もいらっしゃるんですけども、1年1年の雇用で更新して、今回も申し込みがいっぱいあったようなんですけども、田島の場合なんかもあったようなんですけども、職安のほうに申し込んで、そこを通じてまた採用されるという形なものですから、できればそういった最終的にプロパーをつくる意味でも1年1年の更新はいいとしても面接だけで可否は判断できないのかということ、一々ハローワークを通さなくてもいいのではないかというふうに思うんですけども、その辺確認はしていないんですけども、多分そういった形になっていると思うんですけども、上司がいて1年間その人を見て判断をして、もう1年やってもらおうかというのは判断できると思うんですよね、面接なんかして。そこで決定して、一々ハローワークを通してやる作業は、自分のことですからやれといえやうでしょうけれども、無駄な動きじゃないかなというふうに思いますので、現場で判断できるかなというふうに思いますので、そういったプロパーづくりというのはどんなものかなということをお伺いしたいというふうに思います。

それから6点目は、南会津町当初予算概要の中の事業の11番、第三セクターの鉄道経営支援対策事業費として5,600万円ほどのついていますけれども、周辺の自治体等を合わせて多分支援

している事業だろうというふうに思いますけれども、会津鉄道、さらには野岩鉄道の環境はどのような状況か情報があればお聞かせください。

それから7点目、社協関係の予算が補助金ですけれども、これは19番、6,000万円ほどのついでです。それで社協関係のことでお伺いしたいんですけれども、社協にというかボランティア連絡会等の団体があるわけですから、そこに補助金、社協に補助金を出して、社協からそういった団体の補助金を出すという形なんですけれども、各種サークルとか、ボランティア団体等の補助が来年度からなくなるわけですから、町からのそういった各種ボランティア団体の補助金としての支出は減っているのか減っていないのか、その細かいのがわからないものですから総枠でちょっとお聞きしたいというふうに思います。

ちなみに昨年はボランティア団体1つ3万円、ことがゼロで、その前までは5万円ほどいただいていたんですけれども、だんだん独立してもいいだろうということなのかもわかりませんが、ただ社協の考え方としては、町からの補助金が減っているからだというふうなお答えもいただいていますので、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、もう1点あります。これは所管のほうで説明されているのかもわかりませんが、4月から発足しますみなみやま観光株式会社の組織概要がもう決まったというふうに思いますけれども、組織概要と取締役も大体決まったかなというふうに思いますので、差し支えなければ公表していただきたいと思います。18日に取締役会があって社長等が決まるというのは聞いていますが、その以前の組織が全然見えてこないものですから、4月間もなくです。もう公表してもいいのかなというふうに思いますので、できれば公表していただきたいというふうに思います。

以上、8点お伺いします。以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

大変いっぱいなので、ゆっくり答弁をさせていただきますが、まず私からは施政方針に関するおただしについてご答弁をさせていただきます。

研究機関の誘致ということですが、これはこれまでも田島町長時代からずっといろいろな研究機関、特につくばの総合研究所こといろいろな打ち合わせをしたり、あるいは民間の鉛筆会社との協議等もしてきました。しかし、なかなかこれまで具体的な協定を結んだ研究項目が出てこない。

しかし、思いとしては一致する部分がある。その思いとして一致する部分の一つとして、バ

イオマス燃料のそれを含めた新エネの開発、研究ということです。これも以前に議会のほうでちょっと関連する質問で申し上げたかもしれませんが、つまりチップー機を買いました。チップーはチップーとして使えるんですが、それをいわゆる限りなく微細の木粉、粉として生産をする。そうするとこれは議員おわかりだと思いますが、爆発を起こすんですね。その爆発したエネルギーをどう使えるかという、これを何とか南会津町の豊かな資源を使って、間伐材を使いながらできないかという、こういう取り組みをちょっと考えておりました。

それからもう1点はやはりCO₂の削減、排出、これについてそれぞれ外国に排出権を買ってもらおうと、こういうことから国内にということで一足的に国内にきました。しかしこれがジェイバーという、いわゆるオフセットクレジットという制度を環境省が作りました。しかしこれがなかなか全国見てみると動かないんですね、高知のほうが今先進県としてやっています。

そういうことのこれは数字上の計算なんです、まず森林の生態をどういうふうに位置づけていくかということ、それからあとやはり認証制度を活用すると、こういうこともあるんですね。これらについては、それほど大がかりな研究機関というのは必要ないんですが、こういういわゆるスタッフを誘致できないかと、こういうことをちょっとこれまで考えてきたわけであり、そのほかにも大学と提携をして、農産物の有効活用を図るための試験研究等についても協議しましょうと、こういう話題等についてはご提供がありました。

それから、国道289の地場産品の展示販売施設であります、これも旧田島町時代からその計画を組んで進めてきて、県の元気福島事業の中でやってきたんですね。それであそこの御蔵入交流館のところにバイパスができて、あそこがメインの交通の通過になる、これを見逃す手はないというのが一つあります。

それからもう一つは、あそこを芝生のままでいいのかという、芝生として利用している人がいないわけではないんですが、もう少し利用価値があるだろうということで考え出したのが、先ほども若干お答えの中にもありましたか、つまり南会津町の自然をそこに凝縮させて、いわゆる野や山に、川に入れたい方々でも、そこで南会津の自然のよさを感じてもらおう。と同時にそこに入って、そこで経験をされた、あるいは希望が膨らんだ方については、それでは山菜をとりたい、ワラビをとりたいのであれば、藤生のワラビ山をご案内しましょう、あるいはサユリを見たいということであれば、今度は南郷をサユリのところにご案内しましょう、そういうインフォメーションの機能も持たせていこうと。

そういう中で、それではやはりせつかくここに車をとめていただいて、そういう方がいるのであれば、地元の物産を販売しよう。販売するからには、やはりどうしてもトイレは必要で

すよねと、こういう話になって、いろいろと最初の計画では2億円くらいの県の事業として計画してきたんでありますが、ほぼ2億円からちょっと超えるくらいの事業予算で、あそこにそういう拠点をつくらうと、勧誘する。

それで、そこに人が集まっても今度は町なか寂れてしまうんでは困るということで、今度は同時に土地区画整理事業も関係していますが、会津田島駅の北口駅を何とかつくらうということで、そこについては駐車場や何かをきちっと設置をしながら、そこで楽しんで見ていただいた方々が、最終的に神社や祇園会館に来て食事をとってもらうことで、そこからさらに南側の中央商店街に人が誘導できるような、そういう跨線橋といいますか、そういう誘導路線をつくっていかうということで、思惑どおり来るかどうかは厳しい部分もあるかもしれませんが、そういう関係で整備をしてきたのがこれまでの経緯でございます。

それから、安心助け合い事業については、これは医療の分野が欠如しているんじゃないかなという話ですが、実はこれを最初に相談したのは南会津病院の医院長です。ご存じのように南会津病院は、今政策的にいわゆる病院の利用率という点からベッド数を少なくして、空きベッドがあります。この空きベッドの、それは政策的に空きベッドをつくっているんですが、これはあれだけの施設で、しかもそこにお医者さんがいて、看護師がいて、非常にもったいないという話が出まして、そこでそれではこれは病院側からなかなか提案するのはいろいろと立場もあるし大変ではないかなということで、私のほうからこれは知事に南会津病院については、ここで医師をください、あるいはこういう要望をお願いしますということも大事なんですが、それ以外に南会津町として企画提案をぜひしていきたいので、それについてももしそういうものがあつたら県としては真摯に受けとめてご議論をいただきたいということでお願いをしてきました。

したがいまして、議員おただしのように一足飛びに行けばいいのかもしれませんが、当面はどういう問題が発生するかもまだまだ見えていません。社会福祉法人南会津会も実は問題があるんですね。看護師が夜勤していないんですよ。しかし実際はみとり看護までいっているわけですね。こういう状態のときに介護士さんだけではできない処方がある。にもかかわらず看護師が置けないという状態。看護師を置くことによって、そこと例えば地域がどう結びつけるか、あるいは病院とどうつながるか、ここのところはやはり少し時間をかけて話をしていくべきだろうと。つまり南会津会については私一存では決定できません、それぞれ町村の首長さんがおられますから、そういうことを考えれば医療の問題については、少し第2段階の段階でステージに乗せましよう、という考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、総合支援センターであります、恐らくいつまでこういう不安な状態いるのかというのはご心配は私もあります。結論から言いますと、今館岩の総合支援センターから一般財団法人としてスタートします、この4月。これが伊南、南郷、田島がすべて包含されていると、いいですか、1つになって統合されていった時点がいわゆるプロパー職員の新規採用の時期と、こういうふうを考えています。

つまり、これはではいつなんだということになります、私としてはこれまだ町長選挙がありますから余り先のことは言えないんですが、もし今の立場をお与えいただければ、来年度、平成23年までには、この一般財団法人を全地域の統合という形でスタートをさせたいと、こういう希望を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは1点目、地方譲与税という考え方のご質問と理解してよろしいでしょうか。

○6番 渡部 優議員 地方法人特別譲与税。

○室井 裕総務課長 それで、お答えいたしますが、現在地方譲与税として交付されているのは、まず地方揮発油譲与税、それから自動車重量譲与税でございます、今お話のありました法人税関係についての譲与というものについては、今のところございません。

それで今後、今税制改正の中で議論されている部分なのかなというふうには思いますが、法人税のことで申しますと、基本的に32%は交付税の原資という形で入っているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、最後に、みなみやま観光株式会社のお話がありました。これにつきましては、現在の案でございますが、4つの部、総務部、企画部、資源開発部、スキー場事業部、それから宿泊事業部ということで4つの部、その下に7課体制で今検討をしているところでございます。

さらに取締役のお話でしたが、これにつきましては18日の取締役会の決定事項でございますので、この場においてお話することではないというふうに理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 私のほうからは、会津、それから野岩鉄道の現在の状況についておただしがありましたので、お答えいたします。

まず、予算概要書の11番に記載しました第三セクター鉄道経営支援対策事業につきましては、

一般会計予算書の52ページの19節負担金、補助及び交付金、ここに記載されてある事業がこの大まかな内訳だというふうにもまずご理解ください。

それから、鉄道会社の状況につきましては、昨今の景気低迷、さらには周辺市町村の人口の減少、それから去年は高速道路の1,000円化の話題などもございまして、本年度大変厳しい状況を強いられております。毎月両鉄道会社からは月ごとの運輸、それから輸送の成績状況ももらっておりますが、対前年比でやはり7%から10%程度の減少という厳しい状況でございます。

こういう中、会津鉄道におきましては、周辺3市町、それから福島県、それと国の東北運輸局などが参加しまして、本年度会津線の活性化総合連携計画を策定して、平成22年度以降、国の補助金をいただきながら鉄道の活性化等に邁進していく予定としております。

本町としましても、鉄道利用客を伸ばすための旅行商品化の造成、そういったものに事業提案をしながら、鉄道の活性化を図ってまいりたいということでございます。

以上、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

社協補助金の中に、先ほど議員おただしのように、それぞれの福祉団体の補助金等も含まれてございます。中身については、ボランティアの育成費、それから遺族会、それから身体障害者福祉会、心身障害者親の会の補助金も合わせて社協補助金のほうに含まれて交付をされています。この団体の補助金等につきましては、人数等の兼ね合いもございまして、若干会員数が減ったりしている場合には補助金の減額等を行っております。

また、町の補助金全体については、私のほうで答える立場にないので、その辺は総務課長のほうにお願いします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 何点か再質問をしますけれども、資料を1つ渡しておいたほうがよかったのかな、わかるところから質問しますけれども、施政方針のさっき国道289号線の田島バイパスのことでちょっと再質問しますけれども、なかなか思いどおりにはいかないかもわかりませんが、今青写真というか、こういうふうを考えているという中身は、十分に今までの質問の中にも出ていますので承知しているわけですが、心配しているのは確かに289の田島バイパスというのが新しい線ですので、でき上がれば交通量が町なかではまるっきり違うだろうというのはわかりますけれども、当然向こうを大型を通してという考え方もあるだろうし、町の中、市街地の活性化につなげるにはどうしたらいいかということで、

この間も一般質問で言いましたけれども、各学校等がいろいろ提案したりして、1年間2年間かけて準備を組んだりして報告をしているわけですが、やはりそこでも心配で報告の中にもあったんですけども、今回できる製品の販売所ですか、そこと市街地活性化がどうも結びつかないというふうな教授のお話もありましたので、ぜひその辺のところを思い通りにいかないかもしれませんという答えが出てきちゃったんですけども、もう一回お答え願いたいなというふう思うんです。

もう一回しかできないから、もうちょっと質問させてください。

それから総合支援センターは23年度からの思惑があるということでございましたので、来年、再来年ということで、ぜひこの3年間というか、臨時雇用の中でこの人を使えるなとかいう方もプロパーに生かしたいなという方も出てくるというふうに思いますので、ぜひその23年までいうと3年間なので、去年からいうと4年間になるのかな、そういった人を活用してもらいたいですね。新しく最初から、例えば29歳以下は応募してくださいというようなやり方だと、今までの経験がすべて無駄になっちゃうような気がして、せっかく支援センターの仕事の中身や流れがわかったり、各地域とのつながりができたりしている人をそこで切ってしまうような状況も出てきますので、その辺のところを勘案できるのかということ、人事の面ですから何か聞きづらいこともあるんですけども、お答え願いたいというふうに思います。

即活動できるプロパーという形で、23年度からもしできれば発足させたいなというふうに思いますので、3年過ぎると多分職員数も二、三十人減ってくるんじゃないかというふうに思いますので、即動けるような人材を登用していかないと、それだけ住民サービスがおくれるというか、まずさが出るという形になるというふうに思いますので、その辺の考えをもう一度伺いします。

それから、政策室のお答えなんですけれども、その第三セクターの鉄道経営支援事業、ちょっと私の聞き方が悪くて申しわけなかったんですけども、内容とか支援金の流れというのはわかります。これまでも何度も出ていますので、そうじゃなくて広域的に会津線ならば構成市町村で出しているわけでしょう。その辺のお金の出し惜しみとかそういうのがあんのかないのかというそういった状況をお聞きしたいんですよ。情報があれば、野岩線では栃木県が何かお金を出したくないなというような気持ちがあるようなこともちらっと前に聞いたこともあるので、その辺の状況をお聞きしたいというふうに思います。

いろいろ議員だって結構皆さんつながりがあるというふうに思いますので、そういうものがあれば議員の口からお願いする機会もあるだろうということを想定して言っているものですか

ら、大変お答えにくいかなというふうに思いますけれども。

それから、もう一点だけ、町民の笑顔あふれるということで、安心の助け合い事業の中での流れはわかりました。それでこういったものを広域化できないかという考えが一つあるんですけども、介護事業の広域化というのは、多分南会津の中で、こういう中でそのうち検討されるだろうというふうに思いますけれども、保険者が各町村じゃなくて、広域の中で保険者になれるかとか、広域圏の中でできないかとか、それは同じ郡民の中で負担を公平に分ち合う、しかも施設は郡内にいっぱいあるわけですから、郡内に展開しているわけですから、各町村の単独の介護保険事業ということじゃなくて、広域化できないかという考えがあるんですけども、これは町長の考えの施政方針ですから、広域の中でそういったことを提案するような気持ちが将来的にはあるかないかお聞かせください。よろしく。

○渡部康吉議長 ちょっと待ってください。6番議員に申し上げますが、答弁は休憩後でどうですか、いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、渡部優君の質問の答弁をお願いします。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、午前中にご質問いただいた件について、私のほうから答弁をさせていただきます。

私の記憶違いでなければ4つほど再質問があったかというふうに理解をしておりますが、まず第1点であります、国道289のいわゆる構想と市街地域の関連性についておただしがございました。このことは、バイパスが開通するだろうというところから、商店街の皆様や商工会の中で非常に議論が上がったところでもあります。つまりこんなこと言って失礼ですが、基幹道路となってしまうだろうという121号ですね、新しい289が主要道路になってしまう。そうするとにぎわいが消えていくんじゃないか、人の流れがかなり厳しくなってくるだろう、こういう

ご意見がございました。

そこで、中心市街地の活性化の議論の中で、1つは今ある121号国道の駐車禁止を撤廃してほしい、いわゆる駐車禁止を除いていただけないかと、これは警察署のほうにお願いをした嫌いがございました。それから、車道を少し狭めて歩道の拡幅をしていきたいと思いますか、そういうことで中心市街地のほうの新たな活性化策を講じていきたい、そんな中でこれは前署長、今の警察署長じゃなくて、前渡部署長との話の中では可能性はないわけではないと。その駐車禁止とか、歩道のいわゆる拡幅とか、車道を縮めると、それについてはやはり交通量を見ながら恐らく検討することになるでしょうと、こういうことがございました。

それから、先ほど申し上げましたように、会津田島駅を通して人の流れを中心市街地のほうに呼んでくるといいますか、そういう動線をどうしてもつくりたいということで、これについては当初土地区画整理事業で基金も持っていましたが、その基金だけでは十分でないので、ここについては予算措置をしながらその誘導策を考えていこう、つまりもっと詳しく言えば、誘導をするその中に物語をつくっていこう、そして何とか南側に人の流れをしていこう、こういう考え方で、私が田島町長にさせていただいたときには、もう既にバイパス工事は始まっておりますし、それを縮小するという状態にもなかったもので、ここについてはやはり町全体のことを考えて、町の駅みたいないわゆる拠点の一つつくりたい。しかしそれはつくりっ放しにしないで還流を必ずつくり出すということで、仕掛けをしようというようなことで、これまでの協議は進められてきておりますので、つながらないということであきらめるのではなくて、何とかつなげていくと、そういう意味では既存の中心市街地の商店街を持っている方々も、場合によってはいろいろな物の交流の中でバイパスのほうの物産ともかかわりを持つと、こういうことも考えられるだろうと、こういうふうに思っております。

それから、2点目の総合支援センターであります。確かに雇用を経験していく中で、そのノウハウは身につけます。これはどんな人でもそうだと思うんですね。ところが決して否定するわけではありませんが、経験を積むということだけでは私は変化する社会の中で総合的ないわゆる行政サービスの対応にはどうなのかなと、こう思いまして、絶えず自己改革あるいは自己研さん、こういうふうなことに取り組んでいる方をお迎えしようと、お迎えしたいと、こういうことでこれまでのやり方をしてきたわけでありましてけれども、一つの問題についてのエキスパートになるというそういう専門性もとても大事です。しかし、総合支援センターにはいつでもどんな人が行くかわかりません。まして総合支援センターですから、総合的に地域の暮らしを支援をする、こういうことですので、あれはできませんこれはできませんと、こういうような

形では役割を果たせないなので、やはり総合的な能力、これを身につけた人を配置をする、あるいは身につけた人材になっていただくと、こういうような形で今後総合支援センターの職員の登用については考えていきたい。当然臨時の職員についてもその登用の試験といいますか、機会は与えられると、こういうことになるんだろうと思います。

それで、先ほど23年度と申し上げたのはあくまでも最短のケースで、でもこういうことはできるだけ最短で仕上げていくということが大切だろうと思います。これまで町村の合併、それから商工会の合併、統合、そして今回の第三セクターの統合を考えますと、やはりこのタイミングというのは余り時間を置くことは好ましくない、こう考えておりますので、私の目標として申し上げさせていただきました。

それから、第三セクター鉄道支援ですが、確かにそれぞれの町村の財政が厳しい状況ですから出し惜しみといいますか、もっと別な支援の仕方があるんじゃないか、あるいは基幹の交通網であります、バス代替でもいいんじゃないか、これは一時栃木県側のほうではそういう議論になりました。しかしご存じのように、旧田島町を中心に百年の大計の中でこの野岩鉄道の開通を願い、ありとあらゆる方々の力を結集してできた鉄道ですから、そう簡単にはこの鉄道をバス代替にするということとはできないということで、それぞれ国会議員の先生方をお願いしながらここまで進めてきました。そういう意味では、現在ではかなり厳しい財政状況ではありますが出し惜しみをするという町村は、今私のところに情報は入っておりません。

ただ、一つだけ私のほうから提案をさせてもらったのは、赤字補てんをいつまでするのではなくて、赤字を縮小する、つまり輸送人員をいかにふやしていくか、ここに沿線市町村がもっともっとやはり強力で重点を置いて活動すべきだと。

そのためには私の提案ですが、まだこれは通っていません。いわゆる会津鉄道担当、あるいは野岩鉄道担当を各市町村に張りつけるか、場合によっては会津鉄道や野岩鉄道と連携を強力にするために町の職員を一時的に交流をさせると、こういうこともぜひ考えてほしいという提案はそれぞれの会社に申し上げております。

それから、安心助け合い事業の広域で提案できないかと、こういうおたまだったと思いますが、今現在私が持っている認識では、南会津地方は一つの県の行政圏として位置づけられています。つまり南会津地方振興局ということで県の機関があります。県の機関が町に設置されているというのは南会津地方だけです。ここはやはりほとんど支部ですから、やはり我々は真摯に受けとめて、この枠組みはととても大事にしていかなければならない。

しかしながら、この間も話したように合併した町村と合併しない町村との思い入れというん

ですかね、ここがかなり開きがあります。

もう少し言わせてもらいますと、南会津町は財政的な貯金ですね、基金、これはもうほかの町村、檜枝岐はちょっと村ですから、町によって3分の1以下なんですね。こういうことは固定資産税とかいろいろの問題がありますが、そうしますと大きい町だから、いわゆる中核的な町だからリーダーシップを発揮すべきだといいいながら管理者は持ち回りですし、それから管理者になっても異議ありと言いますと管理者の権限がないとか、こういう仕組みが今までできているんですね。

ですから私は一時期管理者を辞退しますというようなことを申し上げたこともあるんですね。管理者になっても決定権がない。それ以来管理者の決定権については真摯に受けとめるというふうになりましたが、そういうお家事情がそれぞれあります。首長さんたちの思いはもちろん違います。しかし、それ以上に議会があるんですね。つまり議会の同意を得ないとそのテーブルにのせることができない。そうすると私たちは首長としていろいろな提案をさせていただきますが、その前提としてはやはり議会の総意といいますか、議会の大勢といいますか、こういうものがないとなかなか管理者会のほうに提案するということは難しい。

したがいまして、絶えず広域化でやることのほうが私は効率がいいし、そのほうが先ほど申し上げたように南会津郡内に1つの振興局があるという観点からすれば必要性は感じていますか、今具体的な行動を起こすときではない、そのように考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 一般予算の部分と町長の施政方針の中で集会所を利用した地域の人たちが集まってコミュニケーションをとるといいう、施政方針の8ページ、そこにあります老人や子供たちの居場所づくり実施したいという予算がありました。そして、その部分について、当初予算のほうの中に地域安心助け合いネットワーク事業の中で180万円上がっています。これと連動していると思うんですが、このことについて、これはモデル的に2カ所、実際ことし予定はしていますが、今後、僕はこのことは全地区で本当は必要だと思いますが、町長、今後この2カ所をモデル的にやるんですが、その先の展開ですね、それをぜひ聞きたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、全地域というのが最も理想的な政策展開になるだろうと、これは議員と全く認識を同

じくしております。しかし、私はこれまでもいろいろな質問に対してその時々において答えてまいりましたが、そこに当事者意識がなければ町がすべてにかかわるというわけにはいきませんので、いわゆる集落の集落力、あるいは集落にそういうことに積極的に取り組もうとするようなリーダーシップをお持ちの当事者がいるか、こういうことが事業を運営する上でとても私は大切だというふうに思って、あとはそのことをこれまでの基本的なスタンスとして据えてきました。そういう中で、それぞれ各地域にお年寄りを抱えて問題のところに職員を派遣して事情を聞いていただきました。その中で、今私の地域ではそこまでちょっといく状況にはない、そういうことも含めまして、それぞれの集落の区長さんといいますか、駐在員といいますか、その方々にやってみませんかという声かけをしたところ、田島地区で2カ所挙がりました。それから、館岩が2カ所、伊南が2カ所、そして南郷が3カ所、こういうことでございますので、これらについてはやはり理想的なものに近づけるような熱意を持って取り組みを進めると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今町長が述べた全地域に理想としますと、僕も全く同じ考えで、本当はこの予算でそのまま全地域で実行してほしいと思えます。その一番いい例が、シルバーさんで今やっているあそこの無料休憩所、みんな散歩の合間に寄ってお茶を飲んで世間話をしてまた帰っていくという、一つのモデル的に動いているものが、多分の今回180万円で行われる一つのケース的なモデルだと思うんです。

既に動いているものとすれば、参考になると思うんですけれども、ぜひこの何地区かモデルになっていますけれども、なるべく早い展開で情報を収集して、各地区で今実質的な合意形成がなされていないとか、絶対重要だろうと町長言いましたけれども、それも歩きますけれども、やはり行政の中でその中に当番でやろうとか、そういうモデル的なものをリードしてもいいんじゃないか、その意向の分じゃなくて、そこ管理する人たちというのは高齢者だったかもしれないし、若い人じゃなくても婦人会かもしれないし、いろいろな運営の仕方はあると思うんですが、その情報収集に今回多分モデル的にやると思うんですけれども、ぜひそういう情報を収集して1年後じゃなくて、リアルタイムで情報を知りながら、もしかして9月の議会の段階で次々に、いや進めていこうみたいな形でみんな待っていると思うんですね。

だから、そういう意味では、それではやって1年なって様子を見て、結果が出てこういうレポートじゃなくて、もう今回走ったらうんと評判がいいから、じゃ6月からいこうか、すぐ始まるでしょうから、そういう意味でもっとリアルタイムでほかにどんどん広げていってほし

いと思います。それは要望です。もう一度答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、やはりこうありたいという姿を私たちは絶えず理想的なものとして持っていなければならない、これはある意味でビジョンであると思うんですね。しかし、そのビジョンに到達するまでの間にさまざまなハードル、あるいはさまざまな協議等を経なければならないというのがあります。これは執行者になってみて初めてそのところを深く理解できるようになったんですが、結局自分の思惑を形にするときには、押せ押せではだめなんですね。これはむしろ考え方が違う場合がありますから、そこはそれ行けどんどんだけでは逆に引いてしまうということがあるんですよ。

というのは、生き方がもともと違うんですねそれぞれに。例えば一つ話しますと非常に一生懸命働いてきたんだけど、ある企業を立ち上げのときに一番信頼していた友達に裏切られちゃったとか、そういうことがある人というのはなかなか話をしても信頼できない。つまり事象現象を見てから、確かめてから前に進むという、やはりそういうお考えになるっている人もいます。

ですからここは私は先ほど申し上げたような手法で実証をして、そしてまたやってみると私たちが考えているのと違うイメージ、つまりそこに配置した職員がある意味で、個人的にいろいろな話をしてはならないような個人情報まで話をすると、こういうことになってくるとこれは混乱を招きます。実はこれは群馬県のある村で始めたときに、私その村長に会いに行ったんですが、これで実は3年間動けなくなってしまったとか、こういうこともありますから、そのところは私は将来ビジョンに向けて慎重に対応しながら一つ一つ精査をして、また次の階段を上っていくと、こういう手法でいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 これで3度目ですけども、今言ったそういうビジョンと考え方という違いがありますけれども、別に押し売りしようというんじゃなくて、各地区でもやはりそういう声を待っているところもありますし、敬老会なんかに行くと、きょうみんなの顔を見に来たというおばさんもいるわけですよ。この楽しみもっとあるといいねと僕も声をかけるんですけども、そういう意味ではリードするとか、主導権がどこかにあるとか押しつけじゃなくてというふうに今言われましたけれども、ぜひそういうものじゃなくたっていいわけですよ、こ

ういう集まりを月に1回やりましょうという投げかけですから、そういう意味でそんなに構えなくたってやれることだと思いますので、それでしっかりした組織立ててやろうなんていうんじゃないで、てきかけとして、これもきかけの一つなんですけれども、もうちょっとやわらかい部分できかけとして、各今全部で9カ所ぐらいしかなかったら、本当は僕も理想に全カ所同時に進行してほしかったんですけども、そういう意味で何度も言ってもあれかもしれないけれども平行線かもしれないけれども、そういう意味で穏やかないろいろな進め方があるだろうと思いますので、ぜひ進むと言いましたので、そういう意味ではぜひ前向きに進めてほしいなと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員もおわかりでしょうが、政治家というのはいつどうなるかわからないんですね。そのときに、いわゆる町長というのは行政と、行政のトップ、長と政治家と2つの面を持っています。ですからこのところはやはり議員と同じような理想的なビジョンといいですか、絵を掲げていても、行政として公の金を使うと、こういうスタンスの中ではやはりそれが無駄にならないように、あるいはそういうことが町民の方々に少しでも受け入れられるように、このスタンスはどうしても持っていなきゃならないと思いますので、気持ちとしては前向きに行きますが、行動は慎重にさせていただきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 質問しまいかなど思っていたんですが、また議会報告か何かあると聞かれるとまずいで、確かめる意味で、恐らくこの地場製品の展示というのがありました。町長、ことしこう立てていけばあそこは何ができるんだと、必ず地場製品の展示だよと、そうすると今度それはではいつからやるのか、来年かな。そうすると来年からやとすればでは運営はどうやってやるんだ。じゃおれはつくって先ほどやまなみ泊で今度は産業化、事業化に力を入れるんだよということは、何となくこういう地場製品の展示場に出せるような形なのか、頭の中でそういうイメージを浮かべているのかなということで、どういう形で運営をしていくのか、ちょっとお訪ねしたいなというふうに思います。それが1点。

それから、先ほど学校給食の民間委託ということで、大きな金額が上がっております。いよいよ東部のほうにもそういう形なのかなと追及されるんですが、どこだかわかりませんから、

もう少し具体的なものがわかれば、教えていただけるなら教えていただきたいというふうに思います。

それからもう少したてば中学校の給食センターもできますから、そういったものとは全く関係ないと、学校単位でやるのかそうでないのか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

2点ご質問がありましたが、私から2点ともその大筋についてお答えをさせていただきますが、まず地場産品の展示販売施設でありますけれども、運営についておたがございました。

私の段階では、まだ明確に運営の母体となるところ、あるいは運営のシステムについては明解にしておりません。しておりませんが、これまで幾度となく一般質問等で関連するおたがしの中でお答えしているように、第三セクターが資源開発部というのをつくりました。今回新しくですね。こういうところで、いわゆる農協さんを中心とする農産物の生産にかかわっている方以外の、どちらかという兼業農家の小規模の方とか、あるいは現役は引退されたんですがやはり農地を守る、あるいは健康のために農業をする、いろいろな形で、あるいはまた教育旅行で指導していただいている方もいます。こういう方々の少しでも所得につなげたい。それを集荷し、販売をするということを第三セクターの今後の新たな役割、使命にならないののだろうか、こう考えていますので、それらとの関係性は出てくるのかなと、こんなふうには今思っています。

それから、学校給食の民間委託であります。いろいろと考えるところはありますが、西部地域のこれまでの学校給食の民間委託というのは、名前を出しますとニッコクさんとかいうところでやってきました。ニッコクさんにもお会いしましたし、南会津病院のほうの日清さんとかですね、大新東さんとかもお会いをしましたが、要するに民間委託のメリットというのは町からの経費節減なんです。町からの支出するお金が少ないというそういうメリットですよ、民間委託は。そのときに調べてみないで、これまで町の支出が少ないからいいだろうと、こう思って皆さんいたと思いますが、調べてみたら一番肝心な人件費が抑えられている。

私が理事長になったときに、田島のホームが民間委託に出せと、これは南会津会の約束だったんですね。田島ホームだけが直営だったものですから、これはすべて民間にすると、そういうもう約束ができて協議事項が整っていたんです。そこでやらざるを得なかったんですが、そのときに私が直接面接をしました。これまでは理事長が面接したというのはなかったそうです。そのときに資料を見せてもらいましたら、現在もらっている給与をどのくらいに落とすんです

か、いわゆる支払い給与をどのくらいするんですかという、ひどいところでは76%まで落とします。これで実は自信を持って言っているんですね。

でも私は、その方は南会津町の町民でしょう、そうしたら南会津の町民を優先して継続して雇用しますと、これでその人がたまたま47歳ぐらいだった。そうすると一遍に3、4万円の金が変わってくるわけですね、交通費まで入れたりなんかしますと。これで本当に民間委託を手放して喜んでいいのか、こういうことがありまして、私は現在の給与支払額と一番最も差のないところを選ばしていただいた。そのときに、じゃ南会津からのあるいは町からの持ち出しがどのくらいふえるんだ、それほど変わらなかった、こういうことですね。

ですから、民間委託ということを中心に、私たちにとってそれが望ましい将来の形だというふうに決めつけるのは大いに問題あると、こう思っています。ただし、今田島中学校の給食センターのお話がありました。これはいずれ始まります。ちょっと統合保育所の完成の関係でちょっとおくれました。場所も決まっています。この中でじゃ今言った会社に任せるのかということになりますと、大いに私としては疑問がありますから、それでは地域内にそれにこたえられる体制がとれないのか、これもある意味では第三セクターが持っているホテルに厨房があります。いろいろな形であります。

このところをもう一回精査をしながら、この民間委託については、合併した南会津町としては西部も東部もなく新たなスタルで今後対応して行って、そこで働く人がそれほどの負担なく、それほど厳しい環境じゃなくて働きがいのある職場をつくり出していく、これが私の考え方ですので、そういう前提でもう一度教育委員会のほうでも考えてみてくれませんか、という指示をしたところであります。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 人件費の抑制もあるんですが、もう一つは大事なことは、各学校のところに地元の商店街の人たちが納入すると思うんですよね。恐らくそこの打撃も相当すごいじゃないかと。だから人件費もそうだかもしれないけれども、町の活性化というか、今小規模にやっている商店街の人たちも、これがどのくらいあるかというのは私はわかりませんが、教育委員会のほうはある程度わかるかと思いますが、そういったこともひとつ加味していただきたいなと思います。

それから、先ほどの地場産品のほうがほぼ第三セクターかよくわかりませんが、もし決まったら当然募集を呼びかけて何か出してくださいよとか何かやると思うんですよね、それらもし恐らく来年スタートすれば、半年前とか年度末ころにはある程度形が見えてくるのか

なというふうに思いますので、そのときはぜひPRして、場所的には非常にいいと思いますので、私らも前から私も1回一般質問でこういったものは必要だよと、そしてそれがうまくいっているところというのはすごく潤っている。だから今はどこでも隣の下郷町だってあの道の駅できて、あそこに出している人たちは相当、どのくらいだかわからないけれども潤っているはずです。

だからぜひともそういう地域の活性化の中では非常に起爆剤だと思いますのでぜひそれを早目に、運営のほうも早目に集中してうまく回転するような形でお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えいたします。

商店街といいますか、その食材として提供してきた、こんなこと言うと失礼かもしれませんが、比較的小規模な商店街の人たちについては、はっきり申し上げて私が得ている情報の中でもかなり納品が減ったと、こういうふうに聞いています。

それを何とか地元の商品、いわゆる商店街を通して、そうしましたらコストの問題が出てきますね、それからもう一つはコンスタントに年中を通して食材の提供ができるかということですね。つまり商店街といえども市場から若松市場とか、猪苗代から持ってきて販売をする、そうすると地元の生産者としては地元を使ってもらえないんじゃないかと、こういう話があるわけですね。ここのつながりをどうするかという問題が一つあります。

同時に、商店街は商店街として経営していかなきゃなりませんから、やはり売り上げが必要です。それについても量の確保の問題と質の問題とコストの問題、ここでまた考えたのがこれまで入ってきたそれぞれのホームの民間委託者が、地元の食材をできるだけ使いますという約束がある。ところが調べてみると15%にも満たない状態なんですね。

それは何かというと、つまり夏は提供できるが冬はできない。これが言ってみれば受託をした民間業者の言い分なんです。それでは雪物をやりましょう、あるいは乾燥にかけましょう、こういうことで保存したならば使えますかと、それは保存してコンスタントに出せるのであれば使う可能性はあります、しかし、品質の問題があります、あるいはコストの問題があります、こういうことですね。

そうするとどうしても、いつまでたっても民間業者のほうの言ってみれば言い分が通ってしまふような状況なので、じゃここは先ほど言ったように地元の体制でできないものだろうか、あるいはある一定の条件を加えながら、もう一度民間業者のほうと協議できないものだろうか、ここのところを今それぞれの法人のほうに調べさせてもらっていますので、このことも例年イ

コール、もう毎年3月なると更新期になるんですが、特に問題がないので継続。継続ということで何年も来ているので、これも少しおかしいから検証しなさいと、こういうふうに申し上げておりますので、ここのところもしっかりおただしのような検証、あるいは検討を加えていきたいと、こう思っています。

それから地場産品のほうも主体となって運営するのは先ほど申し上げたような形とのつながりをこれから模索していきます。しかしそれは決定ではありません。ですからどうなるかはまだ未定であります。いずれにしても対象者は不特定多数おるわけですから、この対象者の方々にできるだけ出番をつくっていくという意味では、一定のルールをつくりながら周知を図ると、こういうことをどのタイミングですか、つまり相手がある程度出店しやすいといえますか、参加しやすいタイミングでそれはお知らせすると、こういうことになるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第49号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第50号 平成22年度南会津町老人保健特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 本件の会計は、老人保健特別会計、これが後期高齢者のほうに移ったということで、精算に伴うものと、こういうような提案理由の説明がありましたけれども、これはもしわかりましたら、請求遅延の分だと思いたしますが、何件あるか、想定されておられるのか、それを伺います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

まことに申しありませんがちょっと質問が聞き取れなかったものですから、もう一度お願いできればと思います。

○14番 平野昌盛議員 この会計は、もうこの事業は、後期高齢者医療に移ってしまってい

と思うんです。それでこの老人保健の会計はそれに伴う精算の分、これだけで10万5,000円ということになっていますが、医療費は幾らだったかどのくらい上がっていますか。これは細かく申し上げますと何かこのリーダーが、情報が、あるいは社会保険診療報酬謝礼金とか、県の国民健康保険団体連合会とか、こういったところからの情報があってこう上げられたのか、そういうことであればその件数は何件になっているかということ、件数だけでいいです。掌握しておられれば教えていただきたい、お聞きします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

基本的に20年の3月31日までに医療機関にかかった方のいわゆる未請求等があった場合についてこの会計を置いておく都合上置いているものでございまして、いわゆるそれが何件かどうかはちょっと把握はしておりません。ただ、診療報酬の請求自体の請求権というものが3年間存在しますので、21年度、22年度、それから23年の3月まで3カ年はこの会計を特別会計として保存をしまして、未請求等があった場合についてその処理を対応するというものでございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 14番。

○14番 平野昌盛議員 要するに未請求ということなんで、請求遅延が、これは言葉の関係なんです、そういうことで来年度もこの会計は残るということであると思いますが、そういうような説明がありました、それでよろしいかなと思うんですが、これは何か私ことし22年度で終わるのかなと思ったんですが、来年度までかかるんですね。再質問をします、その関係をもう一度お聞かせください。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

平成22年度が最後の特別会計のということになります。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第51号 平成22年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第52号 平成22年度南会津町介護保険特別会計予算

を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第53号 平成22年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第54号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第55号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の質疑、採決、討論

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第56号 平成22年度南会津町水道事業会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

なお、追加日程のため議会運営委員会を開催願います。

再開予定時間は2時30分ごろと予定いたしますので、お願いします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時30分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます



◎日程の追加

○渡部康吉議長 先ほど町長提出議案3件、委員会提出議案1件、委員会付託議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査申し出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第1、議案第57号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第57号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、公営住宅の家賃算定誤りについて、みずからの管理監督責任について、改めて町民各位に対しまして深くおわびを申し上げるものであります。

改正内容は、平成22年3月支給の町長の給料月額を20%、副町長の給料月額を10%、それぞれ1カ月分減額するものであります。よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 実は、事務方に教えていただきたいんですが、いわゆるこういった処分関係の体系といいますか、私もちょっとインターネットで調べたんですが、国家公務員法上、いわば法律上は懲戒処分、それから出勤停止だっけかな、それから減給、戒告とかとあって、今度法律に基づくんだか基づかないんだかわかんないんだけど、今度また別に文書注意とか、口頭注意とかあって、この体系がちょっと私もよく不勉強でわからないものですから、この辺の体系的なものをひとつ教えていただければと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

町のほうでも職員の懲戒処分に関する基準というものを設けておりまして、その中で大別しますと、地方公務員法違反の部分ですね、これにつきましては今お話のありました懲戒、それから停職、それから減給というような形、それから戒告ということになりますが、それ以外のそこまで至らない訓告、これらについては地方公務員法のことではなくて、その処分ではなくて、これから仕事に当たって十分に注意を喚起をしながらやりなさいよということでの言葉としての注意といいますか、そういった取り扱いということになります。大枠で言いますとそんな形になります。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 そうしますと、この処分の重みからするとどうなのでしょうね、これは戒告と減給を比較した場合にどちらが重いとか、それは一概には言えないんですかね。やはりその程度によって、例えば今回は減給1カ月分の20%だと。これが減給半年間とかというような形になれば、また条件が違ってきて、その処分の内容によって必ずしも一概にはどちらが重いとか軽いとかという比較検討はできないというふうに理解してよろしいのでしょうかね。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

処分の重さということで申し上げますと、減給は戒告よりは重いということでございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 今町長と副町長の処分の発表されたんですが、多分これは減給に当たるのかなと思うわけ。懲戒処分の中でも減給だと、戒告とか、停職なんていうのは、これは一生つきまといていくとおれは思うんだな。中身はわかんないけれども、ただ100分の20と100分の10、これは減給だとそういうとらえ方をした場合に、町長はこれは年だから、あとほかに就職とか何かということはないかわからないけれども、副町長は40まだ前半で、これからそれこそいろいろあると思うの、いろいろなこと。県へこれから帰ると言ったけれども、いろいろなことがあって、だんだん見ると履歴書の中でこれは減給、何を悪いことをやってきたか、これは必ず当てはまるんでないかと思うの、そういう形でせっかく来て、おれも10年前の住宅選考委員をやったことがあるから、そういうことで労働関係の代表ということで、大体切りかえまでやっていたものだから、そのときにおれらだって、なるほどこれは対象、減額した徴収、あれを持ってきたり、完納したり、いや困窮等があったり、何かしていろいろな形で調べて、調べていだろうと、そういう形で選考した経過もあるし、そういうことでせっかく副町長に2年して真っ黒いバツをこれをしょって行ってられないと思うの。

そういう形で、どういう処分の内容だかわかんない。単なる錢だけの100分の10の差し引いただけなら大したいいけれども、それでは処分の対象にならないと思うのな。これは処分、どこさ当てはまるんだわかんない。懲戒処分の中さいろいろこれは種類があるんだけど、おれもこれは訓告は何遍も食らったことがあるからわかるわけ。ただ、戒告以上になつとせい、この前言ったようにボーナスの勤勉手当部分しかかからないだよとか、何かこうあつと思うんだけど、そういう形でこれからの人をこの点をくつついたり、棒くつついたりしてたでは、これはうまくないのかと思うわけ。

そういうことで、本当のこれは処分なら処分の規定に当てはまらないかなと思うわけなもんだから、せっかく送り出してやるのに二重丸くっつけてな、どうぞ立派に仕事してきましたというような中身とはこれは別だと思う。そういうことでひとつ町長そこで何かどういう処分になったのか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

物事を考える場合には、いろいろな事項事項を関連させて比較対象しながら判断をすると、こういうケースが一般的だと思いますね。しかし今回の公務員法というのは特別職と、いわゆる一般公務員等の違いは私は当然あってしかるべきだと思いますね。その中で、この処分案を私なりに熟慮をさせていただきました。議員おただしのように、県の職員としてこれまで職務を責任ある執行をしてきた方が、南会津町に来たがゆえに汚点を背負うと、こういうことになってはまかりならんということで、振興局のほうに行って、実はこういう結果になって大変申しわけないとおわびをしながら、その辺の内部事情を聞いてまいりました。

しかし、県のほうとしては大変それは遺憾なことであるが、問題はその職員がそこでどういう振る舞い、どういう対応をしたかが評価の対象なんです。したがって今回の町民の方々には大変迷惑をかけたわけでありますが、そのことが直接副町長に対する評価には当たらないと、こういうことを言っておりました。しかしながら、副町長はやはり2年間といえども部下を指揮監督する立場にあるので、ぜひここはお願いしたいと、こういう部分がありました。私もみずからの責任を十分感じておりましたので、そのところを酌み取らせていただいて、先ほど申し上げたようないわゆる減額処分の基準をお示ししたと、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういう町長の説明はわかったですけども、副町長のほうの処分といいましょうか、懲戒処分の中のどれさ当てはめてするのか、その内容。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えいたします。

懲戒処分の制度について、少し説明をさせていただきたいと思います。

ご承知のように地方公務員法の29条に職員の懲戒処分の考え方、こういう場合は懲戒になりますというような条項があるわけですが、これは厳密に言いますと一般職員に該当するものでございまして、ですので結果だけを見れば、職員の減給処分と同じような今回の処分のあり方

になっておりますが、厳密な意味でいいますと、これは地公法上の懲戒処分の減給ではないというふうにご理解いただければと思います。いわゆる私どもには、その地公法の29条にのっとった懲戒処分という考え方がないので、一つの責任のとり方として、こういった給与の削減ということで責任を取らせていただきたいということでございます。

ですから、本当に議員からご心配いただいて、大変ありがたいお言葉をいただきましたが、結論から言いますと、私のこれからの経歴にも懲戒処分としての記載ですとか、今後のところでの復帰しての影響というものについてはないだろうということですので、今回については私もぜひ町政にかかわった立場としてこの責任をとらせていただきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 余り納得いかないけれども、副町長の立場で処分、減額するのか、それとも1回、建設課長兼務をやったことがあるからね、それと含まれているのか、どっちも含まれているのかなんだかそれはわからないんですが、そういう方向でなっているのか、そこらもちよっとわからないものですから、後からこれはそうだろうという感じで副町長が言った場合、ほかへ行ったとき、これは確約をきちんとしておかないと、いやおれは処分はただ金は減ったけれども、処分そっちは懲戒処分にはならねえわけだったけれどもなんていうことでしたら、何だとこれを見たらあれだ。いやおれもそういうことあったからよ、今までの経過がずっと経過の中でそういう経験があったものだから、おれは全然それはねえなという思いでしたら、あらら帳面を開いてみたらこいつとかかかってきて、そういうこともあるものだからやっぱり慎重にして、町長からの本当の10%だけで終わるんならいいけれども、文書をもったり何かしたら、文書を拒否してもいいべし、文書をどういう形でそういう処分の形としてだかわからないけれども、いろんな形でこう想定すればいいというか、想定するというか、そういう形でのいるので、心配しているものだから、そんな心配は要りませんよといえればそれまでだからわかんないけれども、ぜひそういうことの後からぶたれないような対策を町長とってもらいたいと思います。そういうことで。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをさせていただきますが、先ほども若干触れましたが、私たちは県の職員としてお迎えを、県の職員から副町長としてお迎えをした。これについて無傷で県にお帰りをいただくと、これが私たちのある意味では使命、責任である。これは前回来ていただいた杉浦副町長についても全く同じ状態であります。

そういう意味で言いますと議員からのおただしについては、大変私も今肝に銘じて感銘をしているところでありますが、文書等でお答えをいただいたわけではありませんが、間違いなく私が直接振興局に出向いてこの事件についてしっかりとおわびをしながら、今後の指導を得る、そういう気持ちで、副町長に対する将来の汚点として確認をしたところ、そういうことはありません、むしろ早い対応をよく行ったと、こういうお言葉もいただきましたので、今後についてはそういう心配はないものと、こう考えております。

先ほど副町長がお答えしたように、地方公務員法の基準とは別に、私たち特別職というのは絶えず、先ほども申し上げましたが、いつどうなるかわからない、政治家というものはそのくらい状況が移り変わっていく、そういう中で襟を正して、そして地方公務員にしっかりと指示ができるそういう立場にいないければならない、この判断で実はきのうもお話をしましたように会津美里の例を参考にさせていただいて、今回のみずからの処分とさせていただいたと、こういうことをございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第2、議案第58号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第58号 平成21年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

本件は、地域の活性化・きめ細かな臨時交付金の2次配分の内示があったことから、関係予算について追加補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ6,088万1,000円を追加し、予算の総額を138億6,631万5,000円とするものであります。

まず、歳入であります。第12款分担及び負担金は、小立岩地区の農業用水路整備事業に係る受益者分担金3万8,000円の計上であります。

第14款国庫支出金は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金6,084万3,000円の追加補正でありまして、最終的な本臨時交付金の交付内示総額は3億6,353万7,000円となりました。

次に、歳出補正予算についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、前議案でご議決をいただきました町長及び副町長の1カ月分の給料の減額分と、交付金事業で実施する庁舎の修繕料の計上でありまして、37万8,000円の追加補正であります。

第4款衛生費以降は地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の追加補正でありまして、初めの第4款衛生費は、簡易水道事業特別会計への施設整備費の繰出金800万円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は小立岩地区の農業用水路整備事業及び林業振興のための路網整備関連事業費を計上し、1,411万3,000円の追加補正であります。

第8款土木費は、町道整備事業と生活環境改善工事支援事業の追加で、4,125万円の追加補正であります。

第14款予備費は286万円の減額となりました。

また、繰越明許費の補正は第2表のとおりでありますので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、湯田哲議員。

○1番 湯田 哲議員 前回の質問の中にもありましたが、生活環境改善でかなり増額になって本当にいいことだと思います。その線引きというか殺到していて、多分抽せんなりある一つのガイドラインでやると思いますが、これに関して結構話してみると、知らなかった知らなかったというのが連続聞いて、本当に情報が伝わっている人たちにとってはすごくいいことかもしれないけれども、どっちかという弱者とか結構年配の方に聞くと、そんなのあったらそんなのあったらという言葉をよく聞きます。ですから、この後、この部分で今まだ決定はしていないと思うんですが、つまり対象者から選ぶことになると思うんですが、その分に関しては本当に弱者というとおかしいですけども、実際工事前と工事後とか、そういうチェック機能は多分皆さん知っていると思うんですけども、ぜひこの関係に関してはもと慎重に本当に優しいとか、雨漏りして築40年でいつも不自由しているとか、そういう人を確認してぜひやってほしいと思いますが、その辺考えをお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまでも幾度となくお答えをしてきましたが、この事業については、基本的に疲弊している地方経済、地域経済をどう行政として視点を当てていくかと、そこがまず始まりです。したがってこれは公の金を投資するわけです。

そういう意味で、先ほども申し上げましたが、指名業者として登録していないそういう方々が、実は下請け、あるいは孫請け等で、私どもは公共事業を発注することによってそこまで行きついでいるだろうと、こういう認識を持っていたんですね。ところが前にも話をしましたが、いろいろな事業をしていますと、それぞれその時代その時代に出てくる課題に対応しながら、現在まで経営を続けてきている。そういう中では地元だけでは助け合いができていなかった。

そういう関係がありますから、助けていただいた方々に、管外だった場合に、その方々に仕事を回すということもやはり道義的にしなきゃならない、とすればその方々が何をもって一体仕事をできるんだろう。つまり一人親方とかそういう方々がどういう仕事ならできるんだろう、こういったときに、まず私どもで一番先に考えたのが、下水道を供用開始しているんですけども、下水道の接続がなかなか進んでいない。これは貸付制度はありました。

しかし貸し付けだけでは、利子の補てんも町でしますので無利子で貸し付けする制度がありますが、それだけでも進まないとすれば、やはりここをひとつ接続できるような環境をつくれないうか。そのときに当然水回りというのも関係してきますから、それではそれだけではなくて、水回りの部分もその事業に加えてはどうだろうか、あるいはそうしたら、いや雪が多

くで除雪が十分に行き渡らなくて屋根がちょっと損傷したとかいろいろなことが出てきて、それではそれらについても、特に生活の拠点となる部分についての不安といいますか、負担が生じるものについて何とか応援できないだろうか、こういう形で進めてきたものなんですね。ですから、受け手側としては大変いい、便利だということは私どもも理解しておりますが、もともとはそこがスタートだと、こういうことでぜひ受けとめていただきたいんですね。

それで、多い場合どうするんだというこれまでもいろいろと話が出てきましたが、私どもは基本的に一応そういうこともいいですよということにしましたが、公共性の高いものをやはり審査をしていく、それが一つございます。それは私どもがやるんじゃなくて建築業協会のほうにそれぞれノウハウを持った方がいるので、そこに委託料を払ってそこで審査をしていただく、それが一つのクリアしなければならない部分ですね。

それから、もう一つは、4月1日から受け付けをしますが、それ1日でもう大勢の人が並んでしまう、これも混乱を招くおそれがあるので、これについては今回ご同意をいただいた段階で、件数の確認もおおよそできました。というのは、申し込み用紙といいますか、申請書を持っていった数を見ればおおよそ想定つきますから、こういう中で混乱のない方法を、仕組みをちょっと考えてくださいと、考えていきたいと思います、ということで今相談をしています。

それから、情報がわからないという方々がおられる、これはいろいろな媒体を通して情報というのは知るんでありますが、そののところはもしどういう方法が望まれる方法であるのかをご提案いただきたいと思いますが、私はふだんからやはり広報に関心を持つ、それは行政側から発行する広報もそうです。議会から発行するいわゆる議会だよりもそうです。そのほか町が発行する回覧板にお知らせとして入るもの、こういうものを絶えずやはり自分なりに知ってこういう意欲は必要だと思うんですね。ところが、目が見えないとか、あるいはいろいろな状況でそれに触れられない部分、こういう方々には、私はまた議員がおただしのように改めてそういう告知といいますか、周知をする方法は、当然考えていかなければならないと、こんなふうに思っています。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 公共性という、それが下水道のあれにつながって町の収入のほうにつながるとかというのももちろん重要です。今町長が言われた、今言った町の広報とか情報に関心を持ってほしいとかということを行いましたけれども、本当によろず相談をしていたり、いろいろ町で、行政のほうで町民の意見を聞くという姿勢もあるわけだから、そういう意味ではあそこはひとり暮らしで大変そうだとか、見守り隊にすぐ3つもおばあちゃんが出てくるんだ

ったら、その姿を見ているならば、こっちから情報をだれが伝えるかわかりませんが、じゃやっあってあげようとか、そういうふうに言ってもいいと思うんですね。だからそういう姿勢だけはしてほしいということです。情報に当たらなかつたら悪かつたねで済まないで、本当に知らない人は多分まだ何%しか知らないような感じします。特に1割いかないかもしれないぐらいの感じがしないでもない。ただそれだけです。それを言いたいで質問させていただきました。

終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第3、議案第59号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第59号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第7

号) についてご説明申し上げます。

本補正予算は歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を8億7,509万9,000円とするものであります。

補正の内容は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業による滝原簡易水道事業の施設整備事業費の追加計上でありまして、第2表では繰越明許費の補正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 この簡易水道の800万円のことなんですが、老朽して交換なのか、新しく伸ばすのか、もう少し説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは前回のご質問にもありましたが、滝原地区の八総鉾山跡のほうに水道管を新設をしたと、こういうふうを考えて計画したものであります。

今回この臨時交付金を使って800万円を追加してやるというのは、実はいろいろとここまでの想定の中で、どこからその給水口をどこにするかというところが議論であったわけでありまして、それが国道から橋に水道管を添架をしてという案を持っておりましたが、橋が老朽化をしていると、そういうこともあって、ただ単に橋に添架するだけではなくて、その附帯工事も必要である。

それからもう一つは、前回では今釣り堀のあるところのちょっと先までという私答弁をしましたが、実はその先に、八総鉾山時代に住宅跡地がある。その住宅跡地をできれば活用したいと、こういう計画もありましたので、それらについて対応するのであれば、もう少し延長しましょうかと。この差額といいますか、この経費が約800万円多く見込まれると、こういうことで今回の追加提案にさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、委員会提出議案第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より趣旨説明を求めます。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 本日、総務委員長、芳賀沼順一は欠席ですので、私、副委員長の湯田秀春ですが、かわりを務めさせていただきます。

意見書提出にかかわる提案理由の趣旨説明を申し上げます。

本件につきましては、平和市長会議会長の広島市長並びに同副会長の長崎市長から「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について要請があり、3月2日開催の議会運営委員会において当委員会が調査依頼があり、今国会期中に委員会として意見書の提出について審議をいたしました。

平成21年11月25日付で本町において、昨年4月のオバマ米国大統領のプラハ演説以降の核兵器のない世界に向けての国際的な機運の高まりをとらえ、非核平和の町宣言を決議したところであります。については、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、この議定書が本年5月のNPT再検討会議において採択されるように、今要請活動の取り組みに賛同し、意見書を提出することに決定しました。

以上、趣旨説明を申し上げましたので、ご理解をいただきましてご決定くださいますようお願いいたします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、総務委員会に付託してあります条例の制定について、本定例会に会期中に結論が出ました条例制定の審査経過と結果について、総務委員会の報告を求めます。

追加日程第5、議案第7号 南会津町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例についてを議題といたします。

総務委員会に付託しておりますので、総務副委員長の報告を求めます。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 同じく副委員長の私がかわりを務めさせていただきます。

本委員会に付託された、平成22年第1回南会津町議会定例議案第7号 南会津町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例について報告いたします。

去る3月15日、本会議上で再審議すべきという論議に対して多くの議員が賛同され、当総務委員会に付託されました第7号議案の南会津町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措

置に関する条例につきまして、事の重要性を真摯に受けとめ、当委員会は早速、同日午後1時より委員会を開催いたしました。

当初、付託されました議案の扱い方法について検討いたしました。審議が出尽くした後で、今定例会の本会議に返すべきという意見と、次の定例会まで慎重審議をするべきとの意見がございました。芳賀沼順一総務委員長より、せっかくの動議として総務委員会に付託されたものであるからもっと詳細に審査してはどうかという提案があり、その提案に沿って税務課長の出席を求め、議案第7号の内容をさらに詳しい審議に入りました。

税務課長からは、滞納対策委員会の設置経過や不誠実な者の定義や、その実態等について詳細に説明がございました。町外者に対しては、この条例が適用にならないではないかと、町外者だけの条例ではないかというような疑問点もございました。

今回の一番大きく心配される奨学金の貸し付けなど、親の滞納が子に及ぶというのは少しひどいんじゃないかと、もし裁判に訴えられたらどうなのかというような質問がございました。それに対して税務課長は制限することが目的ではなく、納付と向き合ってもらうためという説明がございました。

各委員会から、滞納は確かに困りますが、現行の現在行っている方法等で徴収を強化すれば振り向いてくれるのではないかという意見も多くございました。

2時間半ほどの審議の後、審議も出尽くしたというような意見があり、芳賀沼委員長が表決を行いますと言って表決を行ったところ、この第7号議案に対しては、この原案に反対する者5名、賛成する者1名で、この議案は否決となりました。なお、欠席者が1名ございました。

以上が当委員会での審査の結果であります。

○渡部康吉議長 これより副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 条例の内容そのものについての質疑はできないということで進め方について質問をいたしたいと思います。

議会運営委員会での総意をもってということが表に出ていないんですけれども、動議という形で各議員にはお知らせしておいたかなというふうに思いますので、議運の総意の意向というのは、当日委員会で委員長が申し上げた中身だろうというふうに思いますけれども、慎重審議ということで、まさか当日に結果が出るというふうには想定していなかったわけなんですけれども、議運の私が動議を提案した者なんです、その中では、まずもって慎重審議とはどういうこと

かということで、所管委員会にお預けをして、もしかしたらその過程で議員からの自由討議とかがあって、その中で集約していくのかなというふうな答弁があったものですから、非常に残念だなというふうに逆に思います。

ただ、それは総務委員会に付託したわけですから、その結果というのは尊重しなくちゃいけないというふうにも思います。

ただ、その進め方の中で、不採択とすべき議案とした結果を今いただいたわけですが、その経過の中で、これは「議員必携」の中にも出ているように、条例案審議の着眼点ということで7項目ほど載っていますけれども、何の目的で設定されるか、住民の賛成する内容であるか、違法な点がないか、現行条例の関係はどうか、財政との関係はどうか、どれほどの効果が確保されるか、7番目に表現が適当であるか、この7項目に着眼をして条例案を審議しなさいというふうなことで、「議員必携」に載っております。このことについてしっかり着眼をして、一つ一つつぶしながらその結果を導き出したのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、もう1点、この結果を導き出した中において、他自治体の参考条例がいっぱいあります。私、ここに四、五件持っていますけれども、そういったものを参考にして適切に導き出したのか、その進め方をお聞きしたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 正直言いまして、その7項目とかは余り意識しておりませんでした。

この案件につきましては、既にこの定例議会に入ってから総務委員会でしっかりと審議したわけでございます。さらに、本会議の昨日の7号議案のところ動議が出されて、もう一度よく審議しろというようなことで返されたわけでございますが、いずれにしても総務委員会としては、考えられるいろいろなことに対してそれぞれの質疑があって、そして慎重に審議してきたということでございます。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私も6番議員と同じく余りにも早いんで、本当に審議したのかなという疑問が残りますので、まず委員会の目的というのは、やはり会期をとって慎重に細部にわたって検討するというのが一つ、それから委員会というのは議会内部の予備的機関であって、議会から分離した意思決定機関ではないということを、まず委員会としては考えておかなければいけない。それと今我々南会津が議会基本条例をつくらうとしております。そこで、そうい

ったことを勘案しながら、3点ほどこういうことが審議なされたかどうかお伺いしたいと思います。

1点は、先ほど6番議員からありましたけれどもその答弁がなかったので、団体の南会津議会の場合には初めてだと思うんですね、こういう議案というのは。今まではどちらかという意見書とか、決議案というのは結構委員会に付託になっていましたけれども、こういったように議案というのを委員会で付託案件にしたというのは初めてなんで、多分総務委員会の方々もどんなふうに取り組えばいいんだというのを、その辺も戸惑いもあったと思うんですけども、今後の議会運営を考えると非常に大事なことなので、確認だけさせていただきたいと思います。

1つはこういった団体意思を決定する議案ですね、例えば意見書とか決議案というのは機関の意思決定であって、一般の条例だとか、予算というのは、これは団体の意思、議会全体の意思を決定する案件であるということから踏まえて、こういったものは普通であると、全部撤回するとか云々というのは、これは下手をすると提案権の侵害ということにもなりかねない重要な問題なものですから、普通であれば修正案等でこたえるべきであったのに、修正案も出ないで議決をしたということがあるので、なぜ修正案が話題になるというか、早い話、修正案が話題に上ったか上らないかですね。

それともう一つは、実際にみんな考えていることと一緒にしたいと思いますけれども、なぜ総務委員会でやって短い期間でやるのであれば、今話題の議員討議まで持っていこうという話が出たのか出ないのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 結論から言いまして、一部修正というのは委員長ほうからちょっと出たんですが、そのほうには進まなかったと。それから、全体の討議というものもそれも話には出ませんでした。

先ほども申しましたように、私どもも税務課長を呼んで審査するというのは、前回と今回で2回続けて、しかも今回は2時間半もかけてやったわけです。中で日数、時間だけではないだろうと、やはり内容の審査する密度もあるんじゃないのかというような声もございました。それから、会期を延ばす根拠というものがなかなか明確なものがなかったということで、税務課長とのやりとりの中で、もう審議は出尽くしたということで、多分これはきょう委員長がいませんが、委員長の判断で表決をしたと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより議案第7号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「あります」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、まず原案賛成者の発言を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 原案に対する賛成討論を行います。

まず初めに、私は平成13年の9月一般質問のときより、これからは滞納対策が非常に大事だという話を足かけ8年、9年やっておりますので、当時小田原市では悪質な者に対しては名前を出そうじゃないかというような条例もつくったほどです。あるいは昨日のテレビで皆さんもご存じのように、福岡県では給食に対して滞納した者は、本当に悪質であれば差し押さえをするということで、きのう2件ほど差し押さえをしております。世の中は変わっております。

やはり逆に親がそういった責任を負わないと子供も育ちません。もし親がそういうことをやらなければ、子供はこういう親にはなりたくないと言って、逆にいい子供が育つかも知れない。そういう意味では、やはり今回の町の情勢を考えた場合には、私はこの条例は必要だと思います。

特に条例改正等の説明では、不誠実な滞納者に対して行政サービスをすることでということをやっております。要するに不誠実な人ということをやっております。そして、議案第7号の本文においては、第1条で、町税等の納付について不誠実な者に対して、納付を促進し、滞納を解消するためとあります。

さらに、次のページ、第8条では、滞納者は完納誓約書、または分納誓約書を提出しなければならないとあります。

さらに10条はこれを受けて、特例措置を受けた場合には、どうしても納められないという人が出てきた場合には、そういった意味で制約期限までに町税等を納付できない正当な理由の申し出があった場合には、さらに町は考える。

さらに11条には、どうしてもこれまでの町のほうで十分な措置をした結果でも不服がある場合には、不服の申し立てをしてくださいと、ここまで丁寧な条文になっております。

もしこの条文が否決されたということになれば、私は何のために10年間議員をやってきたかと。滞納対策に一生懸命に取り組んできた者としては、ぜひともこの条例は通していただきたいと、こういうふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 次に、原案反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私は、原案に対して反対討論を行います。

先日、一般質問でも何点かの指摘をしましたが、この条例の最大の問題は、まず文章と実際の内容に大きな差がある欠陥条例となっていることであります。

第1条の目的で、納付について不誠実な行政サービスの制限をすることにより、納付意識の高揚と徴収に対する町民の信頼を確保すると、こうなっております。しかしながら、第2条におきましては、滞納者とは前年の税金等を納めない人、そういう用語の説明はあるものの、不誠実な者についてどうだという用語の説明はありません。したがって、滞納者全体へ制限が行われる、そういうような文章になっているわけでありまして。

そこで、当局の説明をさらに聞いてみますと、不誠実な者とは、納付の話し合いに応じない人、あるいは払うと言っても約束を守らない人、そういう人が不誠実な人だという説明は返ってきません。しかし、それならばその条例の文章もそれなりのわかりやすい条例にする必要があるのではないのでしょうか。

きのうの総務委員会の中でも、ほかの自治体で不誠実な者とはこうだと、こういうわかりやすい表現が書いてある自治体の例が発表になりました。そこで、きのうの話でも税務課長に今後規則の中でそういう説明を入れる予定があるのかと聞きますと、そういう予定はありませんと、こういう話がありました。つまり不誠実な者とはこういうものだというのが条例からわからないと、こういう欠陥のある条例だと私は思いました。

そしてもし百歩譲って、条例の上で不誠実な者とはこういうものだという意味がわかったとしても、次の問題は、二重の制限についての問題が残ります。つまり、滞納者については国税であるならば、例えば短期保険証や資格証明書が発行されております。水道ならば給水停止があったり、固定資産税なら差し押さえなどの制裁措置があるわけでありまして。私どもはそれをだめだとは言っておりません。それはやってもいいわけでありまして。そして、そのほかに行政サービスの制限というのを二重に課すことは、これは憲法14条の法のもとでの平等を侵す、そういう内容になっているのではないかと、こう思っております。

先ほど条例上の審査の着眼点という指摘がありましたが、その条例上の審査の着眼点でも法律との関係、憲法との関係ではどうだと、こういう指摘事項もあるわけでありましてから、やはりその観点からいって問題があって、これはまだまだ多くの学者の方も非常に難しい問題で結論が出ていないと、こういう状況であります。

そして、特にその二重制限の中で、親が滞納した場合、子供の奨学金や放課後児童クラブに制限があるのは、これは江戸時代のかたき討ち、これが明治になって禁止されましたけれども、それと同じくやはり禁止すべきではないかと思います。

この4月には町長の選挙がありますから、町長はこの条例案をどうしてもやりたいというのであれば、きのう言いましたけれども、町長選の公約に掲げて、そして広く町民の意見を聞くべきであります。

以上の理由によりまして、この条例案はまだまだ欠陥条例であり、県内で葛尾村に次いで制定するような状況ではありません。総務委員会できのう5対1で否決されたこの結論を尊重していただきまして、そして皆さん方にこの条例を否決していただきますようお願いしまして、私の反対討論を終わります。

○渡部康吉議長 次に、原案賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決いたします。

この条例に対する副委員長の報告は否決であります。

したがって、原案についてお諮りいたします。

議案第7号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立少数です。

よって、議案第7号は否決することに決しました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元の配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第7、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び特別委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎町長あいさつ

○渡部康吉議長 以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、町長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可いたします。

町長。

○湯田芳博町長 平成22年第1回議会定例会に提案をいたしました議案につきましては、一部の議案を除き、慎重審議の上ご議決を賜りましてまことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

さて、平成21年度も残りわずかとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解を賜りたい案件がございますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

第1点目が、平成22年度の税制改正であります。現在、国会において地方税法の改正が審議

されているところでありますが、これが決定されますと町の関係条例の一部改正が必要となります。

2点目は、平成21年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を中心といたしまして、繰越明許費の補正が予定されております。

以上、ご説明を申し上げましたように、いずれも年度末に事由が発生するため、議会を招集する時間的な余裕がなく、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

重ねて、本定例会での議決に対しまして心から感謝を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



◎副町長あいさつ

○渡部康吉議長 次に、副町長からあいさつしたい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

副町長。

○渡辺 仁副町長 議会の貴重なお時間をいただきまして、私の退任のあいさつをさせていただきますことに、まずは感謝を申し上げます。

思い起こせば2年前、この議場で、この場所で、この厳粛な雰囲気の中でごあいさつをさせていただいて以来、早くも2年がたちまして、本当に今感慨ひとしおでございます。

2年前、私こちらに来る前に知事のほうから、常々県民目線で、それから県民の声をよく聞くようにというふうなお話をいただきながらこの町に副町長としてご選任をいただきました。まさにそれを実践するこの町に来て、さまざまな施策に携わらせていただきました。これもご縁といいますか偶然ではなく、この町に来させていただいたのも必然であったなというふうには考えております。

そして実際に、地域の住民の方が主役となって、地域の観光資源を生かしたやまなみ泊覧会、あるいは今の環境問題に即応しましたストックヤード、あるいは道路沿線型の森林整備、こうした県内でも他町村に例のない独自の施策にかかわれましたことは、本当に私のこれからの貴

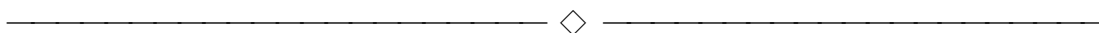
重な経験、財産になるというふうに思っております。

そして、またもう一つ大きな財産ができました。といいますのは、それぞれの地域、あるいはそれぞれのイベントの中で、もちろん議員の皆様始め町民の方、そして職員の皆さんとともにさまざまなおつきあいをさせていただきました。そうした中で、本当に温かいおつきあいをさせていただきました、素直にありがとうと言える自分がここに生まれました。皆さんとのつながり、きずなは、さらに大きな私の財産になったなというふうに感じております。

この4月からは私、県に復帰いたしまして、商工労働部の企画主幹というポストに内示をいただいております。これは県の部署のどんな業務かといいますと、今の農商工連携、6次産業化、それから経済対策、そういったものを商工労働部が担っているわけですが、それぞれの担当課の事業調整を行い取りまとめの部署でございます。

まだまだ微力な私ですが、県全体の地域活性化のための、ひいてはそれが南会津町の活性化にもつながってくるというふうに信じておりますので、皆様からいただきましたご指導のもとに、微力ではありますがまた別な立場からご支援をさせていただきたいというふうに考えております。

最後になりますが、改めて町民の皆様、そして議員の皆様、町長、そして職員の皆さんに改めて感謝を申し上げますとともに、議会と町執行部がこれからも両輪となり、この町の限りない発展をなされますことを心よりご祈念申し上げまして、退任のごあいさつとさせていただきます。本当に2年間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）



◎閉会の宣言

○渡部康吉議長 以上をもちまして、平成22年第1回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員